

令和5年 第3回定例会

摂津市議会会議録

令和5年9月 6日開会

令和5年9月29日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和5年第3回定例会

○9月6日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 認定第1号～認定第8号、議案第59号、議案第60号、 議案第62号～議案第64号	1- 3
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、 次世代育成部長）	
委員会付託	
日程3 報告第7号	1-20
報告（総務部長）	
質疑（三好義治議員、野口博議員、三好俊範議員）	
日程4 報告第8号	1-26
報告（次世代育成部長）	
質疑（塚本崇議員、増永和起議員、三好俊範議員）	
採決	
日程5 議案第61号	1-30
提案理由の説明（市長）	
質疑（塚本崇議員、三好義治議員、三好俊範議員）	
採決	
日程6 議案第65号	1-40
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（塚本崇議員）	
採決	
休会の決定	1-41
散会の宣告	1-41

○9月26日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
塚本崇議員	2- 3
西谷知美議員	2-10
村上英明議員	2-16
水谷毅議員	2-23
野口博議員	2-30
嶋野浩一郎議員	2-37
三好俊範議員	2-45
安藤薫議員	2-63
延会の宣告	2-71

○9月27日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、

出席した議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程1 一般質問	
松本暁彦議員	3- 3
藤浦雅彦議員	3-17
香川良平議員	3-24
三好義治議員	3-31
南野直司議員	3-41
弘豊議員	3-45
森西正議員	3-54
日程2 議案第59号、議案第60号、議案第62号～議案第64号	3-62
委員長報告（総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・民生常任委員長）	
討論（弘豊議員）	
採決	
日程3 議案第66号	3-65
提案理由の説明（次世代育成部長）	
質疑（三好義治議員）	
採決	

日程4 議会議案第12号	3-70
提案理由の説明（村上英明議員）	
討論（塚本崇議員）	
採決	
日程5 議会議案第13号～議会議案第19号	3-71
採決	
散会の宣告	3-71

○9月28日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 議長辞職許可の件	4-3
採決	
議長辞職の挨拶（福住礼子議員）	
日程2 議選第1号	4-3
選挙	
議長就任の挨拶（水谷毅議員）	
日程3 副議長辞職許可の件	4-4
採決	
副議長辞職の挨拶（光好博幸議員）	
日程4 議選第2号	4-5
選挙	
副議長就任の挨拶（松本暁彦議員）	
日程5 議案第67号	4-5
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4-6

○9月29日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-3
会議録署名議員の指名	5-3
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	5-3

選任		
日程 2	特別委員会委員選任の件	5- 3
選任		
日程 3	議選第 3 号	5- 3
選挙		
日程 4	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定		
閉会の宣告		5- 3
☆添付資料		
審議日程		資料- 1
議案付託表		資料- 2
一般質問要旨		資料- 3
選任名簿		資料- 7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表		資料- 8
議決結果一覧		資料- 9

摂津市議会会議録

令和5年9月6日

(第1日)

令和5年第3回摂津市議会定例会会議録

令和5年9月6日(水曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福 住 礼 子	2 番	藤 浦 雅 彦
3 番	安 藤 薫	4 番	野 口 博
5 番	村 上 英 明	6 番	水 谷 毅
7 番	南 野 直 司	8 番	森 西 正
9 番	弘 豊	10 番	増 永 和 起
11 番	三 好 義 治	12 番	西 谷 知 美
13 番	塚 本 崇	14 番	出 口 こうじ
15 番	三 好 俊 範	16 番	香 川 良 平
17 番	松 本 暁 彦	18 番	光 好 博 幸
19 番	嶋 野 浩 一 朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
副 市 長	福 渡 隆	教 育 長	箸 尾 谷 知 也
市 長 公 室 長	平 井 貴 志	総 務 部 長	山 口 猛
生 活 環 境 部 長	吉 田 量 治	保 健 福 祉 部 長	松 方 和 彦
建 設 部 長	武 井 義 孝	上 下 水 道 部 長	末 永 利 彦
教 育 委 員 会 長	安 田 信 吾	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大 橋 徹 之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	石 原 幸 一 郎	消 防 長	松 田 俊 也
総 務 部 理 事	丹 羽 和 人	生 活 環 境 部 理 事	西 川 聡
会 計 管 理 者	柳 瀬 哲 宏		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒 井 陽 子	事 務 局 次 長	大 西 健 一
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-------|-----|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 認 定 第 | 1 号 | 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 2 号 | 令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 3 号 | 令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 4 号 | 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 5 号 | 令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 6 号 | 令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 7 号 | 令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 認 定 第 | 8 号 | 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| | 議 案 第 | 59号 | 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号） |
| | 議 案 第 | 60号 | 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 | 62号 | 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 63号 | 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 64号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 報 告 第 | 7 号 | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |
| 4, | 報 告 第 | 8 号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 5, | 議 案 第 | 61号 | 摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 6, | 議 案 第 | 65号 | 動産取得に関する件 |

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

○福住礼子議長 ただいまから令和5年第3回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和5年第3回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件外1件、認定案件といたしまして、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件外7件、予算案件といたしまして、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)外1件、条例案件といたしまして、摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件外3件、その他の案件といたしまして、動産取得に関する件、合計17件の御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単であります。開会に当たりますの御挨拶といたします。

○福住礼子議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び弘議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月29日までの24日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、認定第1号など13件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容を御説明いたします。

初めに、本市の令和4年度決算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、個人市民税や法人市民税などの市税収入の増加や地方交付税が増加したものの、臨時財政対策債や減債基金繰入金の減少により、前年度を3.7%下回っております。

歳出につきましては、価格高騰緊急支援給付金事業費や千里丘駅西地区再開発事業費、連続立体交差推進事業費が増加となったものの、財政調整基金や土地開発基金への積立金が減少となったことから、前年度を4.2%下回りました。

なお、決算に当たりまして、財政調整基金を4億円取崩しいたしましたが、実質収支につきましては2,965万7,690円の赤字となっております。

また、経常収支比率につきましては、3.0ポイント悪化し、93.6%となっております。

それでは、次に、決算概要に基づき、御説明申し上げます。

概要4ページを御覧いただきますようお願いいたします。

歳入決算につきましては、調定額442億618万9,164円に対し、収入済額は438億4,351万8,705円で、収入率は99.2%となっております。

次に、6ページを御覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額48億7,562万2,000円に対し、支出総額は429億9,766万8,395円で、執行率は88.0%となっております。

形式収支は8億4,585万310円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支はマイナス2,965万7,690円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

歳入といたしまして、自主財源は217億5,419万4,531円で49.6%、依存財源は220億8,932万4,174円で50.4%となっております。構成比率の上位につきましては、市税が42.2%、国庫支出金が23.3%、府支出金が10.8%などとなっております。

次に、歳出についてでございますが、15ページを御覧ください。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は198億8,597万6,453円で、歳出全体に占める割合は46.2%でございます。

その他、主な項目といたしまして、物件費は70億101万8,541円で16.3%、補助費等は45億6,167万8,285円で10.6%、普通建設事業費は62億9,235万3,743円で14.6%などとなっております。

次に、決算書に従いまして、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、各歳入金額につきましては収入済額で御説明いたします。

10ページ、款1市税は185億2,105万416円で、前年度に比べ2.4%、4億2,567万2,120円の増

加となっております。

項1市民税は68億2,297万273円、項2固定資産税は90億7,419万9,324円、項3軽自動車税は1億5,295万2,923円、項4市たばこ税は7億9,273万5,664円、項5都市計画税は16億7,819万2,232円でございます。

なお、市税の収入率は98.5%で、前年度に比べ0.1ポイント改善しております。また、不納欠損額につきましては1,352万7,001円となっております。

款2地方譲与税は1億5,947万5,000円で、前年度に比べ7.8%、1,159万4,000円の増加となっております。

項1地方揮発油譲与税は3,764万6,000円、項2自動車重量譲与税は1億1,268万1,000円、項3森林環境譲与税は914万8,000円でございます。

款3利子割交付金は1,169万2,000円で、前年度に比べマイナス10.8%、140万9,000円の減少となっております。

款4配当割交付金は9,797万3,000円で、前年度に比べマイナス5.7%、590万6,000円の減少となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金は7,040万3,000円で、前年度に比べマイナス39.8%、4,663万3,000円の減少となっております。

款6法人事業税交付金は3億6,939万1,000円で、前年度に比べ6.6%、2,292万9,000円の増加となっております。

款7地方消費税交付金は22億1,92

8万5,000円で、前年度に比べ6.3%、1億3,135万8,000円の増加となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金は208万2,789円で、前年度に比べマイナス6.1%、13万4,527円の減少となっております。

款9環境性能割交付金は3,508万円で、前年度に比べ20.4%、593万2,000円の増加となっております。

款10地方特例交付金は1億3,019万2,000円で、前年度に比べマイナス46.7%、1億1,420万円の減少となっております。

項1地方特例交付金は1億2,640万円、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は379万2,000円でございます。

款11地方交付税は14億3,225万4,000円で、前年度に比べ32.1%、3億4,804万2,000円の増加となっております。

次に、12ページ、款12交通安全対策特別交付金は1,256万5,000円で、前年度に比べマイナス9.7%、134万9,000円の減少となっております。

款13分担金及び負担金は4億8,697万7,191円で、前年度に比べ0.7%、328万5,272円の増加となっております。

款14使用料及び手数料は4億6,295万481円で、前年度に比べ5.0%、2,184万9,123円の増加となっております。

項1使用料は3億4,723万9,470円、項2手数料は1億1,571万1,011円でございます。

款15国庫支出金は102億3,578万3,426円で、前年度に比べマイナス4.8%、5億1,235万8,199円の減少となっております。

項1国庫負担金は66億1,071万6,721円、項2国庫補助金は35億6,706万9,944円、項3委託金は5,799万6,761円でございます。

款16府支出金は47億4,769万5,549円で、前年度に比べ3.9%、1億7,825万6,042円の増加となっております。

項1府負担金は21億2,453万1,437円、項2府補助金は4億8,669万1,279円、項3委託金は21億3,647万2,833円でございます。

款17財産収入は1億3,587万153円で、前年度に比べ281.3%、1億24万150円の増加となっております。

項1財産運用収入は3,502万895円、項2財産売払収入は1億84万9,258円でございます。

款18寄附金は2,051万7,759円で、前年度に比べマイナス1.5%、32万406円の減少となっております。

款19繰入金金は4億4,151万3,752円で、前年度に比べマイナス70.9%、10億7,816万6,790円の減少となっております。

項1特別会計繰入金金は3,748万6,636円、項2基金繰入金金は4億402万7,116円でございます。

款20諸収入は10億3,378万5,374円で、前年度に比べ22.4%、1億8,952万3,271円の増加となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は2,901万3,685円、項2市預金利子は2,

718円、項3貸付金元利収入は2億153万9,800円、項4雑入は8億322万9,171円でございます。

14ページ、款21市債は25億6,428万円で、前年度に比べマイナス37.7%、15億4,949万3,000円の減少となっております。

款22繰越金は6億5,152万9,405円で、前年度に比べ39.4%、1億8,431万2,755円の増加となっております。

款23自動車取得税交付金は117万2,410円で、前年度に比べ皆増でございます。

次に、歳出についてでございますが、各歳出金額につきましては支出済額で御説明いたします。

18ページ、款1議会費は2億7,555万6,878円で、執行率97.7%となっております。

款2総務費は59億3,330万4,746円で、執行率79.7%となっております、その内訳といたしまして、項1総務管理費は49億3,243万8,826円、項2徴税費は4億6,056万8,919円、項3戸籍住民基本台帳費は1億4,895万837円、項4選挙費は7,800万1,903円、項5統計調査費は1,787万9,077円、項6監査委員費は3,413万5,362円、項7保健体育費は2億6,132万9,822円でございます。

款3民生費は180億9,172万7,620円で、執行率93.6%となっております、その内訳といたしまして、項1社会福祉費は76億967万7,529円、項2児童福祉費は76億8,569万9,496円、項3生活保護費は27億9,635

万595円でございます。

款4衛生費は48億1,229万7,156円で、執行率86.6%となっております、その内訳といたしまして、項1保健衛生費は22億9,682万9,556円、項2清掃費は25億1,546万7,600円でございます。

款5農林水産業費は1億2,097万9,296円で、執行率96.2%となっております。

款6商工費は14億1,501万3,922円で、執行率80.6%となっております。

款7土木費は59億9,836万344円で、執行率79.1%となっております、その内訳といたしまして、項1土木管理費は3億9,689万3,362円、項2道路橋りょう費は7億8,653万5,333円、項3水路費は1億5,595万4,267円、項4都市計画費は46億2,439万9,308円、項5住宅費は3,457万8,074円でございます。

款8消防費は12億1,017万6,591円で、執行率94.4%となっております。

款9教育費は31億569万5,043円で、執行率90.2%となっております、その内訳といたしまして、項1教育総務費は6億9,855万5,343円、項2小学校費は11億4,333万505円、項3中学校費は4億1,960万3,679円、項4幼稚園費は1億8,344万4,661円、項5社会教育費は4億9,558万5,502円、項6図書館費は1億6,517万5,353円でございます。

次に、20ページ、款10公債費は20億3,455万6,799円で、執行率99.9%となっております。

款11予備費は、当初予算5,000万円のうち、水路敷明渡請求に係る訴訟等関係費用及び測量等業務委託料や境界確定等請求に係る訴訟等関係費用として、緊急的な支出が必要となった項目などに、合計5件、467万1,927円を充当いたしております。

以上、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号、令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を御説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書45ページを御参照いただきますようお願いいたします。

まず、令和4年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は14億2,345万3,211円、歳出決算額は2,807万7,280円で、歳入歳出差引額は13億9,537万5,931円となっております。なお、この剰余金につきましては、全額、令和5年度の同会計の歳入といたしますのでございます。

次に、決算の内容につきまして御説明いたします。

52ページを御参照ください。

歳入の款1財産収入、項1財産運用収入6,421万2,000円は、前年度に比べマイナス2.9%、192万円の減少となっております。

款2繰越金、項1繰越金13億5,922万6,411円は、前年度に比べ2.8%、3,727万5,948円の増加となっております。

款3諸収入、項1預金利子等1万4,800円は、前年度に比べマイナス0.4%、57円の減少となっております。

次に、54ページを御覧ください。

歳出の款1繰出金、項1繰出金1,284万2,400円は、前年度に比べマイナス2.9%、38万4,000円の減少となっております。これは、味舌上財産区及び鶴野財産区の土地貸付収入の2割相当を一般会計へ繰り出したものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費1,523万4,880円は、各財産区への事業交付金で、前年度に比べマイナス2.6%、40万9,629円の減少となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要217ページから223ページに記載いたしております。

以上、令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案内容を御説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入につきましては、算定結果に基づく普通交付税及び臨時財政対策債のほか、補正財源の調整として財政調整基金などを計上いたしております。

歳出につきましては、過年度分国庫返還金や多世代同居・近居支援補助金のほか、学童保育室運営引継業務委託料などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,142万5,000円を追加し、その総額を472億9,689万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、第1表歳入歳出予算補正に記載

のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款11 地方交付税、項1 地方交付税は、2億2,454万6,000円減額しております。

款19 繰入金、項1 特別会計繰入金7,039万4,000円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものでございます。

項2 基金繰入金3億6,951万7,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款21 市債、項1 市債1億9,394万円の減額は、発行可能額確定に伴い、臨時財政対策債を減額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款2 総務費、項1 総務管理費482万2,000円の増額は、過年度分国庫返還金でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費987万9,000円の増額は、介護保険特別会計繰出金の増加によるものでございます。

款7 土木費、項4 都市計画費550万円の増額は、多世代同居・近居支援補助金の増加によるものでございます。

款9 教育費、項5 社会教育費122万4,000円の増額は、学童保育室運営引継業務委託料でございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ、第2表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

指定管理業務18事業につきましては、指定期間満了に伴う更新のため、新たに限度額を設定するものでございます。設定期間につきましては、令和5年度から令和10年度までの期間で、限度額総額を89億5,348万1,000円に設定しており

ます。

指定管理事業以外の債務負担行為の追加につきましては、小学校給食調理業務等委託事業といたしまして、令和5年度から令和10年度までの期間、8億5,466万5,000円を限度額とするものでございます。

中学校給食調理業務等委託事業につきましては、令和5年度から令和8年度までの期間、2億7,538万8,000円を限度額とするものでございます。

学童保育事業につきましては、令和5年度から令和8年度までの期間、2億8,261万円を限度額とするものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、6ページから7ページ、第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。

変更分といたしまして、臨時財政対策債に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 認定第2号、令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容を御説明申し上げます。

決算書の10ページから13ページにかけての令和4年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、10ページから11ページ、収益

的収入及び支出で、収入の第1款水道事業収益は20億7,810万3,883円でございます。

第1項営業収益は19億5,335万444円で、前年度に比べ0.5%、1,019万9,950円の減少となっております。これは主に給水収益の減少によるものでございます。

第2項営業外収益は1億2,475万3,439円で、前年度に比べ17.5%、2,649万8,167円の減少となっております。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は19億3,592万9,198円でございます。

第1項営業費用は18億6,970万4,881円で、前年度に比べ2.6%、4,704万6,042円の増加となっております。これは主に原水・浄水及び送水費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は6,622万4,317円で、前年度に比べ56.7%、2,396万7,245円の増加となっております。

第3項予備費につきましては、予算現額1,000万円を執行せず、全額不用額としております。

続きまして、12ページから13ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入は5億3,936万4,000円でございます。

第1項企業債は5億1,430万円で、前年度に比べ28.8%、2億780万円の減少となっております。これは施設改修事業に係る企業債発行額の減少によるものでございます。

第2項他会計負担金は2,046万4,000円で、前年度と比べ皆増でございま

す。これは料金システム再構築に伴う下水道事業からの負担金でございます。

第3項工事負担金は30万円で、前年度と比べ50%、30万円の減少でございます。

第4項交付金は430万円で、前年度と比べ81.4%、1,883万5,000円の減少となっております。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は12億9,999万2,639円でございます。

第1項建設改良費は9億1,898万1,536円で、前年度に比べ25.9%、3億2,168万889円の減少となっております。これは主に施設改修費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は3億7,892万5,663円で、前年度に比べ4.7%、1,701万1,107円の増加となっております。

第3項交付金返還金は208万5,440円で、前年度と比べ430.7%、169万2,461円の増加となっております。

第4項予備費につきましては、予算現額500万円を執行せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億6,062万8,639円は、令和4年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,746万1,303円、減債積立金1億円、建設改良積立金3,000万円及び過年度分損益勘定留保資金5億5,316万7,336円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は、予算現額880万円に対し、執行額は649万4,582円で、これに伴う仮払消費税及

び地方消費税相当額は59万416円となっております。

続きまして、14ページ、令和4年度摂津市水道事業損益計算書につきまして御説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益17億7,884万4,771円に対し、営業費用は17億6,530万9,323円で、営業利益は1,353万5,448円となっております。また、営業外収益1億1,665万7,819円に対し、営業外費用は6,675万3,346円で、差引額4,990万4,473円に営業利益を加えた経常利益は6,343万9,921円となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億812万5,172円とその他未処分利益剰余金変動額1億3,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億156万5,093円となっております。

16ページから17ページにかけて、令和4年度摂津市水道事業剰余金計算書及び令和4年度摂津市水道事業剰余金処分計算書を、18ページから19ページにかけて、令和4年度摂津市水道事業貸借対照表を、20ページに令和4年度摂津市水道事業キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ掲載しておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第2号、令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容を御説明申し上げます。

決算書の62ページから65ページにか

けての令和4年度摂津市下水道事業決算報告書につきましては、下水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、62ページから63ページ、収益的収入及び支出で、収入の第1款下水道事業収益は36億4,371万4,003円でございます。

第1項営業収益は26億6,601万2,679円で、前年度に比べ0.7%、1,908万9,881円の減少となっております。これは主に他会計負担金の減少によるものでございます。

第2項営業外収益は9億7,770万1,324円で、前年度に比べ3.3%、3,329万2,240円の減少となっております。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は33億7,570万6,654円でございます。

第1項営業費用は29億9,399万5,735円で、前年度に比べ1.4%、4,250万4,129円の減少となっております。これは主に流域下水道管理費の減少によるものでございます。

第2項営業外費用は3億8,171万919円で、前年度に比べ11.6%、5,012万5,337円の減少となっております。

第3項予備費につきましては、予算現額1,000万円の充当を執行せず、全額不用額としております。

続きまして、64ページから65ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入は19億6,165万1,838円でございます。

第1項企業債は6億3,120万円で、前年度に比べ59.5%、9億2,770万円の減少となっております。これは主に資本費平準化債の発行額の減少によるものでございます。

第2項負担金等は986万7,845円で、前年度に比べ10.7%、95万6,154円の増加となっております。

第3項、国庫補助金は2億2,900万円で、前年度に比べ12.2%、3,176万5,000円の減少となっております。

第4項他会計負担金は5億4,862万2,607円で、前年度に比べ2.2%、1,166万1,031円の増加となっております。

第5項他会計補助金は5億4,269万5,786円で、前年度に比べ5.5%、2,816万5,593円の増加となっております。

第6項長期貸付金償還金は26万5,600円で、前年度に比べ177.8%、17万円の増加となっております。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は34億6,835万7,077円でございます。

第1項建設改良費は8億3,431万5,309円で、前年度に比べ0.04%、32万4,808円の増加となっております。

第2項企業債償還金は26億3,404万1,768円で、前年度に比べ23.8%、8億2,357万7,586円の減少となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額15億670万5,239円は、令和4年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99万471円、減債積立金2

億2,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億7,879万6,663円及び当年度分損益勘定留保資金11億691万8,105円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は、予算現額1,553万8,000円に対し、執行額は1,046万6,500円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は95万1,500円となっております。

続きまして、66ページ、令和4年度撰津市下水道事業損益計算書につきまして御説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益24億9,241万8,442円に対し、営業費用は29億2,220万1,775円で、営業損失は4億2,978万3,333円となっております。また、営業外収益9億7,333万5,839円に対し、営業外費用は2億7,748万7,128円で、差引額6億9,584万8,711円から営業損失を差し引いた経常利益は2億6,606万5,378円となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億5,067万9,414円とその他未処分利益剰余金変動額2億2,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は6億3,674万4,792円となっております。

68ページから69ページにかけて、令和4年度撰津市下水道事業剰余金計算書及び令和4年度撰津市下水道事業剰余金処分計算書を、70ページから71ページにかけて、令和4年度撰津市下水道事業貸借対照表を、72ページに令和4年度撰津市下水道事業キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ掲載しておりますので、御参照賜りま

すようお願い申し上げます。

以上、認定第3号、令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 認定第4号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

初めに、決算の概要について御説明させていただきます。

決算概要は199ページを御覧ください。

令和4年度国民健康保険事業におきましては、国保都道府県化後の5年目に当たり、事業費納付金や保険給付費等交付金などの財政運営の仕組みの下、大阪府及び府内市町村が連携して、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、国保財政健全化に向けた取組を行ってまいりました。収支につきましては、財政調整基金の取崩しが必要となったものの、前年度に引き続き黒字となり、収支均衡が一定図られるとともに、医療受診行動につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準に戻りつつある状況が見られた決算となっております。

それでは、決算概要202ページを御覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額9億7,967万4,839円に対しまして、収入済額9億2,045万2,473円で、収入率は93.3%となっております。

主な歳入の構成比率は、府支出金71.1%、国民健康保険料が19.1%となっております。

次に、決算概要204ページを御覧ください。

さい。

歳出でございますが、予算現額9億3,654万8,000円に対しまして、執行額9億1,469万7,821円で、執行率は97.2%となっております。

主な歳出の構成比率は、保険給付費が69.0%、国民健康保険事業費納付金が28.4%、保健事業費が0.7%となっております。

この結果、決算書35ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和4年度国民健康保険特別会計の収支は、歳入歳出差引575万4,652円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は1億3,972万2,067円で、前年度に比べ3.3%、5,987万6,079円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は26万9,632円で、前年度に比べ22.2%、7万7,013円の減額となっております。

款3府支出金は64億8,544万5,001円で、前年度に比べ1.9%、1億2,699万1,823円の減額となっております。

款4繰入金は8億5,594万3,016円で、前年度に比べ6.4%、5,166万3,570円の増額となっております。

項1一般会計繰入金は8億3,039万16円で、前年度に比べ3.2%、2,6

11万570円の増額となっております。

項2基金繰入金は2,555万3,000円で、前年度に比べ皆増となっております。

款5諸収入は2,003万8,388円で、前年度に比べ73.9%、851万5,092円の増額となっております。

項1雑入は1,733万2,475円で、前年度に比べ145.8%、1,028万1,614円の増額となっております。

項2延滞金、加算金及び過料は270万5,913円で、前年度に比べ39.5%、176万6,522円の減額となっております。

款6財産収入は6,619円で、前年度に比べ75.8%、2万785円の減額となっております。

款7繰越金は1,902万7,750円で、前年度に比べ69.8%、4,390万6,297円の減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

14ページ、款1総務費は1億5,250万7,236円で、前年度に比べ7.1%、1,013万9,789円の増額となっております。

項1総務管理費は1億4,140万216円で、前年度に比べ7.5%、986万8,321円の増額となっております。

項2徴収費は1,086万4,020円で、前年度に比べ2.2%、23万6,188円の増額となっております。

項3運営協議会費は24万3,000円で、前年度に比べ17.0%、3万5,280円の増額となっております。

款2保険給付費は62億8,951万

1,070円で、前年度に比べ2.2%、1億4,203万2,066円の減額となっております。

項1療養諸費は54億3,757万5,203円で、前年度に比べ2.1%、1億1,781万9,278円の減額となっております。

項2高額療養費は8億952万673円で、前年度に比べ2.6%、2,142万7,886円の減額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は2,385万8,620円で、前年度に比べ8.1%、210万2,746円の減額となっております。

項5葬祭諸費は615万円で、前年度に比べ5.4%、35万円の減額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,240万6,574円で、前年度に比べ2.6%、33万2,156円の減額となっております。

款3国民健康保険事業費納付金は25億9,019万6,180円で、前年度に比べ0.5%、1,392万6,206円の減額となっております。

項1医療給付費分は18億5,239万5,037円で、前年度に比べ0.2%、312万1,259円の増額となっております。

項2後期高齢者支援金等分は5億3,318万9,389円で、前年度に比べ2.9%、1,615万4,497円の減額となっております。

項3介護納付金分は2億461万1,754円で、前年度に比べ0.4%、89万2,968円の減額となっております。

款4共同事業拠出金は97円で、前年度に比べ2.0%、2円の減額となっております。

ます。

款5保健事業費は6,529万3,784円で、前年度に比べ2.0%、136万615円の減額となっております。

項1特定健康診査等事業費は4,480万9,075円で、前年度に比べ10.9%、438万7,739円の増額となっております。

項2保健事業費は2,048万4,709円で、前年度に比べ21.9%、574万8,354円の減額となっております。

款6諸支出金は1,718万2,835円で、前年度に比べ13.3%、202万3,695円の増額となっております。

款7基金積立金は6,619円で、前年度に比べ99.9%、4,427万2,832円の減額となっております。

以上、認定第4号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の内容説明とさせていただきます。

次に、認定第7号、令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

初めに、決算の概要について御説明させていただきます。

決算概要は236ページを御覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額72億3,679万5,965円に対し、収入済額71億9,969万3,945円で、収入率は99.5%となっております。

主な歳入の構成比率は、支払基金交付金24.7%、国庫支出金21.8%、介護保険料20.9%、繰入金16.6%、府支出金13.8%、繰越金1.9%となっております。

次に、決算概要238ページを御覧ください。

さい。

歳出でございますが、予算現額75億2,109万6,000円に対しまして、執行額70億6,026万8,330円で、執行率は93.9%となっております。

主な歳出の構成比率は、保険給付費89.7%、地域支援事業費5.1%、総務費2.9%、諸支出金1.5%、基金積立金0.8%となっております。

この結果、決算書115ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和4年度介護保険特別会計の収支は、歳入歳出差引1億3,942万5,615円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別にその主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

90ページ、款1保険料は15億621万1,418円で、前年度に比べ0.4%、647万297円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は15万8,810円で、前年度に比べ20.0%、3万9,640円の減額となっております。

款3国庫支出金は15億7,126万2,540円で、前年度に比べ4.1%、6,155万6,021円の増額となっております。

項1国庫負担金は12億5,814万4,389円で、前年度に比べ3.4%、4,182万8,034円の増額となっております。

項2国庫補助金は3億1,311万8,151円で、前年度に比べ6.7%、1,

972万7,987円の増額となっております。

款4支払基金交付金は17億7,684万9,659円で、前年度に比べ0.6%、1,091万1,659円の増額となっております。

款5府支出金は9億9,369万1,289円で、前年度に比べ1.4%、1,411万8,446円の減額となっております。

項1府負担金は8億9,454万931円で、前年度に比べ0.6%、496万9,502円の減額となっております。

項2府補助金は9,915万358円で、前年度に比べ8.4%、914万8,944円の減額となっております。

款6繰入金は11億9,673万4,000円で、前年度に比べ3.0%、3,748万3,000円の減額となっております。

項1一般会計繰入金は11億9,673万4,000円で、前年度に比べ5.5%、6,251万7,000円の増額となっております。

項2基金繰入金は、前年度に比べ皆減となっております。

款7諸収入は1,639万4,442円で、前年度に比べ2,223.0%、1,568万8,684円の増額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は16万7,406円で、前年度に比べ8.3%、1万5,094円の減額となっております。

項2雑入は1,622万7,036円で、前年度に比べ3,001.2%、1,570万3,778円の増額となっております。これは返納金における介護給付費返

還金が増加したことによるものでございます。

款8財産収入は3,572円で、前年度に比べ93.1%、4万8,572円の減額となっております。

款9繰越金は1億3,838万8,215円で、前年度に比べ8.1%、1,031万4,348円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で御説明させていただきます。

92ページ、款1総務費は2億642万1,051円で、前年度に比べ4.4%、953万1,894円の減額となっております。

項1総務管理費は1億3,774万3,511円で、前年度に比べ10.3%、1,589万9,689円の減額となっております。

項2徴収費は407万603円で、前年度に比べ9.1%、34万153円の増額となっております。

項3介護認定審査会費は6,460万6,937円で、前年度に比べ10.3%、602万7,642円の増額となっております。

款2保険給付費は63億3,483万3,109円で、前年度に比べ1.2%、7,487万5,974円の増額となっております。

項1介護サービス等諸費は57億8,723万342円で、前年度に比べ2.0%、1億1,152万1,109円の増額となっております。

項2介護予防サービス等諸費は2億2,106万8,131円で、前年度に比べ2.4%、538万8,104円の減額と

なっております。

項3 その他諸費は564万5,775円で、前年度に比べ2.8%、15万1,360円の増額となっております。

項4 高額介護サービス等費は1億6,922万3,283円で、前年度に比べ0.4%、67万7,785円の減額となっております。

項5 高額医療合算介護サービス等費は2,438万2,056円で、前年度に比べ4.1%、97万606円の増額となっております。

項6 特定入所者介護サービス等費は1億2,728万3,522円で、前年度に比べ19.9%、3,170万1,212円の減額となっております。

款3 地域支援事業費は3億6,050万2,005円で、前年度に比べ2.3%、842万4,189円の減額となっております。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費は2億1,981万3,848円で、前年度に比べ1.3%、282万6,913円の減額となっております。

項2 一般介護予防事業費は1,665万3,926円で、前年度に比べ39.3%、469万9,655円の増額となっております。

項3 包括支援事業・任意事業費は1億2,403万4,231円で、前年度に比べ7.7%、1,029万6,931円の減額となっております。

款4 基金積立金は5,565万1,572円で、前年度に比べ30.9%、2,484万8,572円の減額となっております。

款5 諸支出金は1億286万593円で、前年度に比べ7.5%、720万2,

038円の減額となっております。

項1 償還金及び還付加算金は7,821万6,357円で、前年度に比べ248.3%、5,576万2,973円の増額となっております。

項2 繰出金は2,464万4,236円で、前年度に比べ66.3%、4,856万935円の減額となっております。

以上、認定第7号、令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきまして御説明させていただきます。

決算概要256ページ、上段の表を御覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額14億3,712万8,442円に対し、収入済額は14億2,327万7,726円で、収入率は99.0%となっております。

主な歳入の構成比は、後期高齢者医療保険料78.1%、繰入金17.9%となっております。

次に、下段の表を御覧ください。

歳出でございますが、予算現額13億7,523万3,000円に対しまして、執行額は13億5,821万9,125円で、執行率は98.8%となっております。

この結果、決算書137ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和4年度の後期高齢者医療特別会計の収支は、歳入歳出差引6,505万8,601円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

126ページ、款1後期高齢者医療保険料は11億1,147万8,257円で、前年度に比べ8.9%、9,045万9,354円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は4万1,439円で、前年度に比べ6.7%、2,589円の増額となっております。

款3繰入金は2億5,497万2,615円で、前年度に比べ8.3%、1,955万831円の増額となっております。

款4諸収入は7万500円で、前年度に比べ198.7%、4万6,900円の増額となっております。

款5繰越金は5,671万4,915円で、前年度に比べ7.4%、391万8,386円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

128ページ、款1総務費は1,011万534円で、前年度に比べ70.7%、418万6,041円の増額となっております。

項1総務管理費は896万4,241円で、前年度に比べ85.0%、411万8,722円の増額となっております。

項2徴収費は114万6,293円で、前年度に比べ6.2%、6万7,319円の増額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は13億4,668万1,483円で、前年度に比べ8.1%、1億141万4,584

円の増額となっております。

款3諸支出金は142万7,108円で、前年度に比べ2.4%、3万3,749円の増額となっております。

款4予備費につきましては全額不用額といたしております。

以上、認定第8号、令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第60号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、令和4年度決算に伴う精算でございます。

それでは、予算書の1ページを御覧いただきますようお願いいたします。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,419万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7,360万3,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款5府支出金、項1府負担金114万7,000円は、令和4年度の介護給付費負担金の精算に伴う追加交付金でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金987万9,000円は、令和3年度の介護給付費及び令和4年度の地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

項2基金繰入金3,354万4,000

円は、令和4年度精算に伴う返還金の不足額を、介護保険準備基金繰入金を取り崩し、精算に充当するものです。

款7諸収入、項2雑入19万6,000円は、令和4年度の大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金の精算に伴う事業所からの返納金でございます。

款9繰越金、項1繰越金1億3,942万5,000円は、令和4年度決算の歳入歳出差引額を令和5年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1億1,379万7,000円は、令和4年度決算の精算に伴う国庫、府費等への返還金でございます。

項2繰出金7,039万4,000円は、令和4年度決算の精算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、議案第60号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

（吉田生活環境部長 登壇）

○吉田生活環境部長 認定第6号、令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を御説明いたします。

初めに、決算の概要について御説明させていただきます。

令和5年3月末現在、加入事業所は27事業所、被共済者数は127名でございます。また、令和4年度中の退職者は15名、その退職給付金額は470万2,546円でございます。

予算額は1,237万5,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも840万6,896円、歳出につ

いては、支出済額840万6,896円で、対予算額比67.9%の執行率となっております。

この結果、79ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも840万6,896円でございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別にその主な内容につきまして御説明いたします。

決算書68ページの歳入でございますが、収入済額につきまして、款1共済掛金は、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、令和4年度中の掛金総額は延べ1,531人分の306万2,000円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、令和4年度中の総額は534万3,421円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、令和4年度中の収入は1,475円でございます。

続きまして、70ページの歳出でございますが、支出済額につきまして、款1共済総務費は、運営委員会の委員報酬及び口座振替データ伝送委託料で、9,215円でございます。

款2共済金は、退職給付金の支払いに470万2,546円、還付金として17万4,000円、積立金等に352万1,135円、合計839万7,681円の支出となったものでございます。

款3予備費は、令和4年度中に支出はございませんでした。

以上、認定第6号、令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件の内容説明とさせていただきます。

きます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 議案第62号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の2ページから3ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、大きく二つの観点がございます。一つは、学童保育室への入室の資格につきまして、一部の学童保育室で小学校4年生までの学年延長を実施すること、もう一つは、保育料の改定を行うことでございます。

なお、入室の資格につきましては、これまで、全ての学童保育室において、1年生から3年生としておりましたが、今後、保育室及び指導員等の確保のできた学童保育室から順次、学年の延長を実施してまいりたいと考えております。全ての学童保育室において、入室の資格が同一となるまでの間は、摂津市立学童保育室条例施行規則において、学年延長を実施する学童保育室とその学年を明記いたします。また、入室の資格を同一とする目標期日についても明記することといたします。

それでは、条文に沿って、その内容を御説明申し上げます。

まず、入室の資格でございますが、第3条第2号中「第1学年から第3学年まで」とあるものを「児童」に改めるとともに、附則に第2項を設け、入室の資格の特例として、第3条第2号中にある「児童」は、「第1学年から第3学年までの児童又は規則で定める学年の児童」と定義するものがございます。

次に、保育料の改定でございます。保育料は、第4条の別表で規定しており、令和6年4月以降の保険料について、4,500円を6,000円に、2,250円を3,000円に改めるものでございます。

なお、本改正条例の附則といたしまして、第1項で、この条例は令和6年4月1日から施行する旨を規定し、第2項で、改正後の別表の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月以前の月分の保育料については、従前の保育料を適用する旨を規定しております。

以上、議案第62号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)4ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和5年4月12日付で、こども家庭庁より放課後児童健全育成事業の実施に係る通知があり、放課後児童支援員の資格要件の緩和が示されたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について、内容を御説明申し上げます。

第11条第3項において、放課後児童支援員の資格要件について、都道府県知事、または政令指定都市もしくは中核市の長が行う研修を修了した者でなければならないとしておりましたが、「研修を修了したもの」の次に括弧書きで「研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該

研修を修了することを予定している者を含む。」を追加することで、研修修了予定者も含めるよう改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第63号の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）5ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和5年6月16日付の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第13次地方分権一括法の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、引用条文の項ずれが生じることから所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について、その内容を御説明申し上げます。

条例第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

以上、議案第64号の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本13件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、報告第7号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 報告第7号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料の1ページから2ページと令和4年度決算概要の36ページから37ページを御参照いただきますようお願いいたします。

初めに、1、健全化判断比率の実質赤字比率につきましては0.14%となっております。その内容につきましては、一般会計の実質収支が2,965万8,000円の赤字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支がゼロ円で、合計2,965万8,000円の赤字となっております。

す。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が12.47%、財政再生基準が20.0%となっております。

次の連結実質赤字比率につきましては、連結実質赤字額がないためバー表記といたしております。その内容といたしまして、水道事業会計の資金剰余額が30億3,353万6,000円、下水道事業会計の資金剰余額が6億5,567万9,000円、国民健康保険特別会計の実質収支が575万5,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が1億3,942万6,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が6,505万9,000円の黒字で、さきの一般会計の実質収支マイナス2,965万8,000円を合計いたしますと、38億6,979万7,000円の黒字となり、連結実質赤字額はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が17.47%、財政再生基準が30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.6ポイント悪化し、マイナス0.7%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が25.0%、財政再生基準は35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がないためバー表記といたしております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が350.0%となっております。

次に、2、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計とも資金不足額がないためバー表記といたしております。その内容は、水道事業会計では、流動負債2億4,572万7,000円に対し、流動資産32億7,926万3,0

00円で、30億3,353万6,000円の資金剰余となっております。下水道事業会計では、流動負債3億7,085万9,000円に対し、流動資産10億2,653万8,000円で、6億5,567万9,000円の資金剰余となっており、そのため、資金不足比率の算定結果はそれぞれバー表記といたしております。なお、水道事業会計、下水道事業会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準が20.0%となっております。

令和4年度決算に基づき算出した各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第7号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員 この報告第7号の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告については、決算に当たって例年どおりの報告をしていただいている。今回、実質赤字比率0.14%が決算で出たのは、6月の専決処分の報告案件で、事務処理ミスで実質収支赤字になった件で、6月にも相当厳しく指摘をさせていただいた案件でございました。今後、事務処理ミスに対しても質疑していこうとは感じておりますが、総合行政委員会で審査意見書も提出されております。その中で、今回の一般会計の実質収支の赤字について留意事項が申し述べられておまして、監査委員からこの8月7日に審査意見書が提出された後に、それぞれ全庁内において検証を徹底した上で再発防止に努め、市民から信頼される適正な予算執行の管理を行われたいと審査意見書の中で提示をされております。そ

れぞれが注意をしていかなければならない案件でございます。総合行政委員会として、こういった留意事項に対しては、今回、どういうふうに行行政担当部署に申入れをされたのか、まず聞いておきたいと思えます。

この件につきましては、6月の報告案件でも相当確認しておりますので、今日は違った角度で質疑をしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○福住礼子議長 総合行政委員会事務局長。

○石原総合行政委員会事務局長 今回、監査委員から意見書を出させていただいております。今回、令和4年度摂津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の中にも記載しておりますように、それぞれ必要な算定基礎の事項を記載した書類等を確認しまして、適正に作成されているということで結果を報告させていただいております。

今回、赤字決算を受けて、事務局で、最後のむすびで、今回起こった事項について、ここに書いてあるとおりになんですけども、いろんな面からしっかりと検証していただきたい、そして、今後二度とこのようなことが起こらないように、原因の検証を徹底した上で再発防止に努めていただきたい、そういう取組をしっかりとさせていただきたいとむすびをさせていただいております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 その体制について、改めてまだ回答はされていないんです。そういったところが事務処理ミス防止になかなかつながっていないのではないかと感じております。

それを受けて、今、事務処理ミスというか、コンプライアンスの関係も含め、人材育成についてもるる検討されているという

報告を受けております。その点についての進捗状況は今どうなっているのかお聞きしたいのと、本当に今回のミスは、6月にも言いましたし、この監査委員の意見書にも書いております。我々摂津市は、現在、財政状況が逼迫していない中で、収入見込みの誤りにより実質収支で赤字が生じた、この原因追及に対しての報告をなさないと監査委員からも指摘された、私はこういうふうには受け止めているんです。我々議会といたしましても、こういったことが二度と起こらないように、前回も言いましたが、我々は、平成10年、平成17年、平成18年と大変財政が厳しい中で、行政一体となってこの財政危機を乗り越えてきた自負を持っております。そういった先輩諸氏も含め、そして市民の皆さん方に対してでも、今回の赤字は非常に恥ずかしい事務処理ミスでございます。

そういうことの中で、それ以前にもマイナンバーカードの件で第三者委員会から指摘をされ、私は、そのときには委員としても指摘をされ、福渡副市長からも全庁内に令和3年5月31日付で「より良い職場風土づくりに向けた取組について」という通知もされました。今回の原因に対しても、総務部財政課の事務処理能力の問題も多々あると思えますけども、原課における思い上がり、思い違い、勘違い、こういった中での事務処理ミスだったんです。改めて、それ以降、どういう検証をなされて、どういう対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ただいまの質疑にお答えいたします。

令和4年度の一般会計の実質収支が事務処理ミスにより赤字になったことにつつま

して、再発防止の取組を検討するため、各課における財務管理の手法に関するヒアリング調査を実施いたしたところでございます。この調査の結果、予算執行の正確性を確保するため、各課において何らかの方法によりチェックの作業がなされていたものの、その手法等について幾つか課題が散見されたと捉えております。

その点につきまして具体的に申しますと、我々は主に三つ考えておるんですけども、1点目としまして、財務管理の手法でありますとか確認作業の手法、これらが全庁的に統一されていなかったこと、2点目としまして、職階ごとに求められる役割が明確になっていなかったこと、3点目としまして、ほとんどの課で、課長から担当者まで、それぞれの手法で財務管理の作業を行っており、確認のための資料も共有されていなかったこと、こういった3点が確認されたと捉えております。

今回の事務ミスにつきましては、議員からも御指摘がありましたように、関与した職員の意識の問題もさることながら、そもそも財務管理の手法等に明確なルールがないことが確認作業を非効率で難しくしており、結果として財務の正確性の確保を職員個人の資質に依存する状態が続いていたことも原因があったと捉えております。

そこで、今後、新たに財務関係システムを補完する予算管理台帳の運用に関するルールを設けたいと考えており、この点につきましては近々全庁的に周知をさせていただきたいと考えております。

なお、先日、担当者庶務・事務研修も行ってございまして、今回の事務処理ミスについて全職員が共有するとともに、今後このようなことがないように、しっかり職員自身一人一人意識するように周知したところで

ございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 3回目です。

1点は、私が質疑しているのが、総合行政委員会から8月7日付で審査意見書が、多分、三役以下にも届いたと思うんです。それ以降、監査委員に対しても再発防止対策といった報告をなされるのではないかと感じておりますので、これは庁内でまた検討していただけたらいいと思います。

市長公室長から話を伺いました。これはもう耳にたこができると言うか、それこそ第三者委員会で答申をいただいて、その中で人材育成基本方針及び人材育成実施計画改訂検討プロジェクトチームを立ち上げて、何回となしにこういったことを議論されてきているんです。これは、当時は消防本部と総務課を除く庁内全課の担当課長が参画して、これを議論されたわけなんです。こういったことでも、問題意識を持ってやっていただいているのは重々分かりますが、これが全職員で本当に実行に移されているのか、ただ単なるプロジェクトチームだけで終わっているのではないかと非常に危惧するわけです。それが後ほど上がってくるような税の誤還付の事務処理問題とかDV問題にも全てつながってきているのではないかと。だから、あれ以降、このプロジェクトをやられたのも、令和4年の1月に一旦収束して、総務建設常任委員会には報告はあったんですけど、我々としては、それをいかに実行していただいているかが非常に危惧されておったところです。

それから約1年半たった中で、今回のいろんな諸課題のミスがあります。改めて、今取り組んでいることに対して、人事担当の福渡副市長、今まで2年半、この摂津市

に來られて人事を担当し、第三者委員会の件も聞いて、行動計画についても、責任者として今行動していただいております。現状を見て、今後どう対応していくのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 これまでやってきたことと今後についての御質疑かと思ひんですけれども、私が赴任してきてから摂津市の中身をいろいろと見させていただいてる中、市長公室長から話があったように、各職階で明文化している職階の責任とか、そういうのがあんまり残っていなかったのが問題なのかと思ひております。三好義治議員からの御指摘のとおり、やらなきゃいけないことをいろいろと検討してて、決めて実際にやっていく、だけど、結局末端まで行っていないのではないのかということ。個人的にはあんまりそういうふうには思ひていなくて、少しずつよくなってきてるとは思ひております。ただ、まだまだそれが徹底されていないというのはおっしゃるとおりかもしれませんけれども、これはやはり時間がかかることなのかと思ひております。職員自身も、多分、自分たちの思ひている取り組み方とか意識は少しずつ変わってきているのではないのかと思ひております。出てきたものは申し訳ないと思ひますけれども、ただ、それに対する対応策についても、その都度その都度しっかりと対応させていただいて、それがちゃんと定着するという意味でも、やり方を工夫しながらやっていきたいと思ひております。引き続きいろいろと御指導いただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○福住礼子議長 ほかにございませぬか。野口議員。

○野口博議員 この間の経過について、るるお話もありましたけれども、摂津市の財政状況については皆さんも認識は同じだと思ひます。財政額的には大阪府内トップの財政状況なのに、なぜこういう事態になったのか、市民的には大きな疑問が広がっているわけ。全国で1, 741市区町村がありますけれども、そこで唯一摂津市だけ、今回、実質赤字を迎える結果になったわけ。この問題について、市政にいろいろ関心をお持ちの方々は、いろいろな御意見を出されているわけ。お話にありましたように、この間、いろいろなあつてはならないことが発生する中で、市民から見ても、摂津市に住んでよかつたと言えるようなまちという観点からすれば、恥づかしい思ひをしてきているわけ。一つの問題として、市民に対する説明、報告をちゃんとすべきだと思ひますけれども、その点はいかがでしょう。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、市民の皆様に丁寧に説明する必要があると考えております。具体的には、今後いろいろと考えてはいきたいんですけれども、摂津市全戸に配布させていただいている広報紙でありますとか、本市のホームページでありますとか、そういった媒体をフルに活用して、市民の皆様の不安が拭えるような発信を今後検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 意見だけにしますけれども、8万7, 000人の市民がいらっしゃいます。それぞれ自分が住んでいるまちですから、いい形でいろいろな報道をいただければ住んでよかつたとなるわけ。この間、いろいろな形で摂津市民としてなかな

かしんどい思いを多くの方がされています。そうした問題に対して、私たちは議員として説明をするわけです。説明の範疇の中でも、なかなか説明が難しい今回の問題でありますので、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて見ていただいた場合に、より分かりやすく納得できる内容でまとめていただきたい。要望にしておきます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 今回の件ですけれども、第2回定例会でも私は言わせていただきました。再度確認をさせていただきたいと思えます。

第2回定例会の際に補正予算で入ってくるはずのお金が入ってこなかったのが、5月31日付で処理をしたことにすることが上がってきました。私はそのときにも申し上げさせていただきましたが、総務省に確認したところ、そういった行為は違法だと返答をいただき、それを本会議の中でも言わせていただきました。特にそれに対して言及することなく、違法だと思っていないという答弁でそのまま進められたと記憶しております。結果、賛成と反対同数により、議長の裁決でこの補正予算が進められた経緯があります。

繰り返しになりますが、私は、そのときの判断、実際には6月にやっていることを5月付で処理したことにするのは違法だと思っております。

先ほど、副市長とか市長公室長からも、説明をしっかりとっていく、対応をしっかりとっていくという話がありましたが、事が起こってからそういった違法と言われているような対応をしているのもおかしい話だと思うんです。今後、そういったことがもし起こった場合も同じようなことをしていく

のかどうか、改めて一度お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 三好俊範議員の御質疑にお答えいたします。

第2回定例会の折にもるる御質疑いただきまして、私も思うところを申し述べてきたつもりでございます。ただいま、第2回定例会でありましたとおり、違法であるというお話をされております。総務省の見解の話もありますが、総務省がどういう形でお問いを受けられて、それに対して答えられたか、私が思う形は第2回定例会の折でお答えさせていただきましましたので、この場ではもう申しません。我々としましては、これは資金の話としまして、いわゆる一般会計は現金主義の会計でございますから、資金が動いて幾らということでございます。その資金が結果的に5月31日までに、これは一般会計もそうですし、各特別会計、連結実質赤字比率のところではゼロ、ないのでバーと申し上げましたけれども、そういういろんな会計の中で現金収支を動かしておるわけでありまして。そこで、当然のことながら、こちらの会計で収支が当月不足したら別の会計から補填する、これは会計管理の中では通常あることであります。結果として今回はそれが決算のときに出納整理の中で起こったことについては、6月のときに申し上げましたとおり、我々の大変申し訳ない不手際、ミスによりまして、本当はもっともっと確認をすれば、我々共々、これは財政方もそうですし、原課もそうです。しっかりと中身を確認しながらやればよかったのに、それができていなかったことで、先ほどから御質疑をいただいて、市長公室長からも、また福渡副市長からも御答弁申し上げましたけれども、その

ようなことをしっかりと今後やっていくべきものと考えております。

今後、もちろん赤字なんて話は起こしてはなりません。ただ、私どもは、これが言われました違法な処理であるとは全く思っておりません。これは、あくまでも会計の資金の移動の話ではなくして、会計の処理として5月31日付で処理をしなければ、それこそ違法になるという認識でございます。ですから、今後、我々はこういう事務処理の下手際のないように、今いろんな形を検討しております。具体的には、財務処理に関するいろんな管理・確認手法、それから、職階を超えてしっかりとそれを共通認識として持てるような形で考えております。意識のところが一番難しいところではありますけれども、このところをしっかりとやっていかないと市民に大変申し訳ない、このことに対して説明ができないと思いますので、我々はその覚悟で今後取り組んでいきたい、このように思っております。

以上です。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 答弁がありましたけれども、違法だと思っていないということです。書類上、6月にやっているものを5月31日付で処理したという公的な書類を作っている部分に関しては、私は違法だと主張させていただいているわけでございます。

要望ですけれども、今後、こういった類似事項が起こり得ることもあると思います。今回のように賛成と反対同数になって議長裁決になった、本当に悩ましい話だったと思います。急ぐべきことは急ぐというのは分かるんですが、もっとしっかりと説明をしていただきたい。会計的には違法じゃないと主張されておりますけれども、書類的に

は私は違法だと思っている。その辺の話合いが解決していないまま議案として提出され、それをそのまま進めていく。これをどうやって市民に対して説明するのか、私はちょっと理解できないんです。どういうふうに説明すれば理解してもらえるのか分からないんですが、やはり大事なことは、後回しにするのではなくて、しっかりと解決していく、そして次につなげていく姿勢が大事だと思いますので、今後、しっかりと生かしていただくよう要望して終わります。

- 福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 福住礼子議長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

- 福住礼子議長 再開します。日程4、報告第8号を議題とします。報告を求めます。次世代育成部長。(大橋次世代育成部長 登壇)

- 大橋次世代育成部長 報告第8号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件につきましては、本来、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決が必要でございますが、本件DV被害者支援措置対象者の安全等を優先することから、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分とさせていただいたもので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額及び過失割合は、報告第8号に記載のとおりでございます。

それでは、まず、事故発生の経緯につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和5年5月24日水曜日午前11時15分頃、手続のため来庁したDV加害者に対し、DV被害者支援措置対象者の住所が印字された書類を提示したことにより、加害者に被害者の現住所が知られることとなったもので、被害者から、転居を余儀なくされたとし、転居にかかる費用の損害賠償を求められたものでございます。

次に、示談に係る経緯でございますが、事故発生以後、定期的に被害者の状況確認等に努めておりましたが、令和5年8月15日に被害者から転居にかかる費用の請求・見積書の提示があったものでございます。

本損害賠償につきましては、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険の支払い対象となることから、本保険の引受幹事保険会社である損害保険ジャパン株式会社に請求金額等の精査、調整を依頼いたしました。その後、令和5年8月23日に被害者の合意が得られ、損害賠償額が確定したことから、示談書を交わすとともに、損害賠償額の支払いに至ったものでございます。

今後の対策といたしましては、DV被害者支援措置対象者の情報漏えい事案を重く受け止め、抜本的な対策が必要と判断しており、人為的な漏えいが生じないよう、庁内の関連システムによる出力帳票上でDV被害者支援措置対象者の情報の記載がなされない対応を検討しております。それまでの間は、改めて、住民基本台帳システムを管理する市民課と関連システムの担当課との連携を強化するとともに、関連システム担当各課における確認作業の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告第8号、損害賠償の額を定め

る専決処分報告の件についての説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。塚本議員。

○塚本崇議員 それでは、この件につきまして質疑させていただきます。

まず、今回の件なんですが、5月24日に加害者に対して被害者の情報が知らされたということです。そこから議会への対応が約2週間ほど空いていたかと思います。その間の経緯というか、加害者に知られた状況を被害者が知るに至った経緯、そして、議会にその説明があった経緯をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 お答えをさせていただきます。

被害者側がその経緯を知るに至ったことでございます。その点につきましては、24日当日に住民基本台帳事務における支援措置がかかっていることが分かりましたので、速やかに被害者側に電話で連絡を取りまして、こういう事案が発生したので申し訳ございませんと一報をさせていただいております。

その時点で、被害者の方が、やっぱり転居しなければならないので、転居にかかる費用の賠償を申されました。その時点では、本当にどこまで支払いの義務があるのかどうかとか、弁護士等の相談がまだでしたので、弁護士事務所への相談であったり、どういう対応をするのが適切かも含めて少し時間がかかったということでございます。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 この間、決着がつくまで、8月28日専決で約3か月かかったんです

が、直接的な危害に及ぶ可能性があったことに対しての対処はどのようにされていたのでしょうか。

- 福住礼子議長 次世代育成部長。
- 大橋次世代育成部長 事故発生から示談に至るまでに少し時間が経過しております。先ほども報告第8号の中で御説明申し上げたんですけれども、事案発生の日から定期的に被害者の方に連絡を取って、危険性等を含めて状況の確認を取っておりました。基本的には接触も含めてないと確認ができておりました。ただ、引っ越しに要する請求・見積書の提出に少し時間がかかっておりますが、我々としてはその理由については確認ができておりません。
- 福住礼子議長 塚本議員。
- 塚本崇議員 これで最後の質疑とさせていただきます。今回は次世代育成部でこの事案が発生したということでございますけれども、支援措置に関しては、人権女性政策課でも同じような措置を取られないといけないと強く感じます。また、現状、相談窓口となっている防災危機管理課でも連携が必要ではないかと感じているのですが、システム改修のスケジュール感などがありましたら教えていただきたいと思っております。
- 福住礼子議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 お答えいたします。

虐待、DVの関係につきましては、おっしゃられるとおり、人権女性政策課も深く担当しておりますので、我々も今回の件につきましては非常に重大な案件と捉えております。

本市では、全庁にまたがる問題ということで、虐待等防止ネットワーク会議でありますとかドメスティックバイオレンス防止ネットワーク会議を設置しております。庁内の関係する課、あるいは外部の関係する

機関ともそういった連携会議を設置して、いろんな事案について共有しているところでございます。会議のメンバーを通じて、今後、今回の事案を踏まえて、こういったことがないような取組についてはまたしっかりと議論していきたいと思っております。

それと、システムの改修につきましては、どういった改修をすればいいのか、精査しているところでございます。まだスケジュールには至っておりませんが、それにつきましてもできるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 福住礼子議長 ほかにありませんか。増永議員。

- 増永和起議員 今回のお話は、DV被害者支援措置対象者で、いわゆるフラグが立つ形でシステムの中で出てくる方やったと思うんです。それでもこういうことが起こってしまったということなんです。

大分以前になりますけれども、これは子供への虐待のことで、母親が子供を連れてよそへ移ったと。そのときに、いろいろなフラグを立ててもらった措置を取るには、手続に大分時間がかかるので、まずはその手続の前に児童手当の担当課へ行きました。こういう状況があるので夫になっている児童手当の受取人を自分にしてほしいと、子育て支援課だったと思いますが、相談をして、分かりましたと、絶対夫には次の住所を知らせないでねという話をして行かれたんです。これは一応フラグはまだ立っていない状況でした。その後、児童手当の現況届のことで、摂津市が夫に妻が引っ越した先の住所が入ったものを郵送してしまったことがありました。そのときは引っ越しをすることには結局ならなかったわ

けですけれども、こういう問題について、その後、被害者の母親は非常に摂津市に対して不信感も持っておられたし、すごく怒って窓口へ行かれた。私もついていきましたけれども、そういうことが、もう何年前の話になりますが、ありました。

システムのお話をされて、人為的にミスが起きないようにしますというお話をいただきました。それだけでは足りない部分、やっぱり公務員の皆さん、全ての職員の皆さんがこういう問題についてしっかり意識を持って、対応する人が替わったとしても、以前、どんな相談を受けていたかがきちっと伝わって、そういう問題が起こらないようにするための対応も必要じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 答えいたします。

増永議員がおっしゃっていただいた件は、平成28年の事案でございます、そのことについては私も認識をさせていただいております。

システムの話をさせていただいたのは、やはり平成28年に続いて起こったことを非常に重く受け止めております。したがって、抜本的な部分となると、やはりシステム上でそういう記載がないようにというのが第一義的かと考えております。その次の連携であったり職員個々の部分についてもおっしゃっていただいているとおりでございます。総務省からこういうDV被害者支援措置の関係の漏えいの件があるたびに通知が来たりしておるわけなんですけど、そこでやはり大きいのは庁内の関係各課の連携でございます。連携の仕組みであったり、それと職員個々の意識、これは研修とかも考えていけないといけないとは思

うんですけれども、そういう部分をもう一度スキームとしてしっかり構築する必要があるとは認識しております。それを、我々というよりも市民課が中心になって、政策推進課にも、お願いをしている状況でございます。

○福住礼子議長 増永議員。

○増永和起議員 きちっと前の事件についても認識していただいているということで、ちょっとほっとしております。次世代育成部だけではなくて、全庁的にこういった問題についてはしっかりと職員の皆さん一人一人が意識を持って取り組んでいただけるように、研修というお話もありましたけれども、市民の立場に寄り添った対応をしていただきますように要望しておきます。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。三好俊範議員。

○三好俊範議員 質疑させていただきます。内容については一定理解いたしました、1点疑問に思いましたので聞かせていただきたいと思っております。

5月24日にこの事案が発生いたしました、先ほどもありましたが、専決処分が8月28日で、3か月のタイムラグがあるわけです。お金の支払いをしたのが8月28日です。例えの話なんですけど、すぐに翌日にでも引越しをしないといけない状況の人がいた場合、その費用を払うことが生活的にしんどい事態が起こった場合、その費用はどういう扱いになるんですか。例えば、専決処分をしていないけどもお支払いできるのかどうなのか、その辺の仕組みについて教えていただきたいと思っております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 答えいたします。

おっしゃっていただいた事例をそのまま

当てはめますと、恐らく行政の手続的にいうと、行政側から即座に支払いをするのは困難かと思えます。ただ、そのときに、ほかの代替手段といますか、どういう手段があるのかは、今、私も個人的には思い浮かばないです。その部分をどういうふうクリアするかについては、正直、私としても、あるのかなのか、それすらも分からない状況というのが本音のところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 このようなことはもう二度と起こしていただかないというのは大前提ではあるんですが、さっきおっしゃられたように、支払うことができるかできないか分からない状況で、もし引っ越しされるまでの間に被害に遭われてしまった場合、市がどうやって責任を取っていくのかという話になると思うんです。到底責任を取れることではないと思うんです。なので、今回のことを機に、一度その辺、支払いまでの期間にどういったことができるのか、二度と起こってはいけないんですけども、この際ですからしっかりと調べていただくよう要望して終わります。

○福住礼子議長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第8号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程5、議案第61号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第61号、摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

平成30年度の個人市・府民税の誤還付がございました。これまでの間、その回収に当たってまいりましたが、その後、民事訴訟に至り、10月中旬に債権総額が確定する予定となっております。今のところ、全面勝訴はいたしましたものの、回収し切れない状況にございます。

私は、市を預かる者として、奥村副市長には事務方責任者として、道義的責任を明確にするため、給料月額について、それぞれ10月から3か月間、20%の減額を行うものでございます。

どうか御理解賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。塚本議員。

○塚本崇議員 まず、今回の条例改正の件でお伺いしたいのが、一部報道でも出ておりますが、この件に関わる約1,668万円の誤還付を行って、そこから今回の市長及び奥村副市長の給与の減額を行うという経緯を一度軽くおさらいしていただければ幸いです。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、私から御答弁させていただきます。

市民税に係る過大還付の不当利得返還請求事件の訴えを提起させていただきました。令和2年8月20日に裁判所へ訴状を提出させていただきました。その後、令和3年10月13日付で判決が確定しております。その内容といたしましては、被告は、原告、摂津市に対し1,502万円及びこれに対する平成30年7月12日からの支払い済みまでの年5%の割合による金品を支払えということで、訴訟費用は被告の負担とする、全面勝訴となりました。

その後、令和3年12月17日に裁判所から相手方に対しまして債権等差押命令が送達されましたが、同日、相手方代理人弁護士より、12月15日付の代理人受任通知、いわゆる破産手続開始の申立てを行う旨の内容文書が送られてまいりました。その後、破産管財人が選任されまして、その対応を委ねることになりますが、財産目録が整理され、残る債権者への債権額に応じた配分となります。最終的には債権調査期日の最終日で確定とはなりますが、事前に把握しております金額によりますと、新聞報道がありましたように、おおよそ配当額は550万円前後になると試算しております。

過大還付に伴う返還金は、免責債権として判断されまして、自己破産した場合、債務の支払い義務が免除されることとなります。このことから、法的には、支払い能力がないと判断された債権者に対しましては、これ以上の対抗措置は取り得ないこととなり、一定の収束を余儀なくされてまいります。

令和3年にこの件につきまして給与カットを行いました。このような経過で、今

回、最終段階に入った区切りとして、政治的判断、道義的責任として、前回と同様とはなりますが、100分の20、3か月の給与カットの議案を提出させていただき、一定の責任を明らかにしようとするものでございます。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 この経緯なんです。私自身、報道を見ていると、この件も先ほどの報告第8号と同じように、システム上の問題ではないかという認識を持っています。どうしてもヒューマンエラーは起こるという前提を置いた上で、それを補完するためのシステムが存在するという仕様を組むべきだと思うのです。この事案前のシステムは、それで十分だという認識で仕様をつくっていらっしやったのかと、この事案を経てシステムの改修があったのであれば、どのような改修を行ったかという点についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 この市民税の過大還付につきましては、担当者が最終的に一人でやっていたと聞いております。そういう事故、ミスがあった以降は、ダブルチェックをするようにと徹底をしております。それぞれシステムの問題とおっしゃられるんですけれども、そうではなしに、やはり数字を扱うのはそれぞれ職員個々の人間でございませぬ。個々の職員の誤りは、やはりダブルチェックでそれぞれお互いが牽制し合うことを徹底して現在に至っております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 これは要望とさせていただくわけですが、毎年のように定例会でいろんな問題が噴出してあります。そして、今回は本市であったわけですが、私は、毎年のようにどこかの市町村で同じような事

例が起こっているという認識でいます。やはり思い込みを捨てるのはなかなか難しいものですから、先ほど副市長がおっしゃられましたように、ダブルチェックで牽制し合うことも重要かと思えます。しかし、システムの仕様について、一定基準を満たすものをしっかり作り上げて、エラーを洗い出せる、そして、決裁システムも、今後、システム標準化もあると思えますので、しっかりと上司が目を通すことができるシステム、そのような対応を望んで質疑を終わりたいと思えます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 これも何回となしに報告も受けて、いろいろな経過説明もただいま伺いまして、本当に市民の立場に立って、二、三点、確認とこれからの対応策について質疑していきたいと思うんです。やはりこの1, 500万円の誤還付については、行政の事務ミスによるものであるのは明白であります。しかしながら、誤還付を受け取った方について、1か月間でこれを全て使ったと。その中でも、通常入ってくることのない大きな額が入ってきたにもかかわらず、1か月間で使ったことについては、私は心情的に見ても詐欺罪とか横領罪と違うのかと思っております。この点について、行政側として、回収不能であっても、二度とこのような詐欺、横領まがいの案件を、この国内において、摂津市内において起こさないという強い決意があるならば、私は刑事訴訟法に基づいて告訴するべきではないかと思っております。この点について1点確認をお願いしたいと思います。

さらに、市民税で破産宣告をし、税金の滞納があった場合に、こういった誤還付については、先ほど奥村副市長から御答弁がありましたけど、最終的には回収できない

のかと。残りの1, 000万円については市民の税金なんです。その市民の税金、公金をこのままないがしろにするのが本来あるべき処置なのかと。泣き寝入りは許さないというのを、我々行政、摂津市として、使ってもうたからないやんかという部分に対して本当に泣き寝入りをしなければならないのか、こういった思いを多くの市民が思っていると思えます。このことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 何点か質疑があったと思えますが、私から分かる範囲については答弁させていただきますと思います。

いわゆる刑事罰の部分については、発端はやはり職員のミスに伴うものでございまして、相手方に悪意があって、いわゆる犯罪行為があって還付したものではございません。よって、刑事罰につきましては一定考えてはおりません。

それから、いわゆる不当利得の部分について、通常であれば、自己破産した場合に、例えば税であるとか、あるいは国民健康保険料とか、そういう部分については一定免責の対象にはなりません。ただ、それ以外の部分については、今、弁護士等々と打合せしている中では、やはり免責には当たらないと聞いております。これは最終的にそういうふうになるかどうかは分かりませんが、今、弁護士と打合せしているところでは、免責規定には当たらないとなっております。

それから、こういうことが発生しますと、いかにそういう発生をなくすかにやはり我々は注意を振り向けることとなりますが、もちろんミスがないほうがよいに決まっております。やはりミスがあったときに反省すべきことはしっかり反省しなけれ

ばならない。それから、午前中もありましたように、ミスが起こった場合に、システムとか、あるいは仕事のやり方等々について、どう改善していくのかがやはり我々にとって求められるであろうと思っております。

ただ、御指摘がありましたように、システムや、あるいは仕事のやり方を改善いたしましても、それを運用するのは我々職員一人一人でございます。そういう部分では、機会あるごとに職員に対しましては、そういうミスが起こらないように、今までの事例も含めましてしっかりと伝達していきたいと思っております。近々におきましては、10月2日に来年度当初予算の説明会がございます。それから、毎年なんですが、年度末には予算執行説明会等々がございます。そういう機会を捉えまして、職員個々に伝達できるようにしっかりと伝えていきたいと思っております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 午前中も質疑いたしましたけど、やはり事務処理ミスにおけるこういったことが頻繁に起こっていることに対しては、今後またいろんな分析をしながら対処していただきたいとは常々言っておりますので、それは私も真摯に受け止めております。職員に関しても、個々を捉まえますと本当に優秀な職員が多いと思うんですけど、本当に風土、組織を足元から改めて見直していただいて、二度とこのようなミスのないように対応をまずお願いしておきたいと思っております。

その中で、やはり市民感情として、私個人の感情としても、逃げ得みたいなこういった横領まがいの後、回収ができない、また、行政として裁判で勝訴しているんですから、自信を持って、相手に対して何とか

こういう逃げ得みたいな横領まがいのやつを日本国民の中から一人も出さないんだと、こういった決意も私は必要だと思うんです。これは全国がこの摂津市を注目していると思います。こんな詐欺まがいの、1,500万円という多額の金額が振り込まれて1か月で使ってしまったからありませんと、これがまかり通るような世の中をつくっては駄目だと思うんです。摂津市が範となって、こういった犯罪は許さないんだということが今回問われているのではないのでしょうか。

さらに、やっぱり公金です。いろんなことを考えながら1,000万円の回収に努めるべきだと思うんです。裁判費用の300万円も入れれば1,300万円になります。我々は市民の税金を無駄なく使っているんでしょ。いつも市長が言っているように、公金ですから、職員の皆さん方は日常から市民サービスに全力を尽くしてください。今こそこういったことに全力を傾注するべきだと思うんです。

ですから、改めて聞きます。今後の対応について、市長、毅然たる態度でやっていただきたいと私は思うんですが、考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 午前中からも様々な御指摘をいただいております。

例えはよくないかも分かりませんが、例えば、交通事故は絶対になくさなくてはならない。ただ、この世の中に車がある限り、これはなかなか至難の業でございます。それと同等ではないですけれども、1年を通じて大きいことから小さいことまで様々なヒューマンエラーの報告を受けます。私は、その都度、ヒューマンエラーは認めはしませんけれども、二度としてはな

らぬと、しっかりと職員に申し渡しております。その都度、先ほど来、担当からも話がありますいろんな方針をつくったり、研修をしたり、いろんな取組をしてきております。でも、なくなる、これが現実であります。

そういう意味では、デジタル化の話も先ほど来、御指摘がございましたけれども、確かに便利になった。昔と違った事務の取扱いがたくさん増えている。そんな中で、やはりきちっと対応もしなくてはなりませんけれども、問題は、立派な方針を決めても、それが一つ一つ実践されなければ目的がかなわないわけでありまして。それには、何度も御指摘もありますし、私も口酸っぱく言っておりますけれども、一人一人の職員のまさに公務員、全体の奉仕者としての緊張感をしっかりと持たないと行動指針等々は生かされないわけがございます。そういう意味で、今後とも先頭に立って、一人一人の職員がより緊張感を持って、二度とこういうことはあってはならない、さらにそういう自覚を持って仕事をするよう取り組んでまいりたいと思います。

それで、先ほど言われた中の具体的な話といたしまして刑事告発の話もございました。私もそのことについて当然、考えないではありませんで、もう何年前からこのことについて許せんと。警察に届けた折にも、いろいろ今日までの経過を踏まえ、その在り方について、報告を兼ねてのいろんな事情聴取等々をした経緯がございます。決してそんなんやめとこということではございませんが、もう間もなく判決が出ますけれども、刑事告訴は今のところ考えてはおりません。

以上です。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 3回目です。

法律の関係については、我々素人が言うよりも、やっぱり法律に基づいてやらなければならないと思います。ただ、私は、市民の感情からいきますと、罪を犯した人間はそれによって罰せられる、これが日本の法治国家ではないかということに耳にします。ですから、現状で何をしたらそういったことに応えられるかは模索していただきながら、忘れてはならないのは、やはり公金は一円たりとも無駄にしない、できるだけというより、回収に向かって努力をしていくと、この言葉が欲しいと思います。

もう一つは、私も34年、議員をやっています。この5年間ほど、これだけ組織に対して問いただしてきた期間はない。これもひとえに、第三者委員会の中でごたごた内部告発があつて、人と人が信用できないことが一方の大きな障害になっているのではないかと。組織とは何ぞや、仲間とは何ぞや、公務員の業務とは何ぞやと改めて見直していただきながら次なるステップに進んでいただきたい、こういうふうに思っております。

もう一言、信用、信頼は万日を期しても成らず、失うは一瞬にしてなり。これは、それこそ30年間かけて信用を勝ち取っても、失うことは一瞬なんです。一方では、こういった気持ちを、私も議会もそうですけど、行政も含めて改めて襟を正して見直していく絶好のいい機会だと思います。二度とこのようなミスが起こらないように職員一丸となって頑張ってくださいことをお願い申し上げ、そして、刑事告訴、最終までの回収を諦めることなく取り組んでいただくことをお願い申し上げて質疑を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。三好

俊範議員。

○三好俊範議員 質疑させていただきます。

市長から思いというか、熱意は伝わったんですけども、理屈の上で整理させていただきたいことがあります。ちょっと長くなりますけども聞いていきたいと思います。気持ちだけじゃなくて、しっかりと具体的にどうしていくのかを示さないといけないと思いますので、聞かせていただきます。

まず1点目、先ほどもありましたけども、改めまして、裁判費用と弁護士費用、印紙代等を含めまして、項目別に幾らかかったのか教えていただきたい。さらに、今回の件は第三者委員会を設置して話し合いもありました。その費用についても併せて教えていただけたらと思います。

2点目、今回の事件がありまして、市長の報酬削減の話が出ていますけども、いろんな人が関わってきた話であります。今日に至るまで処分を下された職員は何人いらっしゃるのか、また、どういう方がいらっしゃるのか教えていただきたいと思いません。

3点目でございます。これは回収不可能という判断をされたんですけども、市民の方にこれまでの経緯をしっかりと説明する必要があると思います。時系列を含めて、先ほど来からもありましたが、広報などを利用して、しっかりと事細かく市民に対して説明していくつもりはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

4点目でございます。先ほど言いましたけど、今回、第三者委員会の答申で摂津市の隠蔽体質を指摘されました。実際、今回の1,500万円に関しても、令和元年10月18日に大阪府より誤還付が判明したという話を受けて、我々議会に報告があったのが翌年の5月26日だったと記憶して

おります。それまでの間、何をしていたのかよく分からなかったんですけども、右往左往して、さらにそこから訴えるまでの間、また3か月かかって8月に訴えられております。それまでの間、やはり第三者委員会では隠蔽体質が指摘されていたと思いますが、この隠蔽体質は今回の結果に対してどのような影響があったと分析されているのか、教えていただきたいと思いません。

最後、5点目、前回、市長、奥村副市長の報酬削減を行った際に、その金額は適正なのか、報酬削減の期間は適正なのかという疑問をさせていただいた際に、今回で終わりではなくて、結果が出次第、またそのときに改めてお話しさせていただくという答弁が市長からあったと思いません。今回の削減は、その改めて考える最後の削減案になるのかどうか、その考えについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、1点目の裁判費用についてのお問いにお答えをいたします。

まず、令和2年度ですけれども、不当利得返還請求事件で、弁護士料、いわゆる訴訟の着手金が83万2,590円かかっております。また、その他の経費として7万3,000円、約90万円ほどこの時点がかかりました。令和3年度に至って、これは係争中でありましたけれども、弁護士費用としてトータルで166万5,180円、それから、先ほどのその他の経費の不足額として1万980円がかかりました。一応これが弁護士事務所に対してお支払いした経費で、先ほどからあります裁判の申立ての関係の事務費用は10万円ほどございます。

令和3年10月13日に判決が確定し、先ほど奥村副市長の答弁にもございましたけれども、12月に強制執行の申立てをしております。強制執行の申立てをするに当たり、どの債権に対して執行を申し立てるかとかの検討が必要で、不動産とかいろんなことを考えた中で、当時、やはり回収が一番早くできる資産を考えて、流動資産ということで預金等の差押えを裁判所をお願いした、そのときの費用として、これは弁護士事務所ですけど40万7,000円、その他の諸経費として5万円、トータルで300万円余りを現在のところお支払いしている状況でございます。

それから、時系列のお問いでございまして、一定の段階を捉えての広報ということで努めてまいりましたけれども、今回、いろいろ報道等でもされております。我々としましては、今回のこともしっかりですけれども、いろんなミスであったりに対しては、真摯にそのことを市民の皆様に説明していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質疑の中で第三者委員会にかかった費用があったかと思えます。第三者委員会にかかった弁護士等に係る費用でございますが、206万8,000円でございます。

それと、もう1点、今回の事案に対して処分のお話があったかと思えます。これにつきましては、摂津市職員分限懲戒等審査委員会がございまして、そこで審査し、関与があった職員、5名になるんですけども、しっかりとした措置を行っておるところでございます。

それと、第三者委員会の提言の中で隠蔽体質というお話があったかと思えます。こ

れにつきましては、第三者委員会の報告書が令和3年3月30日に提言があったわけです。それ以後、全庁で事務処理報告ミスがあった場合に事務処理報告書を作成することにいたしました。発生時、速やかに三役はじめ関係者に報告する仕組みを構築しているところでございます。そういった仕組みを導入することによって、隠蔽体質はほぼほぼ改善されていると捉えております。それは、ただ単に報告するだけではなくて、本市ではコンプライアンス推進検討部会がございまして。その中で、どういったミスがあったのか、どういった対応をしたのか、そういったところも共有しながら今後の再発防止に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 5点目の質疑だったと思うんですけども、給与カット、100分の20、3か月間はなぜかという御質疑やったと思えます。

これに対しまして、これが正しいのかどうか、私どもは解答は持っておりません。ただ、今回、最終局面を迎えまして、一定市長から本当にこれでいいんだろうかというお問い合わせもございました。もちろん職員には損害賠償を求償するつもりはございません。ただ、そうなった場合に、市の姿勢として、あるいは市の代表者である市長の姿勢として、このままでいいんだろうかというお問い合わせがございました。損害賠償云々じゃなしに、やはり違う角度からの判断が必要ではないか、一定の責任の取り方、あるいははじめについての御相談がございました。

そんな中で、今回、100分の20、3か月というのは、前回、令和3年の7月、

8月、9月とそれぞれやらせていただきました。これを踏襲いたしまして、今回、同じ率、それから同じ月数とさせていただいたわけでございます。これが本当に甘いのか辛いのか分かりませんが、我々はこのように提案をさせていただきました。

(「議事進行」と三好俊範議員呼ぶ)

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 答弁漏れがありましたので議事進行をさせていただきます。

3点目の部分に関して、経過、時系列を含め、市民に周知するつもりはあるのかという質疑に対して、真摯に対応していくと。これは議事進行を出すべきか分からないですけど、具体的にやるのかやらないのかを聞いておりますので、時系列を掲載するつもりがあるのか教えていただきたい。

4点目の部分です。第三者委員会の隠蔽体質に対して、この影響があったのかどうかという質疑にお答えいただいておりますので、お答えください。

- 福住礼子議長 暫時休憩します。
(午後1時52分 休憩)

(午後1時57分 再開)

- 福住礼子議長 再開します。
奥村副市長。
- 奥村副市長 それでは、何点か、私で答弁できるところは答弁させていただきたいと思っております。

市民税の誤還付の問題についての市民周知というんですか、広報を通じてというお話がございました。結論は出ておりませんが、やはり市民の方にとりましては、それぞれ皆さん方も肌身で感じておられると思うんです。この過大還付については非常に興味を持っておられることは承知しております。どういう伝え方になるか、

ホームページになるか、あるいは広報になるか分かりませんが、一定行政として市民周知はそれなりにしていきたいと思っております。具体的にどういう方法か、今、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、隠蔽体質というお話がございました。確かに第三者委員会の報告によりますと、やはり隠蔽体質と明記されております。これは我々はしっかりと受け止めなければならないと思っております。ややもすると、慎重になり過ぎたりして時間がかかったりすると、それが隠蔽体質にも見えてこないとも限りません。そういう部分では、やはり我々はしっかりと速やかな対応をしていかなければならないと思っております。

それから、裁判をやりましたけれども、その裁判をやるについても、やはり弁護士と周到な打合せが当然出てまいります。もちろん弁護士ですので、時間的な制約も当然ございますし、一定裁判もそれぞれ時間の経過がございます。そういう部分では、我々ができる部分については速やかに対処していきたい、これが隠蔽体質と言われることを払拭する我々の行動かと思っております。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 2回目の質疑をさせていただきます。

裁判費用、弁護士費用等を合わせて300万円ほどで、第三者委員会の金額が200万円ほどということで、これだけで500万円ほどのお金がかかってきております。さらに、その対応をされました職員の給料を考えますと、見えてこないお金も入ると本当にすごい大きなお金になっていると思っております。そのお金が回収し切れない

という宣言を今回されたわけです。それなのに、先ほど奥村副市長がおっしゃられました経過、事の経緯をしっかりと説明する必要性があると思います。今日この段階になってもその方針が定まっていないのは本当にいかがなものかと思えます。その辺は、もうこの段階で今日しっかり決めていただいて、市民のお金がなくなるわけです。そして、市長、奥村副市長も、今回、報酬削減はこれで終わりだという答弁もありましたけど、市民の方に補填をしていただかないといけません。最後のお金は市民が払うんですから、それなりのきっちりとした説明をしないと行けないと思うんです。その説明がまだどうするかも決まっていないと。本当にずさんだと思います。今日、この場で決めていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

前後しましたが、処分された職員が5名いらっしゃるからおっしゃられましたが、どのような処分、そして、どのような方が処分されたのか教えていただきたいと思えます。

加えて、5点目の質疑でありましたけども、今回の件で給料削減は最後なのか、そのようなものだという内容だと思うんですけども、前回に続き3か月、それがいいか悪いかどうかは判断し切れないと。前回も同じようなことをおっしゃられておりました。それを判断していただくのは、前回言われたのが議員の皆様だと、議員の皆様が賛成すれば、そういうものなのだろうという答弁が市長からありましたけど、そのときに私は指摘させていただきました。本会議でまだ採決されていないのに、広報紙にもう報酬削減しましたと載っているのはなぜですか、自分で判断されていませんかということで、そのときに本会議が紛糾した

覚えがありますけども、今回も同じ金額が出てきております。そして、適正かどうか判断し切れていないという答弁でした。今回、これだけのお金がまだ回収できないのでありますから、思い切って、市長の任期もあと残り1年、奥村副市長の任期も残り1年ぐらいなんですから、その間、つまり任期中とかにするのが筋じゃないんでしょうか。もしくは、退職金もあります。それを充てる気概はないんでしょうか。改めてお伺いしたいと思います。

以上、2回目です。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 私から先ほどの関係する職員の処分についての御質疑についてお答えいたします。

処分につきましては、懲戒処分に該当する場合は公表することになっておりますが、今回、そういった懲戒処分ではなくて、必要な矯正措置となっております。

対象なんですけども、当然、これに関わった職員と上司になります。

以上でございます。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 この場で経過報告等々について結論を出しなさいという御質疑でございます。我々は、今まで総務建設常任委員協議会等で途中経過を報告させていただきました。今回、最終局面を迎えまして、最終結果が出ましたら、当然、総務建設常任委員会、あるいは協議会になるか分かりませんが、そこでまずしっかりと報告させていただく、これが出発点であろうと思っております。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 前回の質疑に引き続いての同様の内容だと思います。

先ほども申し上げましたけれども、提案

理由の説明の中で、今回の裁判、民事訴訟の終息を迎えて、回収ができなくなるという予想の下、これではしようがないやないかでは済まない。そういう意味で、我々は道義的な責任を明確にするべきではないかという思いを持って、前回のときは、この問題が発覚し、ヒューマンエラー等々について、この重大性に鑑みてその責任を明確にしたところがございます。今回は結果を踏まえて道義的な責任を明確にしようということでございます。

今後どうすんのやと。これはいろんな考え方があります。第三者委員会でも御指摘がありましたけれども、国家賠償法等々の意義とかいろんなことがあります。私自身も、いろんな方法について考えたこともあります。ただ、この20年、議会の皆さん、市民の皆さんの協力もあって、職員も頑張ってくれて、見事に摂津市はよみがえったわけでありまして。これは何かといえ、やっぱりできるだけ少ないコストで最大の効果を上げるべく、行政改革にしっかりとみんなで取り組んできて、現在の状況を迎えておるわけでありまして。この精神を今後もしっかりと生かして、さらに今回の回収できない原資の何倍にも何十倍にもなるようにしっかりと行政運営をしていく、これが私のまた一方の責任ではないかと思っております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 3回目なので最後になりますけれども、まず、市長公室長の部分は、処分された職員は5名で、処分内容も何かちょっと曖昧な答弁だったと感じております。こういった答弁をしたときに、ぱっと具体的に何々、どこどこ、例えば副主査の方であるとか課長であるとか、具体的に述べるべきだと思います。そういったところ

が隠蔽体質なのじゃないかと私は思います。聞かれていないから答えないではなくて、しっかりと答えるべきだと思います。これは要望というか、忠告だけにしておきますけど、しっかりといただきたいと思っております。

市長の部分に関して、まず1個否定させていただきたいんですけども、これまで市長がやってこられたことは大いに尊敬できることですし、敬意があることだと思います。しかし、その集大成である今回の件に対して、10倍、20倍で仕事で返していくというのは、残り1年の任期の中で、なかなかどこにその責任性、確信があるのかと思います。市長の退職金は2,700万円ほどあると思うんですけど、それを充てれば十分返ってくるお金じゃないかと私は思います。それを決めるのは市長なのかもしれませんが、前回、経過措置のときに取られた部分と、今回の経過の最終の部分が一緒というのはどうも納得できない部分があると思っております。

1個戻りまして、奥村副市長の答弁がありました。全部終われば協議会なりで周知していくという答弁だったと思うんです。それは裏を返せば、議会に報告すればそれで終わりだとも聞こえます。これだけ市民の方に負担をお願いしないといけないわけで、1,000万円あれば、摂津市の8万6,000人の規模であればいろんな事業ができます。補助金を打ったり、子供たちのためにいろんなことをやったりできるわけです。それまでにかかってきた職員の人件費も加えれば、もっといろんなことができたと思います。その負担をお願いするにもかわらず、議会に報告すればそれで終わり。本当にそれでいいと思っているのか。本当に改めていただきたいと思いま

す。

今回、3回目で最後なんですけど、今日に至るまでこういうふうやっていくというのもなく、最後の報酬削減だとおっしゃるのであれば、ここはこうする、ここはこうすると瞬時に答えていただくことが必要だったんじゃないかと思えます。そういうのもなく市民の方の不信感を払拭するのは厳しいと私は思いますが、市長、その辺を踏まえまして、最後、どういうふうに思っているのか。今、記者も来られていますけど、今後もやっぱり報道もされると思います。それなりに市の中では話題になるんだろうと思います。その中で、私は給料3か月削減したからそれで終わりなんだと、今後のことは仕事で返していくと答えられるのかどうか、その辺も含めて最後に教えていただきたいと思えます。

加えて、最後なので所感の部分だけ言いますが、今回、隠蔽体質だと第三者委員会の答申を受けた際、先ほど三好義治議員からもありましたが、様々な内部告発がありました。その様々な内部告発を市長は否定されておりました。それを明らかにするために、私たち大阪維新の会は百条委員会の設置を議会に上申させていただきましたが、百条委員会の設置に至らず、この審議は闇の中でございます。我々議員としても、この事態の究明に本当にもっともっと真摯に取り組んでいかないといけない、市民の代表であります私たちが市民の税金がないがしろにされている現状にもっと寄り添ってやっていかないといけないんじゃないかと思っております。今回の責任は、職員の責任等もあるとは思いますが、我々監査する議員の責任でもあると感じております。これからはっきりそちらに関してはやっていきたいと思っておりますので、ま

たよろしくお願い申し上げます。

最後、1点だけお願いいたします。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 先ほど答弁したとおりでございます。市民の皆さんから今までもこのことについてお問い合わせも受けております。公の場であろうと、個人的な場であろうと、しっかりとその点を私から説明をしておりますし、これからはしていきたいと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第61号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第65号、動産取得に関する件につきまして、その内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料3ページを御参照いただきますようお願い

いします。

本議案は、高規格救急自動車の物品売買契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、高規格救急自動車の購入でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は1,945万9,000円でございます。

契約の相手方は、日産大阪販売株式会社摂津店でございます。住所は、摂津市東別府一丁目1番7号、店長、梅林茂大でございます。

取得物品の内容につきましては、救急で使用する高規格救急自動車でございます。

以上、議案第65号、動産取得に関する件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。塚本議員。

○塚本崇議員 1点だけお願いいたします。

この高規格救急自動車に関して、第2回定例会で、市民の方から目的別寄附ということで3,000万円の寄附をいただいて、この高規格救急自動車の購入に充てるという説明があったと記憶しています。残りの1,054万1,000円が残るわけですが、こちらについてはどのような有効活用をお考えかだけ御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 塚本議員の御質疑にお答えいたします。

今回取得させていただく高規格救急自動車の購入費につきましては、第2回定例会において補正予算として御可決いただき、市内企業からの御寄附3,000万円を財源として購入するものでございます。

車両につきましては、7月14日に入札

を終えており、落札価格1,945万9,000円で日産自動車製パラメディックに決定しております。現在、日産大阪販売株式会社と仮契約を締結している状況で、今回御承認いただいた後に本契約としての効力が生じる運びとなっております。

残額の1,054万1,000円を上限として、高度救命処置用資機材購入費として、今回議決をいただいた後に入札を実施する予定でございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第65号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月7日から9月25日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時17分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福 住 礼 子

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

令和5年9月26日

(第2日)

令和5年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年9月26日（火曜日）

午前10時 開議場
摂津市議会 議場

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生活環境部理事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問
塚 本 崇 議員
西 谷 知 美 議員
村 上 英 明 議員
水 谷 毅 議員
野 口 博 議員
嶋 野 浩一朗 議員
三 好 俊 範 議員
安 藤 黨 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び三好義治議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、AIの活用についてでございます。

夜、この庁舎の前を通ると、いまだにこうこうと明かりがともっていて、特定の部署や特定の方々に負担が大きく偏っているのではないかと感じるものがままあります。そこで、業務の効率化を進めていかなければならないと思うのですが、ここで、今、AIがかなり普及してきております。AIにも種類がございまして、自律型AIだとか生成型AIとかがありますが、この場合、まずは生成AIについて考えたいと思います。市の業務効率化のためにはAIの活用が必要ではないかと私は考えているのです。現在、本市においては、AIを活用した取組についてどのようにお考えでしょうか。まずは1点目、よろしくお願いたします。

続きまして、2点目、ビブリオバトルについてです。

本市教育委員会のユーチューブチャンネルでビブリオバトルに関する取組が紹介されておりました。これは非常に面白くて、私は夢中になって見てしまったんですけども、このビブリオバトル自体がやはりまだ一般的にあまり知られていないのではない

かということがございます。まず最初は、このビブリオバトルがどのようなものか御説明をお願いいたします。

次に、3点目でございます。公共交通のあり方検討会についてです。

昨年来、公共交通のあり方検討会が立ち上がって内部で検討されていることは委員会質問でも答弁をいただいております。しかしながら、その公共交通のあり方検討会の立ち上げの経緯や、これまでどのような議論を行ってきたか、検討を行ってきたかについては、いまだに見えてこない部分が多くございます。そこで、この公共交通のあり方検討会立ち上げの経緯及びこれまでの検討状況についてお答えください。

4点目です。第10回市政モニターアンケートについてです。

これは、定期的に市政の様子を伺うということでモニターアンケートをやっておられると思うんですけども、この第10回は男女共同参画の意識についての項目がございまして。その中で、男は仕事、女は家庭という考え方について質問がありました。その中で、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という回答が約25%あったわけです。そこで、本市としてはこの数値自体をどのように捉えておられるのか、お答え願います。

まず1回目、以上となります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 AIを活用した取組についての御質問にお答えいたします。

近年、AI技術を活用した様々なサービスが創出され、個人や民間企業において利用が進んでおります。本市におきましても、市民サービスや業務生産性の向上に資

する技術や事例について調査・研究をいたしております。

一方で、AI技術は発展途上でもあり、その利用においてはリスクも存在することから、導入に当たっては慎重を期す必要があると考えております。

今年度におきましては、昨年度に実証実験を行いましたAIの音声認識技術を利用した自動文字起こしツールを導入いたしました。これまで多くの時間を要しておりました各課における会議録等の作成事務に活用しておるところでございます。

また、チャットGPTに代表される生成AIにつきましましては、業務への有効性を検証するため、8月からチャットツール上での試行的な利用を開始したところでございます。9月末の試行終了後には職員に対してアンケートを実施し、生成AIの利用上のルールや活用例をまとめたガイドラインを作成してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 ビブリオバトルについての御質問にお答えいたします。

ビブリオバトルとは、参加者が自分の推薦する本を紹介した後、ディスカッションを通して、多数決で一番読みたくなった本を決める書評合戦のことでございます。具体的には、参加者自身が読んで面白いと思った本を持ち寄り、順番に一人5分間でその本を紹介します。その後、参加者全員で意見交換をし、一番読みたくなった本を投票し、最も多くの票を集めた本をチャンプ本にするというコミュニケーションゲームでございます。

今回ユーチューブで紹介していた第四中学校だけでなく、国語科の授業で取り組んでいる中学校がほかにもございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 公共交通あり方検討会の立ち上げの経緯、これまでの検討状況についての御質問にお答えいたします。

公共交通あり方検討会は、今後の摂津市における公共交通を考えるに当たり、庁内職員の横断組織として令和4年度に立ち上げました。専門家の助言・指導をいただきながら現状把握や課題抽出を行い、本市の将来像を見据えた中で今後の方向性や目指す公共交通の在り方の議論を進めているところです。これまで、令和4年度から検討会を6回、市職員による勉強会を11回実施しており、専門家からの分析手法等の意見も取り入れ、職員自身が主体的に関与し意見交換することで検討の取組を進めております。

本市の持つ地域特性を生かし、交通ネットワークの一環として通勤・通学等の移動に利用される路線バスの維持・確保をはじめ、それを補完する買物、通院などのニーズが高い近距離移動の支援など、持続可能なサービス水準などの取組の課題や施策メニューについて議論を深めているところでございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 第10回市政モニターアンケートについての御質問にお答えいたします。

男女共同参画の意識については、第4期摂津市男女共同参画計画の策定に当たり、令和2年度に市民意識調査を行っております。その際、議員が御指摘の同じ項目の回答につきましましては34.9%であり、意識の変化は見受けられます。

市民意識調査では、男は仕事、女は家庭

という考え方に同意する理由を見ますと、「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」という回答が最も多くありました。誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を發揮しながら自分らしく生きていけるよう、男は仕事、女は家庭といった固定的な性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成する必要があります。

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会へ向けての意識形成としての講座を実施しており、今後も男女平等意識の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

それでは、これから一問一答にてよろしくお願いいたします。

まず、A I の活用についてです。

先ほど、リスクなどについても説明がございましたけども、生成A I は、オープンA I が提供しているチャットGPTや、また、グーグルが提供しているバードといったサービスがございます。バードにおいては、質問に対して回答例が三つほど示されて、その中から自分に合ったものを選択できる形式になっています。

また、これはやはり生成A I 自体があくまでツールですので、その人の使い方とか質問の仕方、入力の方法によって回答が異なるのが非常に見受けられます。ですので、使い方、そして危険性や脆弱性について周知していく必要があります。こういった周知は職員の皆さんに対してどのようにされたのか、お答え願います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 試行利用におきましては、

自治体業務における生成A I の様々な活用の可能性を踏まえまして、まずは幅広く使ってみることで新しい技術に触れることを促すとともに、利用に際しましては、遵守すべき事項につきまして3点通知をいたしております。

1点目が、個人情報等の機密情報の入力の禁止についてでございます。

2点目が、議員が御指摘のとおり、回答の精度や内容についてでございます。生成A I の原理は、ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語を選び出すことでもっともらしい文章を作成するものでございます。生成A I から得られた文章等をうのみにせず、その根拠や正当性を十分に確認した上で利用することといたしております。

3点目が、生成A I の回答が著作権を侵害している場合もあり得るため、文章等をそのまま利用することはせずに、内部で十分に検討した上で利用することといたしております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 それでは、試行期間で今テストをされている生成A I なんですけども、やはり業務効率化、そして費用対効果がしっかり見込めるのであれば、生成A I を業務へ本格的に導入していただきたいと私は考えるんです。今後の見通しについて、担当の奥村副市長から御答弁いただければと思います。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、御答弁申し上げます。

近年、チャットGPTなどの生成A I が急速に発展し、多くの個人や企業がこれらの技術を利用しておりますが、生成A I の負の側面も軽視するわけにはいきません。

政府では、A Iの開発や活用に関する事業者向けのガイドラインを、また、先進7か国によるG 7もA Iに関する国際ルールをそれぞれ年内に策定することとされております。このような流れの中、自治体におきましても様々な研究や試みが実施されており、本市におきましても、様々な角度から試行実施の結果の検証を行うとともに、自治体業務における生成A Iの具体的な活用事例を調査・研究してまいります。

先ほどの答弁にございましたように、生成A Iにはリスクもございます。しっかりと国指針や規制等の動向を見極めながら、市民サービス向上や業務効率化に向けてさらなる検証を進めてまいりたいと思っております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここからは、この件に関しては要望とさせていただきますと思います。

まず、先進事例というか、直近で申し上げますと、大阪府が「おおさか楽なび」というLINEチャットの中で、これはチャットGPTを活用したツールなんですけども、高齢者の方向けに話しかけると大ちゃんというキャラクターが受け答えをしてくれるというサービスを展開しています。これによって孤立化を防いだりとか、または認知症を防いだりとか、そういったことを目的として運用を開始されています。こういった取組は広く周知していただきたいのと、こういった流れにしっかりと乗っていただきたいと考えています。

そのためには、やはり導入していく上でセキュリティ、そして先ほど部長からも答弁がございました事実確認の体制、そしてコスト、費用対効果の部分、そしてさらに、やはり人材育成の面でしっかりと情報

業務に携わる人間の育成、登用をしていただきたい。しっかりと市民サービスの効率化と迅速な対応、そしてこれから起こり得る様々な予測、これに対する施策の立案、こういったことにもA Iの効果が期待されています。また、広報などに使うコンテンツの作成とか文章の作成補助のあくまでツールとしてしっかり利用していただくようによろしくお願いいたします。

続きまして、ビブリオバトルについてでございます。

ビブリオバトルについては分かりました。先ほど申し上げましたように、このビブリオバトル自体は非常に面白い取組だと私は思っておりますし、もっと広めていただきたいと思います。そこで、今回、このビブリオバトルを導入された目的やその教育的効果を御答弁いただければと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 大阪府教育庁が令和元年度に実施しました大阪府子ども読書活動調査におきまして、ふだん「全く本を読まない」と回答した小・中・高校生を対象に読書をしない理由を尋ねたところ、どの年齢の子供も「読書をする時間がない」、「読みたいと思う本がない」、「本を読むのがめんどろ」という回答の割合が高い結果が示されております。また、ビブリオバトルを実施することで、「読みたいと思う本がない」や「本を読むのがめんどろ」という読書をしない理由の解消につながることを期待されると分析されております。

発表者にとっては、自分で読んだ本の面白さをほかの人にも分かってもらえるようにプレゼンテーションを行うことで、相手を意識した言葉選びや表現方法を磨く機会になることや、参加者は、発表を通して発

表者の人柄や個性、考え方の背景等を知ることでお互いを理解する機会となり、コミュニケーションを取るきっかけになるものと捉えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

現在、出版不況と言われてかなり久しいと思います。やはり今の子供たちは、活字を読むよりは動画を見るといった方向にちょっと偏りがちなのかとも考えたりします。このビブリオバトルの取組が子供たちの読書のきっかけになってくれればいいとすごく思います。私自身も、小・中学生、高校生、大学生を通じて活字中毒というぐらい本を読んで、漠然と将来は作家になりたいなんていう夢も抱いたりしていました。読書活動は、言葉を学んで、その中で感性をしっかりと磨いていく、そして創造力を言葉として表現する、こういったことが非常に大事ですし、人間性の育成に資するものであると考えています。

学校では、子供たちが勉強することが大切なのはもちろんなんですけども、こういったビブリオバトルの取組は、相手の意見を自分の中に取り入れる、そして、それを下げることなく尊重して取り入れて理解する、そして、自分の考え、この本がなぜいいのかを適切に表現するプレゼンテーション力を磨くという、やはり学校の持つ社会性を育む大切な取組だと思っています。子供たちの社会性や人間性の育成、こういった点について本市はどのように取り組んでいかれるのでしょうか。教育長から御答弁をよろしく願いいたします。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 議員が御指摘の社会性や人間性は、社会集団の一員として生きていく上で必要な能力、資質だと考えておりま

す。これまではその基礎は幼児期や学童期に家庭や地域社会で育まれてきたのではないかと思います。都市化や少子化、また子供たち自身の遊びの変化などによりまして、そういった機会は減ってきているのではないかと考えております。

そのような中で、本市におきましては、人間基礎教育の考えの下、幼児教育から学校教育までのあらゆる機会を通して子供たちの社会性や人間性を育む取組を進めております。

具体的には、幼児教育におきましては、令和4年度に改訂いたしました就学前教育・保育実践の手引きにおきまして、子供たちに育みたい力として、社会性を表します「つながる力」、そしてまた、人間性を表します「豊かな心」を設定いたしまして、それぞれの力を育むための教育・保育内容や、援助や配慮のポイントなどを記載し、各園においてこれらを基に実践を進めるよう指導しております。

また、学校教育におきましては、道徳教育はもとより、本市におきましてキャリア教育などの体験活動、あるいは交流活動と併せまして、本市の特色としまして「子どもが自治する学校づくり」をテーマに取組を進めております。これは、クラスや学校のルールを子供たち自身がもう一度問い直し、学校生活をより楽しく過ごしやすいものとするために話し合いをし、その結果を要望にまとめまして、子供たち自身が職員会議に出席してプレゼンテーションをするものであります。その結果、子供たちの要望が認められた例が複数ございます。

こうした取組を通しまして、子供たちは、リーダーシップの必要性や、ほかの人の考え方を理解し、自分の考えと折り合いをつけるなどの経験を重ねております。こ

れからの時代を生きていく子供たちには、こうした自分とは異なる多様な意見や考えと出会いましたときに、違いを認め合い、それらを受け入れる豊かな人間性や、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などといった社会性が必要です。教育委員会といたしましても、これからの子供たちにそのような力を育むよう指導してまいります。

以上でございます。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。力強い御答弁をいただいて、本当に僕も教育委員会で頑張ってやっていただきたいと思います。

やはり子供たちが自分たちで話し合っただけでルールを問いただし、そして大人たちと交渉して自分たちの意見をしっかり取り入れていただく、これも教育委員会のチューブチャンネルで紹介されていたかと思いますが、こういったことは本当に大事だと思っています。これこそ民主主義の根本なのかとも思いますし、しっかり子供たちが交渉能力、そしてプレゼンテーション能力を磨いていくことは非常に大事だと思います。

ここで、話がちょっと脱線してしまうんですけど、ここにいらっしゃる皆さんにちょっとだけお時間をいただいて、皆さんが周りにお勧めする本があるとしたら一体何をお勧めするかを考えていただきたいと思います。僕がお勧めしたいのは、アーサー・C・クラークの『楽園の泉』という本です。これは古典SFなんですけども、宇宙エレベーターを造る、そのために生涯をかけた男性のお話なんです。これは、科学とともにロマン、未来社会、そしてそれにぶつかる課題が、もう過去に描かれていま

す。現在、科学技術の発展によってこういったものが少しずつ解消されつつあります。夢を描ける子供たちの育成をしっかりと大人たちの役割としてやっていただけたらと思います。

これでこの質問を終わりたいと思います。

続きまして、公共交通のあり方検討会についてです。

公共交通の空白地帯を埋めるものとしてセッピー号を摂津市で巡回させております。このセッピー号の現状の課題、そして、高齢社会を踏まえた検討についてはどのようにされているのでしょうか。よろしくお願いたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 公共施設巡回バスのセッピー号は、平成18年に市制施行40周年記念事業として路線バス補完を目的にスタートしたものです。阪急バスへの委託により、摂津市役所と鳥飼地域の主な公共施設をつなぐルートで、平日のみ無料で1日15便運行しております。

令和4年度の平均利用者数は、1便当たり7.4人、1日当たり111.5人で、コロナ禍前程度に回復したものの、利用者数は依然少ないのが現状です。地域からは、セッピー号のバス停の位置、時間がかかる運行ルートの変更や増便など多くの要望をいただいております。現在の運行実態とは必ずしもニーズが合っていないことは課題と認識しております。さらに、運行ルートにおける路線バスとの競合や市委託による無料運行についても、持続的な公共交通としては課題があることを認識いたしております。

今後、高齢社会の進展に伴い、買物や通院など近距離移動の交通手段が重要になる

ことから、公共交通あり方検討会におきましても、様々なニーズを踏まえ、持続的な公共交通サービスの在り方についてさらに議論を深めてまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここに先日手元に届いた第11回市政モニターアンケートがあります。この中で、市の取組に対する意識調査について、問4、あなたは摂津市が自家用車を利用しなくても移動しやすいまちだと思いますかという問いに対して、「どちらかといえばいい」、もしくは「いいえ」に入れられた方が合わせて61.1%おられます。ということは、やはり摂津市の公共交通自体がまだまだ不足しているか、もしくは自家用車に頼っている、こういった実態が浮き彫りになってきていると思います。特に、鳥飼まちづくりランドデザインなどに関わる部分としては、摂津市内から大阪都心への交通アクセスの向上などについて、本市だけではなくて広域的な視点で関わりを持つことが必要だと考えているんですけども、本市としてはどのようなお考えでしょうか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 本市域は、鉄軌道や広域幹線道路のネットワークが発達しており、駅や高速道路インターチェンジとの結節による大阪都心などへのアクセスがよく、通勤・通学や日常生活における利便性は高い状況にあります。ただ、駅への交通手段として路線バスに依存せざるを得ない地域の市民に関しましては、バス停からの距離や目的地までの定時性など、不便と感じられていることは市民アンケートなどにより認識しているところです。

しかしながら、市域を超えた広域的な交

通計画は、本来、国や広域自治体の大阪府が担うべきものであり、基礎自治体である本市が検討する地域公共交通については、当然市域周辺の状況も考慮に入れますが、基本的には市域内の交通手段やネットワーク等について計画を策定していくことになります。今後は、近畿運輸局や大阪府の参画をいただいて地域公共交通活性化再生法に基づく協議会組織を立ち上げ、その中で基礎自治体としての公共交通の考え方も示しながら摂津市の地域公共交通計画を策定していきたいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。やはり特に地域で全国的にこういった問題は起こってきていると思います。滋賀県では交通税を取るかどうか県議会で議論されていたりします。公共交通に関しては公的補助があり、大阪シティバスですら補助が入っていたりします。そういったことはありながらも、市民も交えた責任分担、そして、みんなが当事者という意識づくりが非常に大事だと思っています。京都市営バスは路線ごとに採算ラインが示されていたりして、この路線にもっと乗ってくださいといったアピールがされていたりします。こういった取組を大阪維新の会としては広域連携をしっかりと取り入れてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、市政モニターアンケートです。

女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくという教育方針についての項目があります。これについて、人権侵害につながると私は思うんですけども、市としてはどのように捉えておられるのでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 男女共同参画社会を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を見直し、性別にとらわれず、個人としての人権尊重に基づく男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていく必要がございます。また、次代を担う子供たちが将来に向けて主体的に生き方を選択できる能力を身につけるためには、幼少期からの男女平等教育の推進とともに、家庭教育、さらには地域、学校等社会全体が子供たちを育み、見守ることができるような取組が必要であると考えております。子供の頃からの男女平等教育を推進するためにも、子供たちを指導する教職員、保育士、幼稚園教諭等の影響力はとても大きいことから、男女平等について十分に理解し認識を深めるためにも研修等を実施してまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 同じく市政モニターアンケートで、御自身が人権侵害を感じた場合、「市役所に相談する」が12%あります。こういった件について、市としてはどう考えておられるのでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 最近では、インターネットやSNS等で差別的な書き込みも存在しております。現代社会を生きる人々にとりまして、その利便性からインターネットは欠かせないツールの一つではありますが、一方で犯罪行為や差別的言動、人権侵害を助長する道具ともなっております。インターネット等を悪用した個人の名誉やプライバシーの侵害、外国人、障害のある人等に対する偏見をあおるような情報の掲載など、様々な人権侵害が横行しており、人権擁護上見過ごすことのできないものでございます。

インターネットを利用するときも、直接

人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大事です。市民一人一人が加害者とならない意識を持ち、また、誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会となるよう啓発を行ってまいります。

また、人権侵害事案が発生した際には、速やかに大阪府への報告、人権擁護機関である大阪法務局へ削除要請を行うなどの適切な対応を行い、相談体制につきましても、人権協会に委託しております人権なんでも相談においての相談の充実にも努めてまいります。

また、インターネット上の人権侵害等の相談に関しても、適切なサポートができるよう、相談員、職員のスキルアップを図るなど、相談支援体制の整備にも努めてまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 やはり人権のまち摂津としては、一人一人の人権を守っていただき、そして寄り添うような行政をしっかりとお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○福住礼子議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、1回目は一括質問、2回目からは一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず一つ目、鳥飼まちづくりグランドデザインについて質問させていただきます。

この鳥飼まちづくりグランドデザインは、摂津市全体の長期的なまちづくりの中

で、特に地域全体で人口減少が著しいことから、高台まちづくりといった対策に向けた動きがスタートしました。その詳細な部分については、住民の皆さんに丁寧な説明会の実施であったり、ワークショップを企画したり、住民参加のまちづくりの動きをつくられております。そのことは大事なんですけれども、しかし、目玉的な部分は市の政策として早めに打ち出す必要があると考えております。今回は、質問の中で、早めに打ち出す必要があると感じる公共交通の問題と学校問題について取り上げたいと思います。ぜひこの2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

まずは、鳥飼まちづくりに関する住民説明会の進捗状況についてお聞かせください。

そして、二つ目、市民が住んでよかったと思える市政運営について。

まず、質問項目2の(1)給食センターの候補地として鶴野第2公園が挙がっております。公園がなくなることに反対している市民がいらっしゃる中で、代替施設など、どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

質問項目2の(2)PFOA対策についてです。

先日、上下水道部から、太中浄水場の2号井戸の原水のPFOS及びPFOAの検査結果が暫定目標値に近づいていることから、一時的に運転を停止したという報告を受けております。実際に市民が口にする水道水は暫定目標値を大きく下回っていることとありますが、市として市民の不安解消をどのように考えているか、お聞かせください。

2の(3)NIMBY(ニンビー)を防止することについてです。

このNIMBYという新語は、ノット・イン・マイ・バックヤードということで、この英単語の頭文字を使った言葉です。意味は、我が家の裏庭には置かないでということです。必要な施設だとは感じているが、自らの近隣居住地に建設されることは困ると感じられる方々を指す俗語です。今、市民の感性も様々変化してきております。市民がNIMBY的な思いを持たないような一定の要件をつくっていく必要があると思うんですが、本市の周知方法など、取組についてお聞かせください。

次に、中間支援組織の設置についてです。

私は、これは市議会議員になるに当たって本当に実現したいと思っていつも質問させていただいております。2021年第4回定例会、2022年は第2回定例会、第3回定例会、第4回定例会、そして、前回、第2回定例会と質問してまいりました。他市にはある市民公益活動の中間支援組織の設置に向けた動きが鈍いのはなぜなのでしょう、ぜひお聞かせください。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりランドデザイン説明会の進捗についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインでは、鳥飼地区を四つのエリアに分割し、エリアごとに住民の皆様と地域の現状や課題を共有し、ランドデザインで示した将来予想の方向性を確認するとともに、将来予想の具現化のための方策について意見交換し、住民の皆様等と役割分担しながらまちづくりを進めていき、住民の皆様にはまちづく

りの計画段階から参加いただく形で進めていくこととしております。

鳥飼まちづくりグランドデザイン説明会につきましては令和4年度から実施しており、現在までに、居住性向上エリアのAエリアとCエリア、企業と住民の共存発展エリアについて説明会を実施いたしました。田園（農業とのふれあい）エリアと人ともものが集まる賑わい（核）エリア、居住性向上エリアのBエリアにつきましても順次説明会を開催し、今年度中に全てのエリアで説明会を実施することとしております。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

（西川生活環境部理事 登壇）

○西川生活環境部理事 給食センター候補地の鶴野第2公園がなくなることにに対する対策についての御質問にお答えします。

環境センターの解体を契機とした鶴野地域の公共施設再編では、環境センター跡地について、これまで住民の皆様からいただいた防災に関する御意見を踏まえ、多くの人が避難できる一時避難場所としての機能を備えた公園として整備してまいります。

環境センター跡地に整備する公園は、鶴野第2公園を移転し、新たな公園としてリニューアルするもので、鶴野第2公園の約2.5倍の面積となるとともに、河川に親しめる環境にあることから、子育て世代をはじめ全ての世代にとって非常に魅力的な公園になるよう整備してまいります。

また、鶴野第2公園の跡地には、市の教育施策の懸案であり、子供の健全な成長をサポートする給食センターの設置を計画しております。

なお、環境センター解体は令和8年度から、新たな公園の建設は令和10年度からを予定しており、令和12年度には供用開始を予定しております。給食センターにつ

きましては、令和7年度より建設工事を始め、令和8年度後半には給食の提供開始を予定しております。市といたしましては、方針をしっかりと伝えした上で、引き続き地域住民の方に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

（吉田生活環境部長 登壇）

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る不安解消についての御質問にお答えいたします。

市民の不安解消の一環として、市のホームページを立ち上げ、情報発信を行っており、具体的な内容として、PFOAの性状、人への影響、規制の状況、飲用水の基準等を掲載しております。また、国においては、令和5年7月に国に設置された学識経験者等で構成するPFASに対する総合戦略検討専門家会議監修の下、PFOS、PFOAに関するQ&A集を作成し、公表しております。Q&A集は、一生体に残るものなのか、健康影響に関する血中濃度の基準はあるのかといった市民の関心が高い内容が令和5年7月時点での科学的知見等に基づいてまとめられております。本市のホームページにもこのQ&A集の内容を掲載しており、今後も、新たな科学的知見等がありましたら、市民の不安解消のため、適時更新し、情報発信に努めてまいります。

続きまして、市民公益活動の中間支援組織の設置についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化や核家族化、情報化など社会環境の変化に伴い、市民の意識、価値観、ライフスタイルも変容し、地域で抱える課題や市民ニーズも多様化・高度化しております。これまでは、主として行政が公共サ

ービスを提供し、課題解決に取り組んでまいりましたが、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応や課題解決することが困難になってきており、これからの地域社会においては、公益活動団体や事業者など多様な担い手との連携が必要となってまいります。

そして、そのような連携を構築していくには、行政と公益活動団体、事業者などの間に立って、団体の運営に関するアドバイスや相談、情報提供などを行い、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援する中間支援組織が必要であることは認識しているところでございます。

過日には、北摂他市が設置する市民公益活動センターへ視察に行き、その施設を運営している中間支援組織の代表の方にお話を聞くなど、現在、北摂他市の状況も確認しながら、市民公益活動の中間支援について調査・研究を進めているところでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 必要な施設の建設時における近隣住民に対する周知についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、開発区域の面積が300平方メートル以上の開発行為や、高さが10メートルを超える中高層建築物を建築する開発行為を行おうとする者は、建築確認申請などの関係法令に基づく申請等を行う前に摂津市開発協議基準に基づく協議をしなければならないとしております。

摂津市開発協議基準では、「中高層建築物の開発行為又は開発区域の面積が500㎡以上の開発行為を行おうとする者、又は開発区域の面積が500㎡以上の一団の土地を複数の土地に分割し開発行為を行おう

とする者は、開発区域周辺の住民及び土地所有者等に対し、当該開発行為の内容その他必要事項について説明会等を行わなければならない」とし、その説明の内容を市に報告することと規定しております。

説明の方法及び範囲につきましては、開発区域が属する自治会長と協議の上、説明会方式とするのか、戸別訪問による説明とするのかなどを決め、実施していただきます。説明の中で出た要望や意見につきましては、誠意を持って対応するよう開発者に指導しており、対応の記録についても報告していただいております。

今後も、本市の開発協議基準に基づき、開発者への指導を行ってまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

鳥飼まちづくりランドデザインについては、説明会に何度か参加させていただきましたが、参加人数が少ないエリアもありました。そして、まだまだランドデザインの取組が市民に浸透していないと感じることが多々ありました。もっと頑張ってランドデザインの取組を広めてほしいと要望しておきます。

そして、質問の2回目としましては、住民の皆さんから要望が高いのは、地域の足とも言える公共交通についてだと思います。先ほど塚本議員も質問されておりましたが、もう一度、公共交通あり方検討会の進捗状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 先ほどの塚本議員の御質問でもお答えしましたが、今後の摂津市における公共交通を考えるに当たり、令和4年度から、庁内職員による公共交通のあり方検討会を設置し、公共交通について現状分

析や課題整理、地域公共交通の活性化に向けた方策などの検討を進めております。これまで、専門家の助言・指導をいただきながら、本市の実態把握による道路及び公共交通の将来像を見据え、今後の方向性や目指す公共交通の在り方など、持続可能な地域公共交通体系の形成に向けた検討を進め、現在、課題等の深掘りや施策メニューの検討などを行っているところです。

今年度末までに関係交通事業者等も参加いただく摂津市の地域公共交通を議論する法定協議会の設立に向けた準備を行っております。発足後は、この法定協議会において、これまでの庁内検討会での検討内容を踏まえながら、市の公共交通はどうあるべきかの議論をさらに深め、今後数年をかけて市の地域公共交通の具体化を図ってまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 御回答ありがとうございます。

現在、阪急、近鉄、そして市独自の取組のセッピー号、いずれも市民の要望を満たす状況にはないと言えます。前回の質問で、市の全域を走らせるコミュニティバス運行について、泉南市の例を引きながらお伝えさせていただきました。先日、富田林市をはじめとする四つの市町村を支えてきた金剛バス廃止のニュースが全国的に取り上げられたこともあります。バス運転手の成り手不足など複合的な理由からですが、こういった現状を踏まえて、中長期的な視点を持って、早期に鳥飼エリア、そして摂津市内全域の交通の在り方、方向性を打ち出していてもらいたいと、こちらは要望しておきます。

次に、小学校統合後の第五中学校について。

令和14年度には単学級になると予測があります。鳥飼エリアの魅力の一つになり得る特色ある学校づくりなど、生徒数を増やすための何か取組はあるのでしょうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 第五中学校では、これまで、平成30年度、令和元年度の2年間、文部科学省の魅力ある学校づくり調査研究事業の委託を受け、教職員や生徒同士が生徒の日頃の頑張りを認め合い、自己有用感を高める取組を行ってまいりました。この取組により学習意欲などが高まり、問題行動等の未然防止に成果があったと捉えております。

さらに、本年度より、文部科学省のこどもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業の委託を受け、生徒が学校づくりの主人公となるべく、体育祭や宿泊行事などの学年や学校行事を中心に、生徒自身が企画・運営し、学校づくりに取り組んでおります。学校のルールづくりや学校行事の在り方など、これまで教員が主導で行ってきたことを、できることから生徒たちに委ね、生徒たちが当事者意識を持ち、より達成感を味わえるようにしております。

このように、第五中学校では、生徒自身が主体的に学校生活を送ることを通して、自分の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、将来に向け自己実現を図られるよう取り組んでおります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 文部科学省の委託事業を実践されていることはすばらしいと思います。ただ、思春期である中学生に急に取組を始めても難しいのではないかと思う部分もあるんですが、今後のこの取組の方向性についてお伺いいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 この文部科学省のこどもの発達を支える生徒指導に関する調査研究事業は、第五中学校区をモデル事業として受けており、校区の鳥飼小学校、鳥飼東小学校でも同じく取り組んでおります。小学校段階では、学級単位でのルールづくりや係・班活動の中で、子供たち自身がその必要性を考えたり目的に沿った行動ができるよう取り組み、中学校では、小学校での経験を踏まえ、学校全体に関わることにまで当事者意識を持ち、主体的に考え行動できるように取り組んでおります。今後は、その成果や課題を踏まえ、この取組を全市的に広げられるよう検討してまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。しっかり第五中学校区として取り組んでおられることが伝わってきました。

最後に要望です。昭和の時代は、経済的にも企業戦士といった上司に言われたことを着実に実行することが求められ、その働きに合った教育が実施されてきたように思います。それで日本は経済成長してきました。しかし、平成、令和と時代は変わり、求められる人材も変化しています。自主的に取り組める創造力を育む、そういった教育で鳥飼エリアの魅力の一つになるような学校づくりをまず実現させ、そして、摂津市全域に広げられるよう要望してこの質問を終わります。

次に、給食センター用地についてです。こちらは要望としておきます。

5年間公園がない状況が続くこととなります。今まで親しんできた公園がなくなるということで、その状況に納得できないと思われる市民の方々に対して、代替の

遊び場であったり、子供たちや地域の方々が気兼ねなく集えるスペースの確保を要望してこの質問を終わりたいと思います。

そして、2番目のPFOAの問題です。

国や摂津市の取組は理解いたしました。

大阪府はどのような取組を行っているのか、具体的にお聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 大阪府の取組についてお答えさせていただきます。

国から示されたPFOS及びPFOAに関する対応の手引きにおいて、大阪府の役割としては、水環境の継続監視を行うこととなっております。水環境の継続監視として、PFOS及びPFOAが目標値を上回っている公共用水域及び地下水の水質調査を経年的に行い、その濃度の推移の把握が行われております。この継続監視の結果については、大阪府のホームページでも公表され、情報発信されております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 大阪府の取組について、ありがとうございます。

水道に関しては、このように暫定目標値50ナノグラム毎リットルがあり、それに基づいて太中浄水場の運転停止がこのたび実行されたという経緯があります。こういった判断基準が市民には必要であり、目標値があることで風評被害防止や市民の不安解消につながっていくと思います。不安解消につながる対策を国に要望していくよう市に対して求めてこの質問を終わります。

次に、NIMBYの問題です。こちらも要望とさせていただきます。

NIMBYを防止することについては、これらの問題は地域の中に感情的な対立を招く原因ともなりかねません。合意形成のためにはどうすればいいのかという視点

で、こういった問題に対して、市民に対する説明会などプロセスを大事にしていただき、なるべく問題を回避できるよう、他市の事例も引きつつ引き続き対応をお願いして要望とします。

次に、中間支援組織の設置についてです。

これまで、中間支援組織を担う市内の団体を育成すると回答されてきました。しかし、育成するのにも時間がかかってまいります。例えば、実績のある市外のNPO法人のスタッフを派遣してもらって施設を造るとか、新たな対策はないのでしょうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市民公益活動の中間支援につきましては、本市以外の北摂6市では公設の市民活動支援施設があり、指定管理者制度や業務委託によりNPO法人などの団体がその施設の運営を行っております。そして、その運営団体が中間支援組織の役割を担っているような状況でございます。

本市におきましても中間支援組織の必要性を認識しているところではございますが、それと同時に、北摂6市の状況などを見ますと、中間支援組織が常駐する場や、資料収集、公益活動団体の運営に関する相談などを行う拠点の必要性もまた再認識したところでございます。いずれにいたしましても、中間支援組織の育成や拠点につきましては様々な課題がございますので、時間を要することとなりますが、一つずつ課題をクリアしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 摂津市内で活動している団体は答弁のとおり様々ございますが、把握

するのも難しいと思います。国が打ち出している重層的支援を実行することとなると、中間支援組織の早期の設置は不可欠だと思います。

市民が抱える問題は多様化しており、重層的支援を設置するに当たり、先日、NHKのドキュメンタリーで、『誰も断らない』という神奈川県座間市生活援護課のドキュメンタリーが放送されたんですけども、この本を私は去年に市長へプレゼントさせていただきました。読んでいただけたでしょうか。こういった細やかな支援が摂津市には必要だと思うんです。

ぜひ市内全域を見渡していただいて、先ほどの回答では場を確保する必要があるという回答だったんですけども、拠点となり得る場を発掘いただきたいと思うのです。例えば、私が考えますに、三宅小学校跡地はいかがでしょうか。耐震化して防災や地域コミュニティとして活用するなど、地元の要望も防災施設としてしっかり残してほしいとの声が大きいと聞いております。次年度にしっかりと計画案が出されることを強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合についてであります。現時点では統合時期を令和8年4月として進められている中で、両小学校区域の保護者や地域の方などへの説明会を開催されております。地域の方々などを対象とした説明会に私も2回参加させていただきました。この

統合に関しては、やむなくも含めての賛成の方、登下校の距離が長くなることや地域力の衰退を想定しての反対とされる方など、様々な意見もありました。

統合やむなしの方にあっても、今より登下校の距離や時間が長くなるなどを不安視されておられ、通学路の安全対策についての意見や要望が多くあったと感じています。教育委員会の考えておられる統合案となった場合に、鳥飼東小学校の児童の大半が登下校の方向が変わりますので、新たな通学路が生じてきます。交通専従員の配置や横断歩道の 신설、歩きやすい歩道への整備として表面舗装や歩道拡幅など様々な対策が必要な場所があると思っています。安心・安全な通学路とするためには、行政の感性だけではなく、児童が歩くという目線で保護者や地域の方々などの意見を取り入れることが大切であると思っています。また、対策へは予算も必要でありますので、早期に通学路の設定を行う必要があるとも思っています。1回目の質問として、通学路の設定時期と安全対策の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、2番目の災害時における避難情報の通知等についてであります。本年も、日本国内においても、豪雨による河川氾濫や道路冠水などにより亡くなった方や、家屋、道路、橋梁などの被害が生じております。地球温暖化などにより、集中豪雨による雨量は平年の1か月分が数日あるいは1日で計測されるなど、これまでにない想定を超える状況となっているところもあります。

防災という中であって、摂津市においては、単一自治会や校区連合自治会などによる地域防災マップの作成やマイタイムラインの普及啓発にも取り組まれていますし、

避難が必要な場合などには、防災無線や市ホームページ、公式LINEなどで情報発信するとされています。その一方で、市民の方からも、このような情報は高齢の方などは入手が困難とも言われていました。その対応として、避難指示などの情報を別の場所に住む家族などに入手していただき、避難情報を入手した家族などから当該の方に電話などで避難を促してもらう、または迎えに来ていただくという活用も考えられるのではと、さらには当該の方への避難という認識を高めていただけたらとも思っていますが、この手法における市の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、3番目、公共施設のトイレ洋式化についてであります。初めに市役所庁舎についてお尋ねをいたします。

先日、市役所に来庁された家族の方から、子供が1階のトイレに行った際に、トイレ待ちで並んでいたのが2階のトイレに行かれたことがあったそうです。そのときに家族の方が1階のトイレを見に行くと、和式が空いていて洋式のみトイレ待ちになっていたそうでもあります。本市においては、衛生面上の管理の在り方や個室トイレ内のスペースの問題が考えられるとして、各階で和式をあえて一つ残されてきていると認識しております。他市の状況を言えば、高槻市は市役所本館の全てが洋式、茨木市は福祉や税金関係などの多くの来庁者対応する窓口がある1階と2階は全て洋式となっております。また、市内外の商業施設は全てが洋式トイレになっているところが大半だと思います。住宅においても洋式がほとんどであると思いますので、生まれたときから和式トイレを使ったことのない世代が増えていきますし、障害をお持ちの方や高齢者などの身体的負担を考えた場

合、本市においても和式トイレを洋式トイレに変えていくべきと思います。本市の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合についての御質問にお答えいたします。

令和4年度に実施いたしました鳥飼地域の就学児、未就学児の保護者を対象としたアンケートにおいて、統合する上での課題として最も多く挙げられているのが、登下校時の安全性についてでございました。また、これまで実施してまいりました説明会では、防犯カメラや防犯灯の設置、大阪高槻線の横断歩道への交通専従員の配置等、通学路の安全対策に関する御要望をいただいております。

教育委員会といたしましては、児童の安全対策は最も優先すべき事項と考えております。通学路に関しては、令和6年度のできるだけ早くに検討し、学校、保護者、警察、地域と連携しながら安全・安心な通学路の設定をしてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 遠隔地で避難情報を受けられるシステムの考え方についての御質問にお答えいたします。

避難情報等の防災情報につきましては、現在、防災行政無線や市ホームページ、市公式LINE等に加え、府民ポータルサイトであるおおさか防災ネットでの閲覧、登録制の防災情報メール、携帯電話の緊急速報メール及びエリアメールでの配信、テレ

ビのデータ放送など、多様な媒体で情報の取得が可能となっております。

このうち、市公式LINEや防災情報メールは、遠方にお住まいの方でも御登録いただきましたら本市の情報を受け取ることが可能となっております。また、国土交通省が通信事業者等と協力して展開されている「逃げなきゃコール」という取組では、スマートフォンアプリ等で離れた場所に暮らす家族が居住している地域を登録すれば、家族が居住する登録した地域に水害等の危機が迫った際、防災情報をプッシュ型で受け取ることが可能となっております。

議員が御懸念の災害時の要配慮者、特に一人暮らしの高齢者の御親族が遠隔地にお住まいの場合であっても、市の災害情報は複数の手段で入手可能であるため、今後、福祉部門と連携して、こうした防災情報の入手手段の周知を進めてまいります。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市役所の洋式トイレの現状と今後の増設の考えについてお答えいたします。

洋式トイレは、身体的負担を軽減でき、使いやすく、節水効果も期待できることから、公共、民間を問わず多くの施設でトイレの洋式化が進んでいると認識をいたしております。本市の市役所におきましても、毎年度、和式トイレを洋式化する改修工事を進めているところでございます。

今年度につきましては、新館4階及び5階の和式トイレを洋式化する予定であり、これにより市役所の1階から7階まで全ての階で洋式トイレを御利用できることとなります。今後につきましては、誰もが使いやすい洋式トイレの増設について検討してまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答にてお願いをいたします。

初めに、1番目の鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合についてであります。通学路の設定においては、誰が見ても安心・安全な対策は、警察との調整が必要な事項もあって時間を要する内容や困難なこともあるかもしれません。保護者や地域の方々と連携した改善対応をお願いしたいと思いますし、また、この通学路の設定については速やかな決定を周知等々も含めてお願いしたいと思います。

統合に関連いたしまして、スクールバス導入についてであります。先日の文教上下水道常任委員協議会においても触れられていたと思いますが、改めてお尋ねをいたします。

保護者や地域の方々などへの説明会において、通学路の距離が長くなることにより、真夏の炎天下での登下校時間が増えることによる体調の心配や、冬の学童保育終了後の帰宅には暗くなった時間の徒歩の安全にも不安があるとして、スクールバス導入の要望がありました。要望に対する答えの説明の中におきましては、公共交通との関連も含めて検討していくとのことであったと思います。私は、学年や曜日による下校時間の変動や学童保育との関係、また、公共交通でのバス停設置などの規定による運行や交通渋滞などによる遅延なども含めて考えれば、公共交通と全く切り離して、児童のことを第一に考えたスクールバス導入を実施する必要があると思っていますが、その考え方についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 鳥飼小学校・鳥飼東小

学校区の就学児、未就学児の保護者を対象とした説明会では、児童の通学の安全対策に加え、通学距離が長くなることに対する通学支援を求めのお声も多数いただいております。具体的には、スクールバスの運行や保護者が送迎できる駐車スペースの設置等が挙げられております。また、スクールバスにつきましては、セッピーバスの活用等の提案もいただいております。教育委員会といたしましても、通学路の安全対策に加え、統合に伴い通学距離が長くなることについては大きな課題であると捉えており、いただいた御意見等を踏まえ、まずは関係機関と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 まず関係機関との協議・検討ということをございました。やはりこのスクールバス導入への結論を早期に出していただけるようお願いすると同時に、先ほど答弁でもございましたけども、統合先でのバス乗降や様々な理由による家族での送迎等が安全にできる駐車場所の確保もお願いをしたいと思います。

次に、学童保育についてお尋ねをいたします。

実施場所については、基本的に学んでいる学校で行うとの考えもありますが、現在の統合案の学校での学童保育となれば、冬は真っ暗となった時間に、現状より距離も長くなる状況下での帰宅となり、不安も高まるなどの理由から、統合した場合においても現鳥飼東小学校で実施してもよいのではとの意見もあります。実施場所や体制を現時点でどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本市の学童保育室は

小学校ごとに設置しており、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合するのであれば、学童保育室も同様になるものと考えております。現在、両小学校の統合に係る課題等について、庁内関係各課で構成する鳥飼地域における学校適正規模・適正配置に係るワーキンググループにおいて議論しているところであり、学童保育室の在り方についても引き続き検討してまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 学童保育を終えられた児童に対するスクールバスの検討も必要となります。また、これらのことを思うと、現鳥飼東小学校で実施すれば、学校の下校に合わせたスクールバスで現鳥飼東小学校に移動して学童保育を受けての帰宅は現状と変わらない状況になると思っております。安心・安全を第一に、そして児童のことを第一に考えた検討をお願いしたいと思いません。

また、通学路やスクールバスのことにつきましては、一番不安に感じておられる事項でもあり、強い要望でもありますので、早期の対応と実施という結論を早く出していただけるようお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、2番目の災害時における避難情報の通知についてであります。災害が発生して避難指示が出された地域におきまして、自分の判断で避難所に向かった方に比べ、家族や別の場所に住む親族などからの声かけによって避難した方が24ポイント高かったという報道もございました。早期の避難につなげるためにも進めたいと、これは要望とさせていただきます。

市民用の避難所運営マニュアルについてお尋ねをいたします。避難所運営のほぼ全

てを市職員が行っている現状を、防災サポーターや自主防災会などの皆さんにも運営体制に加わってもらい、職員と市民の双方で避難所運営を行っていく市民用の避難所運営マニュアルの作成を進めておられます。

これまでの日本国内における災害発生時に、ペットと飼い主と一緒に避難所で過ごすことができる同伴避難が可能など、飼い主がペットを連れて避難所に入ることを断られたケースがあり、やむなく車中泊を選んだ被災者の中にはエコノミークラス症候群を引き起こされた方もいるとのことでした。独居の方、独居でなくてもペットを飼っておられる方が少なくありません。家族同然として生活されてきたペットの同伴避難が必要だと思いません。

また、避難所のポイントは、みんなが助かる避難所づくりという観点が重要とも思っております。避難所には乳幼児や高齢者、持病や障害の有無など様々な人がおられる状況になると思いません。しかしながら、人とペットの適切な居場所を設けて、誰一人仲間外れにしない避難所づくりを目指すことが大切だと思いません。避難所運営マニュアル作成に当たり、ペット同伴の避難者への対応の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 現行の避難所運営マニュアルには、ペットの同伴の可否、飼育場所の区域設定などについて、生活ルールを確立しなければならないと記載しておりますが、現時点で具体的な対応方法が定まっている指定避難所はございません。ペットは飼い主にとっては家族同然であり、共に避難したいと希望されることは当然であります。避難所には動物アレルギーの方や動

物が苦手な方が避難される場合もございます。現在、市民用の避難所運営マニュアル案の作成を行っており、避難所におけるペットに関するルール設定の考え方についても、自主防災組織や防災サポーターの方々との意見を伺いながら取りまとめてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 ペットと飼い主と一緒に過ごせる同室避難としている避難所を設定している自治体もありますので、ペットとの避難が可能となるよう検討していただきたいと、これは要望としておきます。

次の質問として、市民用の避難所運営マニュアルの作成スケジュールの考え方について御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 作成スケジュールについては、まず、市民用の避難所運営マニュアル案を作成した後、11月中には、モデルとして選定した指定避難所1か所で自主防災組織及び防災サポーターの方々に御参加いただくワークショップを開催し、マニュアル案に基づいて避難所運営が可能であるかを確認する予定としております。引き続き12月には、自主防災組織が主催されます防災訓練に合わせてマニュアル案に基づく避難所運営訓練を行い、実際に検証する予定としております。そして、その検証結果を反映し、今年度中にマニュアルを完成させたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 避難所は収容人数や建物の配置などが同一ではありませんので、その避難所に見合ったマニュアルが必要だと私は思っております。地震や雨、台風などによる災害がいつ発生するかわかりませんが、市民用の避難所運営マニュアルは早期

に作成完了できるよう取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次の質問として、避難所については自主防災会や職員を中心とした運営になっていると思われ、自主防災会は自治会などが主体となっております。主体となっているこの自治会の運営者も高齢化しており、解散となっている自治会もありますし、役員も単年や数年で変わっている現状でもあります。マニュアル化した避難所運営を一定のレベルで維持していくことが重要だと思っております。防災サポーターや市民ボランティア、企業なども含めた運営体制を考える必要があると思っておりますが、市の考え方についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 現在の避難所運営マニュアルでは、自主防災組織と職員を中心に避難所を運営することとなっております。自主防災組織の中核であります自治会、町会が加入世帯の減少や役員の高齢化等の運営上の課題を有していることは認識しております。一方、行政といたしましても、災害発生時に非常時優先業務を実施するためには多くの職員が必要であり、避難所へ派遣できる職員が不足することも明らかになっております。

このような状況にあっても円滑な避難所運営体制を構築していくためには、避難してこられた方々やボランティアの方々にも避難所運営に携わっていただきたいと考えております。そのため、市民用の避難所運営マニュアルでは、避難所運営に係る業務について、職員、自主防災組織、防災サポーターはもとより、避難されてこられた方々やボランティアの方々も含めた役割分担を明らかにしたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 避難者の誘導や運営がスムーズにいかないケースも少なくないという状況も含めて、現場で混乱が生じないように、様々な状況を想定しながら、そしてまた様々な力を借りて市民用の避難所運営マニュアルの作成・検討に取り組んでいただきたいとお願いし、要望としておきます。

次に、3番目の公共施設のトイレ洋式化についてであります。洋式トイレは、住宅以外にも、飲食店や商業施設など、生活面ではほとんどが洋式トイレになっています。洋式トイレは、衛生面で気にされる方もおられるとは思いますが、便座の消毒可能な設備を備え付けるなどして、高齢者や介護が必要な人のみならず、全年齢で必要とされていると思いますので、市役所庁舎トイレの洋式化を進めていただくようお願いし、要望とさせていただきます。

次の質問として、公民館についてであります。公民館も和式トイレが残っているところがほとんどだと思います。先日も、新鳥飼公民館をクラブなどで利用されている方から、クラブ練習やイベント開催時において洋式トイレ待ちで並んでいたことがあるとのことで、洋式が空いている状況での和式利用はほとんど見ないのに、なぜ和式を残しているのかといった話も出たそうでございます。

また、鳥飼東公民館におきましては、7基中2基が洋式トイレ、洋式化率28%という低い状況で、1階はバリアフリートイレ1基のみ洋式で、女性専用トイレでは2基ともに和式、男性専用トイレも和式のみ1基であります。2階は、男性専用トイレ和式のみ1基、女性専用トイレ洋式1基、和式1基となっており、館内の男性専用トイレは和式しかない状況であります。市内の公民館においても洋式トイレに変えてい

くことが必要と思いますが、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 公民館の洋式トイレにつきましては、各館で設置数は異なりますが、全ての館に設置されており、一定数確保できているものとは考えております。しかしながら、超高齢社会への対応や、一般家庭において洋式化が進んでいることなどから、利用者の要望を勘案し、今後の増設について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 公民館におきましても、公民館利用者の利便性向上としてトイレの洋式化を進めていただくようお願いし、要望としておきます。

次の質問として、公共施設全体のことについてお尋ねをいたします。近年建設された摂津市内の公共施設として、地域福祉活動支援センターは平成24年完成、別府コミュニティセンターは平成28年完成、味舌体育館は令和4年完成、この三つの施設は全てが洋式トイレとなっております。福祉・文化・スポーツ振興の建物であります。全ての公共施設のトイレを洋式化することが、今でもそうですが、今後の社会状況なのではと感じています。本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 本市におきましては、市役所や公民館だけでなく、公共施設全般におきましてトイレの洋式化を進めております。しかしながら、洋式トイレは和式トイレに比べましてスペースが必要になりますことから、既存施設のトイレのスペースによっては、洋式トイレに改修することで個室トイレの数が減少する場合がございます。

す。既存施設におきまして、それぞれの状況に応じた改修の判断が必要であると考えておりますが、トイレとしてのスペースが限られる中で、施設規模に応じた個室トイレの数を確保しつつトイレの洋式化を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 今回の質問におきまして、1回目のときに申し上げましたけども、高槻市は市役所本館の全てが洋式ということでございますが、和式がないといった意見は聞いたことがないそうであります。摂津市におきまして、全ての公共施設のトイレを洋式化することが市民のより身近な公共施設ということにもなってくると思いますので、トイレの洋式化をすることへの取組をお願いし、私の一般質問を終わります。

○福住礼子議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして一般質問いたします。

1点目、自治会など地域力の向上について。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年半が経過しました。5類に移行してから、ようやく今まで自粛の続いていた行事が再開しつつあります。しかしながら、足かけ4年の影響は大きく、自治会の夏祭りや地区市民体育祭を開催できていないところがあります。地域力の低下により防災力の低下も大変心配されます。自治会や防災の活動状況はどのようなものか、お伺いをいたします。

続いて、2点目、府道大阪高槻線の歩道整備について。

これまでの未整備区間の整備状況についてお伺いをいたします。

次に、3点目、さきの定例会でも議題に上がりましたが、市内道路の路面標示復元について。

市が直接管理する道路の安全のための注意喚起やセンターライン及び路側帯の整備については、比較的迅速に対応をいただいている点、感謝申し上げます。一方、停止線、横断歩道など警察が所管する路面標示については、見えなくなるくらい消えている箇所もあり、市として要望をされていることとは思いますが、優先順位をつけるなどして早期の復旧ができないものか、お尋ねをいたします。

続いて、4点目、新型コロナの感染対策について。

対応が5類へと移行されましたが、感染の推移と現状についてお伺いをいたします。

最後に、5点目、待機児童解消について。

保育所待機児童の現状についてお伺いをいたします。

1回目、以上でございます。

○福住礼子議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 現在の自治会の状況と地区体育祭の実施状況についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など社会構造の変化や、ライフスタイル、価値観の多様化などにより、自治会などの地域コミュニティが希薄化している中、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により人との交流の機会が減ったことで、さらに地域コミュニティ活動が停滞して

おりました。現在は活動が徐々に戻りつつありますが、コロナ禍前の状況には完全に戻っていないのが現状でございます。

自治会組織につきましても、10年前の平成25年度には111自治会、加入率も62%でしたが、年々減少してきており、令和5年度におきましては100自治会、加入率は43.4%となっている状況でございます。

地区市民体育祭につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度までの3年間、全ての地区で実施を見送られていました。令和5年度は11地区のうち7地区で実施される予定でございます。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 自主防災組織の活動の状況についての御質問にお答えいたします。

令和元年度は、各小学校の自主防災組織における防災活動は12地区全てで実施されておりますが、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されておられません。令和4年度は、四つの地区で実施されており、内容については、段ボールベッドの組立て等避難所運営に係る訓練が2件、講話及び備蓄品の展示等が1件、講演会が1件となっております。

令和5年度の訓練実施予定といたしましては、現在、五つの地区から防災活動の相談を伺っており、訓練内容等の打合せを行った後、10月以降、随時実施される予定となっております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 府道大阪高槻線のこれまでの未整備区間の歩道整備状況についての御

質問にお答えいたします。

府道大阪高槻線は、昭和30年に道路整備工事に着手され、昭和37年には大阪鳥飼上上田部線として都市計画決定されましたが、平成26年2月に大阪府の都市計画道路の見直しに伴い都市計画道路が廃止されました。大阪府からは、都市計画廃止後も交通安全対策は必要に応じて実施していくと聞いており、これまでに、大阪府茨木土木事務所におきまして、平成29年度と平成30年度に交差点付近の歩道改良を実施されております。ただ、現在においても、歩道幅員の確保や段差解消など交通安全上の問題のある区間が残っていることから、引き続き市からも機会あるごとに大阪府に整備促進の要望をしております。

続きまして、路面標示の早期復旧についての御質問にお答えいたします。

道路の路面標示は、道路標識や交通信号などとともに、車や通行者の流れを整え、誘導し、円滑で安全な交通を確保することを目的とした交通安全施設でございます。御指摘のとおり、道路交通法に基づき警察が設置する市内の停止線や横断歩道などにおいては、路面標示が消えかかっている箇所が多く、また、特に交通量の多い箇所ほど経年劣化が早く進み、危険な状況になりやすいことは認識いたしております。

市としましては、議員をはじめ住民の方々からの御要望やL o G oフォームによる情報収集、職員による道路パトロールなどにより路面標示が消えている状況が確認された場合は、速やかに摂津警察署へ報告し、修繕要望することで早期復旧に向けた連携を図っております。交通管理者である摂津警察署からは、限られた予算の中でできるだけ早く復旧するために、交通量や通学路などの現場特性を踏まえ、優先順位を

つけて取り組んでいると聞いております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症の5類移行後における感染の推移と現状についての御質問にお答えいたします。

感染症法上の位置づけが5類に移行された5月8日以降の感染状況につきましては、これまでの全数把握から、全国約5,000の定点医療機関からの患者報告数や定点医療機関の数で割った定点当たりの患者報告数を週ごとに公表する定点把握となっております。大阪府内の定点あたり患者報告数は、7月初旬までは1桁で推移しておりましたが、7月10日からの1週間は10.22人、9月11日からの1週間は12.99人となっております、多少の増減はあるものの、この間、増加傾向にあると考えております。また、全国平均につきましても、9月11日からの1週間は17.54人で、5類移行後は増加傾向にある状況でございます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 保育所待機児童の現状についての御質問にお答えいたします。

本市における令和5年4月1日現在における待機児童は29人であり、令和3年度から増加傾向となっております。また、直近の状況として、本年9月1日現在における待機児童数は47人となっております。現在、待機児童が生じている地域は全て安威川以北圏域であり、年齢につきましてはゼロ歳児及び1歳児となっております。

待機児童が生じている主な要因といたしましては、北摂各市の中でも高い保育所等整備率にありますが、需要がそれを上回っていることと、保育人材の確保の難しさに

あると認識しております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問をいたします。

1点目の自治会など地域力の向上についてです。

私も各種行事にお伺いさせていただく中で、再開に至った自治会では、役員の皆様も、相当な御苦労の中、笑顔で運営をされていきました。また、参加されておられる方も多く、楽しい歓談に花を咲かせておられる姿が見受けられました。

自治会数の減少もさることながら、この10年間の加入率が62%から43%となり、減少の状況を考えると、今後の活動は継続できるのか大変心配な状況です。

地区体育祭は、11地区のうち4地区の再開ができておらず、再開されたところでも、例えば自治会対抗の競技に出場できない自治会が出てきたり、競技内容の見直しとなることも生じています。次年度以降、従来のような体育祭がさらに再開できればいいのですが、様々な事情から形を変え、別のイベントにシフトしていく必要性も出てきています。

また、実質自治会に委ねられている自主防災組織の活動である防災訓練の再開については、12地区中、令和4年度が4地区、令和5年度は5地区と伺いました。新型コロナウイルス感染への懸念や担い手の課題などがありますが、万一の災害に備えることを考えると、地域力の低下がもたらす影響は大変心配な課題であります。市としても、自助・共助・公助について新たなウエートバランスを再構築していく必要があります。これまで、連合自治会などで準備を行い、運営を実施していましたが、場合によっては、開催単位を拡大し、準備や

運営の一部を行政や外部団体に委託するなどの見直しが必要かもしれません。例えば、水害発生時を想定してのバスやモノレールを使った大規模な避難訓練など、市が担い手となる新たな取組も要望いたしたいと思います。

さて、市長は、最近の行事挨拶で、担い手の高齢化やノウハウの継承について言及されておられます。高齢化やライフスタイルの変化により何が変わったのか。私なりに考えるには、人と人の関わり方、付き合い方に変化が生じているように感じます。高齢化により、できることの範囲が狭まってきたり、核家族化が進み、子育ての守り手が減ると同時に、子や孫のためにという機会や機運が減少いたしました。そこに新型コロナウイルスの感染が拍車をかけ、人と人との対話が減少、助け合いの気持ちに大きな変化が生じてきたと言えます。

一方では、みしまつりや野外コンサートなど新たなイベントが始まりました。地域の特徴を生かして、何ができて、何を望まれているのか、行政として変化に敏感に反応していくことが求められます。

市制施行50周年の平成28年、本市は、つながりのまち摂津をみんなで育もうと四つの団体が共同アピールを行いました。しかしながら、現状では、自治会、老人クラブ連合会、民生委員の存続そのものが危惧されています。

ここで、市長、これらの取組を持続していくためには新たなことを考えていかなければならない段階に来ていると思います。考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 水谷議員の質問にお答えをいたします。

まさにタイムリーな質問でございます

が、一言で答えるならば、右を向いても左を向いてもスマートフォンとのにらめっこというんですか、この辺にあるかと思えます。確かに便利になって、本当にある意味ではいい時代を迎えております。一方で、いつも言っていますけども、全くもってそのルールを教えていないとか、その悪循環がいろんな今の社会の病につながっているのではないかと私は思っています。これは総論ですけれども。

3年半、新型コロナウイルス感染症に翻弄された。僕はあっちこちの行事にどんなことがあっても行っていますけれども、先ほど言ったようなことにつないでいくために行っているわけなんです。5月に全ての規制が解けました。普通の生活状況に戻ったと言いますけれども、新型コロナウイルス感染症の後遺症といいますか、あっちこちでその後の悪影響が出てきております。御指摘なされたこともその一つではないかと思っています。

摂津まつりをはじめ、各地区で盆踊りやお祭りが非常ににぎにぎしく展開されたと思います。これも何度も言ってきましたけれども、新型コロナウイルス感染症流行前に比べますと、約4割前後が縮小といいますか、中止になっておったと思います。その原因は、おっしゃったように、中核になって長年リードしていただいた方々、この方たちもどちらかといえば高齢なお方だったんです。これが3年4年たつと、さらに高齢化ということで第一線をのかれる、こういった傾向があっちこちに見られません。

もう一つは、3年4年も行事をしないと、そのノウハウが分からなくなっていることで引継ぎがうまくいかない。それでなくてもなかなか次なる世代とのつながりと

いいですか、次なる世代が育っていないといった傾向がある。こういうことがいろんな行事の衰退等々につながっているようでございます。

極端な少子高齢化が相まって、この新型コロナウイルス感染症が間違いなく、一つ一つ積み重ねてきた摂津市ならではのつながりやコミュニティーに大きく水を差しかけていることも事実ではないかと思っています。これは深刻であろうかと思っております。今後、アフターコロナをいかにしっかり捉えていくか、これはいろんなまちづくりの中で一つ一つこういうテーマ性を持っていかざるを得ないと私は思っております。

今までは行政に任しとったら何とかなる、逆に行政は、市民の皆さんにお願いしておいたら何とか行事をこなしてもらえ、そういう時代がだんだん変化してきていると思っております。でも、主役は市民の皆さんでございます。だから、今までと少し違った視点を持つとしたならば、これももう早くから言われていることですが、行政はもちろん、市民の皆さんと一緒に、事業所や各団体等々、みんなで考え汗をかき、そして行動して形までつくっていかうと、そういうよく言われてきました協働、これを言葉だけじゃなく本当に実践していかないと、なかなかいい答えなんかは出てこないと思っております。

そうは言いますが、主役の市民の皆さんが伸び伸びと協働の中で活動していただく環境づくり、これは行政がしっかり取り組まないかんわけであります。もちろんそういう環境づくりや場所づくりのハード面などのまちづくりはしっかりやっけないかん。もう一つは、様々な取組、行事をコーディネートするリーダーをまたしっかり育てていかないと、何ぼ主役は市民と

言ったって物事は前に進まない。そういう意味では、今日まで、生涯学習大学とか昔の老人大学、今のいきいきカレッジですか、また、女性大学であったウイズせつカレッジ等々いろんな取組をしまりました。こういった取組も進める中、また少し視点を変えて、さらにこういった部門にもしっかりと力を入れて、より中身の濃い、協働のまちづくりを進めていかなくてはならないと思っております。

アフターコロナの中、いろいろと影響が出ておりますけれども、後ろ向いた話ばかりでもないんです。といいますのは、そんな中ではありますけれども、先日、柳田小学校区で第1回野外コンサートというのがあったんです。この中でこういった新しい一つのイベントが立ち上げられた、これは非常にうれしいことです。一つのこれからのモデル、市民が自ら、これじゃあかんということで取り組んでいただいた一つの例になろうかと思っております。

行政も今の流れをきちっと読み取りまして、つながりのまち摂津のキーワードが泣かないようにしっかり取り組みますので、またいろいろ御指導いただきますよう、よろしく申し上げます。

○福住礼子議長 暫時休憩します。
(午前 1 時 5 8 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○福住礼子議長 再開します。
水谷議員。

○水谷毅議員 休憩前には、市長から愛する摂津市を思う熱い答弁、誠にありがとうございました。総務部の防災を担当する所管の方からは、協働のまちづくりを進める条例制定の準備をしていると伺っております。条例のための条例ではなく、真に市民

の皆さんのための条例制定へと強く要望いたしたいと思います。

市長も少し触れておられましたけども、本市は、どの地域に参りましても、必ず地域を愛し、リードし、尊い汗を流してくださる方がたくさんおられます。どうか市民の皆さんの心を打つ手をしっかり市長が打っていただきたいと思います。

市長は、あくまでも市民の皆さんが主役であるとおっしゃいました。一つ例えると、今、電動自転車はかなり普及してきておりますけども、あくまでもこぎ手は乗っている人であります。今までは電動機なしで走っていたのが、やっぱり年を重ねまして電動機がついて、電動アシスト自転車が非常に生活を助けてくださっております。そういう意味では、行政としては、この電動機になれるように、また市長を中心に御尽力いただきたいことを要望したいと思います。

次に、2点目の大阪高槻線の歩道整備について。

約60年前に大阪府から都市計画決定されたものの、平成26年には残念ながら計画廃止になっています。その間、交通量は増え続け、通過交通の激しい本市に住む市民の皆さんにとっては移動や安全の面で大きな負担となっております。当初の道路計画と対応が道半ばのまま足踏みをしており、自転車や歩行者の動線である歩道の整備が多くの方の皆さんから求められ続けています。

ここで、人や車の往来が多い鳥飼八防交差点から西側の一津屋方面に向かう商業施設までの歩道整備状況についてお伺いをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 御指摘の区間につきまして

も交通安全上の問題は残されたままであることから、都市計画道路の廃止後、継続して歩道未整備区間の整備促進について市から強く要望しております。

また、府道大阪高槻線につきましては、令和3年度から、道路管理者である茨木土木事務所と市との間で、これらの問題解決に向けた情報共有や、解決手法等を具体的に検討するため担当職員による勉強会を行い、連携を図っているところでございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 鳥飼八防交差点の北側部分の歩道拡幅については大変喜ばれています。しかしながら、それより西側については、大阪府が道路のセットバックを進め、用地を確保したままで整備が進んでいない状態です。令和3年度から茨木土木事務所との職員間勉強会を行い、御尽力をいただいているようですが、大阪府の職員も短いサイクルで異動をされます。そういう意味では、本市が実施状況の進捗をしっかりと管理し、リーダーシップを発揮し、実現へと結びつけられますことを強く要望いたします。

本市では、現在、鳥飼グランドデザインのエリアごとの説明会を進め、今後、ワークショップも展開されます。この取組を大きく前に進めるためにも、大阪高槻線の歩道をはじめとする道路整備に情熱と実行力を持ってさらに取り組みられることを強く要望いたします。

続いて、3点目の市内道路の路面標示復元について。

市として摂津警察へも再三要望を進められている点は理解できますが、現実には停止線の劣化により交差点で自動車と自転車との接触事案も伺っており、市でももう一

度、事故発生頻度や危険な箇所を総点検し、警察への強い強い要望を行い、市民の安全確保にさらなる推進を求めます。

次に、4点目、新型コロナの感染対策について。

5月からの5類への移行以来、7月以降では、皆さんも感じておられると思いますが、患者報告数は急激に推移をしています。インフルエンザも併発し始め、学校では学級閉鎖も増えてきている状況もあります。ワクチンの効果や集団免疫の関係もあるようで、重症化への予防は進んでいるものと感じています。市民の皆さんは、今後、ワクチン接種についてはどのようにしたらいいのか、案じておられる方も多数おられます。

ここで、感染予防に関しての今後の見込みや取組についてお伺いをいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、生後6か月以上の全ての方を対象に、オミクロン株XBB1.5対応1価ワクチンを使用する令和5年秋開始接種が9月20日から始まっており、特例臨時接種としての期間が継続される令和5年度末までの間に接種を受けることが可能となります。市としましては、希望される方が速やかに接種を受けられるよう、接種枠の確保や、ワクチン配送に関し市内医療機関と調整を行うほか、引き続き、コールセンター業務やLINEによる予約システムの活用を継続し、スムーズに予約ができるよう取り組んでまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 9月22日からLINEによる予約も始まり、秋の接種へと進んでいるようです。接種に関してはあくまでも個人の判断になろうかと思いますが、公費負担

の期限は現状年度末となっている点など告知の徹底や、特に日中働いている方へのスムーズな接種ができるよう、御尽力いただいている市内の医療機関とさらなる連携を深め、休日や夜間の接種体制に関しても拡充をお願いしたいと思います。

また、インフルエンザの予防接種の時期も訪れます。今後、双方が並行した接種状況になると考えます。しっかりとしたスケジュール管理をお願いしたいと思います。

さらに、現在もワクチンの管理については市で行っていると伺っています。設備も4年目に入りました。保管用の冷蔵庫や無停電電源装置の劣化を再度点検されますよう、そして、市民の健康を守るという気概で、併せて要望いたします。

最後に、5点目の保育所待機児童解消について。

JR千里丘駅西地区再開発の影響を受け、不動産案件も厳しい中、保育所用地確保や事業者との連携を進め、御尽力をいただいている点、感謝を申し上げます。しかしながら、令和3年度からは待機数は増加傾向であるとの答弁をいただきました。本市では、子育てするなら摂津市というスローガンの下、進んでいます。出生率や保育所の整備率は他市と比較しても上位にありながら、待機児童がなぜ減らないのか。これは、開発などにより、喜ばしいことに子育て世代の転入者が多いからであると言えます。行政としても、何としてもそのニーズにお応えしなければなりません。待機児童解消に向けた現在の取組をお伺いいたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 保育需要に対する受皿の確保につきましては、民間園に御尽力いただいております。せつつあそびまち遊育園

においては、段階的な定員増を予定し、本年8月からは定員30人を定員50人に20人の増加、また、わかば保育園においては、令和6年4月から定員30人を定員60人に30人の増加となる予定でございます。

さらに、待機児童が多く生じているゼロ歳児から2歳児を対象として、昨年度から安威川以北圏域で公募しておりました小規模保育事業者について、JR千里丘駅付近で実施したい旨、民間事業者から応募があったことに伴い、令和6年4月開設に向け取組を進めているところでございます。加えて、保育士の確保策につきましても、本市独自の民間保育施設の人材確保に資する取組を検討しているところでございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 保育園の建て替えや移転を機に段階的な定員増が予定されている点や、新規の小規模園の推進について、一定の評価をいたしたいと思います。さきの答弁にもありましたが、どの園も保育士の安定的な確保が大きな課題の一つになっているようです。これは近隣他市でも同じことが言えると思います。本市の保育所で働いてみたいと思っていただけるような、保育士から見て夢と魅力あるさらなる取組が求められていると感じています。

提案として、一つは、潜在保育士の活躍の舞台を広げることではないでしょうか。働く時間を工夫することや、奨学金の返還支援など、いろいろと本市独自の取組の検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、保育士を一から育てることです。例えば、本市と交流関係のある京都府京丹後市、三重県志摩市、兵庫県新温泉町などから保育士を目指す人材を受け入れ、支援を行う内容です。農業祭や宿泊先

の提携も行っている自治体でもあります。民間園とも協議をし、どうすれば可能であるのか、待機児童解消に向け、ぜひとも先進事例をつくり上げていくとの気概で実現されますことを要望し、質問を終わります。

○福住礼子議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、最初に、摂津市の財政状況と市民の暮らしについてお尋ねいたします。

ガソリン代や電気・ガス代、食糧費の値上げなど、物価高騰が深刻な事態になっています。市内中小事業所にとっては、新型コロナウイルス感染症対策融資の返済が始まり、さらに資材・原材料の高騰で経営が成り立たないという事態にもなっております。

日本共産党は、国政においては、511兆円にも達している大企業の内部留保に5年間の時限的課税を行い10兆円の財源をつくること、その財源も活用し、中小企業にも積極的・直接的な財政支援を行い、最低賃金を1,500円に引き上げる、こうした賃上げを軸に内需拡大を活発にし、实体经济を立て直す緊急提案をこの間行ってきています。ぜひ摂津市においても、10月に各家庭に届けられる割引チケットに続いて、深刻になっている物価高騰に対する市独自の対策を拡充すべきだと感じています。

その財源は十分にあります。令和3年度の決算状況を見ますと、市の貯金である四つの主要基金残高は僅か1億円減の165億円、市債残高は12億円減少し464億円、この18年間で見れば47%に減少し

ています。また、大阪府内において、例えば一人当たりの市税収入は市レベルで府内2番となり20万8,739円、財政状況の余裕度を示す財政力指数は府内2番目で0.971であります。この財政力を活用し、物価高騰対策の拡充と、そして、来年度に向けて行政水準を引き上げていく市民負担の軽減を図ること、子育て、教育、産業のまちにふさわしく中小企業の支援策の拡大など、様々な取組を拡充すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、摂津市の職場環境の改善の問題です。

この数年間、御承知のとおり、不祥事、事件、事務処理ミスが発生を受け、様々な取組が行われてきました。その中で、摂津市として、昨年3月に摂津市コンプライアンス基本方針、そして、今年7月に職場等におけるハラスメント防止指針を作成し、対策を行ってきました。しかし、8月7日の部長会議事録によれば、この間の職場におけるハラスメントに関するアンケートの結果、「直近6年間、セクシュアルハラスメントを受けた」と回答した人が31人、そのうち「今も続いている」と回答した方が9人も存在していたことが判明いたしました。これは大変な数字だと感じています。

これからプロジェクトチームを設置することになりました。この数字を氷山の一角と見るならば、もっと多くの人が存在することになります。そこでまず、このアンケート結果をどう受け止めているのか。この間の様々な取組とその成果をどう見ているのか、お聞きをいたします。

次に、摂津市の南海トラフ地震対策についてです。

今年に関東大震災から100年を迎えま

す。この間、NHKを中心に南海トラフ地震の特集番組も報道されました。摂津市では、この数年間、水害対策を中心に様々な取組をこのコロナ禍でも行ってまいりました。水害対策では、市民とともに進めるという点ではまだまだ途中ではありますが、一定やるべき方向は出ています。一つ一つ早急に進めていただきたいと思います。

今回は、南海トラフ地震を含め、地震対策についてお聞きいたします。

地域防災計画において、地震についての被害想定では六つのケースが示されています。最も被害が大きいのは上町断層帯地震Aで、市全域が震度6弱から6強と予測されています。そして、南海トラフ地震では、建物の全半壊720棟、死者1人、負傷者140人、罹災者数は1,700人、水道断水7,000人と被害想定されています。そこで、想定される地震規模と、先ほども質問がありましたが、避難所運営マニュアルについてお聞きをいたします。

4点目は、生活福祉資金・緊急小口資金貸付の申請についてであります。

質問の趣旨は、最近の生活相談において感じたことではありますが、もっと申請の簡素化に取り組んでいただきたいと思いますということでもあります。この貸付けは、緊急かつ一時的に生活が困難になった場合、10万円を限度額として支援するものですが、この間、コロナ特例における生活福祉資金の特例貸付と比べてあまりにも申請が大変です。申請の簡素化に向けて取り組んでいただきたいと思います。この制度の申請内容、昨年度の利用件数などをまずお聞きいたします。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 物価高騰対策等の取組の拡充についての御質問にお答えいたします。

令和5年8月の内閣府月例経済報告では、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとする一方で、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

このような中、本市におきましては、物価高騰対策としまして、令和5年10月20日から令和6年1月31日までの間、1,000円ごとに1枚利用できる500円分の割引券を市民一人当たり10枚配布する物価高騰対策割引券発行事業を実施し、市民の家計支援と市内小売店等の支援につなげてまいります。現在、賃上げ率が30年ぶりの高水準となるなど、前向きな動きも見られますが、物価高騰の影響は予断を許さない状況であると認識しております。物価高騰に対しましては、引き続き、市民生活や国の動向等を注視し、必要に応じて対策を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、職場におけるハラスメントに係る質問にお答えいたします。

職場におけるハラスメントに関するアンケートにつきまして、本年7月3日から同月28日までの間に実施し、その回答状況は議員が御指摘のとおりでございます。これらの人数は、あくまで無記名ながら勇気を持ってアンケートに答えることができた職員の数であり、全体を把握できたものではないと認識しております。これまで、ハラスメント防止研修やコンプライアンス研修、労務管理研修を行うとともに、毎年

4月初日に各部長によるハラスメント防止宣言を実施しております。しかしながら、アンケート結果を踏まえると、必ずしも対策が十分であったとは言えない状況であると考えております。

また、加害者がセクシュアルハラスメントをしている事実気づいていないことも考えられます。そこで、職場等におけるハラスメント防止指針を改訂し、セクシュアルハラスメントとなり得る行為として、実際に相談があった内容を含む6種類の具体例を掲載し、自らの気づきを促進させるようにいたしました。最も重要なことは、ハラスメントを許さない職場づくりです。そのためにできることを模索し、ハラスメント防止対策を行ってまいります。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 地震時の避難に係る諸課題についての御質問にお答えいたします。

平成19年3月に大阪府が算出された被害想定によりますと、上町断層帯地震Aが発生した場合の本市の主な被害といたしましては、建物の全壊6,000棟、半壊5,200棟、死者110人、負傷者1,100人と推計されております。また、罹災者数は3万9,000人、避難所生活者数は1万1,000人と推計されております。本市の地震時における指定避難所の収容人数は、感染症対策を講ずることを前提に、一人当たり5.3平方メートルを確保すると仮定すると、約1万3,500人となっており、想定される避難所生活者数を収容可能であると認識しております。

しかしながら、令和4年度に地震編の摂津市業務継続計画の作成を進める過程で、非常時優先業務を担う職員が大幅に不足することが明らかとなっており、避難所を円

滑に運営するためには職員以外の担い手が必要であり、自主防災組織や防災サポーター等に避難所運営に携わっていただく必要があると考えております。そのため、市民用の避難所運営マニュアル作成に向け、自主防災組織及び防災サポーターの方々に参加いただくワークショップを開催し、避難所運営における職員と自主防災組織や防災サポーター等との役割を確認した上で、今年度中にマニュアルを完成させたいと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活福祉資金・緊急小口資金貸付の申請についての御質問にお答えいたします。

本制度は、国の通知に基づき、大阪府社会福祉協議会が実施されているもので、市社会福祉協議会が受付窓口となっております。内容といたしましては、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯に少額の貸付けを行うことで、課題の解決と世帯の自立支援を目的としております。

手続でございますが、国の定めている必要な書類等として、貸付けの申込書のほか、本人確認書類、世帯全員の住民票、貸付けの原因や金額が分かる書類、住民税の課税証明や源泉徴収票など所得状況や償還能力が分かる書類、印鑑証明、生活困窮の窓口の意見書などとなっております。

市社会福祉協議会における令和4年度の実績は、相談件数が36件、申請件数が11件でございます。

なお、市の生活困窮の窓口の意見書が必要なことから、生活困窮の相談員が世帯の状況を聞き取りしており、必要に応じて社会福祉協議会と連携して支援を行っているところでございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、再質問に入ります。

最初に、財政状況とくらしの問題です。

2回目、確認の意味で、まず、昨年度までの3年間、摂津市の新型コロナウイルス感染症対策に要した総額と市の持ち出しについて示してください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 令和2年度から令和4年度までの3年間の新型コロナウイルス感染症対策の経費についての御質問にお答えいたします。

決算額で申し上げますと、3年間の新型コロナウイルス感染症対策の事業費は約164億6,000万円、国費や地方創生臨時交付金等特定財源は約154億円、一般財源は約10億6,000万円でございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 3年間の新型コロナウイルス感染症対策に要した費用は総額で約164億6,000万円と。市の持ち出しについては、予算時点では31億3,000万円でありましたので、3分の1の約10億6,000万円になったわけではありますが、10億円を超えるお金を活用したとしても、先ほど申し上げたように引き続き大阪府内でも裕福な自治体であります。

そこで、少しいろんな自治体の取組を紹介いたします。

まず、高槻市の取組です。これは、先般、違う場所でも紹介させていただきましたけれども、学校給食費の問題では、今年度、小学校まで拡大し、高槻市では今年から小・中学校給食は無償化になりました。35人学級では、今年度、中学2年生、中学3年生まで拡大し、小・中学校全学年で

35人学級が実現いたしました。摂津市とどこが違うのでしょうか。憲法に照らして義務教育費は無償だということに近づけていく努力、そして、社会とか子供たちに分かる教育環境をと、こんな思想の違いだと私は感じております。

また、北摂で最も高い上下水道料金引下げ問題、少なくとも値上げはしないことは大きな問題だと思っています。

産業政策では、もっと中小企業に予算を活用すべきだと思っています。摂津市に工場を構えていただいている方々に住まいも摂津市に構えていただく、そういう観点での産業政策をぜひ進めていただきたいと思っています。

ある自治体では、中小事業者に対して、1か月で電気代、ガス代などが合計で3万円を超えますと、その事業所に10万円の支援金をお渡しする、こういう自治体も生まれてきています。現在、来年度予算編成の検討が始まっております。まずは皆さんが持っている様々な資料を基に実態を精査していただいて、今日少し紹介もしましたが、いろんな課題について実現を目指し取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 物価高騰対策や様々な行政サービスについての御質問にお答えいたします。

まず、物価高騰対策でございますが、各自治体がそれぞれの状況を踏まえまして対策を実施しております。本市におきましても、プレミアム商品券事業等の生活者支援や、中小事業者及び医療福祉事業者への事業者支援等、様々な対策に取り組んできたところでございます。今後につきましては、先ほども御答弁したとおり、市民生活

や国の動向等を注視し、必要に応じて対策を実施してまいりたいと考えております。

なお、1回目の御質問でございました基金につきましては、JR千里丘駅西地区の再開発をはじめ、阪急京都線連続立体交差事業や鶴野地域の公共施設の再編等、大型事業に取り組む中、将来の財政負担をしっかりと見据え、活用していく必要がございます。行政サービスにつきましては、見直すべきところは見直ししながら、限られた資源を有効に活用し、市民にとって真に必要なとされるサービスの実施に努めてまいります。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 いろんな目標設定の仕方があるかと思うんですけども、先日再選された岩手県の達増氏は、憲法第13条、幸福権の追求を県政の基本に据えたという話であります。ぜひ先ほど申し上げた摂津市の財政の力を活用して市内外に明確なメッセージを発信すべきだということを強調させていただきます。

次に、職場環境改善の問題であります。

この間、様々な方針をつくり、そして研修も行う、毎年各部長によるハラスメント防止宣言も行うなどやってきたけども、対策は十分ではなかったという話であります。6年間で31人、今も続いているのが9人いらっしゃる。この数字を見たときに、今、摂津市の職場がどうなっているのか大変心配であります。御承知のとおり、第三者委員会で指摘を受けた隠蔽体質の問題、風通しの問題はほんまに改善に向かっているのだろうか大変心配しております。

少し話を変えますが、日本はまだこうした問題が大変遅れています。政権幹部のある方は、日本にはセクハラ罪はないという

発言もありました。今大きな関心を集めているジャニーズの性被害問題について、今なお政府は何のメッセージも発していません。その一方で、スペインでは、さきの女子ワールドカップサッカーで優勝した選手に対してサッカー協会会長が同意なきキスをした問題で、選手は当然ですけども、政府の関係者からも意見が出て、国全体でこの問題解決に向けて頑張っているわけであり、日本とは大変な違いであります。

そこで、少なくとも地方自治体の現場から日本政府に対して、ILOの労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する条約を批准せよと、そして、日本政府自身、被害者救済の原則を明確にした実行力のある包括的なハラスメント規制法をつくれという声をまず上げてほしいと思います。

そこで、いろんな取組をしてきたけれども、こういう結果である。改めてこれをどう受け止めているのか、この間の振り返りについてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

まず、コンプライアンス基本方針の取組の一つといたしまして、職員おのおのが求められているコンプライアンスを達成しているか、自己点検を行うこととなっております。そのうち、自らがハラスメントとなる言動を行っていない旨を点検する項目があり、令和4年度、令和5年度ともに95%の職員が「できている」と回答しております。一方で、「現にセクハラが今も続いている」と回答した人が9人もいたことは重大な問題と認識しており、加害者が自らの行為をセクシュアルハラスメントと認識できていない可能性があることを示唆していると考えております。

また、職場におけるハラスメントに関するアンケートでは、毎年度4月1日にメールで通知している「摂津市におけるハラスメントの防止及び相談体制について」を読んでいるかという問いについては、「読んでいる」が71%であり、今年7月に改訂した職場におけるハラスメント防止指針を読んでいるかという問いについては、「読んでいる」が58.7%でございました。これらの結果は、ハラスメント防止指針の周知が不徹底であったと反省するところであり、8月に実施した人事制度説明会におきまして、実際に相談があった内容を含むセクシュアルハラスメントとなり得る行為の具体例の全てを一つ一つ読み上げるとともに、改めて相談体制についても説明いたしました。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 9人という数字を見たときに、単純に計算すれば職場の各フロアに1人存在するという数字になります。御承知のとおり、職場環境改善の土台は適正な職員配置であることは言うまでもありません。何がハラスメントなのか共通認識するための勉強会、そして、自分が超えてはならない、他人への行為を放置しないで注意し合える環境に向かっていただきたいと思っております。そして、職場全体でほんまに取り組む必要があります。市長を先頭にしてプロジェクトチームを設置してこれから取り組むことになっておりますけれども、どういうことを進めていくのかお聞きいたします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 職場でのセクシュアルハラスメントという卑劣で悪質極まりない行為は、職場環境を悪化させ、職員が自らの能力を十分に発揮することができない状況

をつくり出します。職場のセクシュアルハラスメントを撲滅するためには、全ての職員がセクシュアルハラスメントとなる行為を絶対にしないという強い意思を持って行動する必要があります。組織としても、セクシュアルハラスメントを撲滅するために何をすべきか、上司は部下に対して何をすべきか等について明確化していくことも重要であると考えております。

また、近年のハラスメントの特徴として、SNS等の周囲に分からないような手段で対象者に接触しようとするなど、表面化しにくい行為が増加していると一般的に言われております。また、対象者に対し優位性を持つ人がセクシュアルメントを行っていることが多いとの指摘もあり、セクシュアルハラスメントの背景にはパワーハラスメントがあるとも言われております。こうした状況に対し、市長より全庁挙げて早急に解決するよう指示があり、本市におけるこれらの課題を解決すべくプロジェクトチームを設置しまして、セクシュアルハラスメントの撲滅の方策について検討してまいります。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 ヨーロッパの欧州連合では、産業別・企業別に集団的な枠組みで取組が展開されています。ハラスメントは、個人的なトラブルではなく、構造的な要因から生まれています。先ほどお話にありましたけども、ハラスメント防止指針を読んだ職員の方が60%弱でした。ぜひまず全職員が読んでもらう、こういう環境をつくってください。そして、お話にありましたように、市役所全体で取り組んで目に見える大きな成果を上げていただくように強く申し上げておきます。

地震対策についてです。

想定される地震規模と避難所運営について答弁がありました。今後30年以内の発生確率で、南海トラフ地震が70%から80%、上町断層帯地震Aが2%から3%だと言われています。5年前の大阪北部地震の経験も生かし、南海トラフ地震対策をきちんと準備しながら上町断層帯地震Aに対応していく、こういう計画が今進んでおります。今日は地域防災計画の第7編で示されている南海トラフ地震防災対策推進計画について少しお尋ねいたします。

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についてであります。5か年計画を基本に年次計画を作成し実施すると示されています。耐震化促進、避難場所、避難路、消防用施設、緊急輸送のための道路、通信施設をそれぞれ整備することと書かれていますが、その到達と今後の方向についてお聞きをいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 大阪府では、地震防災対策特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画が作成されており、地震防災上、緊急性の高い施設の整備に向け、大阪府及び府内市町村が当該計画に位置づけた個別の取組を推進しております。

本市が当該計画に位置づけている個別の取組は、消防車両や耐震性貯水槽の整備、緊急時の給水拠点の確保となっております。消防車両や耐震性貯水槽の整備につきましては、これまで、災害対応特殊救急自動車1台を更新するとともに、味舌体育館に耐震性貯水槽を整備しております。緊急時の給水拠点の確保につきましては、中央送水所1号配水池の更新が完了しております。また、中央送水所2号配水池の耐震工

事を進めており、令和5年度の完成を予定しております。今後も、これらの取組などの地震対策を講ずることで災害に強いまちづくりを推進してまいります。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 これから1年かけて災害対策の基本である地域防災計画の見直しが行われます。そして、お話にありますように応急対策マニュアルの作成にも取り組んでおります。ぜひ、これまで積み上げてきた成果を土台にして、お話にありますように、自主防災組織や防災サポーターとも一体となって早期に仕上げさせていただくことを求めています。

最後に、10万円の緊急小口資金の問題であります。

先日、猛暑の中、80代の女性の方との申請に同行いたしました。私は車を運転しませんので、自転車で先に市役所へ来てまして、御本人が市役所に来られて、一緒に印鑑登録証明書と住民票の手続きをして、猛暑の中、社会福祉協議会に歩いていきました。そこに生活困窮支援員の方が来ていただいて、そこで申請は済んだわけでありまして、新型コロナウイルス感染症対策の特例貸付けは、何回も立ち会いましたけども、簡単に済みました。それに比べますと、やっぱりもっと簡素化してほしいと、できれば1か所で申請するように簡素化に取り組んでいただきたいということを強調して私の質問を終わります。

○福住礼子議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、多世代での同居・近居の支援につ

いてお聞かせいただきたいと思っております。

私は、これまでこの質問につきまして、何度か本会議で、あるいは委員会でもさせていただいてきたところでございます。それは、例えば就学前の子供の成長を支えることであつたりとか、あるいは地域の中でいかにして高齢者を支えていくのかをはじめ、様々な場面で何が原因なのかとずっと探っていくと、やはり核家族化に行き着くといったことが多々ございます。もし環境が許すのであれば、多世代で同居、それができなければ近居をしていただいて、家族の中で支え合っていく、そういったことを推進していくことが非常に重要であると本会議の中でも提案をしてきたわけでございます。様々議論を重ねていただいた結果といたしまして三世代ファミリー住まいのサポート制度が創設されておりますけれども、改めて、この制度の目的とその内容について、1回目、お聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、豪雨災害の防止についてお聞かせいただきたいと思っております。

治山治水は政治の要諦である、こういことがよく以前から言われているわけでございます。特に山の無い我が摂津市の歴史をひもといてまいりますと、まさに水との戦いの繰り返しじゃなかったのかと考えているところでございます。特に、温暖化が叫ばれてゲリラ豪雨が多発をしておりますし、線状降水帯という言葉も聞かれるようになってまいりました。以前よりもやはり雨への備え、水害対策は非常に重要性が増しているんじゃないのかと思っておりますけれども、本市の水害対策の現状について、この際、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目に、自治会の活性化についてお聞

きをしたいと思います。

これは、水谷議員の質問の中で具体的な数値をお聞かせいただきました。例えば、加入率については、平成25年度で62%だったのに対して今43.4%であると、あるいは、自治会数についても、平成25年度に111自治会だったものが現在100自治会になっているということでございます。こういった現状はよく理解できたわけなんですけれども、お聞かせいただきたいのは、実際に自治会からどのような声が寄せられているのか、また、行政としてどのような問題意識を持っておられるのか、1回目、お聞かせいただきたいと思ます。

4点目に、教科「日本語」の実施についてお聞かせいただきたいと思ます。

これは、言葉の意味を理解するところに主眼を置いているのではなくて、もっと純粹に、言葉を発する、声に出す、あるいは耳から全身で受け止めていくことによって、日本語独特の響きであったりリズムを子供たちが全身で受け止めていくことがこの教科「日本語」の大きな目的であると考えております。こういったことが実現されていくと、学力だけではなくて、子供たちの情操面であったり、様々な教育的な効果が導き出されていくのではないのかと私は考えているところなんです。改めてお聞かせいただきたいのが、この教科「日本語」の目的、それと、他の自治体でも実際に実施をされておりますけれども、状況についてお聞きをしたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 多世代同居・近居支援事業

の目的、内容についての御質問にお答えいたします。

摂津市では、離れて暮らす親世帯と子世帯が市内で新たに同居または近居をするための費用を助成することにより、多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう支援しております。内容といたしましては、摂津市内で新たに多世代が同居・近居をするための住宅取得、住宅リフォーム、転居に要した経費の一部または全額を補助するもので、申請いただきますと、住宅取得補助につきましては、多世代が同居または近居を目的に市内の住宅を取得し転入された方に、上限40万円で住宅取得に要した経費の10分の1まで、住宅リフォーム補助につきましては、多世代が同居または近居を目的に市内の住宅をリフォームし転入された方に、上限25万円で住宅リフォームに要した経費の2分の1まで、転居補助につきましては、多世代が同居または近居を目的に市内の住宅に転入された方に、上限5万円で転居に要した経費の10分の10を支援しております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 本市の水害対策の現状についての御質問にお答えいたします。

防災危機管理課では、水害時の避難場所が大きく不足するため、民間事業者と協定を締結し、市域内外で緊急避難場所の確保を進めているところであり、万博記念公園への広域避難についても大阪府等と検討を進めております。

平常時の啓発活動といたしましては、自主防災組織が主催される防災訓練や出前講座等で広域避難に関する考え方やマイタイムラインの作成方法について周知すること等に加え、国土交通省等の協力を得て、浸

水時の浸水深をまちなかに標示するまるとまちごとハザードマップにも取り組んでおります。

ハード対策といたしましては、東別府雨水幹線を中心とした周辺地域の雨水排水事業の推進、鳥飼地区河川防災ステーション及びその上部施設の整備、とりかいこども園等の高台化を進めております。また、大阪府により安威川ダムが整備され、安威川の治水安全度が上昇しております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 自治会の加入率の低下や自治会の数が減少している現状についての御質問にお答えいたします。

自治会の連合組織であります摂津市自治連合会におかれましても、自治会を取り巻く状況の変化を大変危惧されており、令和3年度には、プロジェクトチームを結成され、自治会、町会の活性化策について検討がなされました。本市自治振興課も事務局として参画し、議論を重ねた結果、大きく四つの活性化策が挙げられました。

まず1点目は、加入世帯数の少ない単位自治会の運営を重点的に支援するため、防犯・防災活動や美化活動に関して財政的に援助することです。

2点目は、地域活性化事業補助金について、より活用しやすい補助金となるよう運用を見直すことです。

3点目は、行政から頼まれる事項が多く負担が大きいとの声を自治会から多くいただいていたことから、行政から自治会に対しての依頼事項を整理することです。

4点目は、自治会加入を促進するため、地域コミュニティーの活性化につながる条例の制定を検討することです。

1点目から3点目までに関しましては、既に運用を開始しており、4点目につきましては、自治連合会からの要望書の提出を受け、現在、条例の制定に向けて検討を進めているところでございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 教科「日本語」の目的や実施自治体の状況についての御質問にお答えいたします。

教科「日本語」は、平成19年度より、文部科学省の教育課程特例校として、全国で初めて世田谷区の小・中学校において実施されました。日本語の響きやリズムを楽しみながら音読したり、日本の伝統文化や人々の生き方について深く考え表現することにより、豊かなコミュニケーション力を育むことを目的としていると世田谷区の資料には示されております。

この教科「日本語」は、世田谷区に加え、平成21年度より新潟県新発田市、平成27年度には佐賀県鳥栖市の小・中学校で取り組まれてきましたが、現在では世田谷区、鳥栖市の2か所で取り組まれております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 以降は一問一答方式でお願いしたいと思います。

まずは多世代での同居・近居のことなんですけれども、御答弁をいただきまして、世代を超えて地域で交流をして、安心をして暮らしていただくんだと、このことを目的に具体的には3点支援をしていると。1点目は住宅の取得に対して、2点目が住宅のリフォームに対して、もう1点が転居に要した費用について支援をしていくんだというお話でございまして、私は、このこと自体は非常に的を射た取組だと考えており

ます。ただ、やはり視点としては、これは同居・近居を開始する際に支援をしていくところが主な視点なんだろうと思っています。

ただ、それだけではなくて、実際に多世代で同居・近居を始めると、それに付随して様々な生活の場面で負担を感じることもあるわけです。今後は、そういったところに行き行政としてどのように手を差し伸べることができるのか、そのことが非常に大切であり、移住を促すだけではなくて定住につながっていくんだろうと私は考えているんです。

そういう視点で、2回目以降は具体的な数字についてお聞かせいただきたいと思っています。まずお聞かせをいただきたいのは、今、我が市における高齢者の単独の世帯であったり、あるいは高齢者の御夫婦のみで構成されている世帯が一体どの程度あるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

本市の高齢者単独世帯及び高齢者夫婦のみの世帯数は、令和4年9月末現在で1万2,294世帯となっており、総世帯数4万2,811世帯に占める割合は28.7%となっております。このうち、高齢者単独世帯数は、平成29年の6,192世帯から令和4年の5年間で996世帯増加しており、高齢夫婦のみ世帯数においても4,921世帯から185世帯増加している状況となっております。社会的に孤立するリスクが高く、支援が必要とされる高齢者単独世帯等は、今後もさらに増加し、2052年には1万6,720世帯になる見通しとなっております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 次にお聞かせいただきたいのが、例えば通院であったり、あるいは買物に出かけることが実際生活の場面であるわけです。こういった場合に、高齢者の方々が移動するのは、ただ単にその目的地に着くだけではなくて、やはり多くの皆さんと交流をするということでも非常に大きな意味があるのかと思っております。現在我が摂津市で導入されている多世代での同居・近居を促していくこの制度の趣旨にも合致をしているものなんだろうと私は考えております。

そこでお聞かせいただきたいのは、高齢者の方々の移動を福祉的な視点で捉えた場合に、どのようなサービスが具体的に展開されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

本市では、市内及び近隣市への通院等、一人で外出することが困難な車椅子を利用する65歳以上の基本チェックリスト該当者、または要支援1以上の要介護認定をお持ちの方を、月4回まで、福祉車両4台体制で移送する高齢者移送サービスをシルバー人材センターへの委託により実施しております。また、令和4年度から、外出支援を目的に、基本チェックリスト該当者、または要支援1・2の要介護認定をお持ちの方を、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動へ送迎する介護保険制度の訪問型サービスDをNPO法人への補助により車両2台体制で実施しております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 3回目の答弁の中で、高齢者移送サービスはシルバー人材センターへ委託しているんだと、いわゆる訪問型サービスDについては市内のNPO法人にお

願っているんだというお話がございました。2回目で高齢者のみの世帯であったりとか高齢者単独の世帯の具体的な数値についてもお聞かせをいただいたんですけれども、年々増加をしている状況にあるわけです。この状況を考えた場合に、本当に現在のシルバー人材センターにお願いしている、あるいは市内のNPO法人にお願いしているだけで十分なんだろうか、将来を考えたときに、やはり次なる一手を模索しておくべきなのではないのかと私は考えております。

そこで、具体的に考えられることは二つなんだろうとされているんです。一つは何かといいますと、いわゆるコミュニティバスであったりとか、あるいはオンデマンド型のコンパクトな交通システムを整備していく、地域の住民の皆さんが主体となった新しい交通体系についても具体的に検討していくべきなのではないのかと思っています。以前になりますけれども、オンデマンド型の交通については、私も行政視察でお伺いをさせていただいたことがあります。当時は、このような新たな住民移動のサービスについては、どちらかというところでは先行して行われていたように私は感じています。現在では、例えば川崎市でもこのような取組が始まっているとお聞きをしておりますし、だんだんと都市部でもこのようなサービスが展開されてきているのではないのかと思っています。特に、本市の安威川以南、鳥飼地区を考えた場合には、このような取組についてもやっぱり具体的に検討していくべきではないのかと思っていますので、この点を1点要望として申し上げておきたいと思っております。

それと、もう1点は、せっかく多世代での同居・近居を行政として後押ししていっ

ているわけですから、多世代でいかに支え合いながら高齢者の移動についても実現をしていくのか、この視点が大事なんだろうとされているんです。なので、先ほど申し上げたように、多世代での近居・同居を実現するための入り口については支援をしている状況です。しかし、それだけではなくて、いざ同居・近居が始まった後、例えば親世代を現役世代が病院に連れていく、それも仕事をやりくりしながら支援をしていくといったことが実際あるわけです。そこに負担感を感じられる方がおられると思いますし、そういった声を私も実際お聞かせいただいたことがございます。そう考えたときに、今の支援にプラスをして、同居・近居が始まったときの移動等の支援についても具体的にしっかりと手を差し伸べていくことが、これから地域の中で世代を超えて安心して交流しながら生活していただく、そのまちづくりにつながっていくんだろうと私は思っております。ぜひそういう視点で新たなサービスについても一度検討していただきたい。この点について要望をさせていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。豪雨災害のことなんですけれども、まずは内水氾濫対策についてお聞きをしたいと思っております。

以前は、この摂津市にも、特に安威川以南につきましては水田が非常に広がっておりますので、その水田の保水能力を考えると、今までは必要最低限の内水排除の能力だけでよかったのかもしれませんが。しかし、今、住宅化され、宅地化がされて、またこれだけ工業系の事業所が広がっている状況の中で、水田の保水能力といったものがなかなか期待できないわけです。そうなってくると、具体的に雨水幹線をどのよう

にして引いていくのか、そういう視点でこれまでは三箇牧と東別府とで雨水幹線の整備に当たっていただきました。特に東別府雨水幹線につきましては、摂津市で初めて事業団に委託をして、非常に難工事でありましたけれども、紆余曲折を経て完成がされました。しかし、それがゴールではなくて、その後、枝線を張ることによって初めてこの幹線の効果が期待できるんですけれども、お聞かせいただきたいのが、東別府雨水幹線周辺における具体的なスケジュールについて、どのようなお考えでいるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 東別府地域は、過去に浸水被害が発生した地域であり、浸水対策として雨水排水事業を重点的に進めており、東別府雨水幹線は、平成30年度より工事着手し、約5年の工事期間を経て、令和4年5月に大阪府の流域下水道幹線から市道別府新在家線までの区間が完成しました。また、この東別府雨水幹線の周辺地の整備については、令和4年度から令和5年度の2か年をかけて、雨水幹線の西側の別府小学校周辺において雨水排水管の整備を行っているところでございます。東側については、府道大阪中央環状線に向けて、令和5年度より令和6年度にかけて工事を実施するよう準備を進めております。

今後につきましては、府道大阪中央環状線の側道周辺の整備を予定しており、引き続き東別府地域の雨水排水事業を進めてまいります。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 内水氾濫対策としての東別府雨水幹線については、当初、計画は立てられましたけれども、いざ掘削が始まってみると、様々な障害にぶつかって、当初

の計画よりかは遅れて完成したということがございました。それは仕方のないことだったろうと私も理解はしておりますが、この枝線については今しっかりと計画を立てておられるわけなので、この計画を立てて進めていただきますように要望を申し上げておきたいと思ひます。

続いて、外水についてもお聞かせをいただきます。いろいろな紆余曲折はありましたけれども、安威川ダムが完成いたしました。このことによって安威川の脅威は相当に軽減されているんだろうと思ひます。実際に摂津市で各家庭にハザードマップが配られましたけれども、その具体的な脅威としては、今までは安威川の氾濫を想定して様々なシミュレーションを立ててきたわけです。そういう意味からしますと、この安威川ダムの完成は非常に大きいわけなんですけれども、現在の状況についてはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 安威川ダムは、令和4年9月5日から、ダム堤体や貯水池周辺斜面の健全性を確認するため、ダムの最高水位まで水をため、その後、一定の速度で最低水位まで低下させる試験湛水が実施されました。試験湛水は、本年5月8日に最高水位に到達し、その後、水位を低下させ、6月15日に最低水位に到達し、安威川ダムの健全性が確認されました。この試験を経て、本年9月1日から安威川ダムの供用開始がされたところでございます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 改めて御答弁いただきまして、安威川ダムの完成によって安威川を起因とした外水氾濫の可能性は非常に低くなっていることについては理解できまし

た。であるならば、今度は安威川に流れる河川についてもちょっと目を凝らしていただいて、排除できる要因は排除していくことが今求められているんだらうと私は考えております。具体的に申し上げたいのは正雀川なんです。正雀川については、本会議でも以前から議論がありましたが、樹木が繁茂してしまっている、これは、いざ何かがあったときに、ひょっとするとあの地域で氾濫を招きかねない要因になるんじゃないかという声が実際に私の下にも聞こえております。正雀川における樹木の繁茂についてはどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 一級河川正雀川を管理する大阪府茨木土木事務所によりますと、樹木の伐採や堆積土砂の掘削、洗掘土砂の埋め戻しなどの河川の維持管理につきましては、現地調査や毎年実施される河川巡視点検などの結果と、沿川の市街化の状況や氾濫時の影響、予算規模などを考慮した上で実施の優先度を定め、それを大阪府のホームページに公表するとともに、計画的に順次対応を進められていると聞いております。

議員が御指摘の河川区域内で繁茂している樹木につきましては、河川の流水阻害となることから、現地確認の上、大阪府に対して樹木を伐採するよう依頼してまいります。

今後とも、河川の維持管理につきましては、大阪府と連携し、情報共有を図りながら、必要に応じて要望してまいります。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 先月、この摂津市におきましても台風が通過することがございました。その後、正雀川の近くにお住まいの方

から声をいただきまして、正雀川の樹木が繁茂しているあの様子を見たら、もし強い風が吹いて仮に樹木が倒れたりしたら、それが正雀川の流れをせき止めてしまって、周りへと外水氾濫を起こすんじゃないか、外水氾濫という言葉は使っておられませんけれども、そういった趣旨のことをおっしゃっておられました。確かに私もあの状況を目の当たりにすると、そういう危険性はあるだろうし、住民の方は不安になると強く感じたところです。部長もあの状況は確認をしていただいて、茨木土木事務所ともその点についてはお互い確認をいただいていると思っておりますので、ぜひそこについては伐採に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。それ以外の河川でもやはり樹木がどんどん生い茂っている状況があるのかと思っておりますので、ぜひそこについてもこれから対応をよろしくお願ひしたいと、これも要望として申し上げたいと思います。

続いて、自治会のことなんですけれども、先ほど部長から4点、具体的な取組についてお聞かせをいただきました。その中の3点目だったと思うんですけれども、負担感が大きいんだというお話があったかと思ひます。私もお聞きをしていると、実際に自治会活動を進めていく中で役員を受けると、些細なことかもしれないけれども、それが積み重なるとやはり大きな負担感になるんだというお話をお聞きすることがあるんです。具体的なことを申し上げますと、自治会で決まったことを自治会の会員に知らせていこうと思ったら、現在は恐らく回覧板なんかを通じていろいろと告知されているんだらうと思ひます。もちろんそれはそれで大切なことなんですけれども、しかし、今、スマホがこれだけ普及して多

くの皆さんが所持をしておられることを考えると、例えば、その機能の一つ、LINEなんかを使って、今まで回覧板を通じて周知していたことを、新たなツールを使うことによって一定負担軽減にもつながっていくんじゃないのか、私はそういう視点からいろいろ研究を重ねていただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 自治会活動の効率化を図るため、SNSなどデジタルの活用につきましては、自治連合会におきましても、スマートフォン等への抵抗感や不安感を取り除き、デジタル活用の利便性や有益性を知っていただくため、令和4年度におきまして、全自治会長を対象にLINE講座を実施したところでございます。参加者には大変好評をいただいております。この講座をきっかけに、各自治会の役員間の連絡にLINE等のアプリが活用され、自治会活動の効率化が図られることを期待するところではございます。しかし、各自治会にデジタル活用が浸透していくには、これだけではまだ不十分であることも認識しており、今後、自治連合会と連携しながら自治会活動のデジタル化について研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 LINEは一例として申し上げたわけで、いかに自治会の活動を効率的に行っていくのかが非常に大切だと思っております。もう1点申し上げたいのは、ある自治会が試されて効果があったことは、ぜひほかの自治会でもしっかり広げていただくように、これから担当として今の自治会の状況に目を向けながら、より負担感の少ない支援をよろしくお願ひしたい

と、要望として申し上げておきたいと思ひます。

最後に、教科「日本語」のことなんですけど、たしか7月だったと思ひますけれども、行政視察にお伺ひさせていただきました。安田部長も同席をしていただきました。たしか砧小学校の1年生と5年生の日本語の授業を拝見させていただきましたけれども、部長の所感をまずお聞きしたいと思ひます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 今回、委員の皆様と視察をさせていただきました砧小学校では、おっしゃいますとおり、1年生と5年生での教科「日本語」の授業を拝見いたしました。

1年生では、「にゅうどうぐもむくむく」という詩を、子供たちが入道雲をイメージし、動作を取り入れながら音読しておられました。子供同士で表現し合い、日本語の響きを楽しんでいる様子が見られました。

また、5年生では、「論語」を教師の範読の後にグループごとに繰り返し音読するなどして、授業の最後には暗唱を行っていただきました。漢文を繰り返し読むことで、子供たちは言葉の響きを味わっていたように思ひます。

このような活動によって、子供たちは日本語の言葉の響きを楽しみ、日本語に親しみを持ったのではないかと感じたところでございます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 読解力をはじめとした学力もそうですし、あるいは道徳心を育むに際しても、私はその根本に言葉、言語があると思ひます。そういう点で考えると、教科「日本語」をこの摂津市で導入すること

は、現在の児童・生徒の状況に当てはめると、非常に合理的なものであると考えているんですけども、教育委員会の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 言葉を大切にすることや、言葉で深く考え、自分の言葉で思いを表現する力を育む教科「日本語」の取組は、本市におきましても一定教育的な効果があるものと捉えております。

現行の学習指導要領では、我が国の言語文化に関する事項として、指導事項を整理し、音読するなどして言葉の響きやリズムに親しむことを系統的に示し、国語の中で日本語に慣れ親しんだり楽しんだりすることを通して理解を深めるよう内容が構成されております。

教育委員会といたしましては、各学校が学習指導要領に基づき、話す、聞く、書く、読むなどの言語活動を充実させ、伝統的な言語文化など、日本語のよさに触れることができるように各学校を支援してまいります。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 部長も我々と一緒にこの授業の様子を拝見していただきましたので、ぜひ学校現場の先生方にもその意味や効果についてもしっかりとお伝えをいただいて、この教科「日本語」の目的とするところがしっかりと摂津市でも実現されますように要望として申し上げて質問を終わります。

○福住礼子議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

今回、大項目といたしまして、市の計画立案能力の低さとさせていただいております。まず、市が長年課題だった事柄を押し進めようとしている気概については一定評価しております。でも、事を進めるに当たって不安な声が様々聞こえてくるのもまた事実だと思っています。

一つ例え話をさせてもらいます。民間の企業で新たな事業計画を進める場合、プレゼンするときに徹底した想定問答を用意して、どんな質問にも即答し、顧客に対して不安を持たれないように、例えば商品のよさとか企画のよさとかをアピールすると思うんです。市の事業計画には、市民の皆様の声をお聴くと、市民目線で話をしているように思える一方で、内容が乏しく、ただ税金を使うことだけが決まっているようにも見えます。今回はそのような観点から様々質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず第1に、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合について。

学校統合を説明する際に、なぜ詳細な案、具体的な案を提示せずに説明会を実施したのか教えてください。

第2に、千里丘小学校の改築について。

増改築に当たり、諸課題が山積している中で、現状の進捗状況についてまずはお聞きます。

第3に、正雀駅前広場について。

広場の計画が中断している現状ですけども、その広場はそもそも誰が使うのか、どういう想定をしているのか、教えてもらいたいと思います。

第4に、防災ステーションの活用について。

6月の第2回定例会では、河川防災ステーションの平時の利活用や淀川河川敷の

ぎわいについてお伺いしましたけども、現在の進捗状況についてお伺いします。

第5に、鶴野の公園について。

鶴野地域の公共施設再編について、現時点での進捗状況についてお伺いします。

第6、予算について。

全部何度も聞いていることでもありますけど、今後の千里丘小学校の改築、環境センターの解体、跡地利用等々、様々な公共施設整備が予定されていますけど、多額の費用が必要です。ない袖は振れないわけで、これらの予算は十分用意できているのか、お伺いします。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合についての御質問にお答えいたします。

統合に関する教育委員会の計画骨子案につきましては、令和5年6月から順次、鳥飼小学校及び鳥飼東小学校区の就学児、未就学児の保護者を対象に説明会を実施いたしました。この説明会におきましては、これまでの人口推移や現状、今後の人口推計等をお示しするとともに、令和4年度に議論された摂津市立小中学校通学区域等審議会での内容等について共有させていただいた上で、教育委員会としての基本的な方針を説明させていただきました。

保護者の皆様からは、児童の通学時の安全対策や通学支援、学童やPTAの在り方などについて御意見、御質問をいただいております。いただいた御意見等につきましては、今後作成いたします鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画に反映させ、具体的な取組について検討してまいり

ます。

続きまして、千里丘小学校の建て替え工事に係る進捗状況についての御質問にお答えいたします。

現在、千里丘小学校の建て替え工事につきましては、プールの解体工事を行っており、10月に完了する予定となっております。その後に仮設校舎の建設を年度内に完了させ、次年度以降に校舎の解体に着手するスケジュールとしております。

建て替え工事に伴い、プールの授業につきましては、2年間、校内で実施できなくなりますことから、学校外でのプールの授業実施について、学校及び市立温水プール等との調整を進めているところでございます。

学童保育の将来的な受入人数につきましては、担当課から上振れする可能性があるという聞いておりますが、学校の空き教室等に対応するなど検討しており、今後の人口推移を引き続き注視してまいります。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 広場を誰が使うのかという広場計画における利用想定についての御質問にお答えいたします。

阪急正雀駅は、大阪梅田駅まで約20分で、通勤・通学や日常生活での交通利便性が高く、1日平均乗降者数は約2万人と比較的多い状況にあります。駅周辺には、大学や高校、飲食店をはじめ、商業、業務系や住宅などの土地利用が多く見られますが、商店街では、店舗減少により衰退し、マンションの建て替えが近年増えてきております。また、従来から駅前の道路では、朝夕の人通りが多く、混雑している場所が見られます。

駅前での道路拡幅による交通安全対策と

併せて、歩行者等の休憩や、交流によるにぎわい、まちの活性化を目指し、広場計画を作成しました。地権者及び関係者等の意見をお聴きしたところ、賛同の意見もあったことから、令和5年1月から広場の都市計画案に関する説明会を開催し、住民意見反映の手続を進めてまいりました。広場計画に関する様々な意見をいただいたことを受け、現在は一旦手続を中断し、改めて地権者等へ丁寧な説明を行っているところです。

広場の利用者としていたしましては、にぎわいのある広場を実現するために、交通結節点である駅や商店街を利用される方や、地域で活動されている方などを想定しております。人通りの多い場所で、オープンで広がりのある空間に歩行者が休憩でき、まちなかでの回遊行動等が活性化されることなどを考えております。

さらに、摂津市の西の玄関口として、若者が多い地域特性の強みを発揮しつつ、地域住民をはじめ、駅を利用する来訪者など、高齢者や子育て世代など多様な世代が集まる空間として、情報発信や地域イベントに寄与するアクティブなスペースとしても快適に利用されることを期待しております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションの平常時の利活用や淀川河川敷のにぎわいに関する検討の進捗についての御質問にお答えいたします。

河川防災ステーション及び水防センターと淀川河川敷の一体となったにぎわいの創出方法の検討状況につきましては、令和4年度から実施している居住性向上エリアAでの説明会においていただいた御意見を整

理するとともに、関係者と協議しながら、住民の皆様と具体的な意見交換を行うワークショップを開催するための準備を行ってまいりました。同時に、ワークショップ参加者を募るための市ホームページを開設するとともに、小・中学校の保護者や商工会などにワークショップ開催案内を配布するなど周知を行ってまいりました。

円滑にワークショップを開催するため、埼玉県ときがわ町の都幾川河川敷、岡山県和気町の吉井川河川公園などの事例研究や、淀川河川敷のにぎわいを継続的に行うための組織づくりの研究を行ってきており、本日9月26日に「魅力ある淀川河川敷」というテーマでワークショップを開催いたします。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 鶴野地域の公共施設再編の現時点における進捗状況についての御質問にお答えいたします。

鶴野地域の公共施設の再編につきましては、3月及び6月に住民説明会を開催いたしました。説明会においては、住民の皆様から様々な意見を頂戴したところでございます。頂戴した御意見につきましては、庁内関係部署と情報共有を図るとともに、対応について協議を行い、また、地元自治会とも協議を行っているところでございます。

今後、市としての方針をしっかりとお伝えするため、近隣住民への個別説明など、引き続き地域住民の方に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 事業実施のための予算についての御質問にお答えいたします。

事業の実施につきましては、まず、その事業を実施するかどうかという政策決定段階におきまして事業の必要性が議論され、その次に事業を実施するための財源確保を図り、計画を進めるものと考えております。事業実施に当たっては、国・府補助金、地方債の活用、公共施設整備基金の充当など、財源の確保は必須であると考えますので、その必然性、緊急性を見極めながら優先順位をつけた上で事業を実施していくことになると考えております。

昨年作成いたしました中期財政見通しでは、このまま大型事業を進めていけば多額の市債発行が必要となるため、後年度の元利償還金の財政負担が大きくなり、令和9年度予算編成時には主要基金がほぼ枯渇することになると想定をいたしておりました。しかしながら、基金が枯渇するようなことになれば、財政健全化の対象となる危険性が懸念されることとなります。そのような事態に陥ることにならないよう、今後の事業実施につきましては、既存の事業も含めたビルド・アンド・スクラップを実行し、事業の取捨選択を行った上で健全な財政運営を行ってまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2回目から一問一答でお願いいたします。質問項目が多いので、端的に聞けるところは端的に聞いていきたいと思っております。

学校の統廃合についてなんです、摂津市は学校の統廃合を既にやったことがあります。そういった統合の実績があるのに、今から考えていきます、検討していくことは不親切であると思うんですけども、なぜ解決しないままそうやって説明会を実施したのか、お聞きいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和4年度の摂津市立小中学校通学区域等審議会での議論の中におきましても、子供たち、そして保護者の視点を最重視されており、教育委員会といたしましても同様に取り組んでいく必要があると考えております。

今回の説明会におきましては、計画を作成する過程での説明会であり、保護者の皆様の御意見等をできる限り取り入れて計画を作成してまいりたいと考えております。今後とも、学校、保護者、地域の皆様と連携し、取組の具体化について進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 意見を取り入れてつくっていくと言うんですが、村上議員の質問の中でもいろいろ課題が出ていました。双方でそれが解決できない場合は、その時点で統合をやめることはあるんでしょうか、お聞きいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 鳥飼地域の、特に第五中学校区の子供の人口が減少していることから学校再編についての検討が始まりました。小規模校における人間関係の固定化や、切磋琢磨できないこと、多様性や集団で得られる様々な経験の機会が少ないといった状況は好ましくないと考えためでございます。

今回の鳥飼小学校、鳥飼東小学校の統合につきましては、令和4年度の摂津市立小中学校通学区域等審議会での議論、答申を経て、幾つかの手法の中から統合という方向性に至りました。よりよい教育環境を整えるために統合は必要であると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 統合は必要であると、どん

な意見が出ようが統合はするという答弁だったと思います。例えば、大きな課題である通学路に関わる課題とか危険箇所等、子供たちの状況等は学校現場に聞けば分かる話で、わざわざ皆さんに意見を聴かなくても様々なことを想定できたんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなっているのか。また、学校現場と連携はできているのかどうか、お聞きいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 通学路の課題については、平素から学校と連携をしており、情報の共有も行っております。また、想定される質問等については、現段階でもできる限り回答させていただいております。

今回の説明会は、計画案の説明会ではなく、統合という大きな案件の現状と課題及び解決方法等の骨子をお伝えする場であり、そのことについての保護者や地域の思い、御意見をお聴きする場でございます。いただいた御意見等は計画策定や今後の具体的な取組につなげてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 さっきの話に戻りますけど、取りあえずどんな意見があっても統廃合は進めるという御答弁でした。先ほども前段で言いましたが、皆さん、お金を使うとき、車とか何でもいいですけども、10万円や100万円の大きな買物をするとき、ほんまにそれが自分の人生にとってどれだけ役に立つのか、それはお金と見合うものなのかをしっかりと考えてから、本当に必要だと思ったらお金を使って買物することを決定すると思うんです。市のやっていることは、最初にお金を使うことだけは決まっていて、中身は全然決まっていないように聞こえるんです。また後で聞いていき

ますけど、そういうところは変やとずっと思っています。

それは取りあえず一回置いておいて、ランドデザインで鳥飼地域のまちづくりを進めていく中で、人口を減らさないと行われているわけです。高齢社会なので、人口を減らさないイコール子供たちの数が増えないと人口を維持できないと思うんですけど、統合後に学校がいっぱいになってしまうことがあるんじゃないかと思うんです。今思えば、旧味舌小学校があれば、摂津小学校や千里丘小学校の増改築も回避できたんじゃないかと思ったりするところなんですけども、その辺の想定についてお伺いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 鳥飼東小学校につきましては、令和元年度から全学年で1学級となっており、鳥飼小学校におきましても令和5年度からは全学年で1学級となっております。現時点での鳥飼地域の人口推計や日本全体の人口減少を踏まえても、減少傾向は避けられない状況でございます。

一方で、御指摘いただいているように、今後、ランドデザインの取組等を実施することにより、人口減少を抑制できる可能性も考えられます。仮に児童数が増加した場合においても、鳥飼小学校には現状の約1.5倍の収容能力があるため、対応していけると考えております。

教育委員会といたしましても、現下の子供の教育環境は好ましいとは言えず、学校運営を行う上で、小規模校における教職員の負担や、それに伴う子供への影響等について対応していく必要があると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 改めて、ランドデザイン

では鳥飼地域の人口や年齢別の構成は今後どうなっていくと想定しているのか、ランドデザインを進めることで人口が増えたりした場合、高齢者はこのくらいとか、子供の数はこれくらいとか、その辺は想定されているのか、お聞きします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインを進めることによる年齢区分別の将来人口に関しましては、推計をいたしておりませんのでお答えすることはできませんが、少なくとも現状からの推計としましては、平成31年3月に市が取りまとめた2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書において、2057年時点の鳥飼地域の65歳以上の老年人口は7,384人、15歳から64歳の生産年齢人口は6,413人、ゼロ歳から14歳の年少人口は1,051人との推計となっており、64歳以下の生産年齢人口と年少人口を合わせた人口は、2017年と比較し、約6割減少する見込みと報告されております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 分からんということです。

もう一つ聞きたいんですけど、統合を決定した場合、鳥飼東小学校の跡地はどのように考えているのか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりランドデザインは、鳥飼地域の人口減少と少子高齢化の進展に対応して、鳥飼地域の地域活力を再び呼び起こすという考え方にに基づき策定されました。学校再編に伴う鳥飼東小学校跡地の活用につきましては、この鳥飼まちづくりランドデザインの考え方と整

合を図りつつ、地域の皆様と十分に議論した上で活用の方向性を決定する必要があります。本小学校は、長らく地域の拠点として、また、災害時の避難場所としての役割を担ってきております。そうした点も踏まえまして、跡地で確保すべき機能を精査しつつ、地域の皆様とともに利活用の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 鳥飼東小学校の跡地のことに関しても決まっていないということで、大体何も決まっていないんやと思ってしまうわけです。取りあえず合併することだけ決まっていて、その利用とかは決まっていないと。

一つだけ要望しておきます。ランドデザインではにぎわいづくりと言っておりますので、なかなか予算化しにくいと思うんですけど、学校のグラウンドを使って人を呼ぶような施策とかを考えておいてほしいと思います。決まっていないことに関しては、また後で話を市長とかにも聞いていきますので、取りあえず置いておきたいと思

います。

続いて、千里丘小学校の改築についてです。

空き教室で対応するという話でしたけど、空き教室はどれくらい想定しているのか教えてください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和2年度に実施した千里丘小学校校舎整備に係る基礎調査では、ピーク時における最大の児童数が令和12年の約940人程度と想定をしております。調査結果を受け、令和3年度末に必要な教室数について学校や関係課に確認を行ったところ、普通教室30教室、支援学級

11教室、少人数学級1教室、通級指導教室1教室、プレイルーム1教室、学童保育室6教室、うち校舎内に4教室の合計48教室との数が上がってきたため、予備の1教室を加え、現在49教室の設計をいたしております。

一方、想定教室数は、例えば普通教室では1年生142人に対し4学級になる可能性もございますが、多めの5学級で想定し、支援学級も同様に多めに教室を想定していることから、空き教室が出てくる可能性がございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 空き教室は一つで予定されているということなんですけど、ほんまによう分からへんのです。6月の一般質問のときに学童に関して次世代育成部に聞いたときには部屋が足りないと言われました。でも、教育総務部で聞いたら何とかできるだろうとおっしゃっています。どれが正しいのかもよう分からんわけです。部によって言っていることが変わるわけです。ちょっと変やと思うところもあるんですけど、これもまた置いておきます。

空き教室が一つだけというところに争点を移したいんですけど、千里丘小学校を改築した後、特に水害のときには千里丘小学校は浸水しない唯一の避難所になるわけです。被災された人が最初は体育館とかに避難されると思いますけど、どンドン月日がたつにつれて、学校の授業も早急に戻さないといけないですから、体育館から空き教室とかに移動してもらわなければならないわけなんですけど、空き教室が一つしかないときは災害時にどうやって対応するのかとったりするわけです。また、先ほども言いましたけど、水害時に唯一の浸水しない学校の避難所となるんですけども、避難者がすごい集

中するんじゃないかと思うんです。その辺りはどのように考えているのか教えてください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 現在、千里丘小学校は、安威川が氾濫した場合でも浸水しないため、水害時でも避難所として指定しております。千里丘小学校における避難者の収容人数は、感染症対策を講ずることを前提に、一人当たり5.3平方メートルを確保すると仮定すると、約420人となります。

一方で、安威川が氾濫した場合は、市域のほとんどが浸水し、市内全体で約6万2,000人の方々が避難しなければならない状況になると想定されておりますが、市内で浸水しない避難所は千里丘小学校を含む3か所のみであり、その避難所における収容人数の合計は約640人であり、全く避難所が不足している状況となっております。

そのため、市としては、広域避難を推奨していることについて、出前講座や広報紙等で市民の皆様への啓発活動を行っております。実際に水害が発生した場合に、千里丘小学校などの少ない避難所に避難してこられる方が集中する可能性があることは認識しております。避難所の混雑状況については、防災行政無線や市のホームページ、市公式LINEに加え、府民ポータルサイトであるおおさか防災ネットや登録制の防災情報メール、テレビのデータ放送等で逐次情報提供していきます。それでも満員となっている避難所に避難してこられる方がいらっしゃる場合は、移動手段と洪水の到達時間を考慮の上、時間的に可能であれば、収容可能な他の避難所や市域外の広域避難場所等を御案内し、時間的に切迫し

ている状況であれば、少なくとも命は助かる方法を御案内させていただくことを想定しております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 地震のときのことを聞きたいんですけど、千里丘小学校は最大児童が940人、収容人数は420人、そもそも足りていないんですけど、一般の避難者等はどうやって収容するのか教えてください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 地域防災計画では、地震が発生した場合、各学校園は、幼児・児童・生徒の安全確保の状況を整理し、逐次教育班へ報告することとしています。

児童が在校中に地震が発生した場合は、教職員の指示に従い、揺れが収まるまで机の下等で安全を確保し、揺れが収まれば校庭に児童を誘導し、人数を確認することとしております。校区内の被害の状況を把握し、地域の被害が少ない場合は、教職員により誘導下校を原則とし、地域の被害が大きい場合は、保護者または地域の児童関係者が学校まで迎えに来ることを原則としています。また、地域の被害が甚大であった場合等、児童が下校できない場合には、教職員は、避難所班と連携し、建物の安全確認が取れば、体育館に加え、教室等も避難所として開放し、一般避難者とともに避難できるよう適切に誘導してまいります。

また、建物の安全性が確認され、体育館や教室へ移動が開始される前に、一般避難者が学校へ集中し、満員になってしまった場合は、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、一般避難者の方々はその時点でまだ避難者を収容可能な他の避難所へ誘導するなど、児童の安全確保に万全を期してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 だから、具体的にまだ決まっていないということやと思うんですけども、そもそも建物を建てる時、増改築を始める時にそういうことも想定していなかったのかと言いたいわけです。これもまた後に置いておきます。

千里丘小学校のプールの授業について、2年間使えないということですけど、どういうふうに進めていくのか教えてください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 来年度以降の千里丘小学校のプールの授業については、現在、市立温水プール等を利用する方法について、学校の意見も聴きながら調整を進めているところでございます。

現状の課題といたしましては、子供たちの移動手段をどうするのか、プール授業の実施時期や期間、費用面のことなどがございます。市立温水プールを利用する際、授業で利用できる曜日や時間に限りがある一方で、年間を通じて天候に左右されず実施できることや、インストラクターからの専門的な指導を受けられることが期待できます。教育委員会といたしましては、子供たちにとって最善となるよう、学校の意見を取り入れながら取り組んでまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これも検討なんです。校舎を解体する時点でプールが使えなくなることもなんかは分かっているんですけども、これも現時点で検討と。何一つ決まっていないうように思うんですけども、例えば、温水プールの施設を使う場合、移動時間がかかると思うんです。その移動時間とかは授業時間に影響があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうするか教えてください。

い。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 現在検討している移動手段としてはバスを想定しており、例えば市立温水プールであれば、片道15分、往復30分の移動時間がかかることとなります。移動時間は授業時数には含まれませんが、1回当たり3こま分の指導をまとめて行うこととし、集中的に行うことに加え、インストラクターからの専門的な指導を検討していることから、子供たちの泳力を高めることにつながると捉えております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 温水プールに移動したとき、時間割が変更されて下校時間等も遅くなる可能性があるんじゃないかと思うんですけど、保護者は急な変更があると困ると思います。どのようにするのか。また、温水プールは1回壊れて使えなかったときがあったと思うんですけども、そういうところも想定されているのか教えてください。
- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 例年、各小学校では、プール授業実施期間中は特別時間割を組み、対応しており、千里丘小学校での来年度以降のプール授業においても、年間指導計画の中でプール指導日を設定し、実施日には特別に時間割が組まれます。これまでは学年だよりでお伝えしてまいりましたが、バスの交通状況によって下校時刻が多少遅くなる可能性についてもあらかじめお知らせし、万が一のときは安全安心メールなどで保護者への連絡をさせていただきます。
- また、温水プールは年間を通して水泳の授業が可能でありますことから、使用予定のプールが故障などで急遽使えなくなった場合には、水泳以外の授業へ変更し、別の

日に授業を行うよう対応してまいります。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 最後は教育長に聞きたいんですが、小学校の増改築について、先ほども言いましたけど、教育総務部と次世代育成部でちょっと見当が違うこととか、連携ができていないように感じます。また、プールのことも解体する前に分かっていることで、まだ検討中というのが少し納得できないところがあります。こういうのは出てくる前に解決すべきじゃないかと思うんですが、教育長はどのように考えていらっしゃるのか教えてください。
- 福住礼子議長 教育長。
- 箸尾谷教育長 まず、千里丘小学校の学童保育の増改築について、教育総務部と次世代育成部の連携ができていないんじゃないかという御指摘です。問題になっております学童保育室の増改築につきましては、令和2年度の基礎調査結果に基づきまして、教育総務部と次世代育成部の担当課が連携・協議して決定したものでございます。しかしながら、第2回定例会で次世代育成部長が答弁させていただきましたように、今年度の千里丘小学校の入室希望率並びに近隣の摂津小学校の入室希望率等が当初の想定よりも急激に高くなっておりますことから、このままでいきますと必要教室数の増が見込まれるということで御答弁申し上げたものでございます。ただ、あくまでもこれは推定でございまして、今後、千里丘小学校の転出入の状況、あるいは保護者ニーズの変化並びにそれに伴う入室率の推移などをしっかり注視して対応してまいりたいと考えております。そういうことで、私としては教育総務部と次世代育成部の連携ができていないということはないと考えております。

続きまして、千里丘小学校のプール授業につきまして、何一つ決まっていないうんじやないかという御指摘でございます。そもそも各学校の教育内容でありますとか、あるいは授業時数をどう割り振るかといった指導計画、いわゆる教育課程につきましては、学習指導要領で各学校の学校長が編成するとされております。おおむね前年度の3学期辺りに教育課程の編成はされると考えております。千里丘小学校でも、来年度のプール授業につきましては来年2月頃に決定していきたいということで計画をされております。そういうこともありまして、教育委員会としましては、その策定に際しまして校長が適切に判断できますように課題を整理して、その対策なども提示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 先ほどの避難所の件に関しても、最大児童数が940人で、今のところ400人ちょっとしか入れないといったところとか、その辺、部を越えての部分は、やっぱり教育長がリーダーシップを取ってやっていただかないといけないんじゃないかと思っています。プールについても、学校長が判断するとおっしゃいましたが、別に学校長が学校を解体すると決めたわけじゃありませんので、それはやっぱり市と関わりが深い教育長がリーダーシップを取って手助けしていただくことだと私は思っております。部を越えた、垣根を越えた連携をリーダーシップを取って教育長にやっていただくよう要望してこの質問を終わります。

続きまして、正雀駅前広場についてです。

2回目、計画の甘さから頓挫せざるを得

なくなっただんじゃないかと思えますけども、市はどのように考えているのか教えてください。

- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 広場計画の作成に当たりましては、区域内の地権者に賛同を示す方がいる一方、反対姿勢を示す方がいらっしやることは認識しておりました。しかし、市としましては、阪急正雀駅前空間の将来像を見据えると、歩行者が快適に通行できる安全・安心の道路空間の確保と併せて、駅周辺のにぎわい活性化に寄与する公共空間を整備することも大変重要と考えておりました。そこで、都市計画法に基づく手続に沿って関係者に対する説明会を開催し、出席者から意見を聴いたところでございます。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 広場について、他市の事例はどのようなものがあるのか、どのように利用されているのか教えてください。
- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 広場の事例につきましては、近隣では、吹田市の阪急南千里駅前東側のまるたすひろばがございます。阪急南千里駅も、阪急正雀駅と同様に、1日の平均乗降者数は約2万人で推移しており、千里ニュータウン内での駅前再開発に伴い、商業モールに隣接し、平成31年に開設された約1,300平方メートルの広場です。キッチンカーや物品販売など様々なイベントの開催など、地域に溶け込んだパブリックスペースとして利活用されております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 阪急南千里駅前の事例は商業施設が併設されています。そもそも人の集まっている場所に居場所をつくっている

と私は理解するんですけども、阪急正雀駅前とはまたちょっと前提条件も違うような気がするんです。広場単体での計画はちょっと無理じゃないか、全体像を考えるべきじゃないかと思うんですけど、どのように思っていらっしゃるのか教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 阪急正雀駅前の広場計画につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、市としましては、阪急正雀駅前空間の将来像を見据えると、歩行者が快適に通行できる安全・安心の道路空間の確保と併せて、駅周辺のにぎわい活性化に寄与する公共空間を整備することも大変重要と考え、計画したものです。広場の計画は、既に人が集まっている場所だけに計画するものではなく、将来のまちづくりを見据え、まちづくりに必要なものとして計画的に整備していく場合もございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 阪急正雀駅の近く、府営住宅北側に大阪府の広場があります。それは全然利用していないように思えるんですけども、駅の目の前にどうしても広場が必要な理由はどういうことがあるのか教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 御指摘の府営住宅北側の公園は、現在でも正雀駅前たそがれコンサート等の地域イベントで使用されていると認識しております。御質問の広場が駅前に必要な理由としましては、これまで答弁させていただいているとおり、阪急正雀駅前空間の将来像を見据えると、歩行者が快適に通行できる安全・安心の道路空間の確保と併せ、駅周辺のにぎわい活性化に寄与する公共空間を整備していくことが重要と考えているためでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 道路は全然やってくれていいんですけど、摂津市駅前も、別に広場になっていないといっても大きな空間はあります。でも、全然誰も使っていないです。例えばですけど、もっと大きく計画を立てるべきで、駅前だけじゃなくて府営団地の広場であったりとかを複合的に考えるべきだと思うんですけど、市長はどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えをいたします。

どこのまちでもそうですけれども、鉄軌道の駅を降りて駅前を見ると、ほのかにそのまちの様子がぼっと伝わってくると言われているんです。だから、狭くても古くても小ちゃくても、まちの顔、玄関口であります駅前というのは、きちっと整備はしておかないかん、これはお分かりだと思います。そういうことで、現在は一方の玄関口でありますJR千里丘駅西口の再開発に着手をしておるところでございます。

摂津市には、もう一方の玄関口、阪急正雀駅がございます。阪急正雀駅はその顕著な一つの例ではないかと思っております。もう30年も前から地元の皆さんが中心になって、阪急正雀駅前を何とかせないかんということで独自の絵を描かれていたことがあります。今手元にはないんですけども、私もそのとき、その絵を見たことを思い出します。

十三高槻線の問題、それから阪急電車の連続立体交差事業の問題、当時からの話はあったんです。いろんな事情があつてなかなか前に進まない。で、今日まで至っているんです。その中身についてはまたの機会に詳しくお話をいたしますけれども、

あの駅前に立つたびに、このままじゃいかん、何とかせないかんとずっと思い続けてまいりました。これは、ここにおられる人はみんな一緒だと思います。

思っているもしようがない、とにかく先にあの周辺の主要道路だけでもきちっと整備したいということで、平成19年から道路の認定を受け、あの周辺の主要道路の用地買収に入りました。担当者が一生懸命努力して用地買収の交渉を続け、約50%の道路の用地買収が完了した時点で、残っている部分の下には、国有水路跡とか、いろんな地下埋設物の問題があることが発覚いたしました。そこでこの話はストップです。前に進めなくなりました。

さように予期せぬ出来事がここでもあったわけです。それぞれの権利者の皆さんの同意を得る中、法的な整備等々をし、地下埋設物の問題も2年かかって処理することができました。そして、いよいよ残りの部分の交渉に入って現在があるわけですが、この道路用地の買収過程におきまして、この機に何とか駅前に道路だけじゃなく広場の可能性はないものか、そういう思いを持ったことも確かでございます。

ただ、そういうことになりますと、道路認定とは違い、都市計画決定が必要になってまいります。ということは、権利者の皆さんの理解と協力がなくなかなか簡単に前に進む話ではありません。でも、その可能性を探ってみよう、そういう思いに立ちました。思いつきと言われればそれまでですが、進めていく中で、先ほどの話の中にもあったかも分かりませんが、権利者の皆さんもいろいろな思いをお持ちでございます。なかなかそんな簡単にすぐに御理解いただけることにはなりませんという報告を受けました。ということで、現状は

都市計画審議会に諮る状況にはございません。

ただし、先ほどもちょっと話に出ていたと思いますけれども、複合的であろうとなかろうと、将来に向けて、広場といいますか、駅前の空間の可能性を探ることについては、私はそれなりの意義があるのではないかと考えております。そういう意味では、今後、権利者の皆さんの思いを最大限尊重しながら、丁寧に説明をしながら意見交換を続けてまいりたいと思います。

先ほど阪急正雀駅前の広場の話をおっしゃっていましたが、あれは大阪府の土地なんです。あの土地は、まさしく将来の阪急正雀駅前のまちづくりの種地ということで大阪府は置いておいてくれるんです。だから、まさしく将来あそこでそういうまちをつくっていかうと思えば、どなたがハンドルを切っておられる時代かも分からないけれども、今からそういうことも考えながら、種地と言ってしまうらいけません、そういう広場といいますか、空地を確保していくことは考えておかななくてはならないのではないかと考えていますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。それでないと、さっきからおっしゃっているように計画性がないやないかとなってしまふんです。そういう意味では、こういう機を捉えて可能性は探っていこうとする、私はそれは無意味ではないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時40分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

三好俊範議員。

○三好俊範議員 市長、もう1回聞きたいんですけど、駅前を単体で考えるんじゃないかと、今回止まっているのを機に広域的に考えてやっていく方がいいんじゃないかと聞かせてもらったんです。市長はさっき大阪府の土地は種地だとおっしゃいましたけど、今はやるつもりはないのか、それともこれを機にやっていくのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 様々御指摘をありがとうございます。

正雀地域全体のまちづくりを何とかせなあかん。でも、あれは大事業になります。だから、それは今こうするんだという絵を全く描いていないですから、軽々にこれ以上のことは言えないんですが、さっき言いましたのは、阪急正雀駅前の大阪府の土地は、本来なら市に買ってくれ、それか大阪府はもう使わないものは処分していくのでどっかへ売ってしまう。でも、あの土地は、将来の摂津市の駅前づくりのためにということで、我々の要望に応じて残してくれたんです。それを社会福祉協議会が一時借りて、デイハウスがあったんですが、さように、長い将来を見据えて、将来あそこで大きなまちづくりをするときには必ず空間が必要になってまいります。そういう意味では、ありがたい土地だと思います。何も使っていないやないかという話があったので、それとこれとはまた別ですけれども、大きな目的に向かったら同じようなものと私は思っているんです。

言っている広場は、取りあえず道路網を何とかせないかんぞと、その作業に取りかかっている中において、これを機にその一つとして何とかその可能性を探れないものかという思いに至ったわけでありまして、

それは当然、将来的に何かためになると私は思っていますけれども、今のところはそれ以上でもそれ以下でもないんです。そういうことです。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 要望にしておきますが、地権者に複合的に考えていただいて、将来的にとおっしゃいますけど、私は正雀のまちづくりは今がそのときじゃないのかと思うわけです。その夢を語っていただいて、こんないい場所になるから申し訳ないけどという話でお願いをしないといけないんじゃないかと。ただ単に広場にしますだけじゃやっぱり納得できないと思っていますので、そこは考えておいていただきたい。要望しておきます。

続きまして、防災ステーションについてです。

説明会で淀川の河川敷のにぎわいについての意見はどのようなものをいただいているのか、ワークショップはどのように進めていくのか、皆さんからいただいた意見をどうやって具体的にしていくのか、また、河川敷のにぎわいは大阪・関西万博の機運と絡めていくことができるのかどうか、その辺りをお聞きします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

居住性向上エリアAでいただいた鳥飼地域の淀川河川敷をさらに魅力的な場所とするための御意見としましては、子供たちが安全に遊べる場所の確保、水生生物を観察できる水辺空間の整備、利用者がのんびりできる芝生広場やカフェ、グランピングができる場所の整備など、水辺の魅力向上や地域活性化等につながる様々な御意見をいただいております。

また、ワークショップの進め方ですが、エリアごとにまちづくりに興味のある住民等に御参加いただいたワークショップ形式の会議体を設置し、それぞれのエリアに対する御意見について、当該エリアの将来予想の何を具現化しようとしているのか、どのような課題に対する対応策となるのかという観点から整理・集約し、その中から、重要性、実現の困難性の観点から優先順位を議論させていただき、今後具体的に実現に向けた議論を始めるべき御意見を複数選定いたします。

次に、選定した御意見については、参加者間で将来予想を具現化していくために必要な機能等に過不足がないか確認しつつ、必要に応じて修正を加えながら実施すべきプロジェクトとして形づくっていきます。その際、住民等と市、関係者の役割分担等についても議論してまいります。

最終的には、関係者等の役割分担に基づき、実行資金、体制等のプロジェクトを実施できる条件の整った案件から順次実施していくこととなります。

居住性向上エリアAについても同様に、いただいた御意見についてワークショップ形式で議論して、プロジェクトとして形成していき、実現可能な条件が整ったものから順次実施していくこととなります。

最後に、議員が御提案の大阪・関西万博の機運醸成に絡めたプロジェクト形成に関してでございますが、現状、大阪・関西万博の機運醸成につきましては、大阪府市万博推進局が大阪の各地で開催されるイベントに参加し、大阪・関西万博の広報活動を行っている状況です。本年8月6日に実施した摂津まつりにおきましても、万博推進局と連携し、大阪・関西万博公式キャラクターであるミャクミャクによるステージの

PRを実施していただきましたが、このような万博推進局が実施しているPR活動に絡めて、摂津市独自のプロジェクトを形成していくことは難しいと考えております。

一方で、大阪・関西万博の機運醸成の意味を込めて国土交通省が設立した淀川舟運活性化協議会には本市も参画しており、淀川舟運を活用してまちづくりやにぎわいの創出ができないか検討しているところでございます。

なお、淀川舟運につきましては、淀川右岸治水促進期成同盟としても、その活性化を国に対してお願いしているところでございます。

なお、参考としてでございますが、大阪・関西万博関連の事業として、2020年に大阪府の万博の桜2025の取組に参加し、当該実行委員会から寄附を受けた4本の桜を市場池オアシス広場と鳥山公園に植樹していることを申し添えます。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 淀川河川のにぎわいなど、大阪・関西万博の機運醸成として取り組むことで、今まで河川敷でできなかったことも可能となって、新たな河川敷でのにぎわいにつながるのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先ほど御答弁させていただきましたように、万博推進局と連携しつつ、大阪・関西万博の機運醸成に努めているところでありまして、淀川を活用した取組につきましても、国とも連携しながら検討を進めているところでございます。淀川河川敷でのにぎわいの具現化を大阪・関西万博の機運醸成に乗じて進めていくことも有効な手段の一つと考えますので、関係者

との連携を一層強めながら検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ここで一つ指摘させていただきましても、市民の意見を聴く聴くとやっている一方で、大阪・関西万博に関しては期限が迫っているわけです。そこで、河川敷の利用を今のうちにやっておかないと、なかなか実行に移すことができないんじゃないかと思います。河川防災ステーションに関しては長期間ではありますけれども、一方で、本市だけでは考えられないこともあると思いますので、その辺りに関してはしっかり企画していただいて、市民に提案していただくよう要望しておきます。

続きまして、鶴野の公園についてです。

環境センター跡地に公園を整備すると聞いておりますけれども、どのような計画、構想を持っているのか教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 環境センター跡地の公園整備についての御質問にお答えいたします。

環境センター廃炉に伴い、その跡地を公園として活用することを検討しております。新たな公園におきましては、防災上の観点から高台化し、一時避難場所の確保等を図るほか、平時における機能につきましては、鶴野第2公園の機能をベースに、今後、住民の方々とのワークショップ等を通じて、地域の意見を聴きながら決定してまいりたいと考えております。

新たな公園整備のスケジュールにつきましては、環境センターの建物解体完了後の令和10年度以降となることから、それまでに公園整備に関する必要な調査を行った後、ワークショップ等を進め、令和9年度には実施設計を行う予定でございます。

なお、整備費につきましては、高台化に

必要な盛土工事や公園整備費に約6億円かかる見込みとなっております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 公園整備に約6億円かかるということですが、その内訳を教えてくださいいただけますか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 整備費の内訳ですが、高台化に必要な材料費、運搬費、整地作業等の工事費として約1億円、鶴野第2公園に現在ある公園施設やキャンプ施設等の機能を移設・整備する工事費として約2億円、ワークショップ等で決まった新たに設ける公園施設等を整備する工事費として約3億円を見込んでおります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 高台化の費用として約1億円ほど見込んでいるということですが、1億円を使うことに当たって、一時避難所の考え方と、その防災機能をどのように考えているのか教えてください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 鶴野地域は、安威川が氾濫した場合には全域が浸水してしまう地理的特徴を有しており、想定最大規模の水害時には3メートルから10メートルの浸水深となり、2階も浸水する家屋も多い地域です。市としては早めの広域避難をお願いしておりますが、実際に広域避難等が遅れてしまった住民で、御自宅での垂直避難も難しい方々は、現時点で堤防以外の近くの避難場所がない地域でもあります。特に、広域避難が難しい高齢者等の方々は、水害発生時に避難する場所が近くにないことは非常に問題と考えており、市としては、自らの命の危険を回避するために、一時的に避難できる場所となる浸水しない一時避難場所の確保が必要であると考えておりま

す。

今回想定している高台公園を一時避難場所として利用した場合は、この一時避難場所に避難された避難者は、大正川の堤防等を活用して、より安全な避難所へ移動していただく等のさらなる避難行動をお願いすることになります。

また、この高台公園は、鶴野地域で孤立してしまった避難者への救出拠点として活用することも想定しております。この場合も、緊急搬送が必要なけが人等を救出した場合は、河川堤防等を活用して浸水域外の病院へ搬送されることになります。

防災機能の詳細につきましては、今後、設計に入っていく段階で具体的な検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 高台の水害時の一時避難所を造ることに別は別に否定はしないんですけども、やっぱり見方を変えれば、お金を使うことは決まっているけども、具体案に関してはこれから決めていくとも聞こえると思います。鶴野地域の人が何人避難されるのか、何人収容するのか等々もまだ決まってはいないわけで、それに対してお金を使うことは決まっていると。やっぱり先ほど言いましたけど、民間の目線で考えていくと、ちょっと変じゃないのかと思うところもある次第です。

もう一つ、ワークショップ等で決まった公園を整備する費用として3億円を見込んでいるということですけども、その計画内容について教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 工事費等、新たに整備する公園の参考に想定している既存公園といたしましては、ほぼ同面積で、かつ防災機能を備えている明和池公園を考えておりま

す。ただし、公園施設や機能につきましては、機能移転する鶴野第2公園の施設を基本としながら、今後実施予定の住民の方々のワークショップ等を通じて、地域の意見も聴きながら具体的な施設や機能を決定してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 これも地域の人の意見を聴くということで、悪いことじゃないんですけども、市としての具体案はまだないということです。

公園を移転した給食センターの話に移りますけども、公園に代わる機能について、どういう検討をされているのか教えていただきたい。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 給食センターにつきましては、まずは限られた面積の中でどのような機能を持った給食センターが設置可能か検討する必要があります。教育委員会といたしましては、給食だけの施設としての利用だけではなく、ロビーなどを開放して子供たちが集える場所の提供や、調理実習室などを設けて調理体験や離乳食講習など、様々な付加価値について研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 前にも聞いたかもしれないんですけども、公園は子供だけじゃなくてあらゆる世代が利用するものであります。給食センターの付加価値の一つとして屋上庭園などを造られてはどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 他市の給食センターでは、給食センターの前に芝生広場を整備し、そこでイベントを実施するなどの取組を行っている事例もございます。先ほどの

答弁でも申し上げましたとおり、現在、どのような給食センターが設置可能かについて検討中でございます。

屋上庭園については、限られた財源の中で様々な課題があるかとは思いますが、いただいた御意見等も踏まえ、引き続き研究してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 最後に要望ですけれども、これも取りあえず公園がなくなることが決まっているように聞こえるわけです。具体案に関しては特にまだそこまで決まっていなくて、取りあえず目の前の公園がなくなります、了承してくださいと地域の人に言っているように聞こえます。実際交渉に行っているのは生活環境部の担当の方で、複合施設、給食センターの付加価値に関しては教育総務部で考えると。やっぱり交渉に行く人に対して交渉材料を用意してあげないといけない、全庁的にオール摂津で話し合いをしていくべきだと思っております。

そこで、最後は予算の部分に絡んで次に行くんですけども、予算等もなかなか総務部長からも厳しいんじゃないかという意見をいただいた中で、最後、総まとめとして市長にお伺いしたいんです。事業に対して、各課の連携とか財源の確保とかも含めまして、中身がそこまで整っていないんじゃないか、市民の方をお願いをすることがちょっと多いんじゃないかと思うところがあります。これについて、市役所というのはそういうものなのかもしれないんですけども、どのように考えていらっしゃるのか、市長の意見を聴きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 質問の要旨がはっきりと把握できていないんですけども、市民にお願い

をするものなんですかというお問い合わせのように思います。

先ほどのどなたかの質問のときにも言いましたけれども、市民の皆さんに任しといたら、よっしゃ、もうこれでいけるわと、市民の皆さんも行政に頼んどいたら何とかなるわという時代はあったんです。でも、今はそういう時代じゃないです。やっぱりお互いの役割があります。でも、何回も言いますが、市民の皆さんが主役ですから、同じやからというわけにはまいりません。その辺はしっかりわきまえておかなあかんと思います。先ほどの質問だけであればそれだけで答えになるんですが、それでは不十分でしょう。

先ほどからいろいろと御指摘、御質問をいただいております。ここで静かに拝聴させていただきました。いろんな事業につきましては、いずれも今後の本市のまちづくりにおける重要な土台となる大切なものばかりでございます。市民の暮らしにも深く影響を与える大事業でもございます。それだけに市民の皆様には様々な御意見をいただくこととなります。

私は、今日まで様々な大きなプロジェクトを立ち上げてまいりましたけれども、思い切った発想をするときもあります。でも、思い切った発想を立ち上げるには、一方で緻密な計算といいますか、それなりの根拠を持っておかないとまちがめちゃくちゃになってしまいます。この20年間、いろんな事業に挑戦してまいりましたけれども、それはやっぱり都市計画があって、今では摂津市行政経営戦略で、長期にわたっていろんな計画を立て、もちろん予算もですが、それを基本にいろんな事業をどうしても必要なものと必要でないものを仕分けながら取り組んで、何とか今日までに至っ

ているわけでありませう。計画性の話もよく出ていましたけども、それはそれなりにしっかりとした根拠を持って進んできたつもりです。

ただ、千里丘小学校の話も出ていましたけれども、計画は持っていますでも想定外のことが起こることがあるんです。千里丘小学校の場合というよりも、安威川以北におけるいろんな公共施設云々の話は、どなたかもおっしゃっていたと思います。私から言うならば、うれしい悲鳴と言うたらちょっと表現がおかしくなるか分かりませんが、大阪府内の各地でどんどん人口が減っていつている中で、何とか現状維持、それ以上になるぐらいの勢いでどんどん開発が進んだ。開発が全ていいとは言いませんけれども、確かに御指摘のようなこうしたほうがよかったん違うかという話もあるのも理解はできます。ただただ無計画にめちゃくちゃしているわけではないので、その辺は私からも申しておきます。

先ほど来いろいろ御指摘いただいておりますが、今までもそうですけれども、今後も常に健全財政をしっかりと保ちながら、市民の目線で優先順位といいますか、最大公約数をしっかりと確立いたしまして、間違いのないハンドルを切ってまいりますので御安心をいただきたいと思ひます。

以上です。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 私もちよつと言葉が強いところがあったかもしれないですけど、基本的に別に計画に反対しているわけではないんです。中身についてもう少し具体案を市民に提供すべきじゃないかという話をさせていただひているんです。

もう1回だけ聞きたいんですけど、市民の意見を聴くと云えば聞こえはいいと思ひ

んですけど、市民は別にプロでも何でもないわけです。考えているとおっしゃっていましたけど、今、身の回りのことを優先して、先のこととかを考える責任もないです。そういうことは別に考えないわけです。だから、やっぱりそういうところはプロがしっかりと具体案を提示してあげるべきだと思ひているんです。

ただ、やっぱり一番思ひのが、各課ですごい考えているのはいいんですけど、全庁的に考えられていないんじゃないか、壁を越えられていないんじゃないかと思ひます。だから、そういうところを市長がリーダーシップを取ってやっていくべきじゃないかと思ひますけど、最後、そこだけお願いいたします。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 ええところを質問されていると思ひますが、事業は小ちゃくても大きかっても市民の皆さんが主役です。やるときには我々は庁議を行います。決めるときには、私が勝手に決めてぱつと走ってしまったら收拾がつかなくなりますので、やはり私も決めるときには庁議を行ひまして、関係者が一堂に会していろんな課題を持ち寄って決めます。そのときに関係課での連携というのがしっかりと図れているかどうかを判断するわけです。それがなっていないと言われれば、これはもう私の責任でありまして、各課各部はしっかりとそれなりの準備をして練って、そして持ち寄ってまいりますので、まとめ役の私がもっともつとしっかりと把握せないかなということだと思ひますので、また頑張ります。よろしくお願ひします。

○福住礼子議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 最初に、鳥飼地域のまちづくりと学校統合について質問いたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、少子高齢化の進展、人口の流出超過、地域コミュニティの希薄化などが懸念される鳥飼地域において、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すまちづくりの指針であります。

その鳥飼まちづくりグランドデザインの中で提起された小規模学校の課題を解決する方策として、令和8年4月1日までに鳥飼東小学校と鳥飼小学校を統合するなどとした学校の適正規模・適正配置計画案が示されました。私は、学校の極端な小規模化対策として、統廃合が必ずしも最適な方策だとは思いません。しかし、統合計画を進めていく方針を明らかにしたのであれば、少なくとも、人口減少が最も深刻な鳥飼東小学校区において学校がなくなることがその地域にどんな影響をもたらすのか、その認識を住民の皆さんと共有した上で今後のまちづくりや教育施設の在り方について議論していく必要があると考えます。

そこで3点質問します。

初めに、学校がなくなるとは、その地域にとって、鳥飼まちづくりグランドデザインの目的に逆行し、人口減少に拍車をかけることにならないのか、見解をお伺いします。

二つ目に、学校が地域コミュニティの拠点としてどのように認識されているのか、また、学校がなくなる鳥飼東小学校区において、統合後の学校跡地は重要な地域資源と言えますが、跡地の活用についてのお考えをお聞きます。

三つ目に、防災拠点として、鳥飼東小学校の役割、校区の取組についてお聞きして

おきます。

次に、PFOA汚染問題について質問いたします。

PFOAを含むPFAS汚染問題について、この7月に専門家会議による現時点でのQ&A集等が示され、PFAS汚染問題への対応が少しずつではありますが進み始めています。この間、PFAS汚染が全国各地から報告される中で、最も汚染濃度の高い摂津市が地方自治体としての役割をどのように果たしていくのか、今、全国的に注目を集めているのではないかと思います。

そこで、一つ目、こうした動きを受け、市としてPFOAの健康に対する影響などを把握するための疫学調査、健康調査を国などへ積極的に求めていくべきだと考えますが、現状の認識を含めて見解をお伺いします。

二つ目に、汚染者の責任についての認識を問います。

PFOAを長年製造・使用し、その汚染水を環境中に放出してきたダイキン工業株式会社には、地域社会を担う企業の社会的責任として、その調査と対策が強く求められます。ところが、これまでダイキン工業株式会社は、住民が求める敷地内の汚染状況や排出量等の公表を企業間競争を理由に拒否されています。今議会では、改めてダイキン工業株式会社の情報公開を求め、大阪府に対する意見書を採択する予定であります。摂津市としてダイキン工業株式会社が情報開示をするよう強く求め続けていくべきだと考えますが、市としての姿勢を伺います。

次に、午前中にも質問がございましたが、太中浄水場2号井戸において高濃度のPFOAが検出されたことについて質問い

たします。

水道水として地下水をくみ上げている太中浄水場の水質が1リットル当たり50ナノグラムという暫定目標値以下であるものの、上昇傾向にあり、井戸ごとの調査を実施されたと報告を受けました。調査結果と水道水の安全性について改めてお答えください。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 学校統合と人口減少に関する御質問にお答えいたします。

全国的な傾向と同様、本市も人口減少や少子高齢化の傾向にあり、中でも鳥飼地域は少子高齢化の進展が著しく、市内の他地域と比較すると人口が大きく減少している地域でございます。

御指摘いただいております小学校の統合が人口減少に拍車をかけるのではないかということにつきましては、現時点で影響の有無について言及することはできません。しかしながら、現在の1学年1学級という状況は、子供たちの教育環境としては好ましいとは言えず、学校運営を行う上でも課題が多いことから、今回の鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合は必要と考えております。

一方で、鳥飼まちづくりグランドデザインは、人口減少と少子高齢化が進行する中においても、鳥飼地域の地域活力を再び呼び起こすために策定されたものであります。現在のエリア別の説明会を精力的に開催し、住民の皆様と地域の特徴や魅力等、地域資源などやグランドデザインの将来予想等を共有していくとともに、住民の皆様からいただいた御意見を基に将来予想の

実現に向けたワークショップを開催し、着実に鳥飼地域の地域活力を呼び起こす活動を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、小学校統合後の跡地利用についての御質問にお答えいたします。

私どもとしましては、小学校が地域コミュニティの拠点として活用されており、地域資源として大変重要なものであることは認識いたしております。鳥飼まちづくりグランドデザインの将来予想を具現化していく方法として、まず、各エリアにおいて鳥飼まちづくりグランドデザインに記載されている将来予想の磨き上げを行い、磨き上げられた将来予想を具現化していくために必要な事業を形成し、住民等の皆様と役割分担しながら実施していく方法を想定しております。

まずは、現在実施している関係するエリアの鳥飼まちづくりグランドデザインの説明会において、将来どのようにしていくべきか、どのような課題を解決していきたいかなどについて住民の皆様と意見交換を行う中で、小学校統合後の跡地の活用についても意見交換をしていきたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 鳥飼東小学校での防災に係る取組状況についての御質問にお答えいたします。

学校施設は、災害発生時には地域の避難所としての役割を担い、鳥飼東小学校も同様に、地震時は体育館等を指定避難所として、水害時は浸水しない校舎の4階を緊急避難場所として指定しております。

現在までの防災活動における訓練の実施状況としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4

年度まで自主防災訓練の開催は中止となりました。令和元年度以前においては、毎年、校区自主防災訓練を開催し、水消火器取扱訓練、煙体験、心肺蘇生法、HUG訓練、炊き出し訓練などを実施しておられました。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る疫学調査についての御質問にお答えいたします。

PFOAに係る健康影響を知る上での血液検査の必要性につきましては、国に設置された学識経験者等で構成するPFASに対する総合戦略検討専門家会議監修の下、国が令和5年7月時点の知見に基づき取りまとめたPFOS、PFOAに関するQ&A集において、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっておらず、血中濃度に関する基準を定めることも血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状であるとの見解が記載されております。

一方、同専門家会議は、国に対して、一般的な国民の化学物質の暴露量を把握するため、モニタリング調査としての血中濃度調査について、調査規模の拡大や自治体との連携など、本調査の実施に向けた検討を進めることが必要であるとも提言されております。

本市としましては、このような専門家会議の意見を踏まえた今後の国の検討内容について、その動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

続きまして、PFOAに関する情報開示についての御質問にお答えいたします。

市内化学メーカーにおいて調査した敷地

内のPFOAの水質調査結果につきましては、大阪府が主宰しております神崎川水域PFOA対策連絡会議において議題になる場合があります。その資料は、同化学メーカーの自主的な取組内容の資料として提出されており、同会議の取扱いとして非開示資料となっております。

これまでも、大阪府とともに、PFOA対策連絡会議の場を通じて、市内化学メーカーに対して自主的な開示を求めてまいりましたが、引き続き、市民とのリスクコミュニケーションの観点から、できる限りの開示を当該企業に促してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 太中浄水場での井戸ごとの水質検査結果と水道水の安全性への影響についての御質問にお答えいたします。

太中浄水場では、6本の井戸から取水した地下水を混合した井戸混合水を浄水処理したものに、大阪広域水道企業団から受水した水道水を加えて、各家庭や事業所に供給しております。PFOS及びPFOAの検査は、井戸混合水を採水して年3回実施してまいりましたが、これまでの検査結果は1リットル当たり15ナノグラム以下で、厚生労働省が水質管理目標設定項目で定める暫定目標値を大きく下回っております。このたび、詳細に水質状況を把握するため、8月8日に井戸ごとの取水を検査したところ、暫定目標値内ではありますが、2号井戸では1リットル当たり45ナノグラムと、ほかの井戸と比較して高い値を示しましたので、2号井戸からの取水を停止し、現在、井戸混合水は1リットル当たり3ナノグラムに改善しております。

今後も、頻度を高め、継続して井戸ごと

の検査を実施することで水質管理を強化し、安全で安心な水道水を供給するとともに、検査結果につきましては関係部局と共有を図ってまいります。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目以降、一問一答で質問していきます。

学校統合が人口減少に拍車をかけるかどうか今のところ言及ができないということではありますが、やはり地域から身近な学校がなくなることについて、地域の皆さんの思いをもっとしっかりと受け止めるべきだと思うんです。少なくとも人口減少抑制であるとかにぎわいの創出というランドデザインの理念からは明らかに逆行するものだと私は思います。

先日、私は、この鳥飼地域の学校の統合問題に関して、学校がなくなる鳥飼東小学校区の住宅を回って学校統合についての御意見を幾つか聞かせていただけてきました。

あるお母さんは、鳥飼地域は待機児童が少ないと聞いて家を購入したけれども、統合を知っていたらここには来なかったと、大変ショックなことをおっしゃっていました。

それから、結婚して市外に住んでいる娘さんの出産後に、子育ての援助をしたいから家の近くに引っ越しておいでと言おうと思っていたけども、今の状況を見てちゅうちょしているとおっしゃっているんです。安藤さんには申し訳ないけどと言いながらおっしゃっていただいたんですけども。

また、入学を予定している子供と実際に鳥飼小学校まで散歩がてら歩いたというお母さんがいらっしゃいました。事業所の多い地域、トラックがたくさん走っている地域を小さい子供と一緒に歩いて45分かか

ったと、学校の通学の安全の心配をされておられましたし、また、自主防災や避難所の機能の弱体化を危惧する方もいらっしゃいました。

ほんの僅かな訪問でお話をお伺いしただけでも率直な意見が出ているわけで、鳥飼グランドデザインで大事な身近な学校をなくす決断をしていこうとするのであれば、まず、これらの意見はしっかりと受け止めた上でいろんな議論をやっていく必要があるのではないかと思います。地域にとってはマイナス要因である学校統合、学校が廃校になることの認識を行政と住民の皆さんが共有して、そのマイナスを埋めて余りある教育の充実や、新たなまちづくり、住民の皆さんとの協議を生み出していく出発にしないといけないと思います。その点は、今後ワークショップとか地元説明会が行われますが、そういった住民に寄り添った共通の土台に立った立場で取り組んでいただきたいと要望しておきます。

地域コミュニティの拠点として、また、地域防災の拠点として学校が大切な役割を果たしていることは御答弁いただきましたが、御答弁をいただくまでもなく当たり前なことだと思っています。共通認識です。学校統合とまちづくりを一体的に進めるために、今後、住民の皆さんの協力を求めていくわけですから、学校が果たしてきた役割の継続と発展が必須で、貴重な地域資源として学校跡地を捉えた提案とか、もしくは問題提起を住民説明会の中でも積極的に行っていくべきだと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

まず、鳥飼まちづくりグランドデザイン

における教育の取組についてお答えいたします。

議員が御指摘いただきましたとおり、教育はエリア全体で考えるものとして整理をさせていただいておりますが、これにつきましては、市としての学校教育の在り方など各エリアに収まらない話題が含まれますので、グランドデザインではエリア全体として整理させていただいております。

現在実施している鳥飼まちづくりグランドデザインの住民説明会では、まず、地域のリスク、地域の現状について正しく理解していただくことに力点を置いて説明をさせていただいているところであります。このため、どちらかといいますと防災等の御説明を住民の皆さんは多く感じているのではないかと我々は考えております。しかしながら、鳥飼まちづくりグランドデザインは、地域活力を再び取り戻し、地域が活性化していく将来像を共有し、その将来の実現に向けて住民等と行政とが役割分担をして対応していくことを想定いたしております。

先ほど御答弁させていただきましたが、小学校統合後の跡地活用に関しましてもこの説明会の中で御意見をいただきたいと考えております。住民説明会は複数回開催されるのが通常でございますが、今後、必要に応じて、そういった跡地活用に関する事項もお聴きするなど、広く御意見をいただけるよう配慮してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 学校統合の問題を今回は教育委員会に聞かずに政策推進課にお聞きしておりますけれども、決して教育委員会を無視しているわけではないことは申し上げておきたいと思っております。

学校統合問題は、教育の観点で議論し、子供の利益を第一に考えていくのが大前提だと思っています。こうした統合方針の議論が行われてきたと思うんですけども、学校が果たしてきた機能、役割について、るる御答弁もいただいております。

そんな中で気になっているのは、先ほど三好俊範議員からも質問がありましたが、全庁のいろんな部署にまたがっている学校に係るいろんな業務について、庁内でどのような調整が図られるのか、各部署の連携、それから鳥飼まちづくりを俯瞰的に見据えた調整が非常に重要だと思うんですけども、その点はどのように進めていこうとされているのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回の鳥飼東小学校の統合につきましては、これまでも教育総務部長が答弁してまいりましたとおり、現在の鳥飼地区の小学生が置かれている教育環境は決して良好なものではないという認識の下、どのような形が児童にとって最もよい教育環境になるかについて議論してまいったと認識いたしております。結果的に鳥飼東小学校が統合され、その跡地の利活用についての議論が必要となった場合につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、鳥飼グランドデザインの中で住民等の皆様から御意見をいただきながら検討を進めていく予定としております。

庁内各所管課との連携につきましては、これまでもエリアごとの説明会に出席していただき、情報共有を行っているところでございます。当然、将来予想の具現化に向けた対策につきましても、引き続き庁内各所管課と連携を密にし、組織横断的な体制で検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 学校は、子供たち、保護者、学校現場、そして地域コミュニティー、防災、いろんな機能があります。そういう点では、教育については教育委員会が中心となって、まちづくりの拠点としてどう生かしていくのか、跡地をどう考えるのかについては、まちづくりの観点で政策推進課でしっかりと取りまとめをして、リーダーシップを取って進めていただきたいと思います。その上で、やはり住民の立場に寄り添った問題提起であるとか、質問に対する答えであるとか、資料の提供をしていただきたいと思います。と申し上げておきます。

次に、PFOA汚染問題に移りたいと思います。

市としての取組についてです。

血液検査をしても、今は基準がなく、血中濃度のみをもって健康影響を把握できないからと言って、環境省など政府は血液検査の実施に非常に消極的な姿勢を続けているように感じます。しかし、今回発表されていますQ&A集には、現段階では血中濃度に関する基準づくりや血液検査の結果のみで健康影響を把握することは困難だとしているだけで、決して安全が保障されたものでもありませんし、住民の不安も解消されるものでもありません。多くの市民の皆さんが求めているのは、単に自分自身の体がPFOAに暴露しているのかだけではなく、生活様式や既往症、健康への影響や因果関係を分析・把握して早急に基準をつくってほしい、対策を講じてほしいということでもあります。専門家会議が国に対し、血中濃度調査に向けて自治体との連携などが必要であると提言していると御答弁がありました。併せて、市長は、第2回定例会での私の質問に対して、基礎自治体独

自で疫学調査等ができないか問うていきたいという趣旨の大変踏み込んだ御答弁もいただきました。ぜひその働きかけを強めていただきたいと思います。その意図するところ、また真意を市長にお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいたします。

このPFOAの問題は市民の関心事でもございます。市議会からも、今年の3月、健康影響調査や疫学調査を意見書として国に求められております。自治体のトップである私といたしましても、市民の皆様の思いに応えるために、基礎自治体の長として、国に対して独自調査の可能性を模索できないかと今でも考えております。

その矢先といいますか、さっきおっしゃいましたように専門家会議ができて、この専門家会議が国に対して、血中濃度調査について、今後の対応の方向性をいろいろ指示されたわけでありまして。この指示を受けて国がどういうふう動くのか、少し見極める必要があります。それで、ほったらかしはないと思いますけれども、この専門家会議の意見がどういうふうに扱われるかによっては、さらに促進されるように、また私から機会があるごとに国へ働きかけていきたい、そんな思いを持っております。

以上です。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

環境行政は靴の上から足をかいているようなものだと、先般、本会議で市長はおっしゃいましたが、私どもも同じ思いをしながら国や大阪府にも求めていきたいと思っているわけです。

やはり市民にとってはこれは待ったなしの課題で、先日、摂津市内で、市民団体が京都大学や大阪民主医療機関連合会など医療機関との協働で血液調査を実施されました。今後、さらに大阪府内で1,000人規模の調査を予定されていると聞いています。この検査では、血中濃度、肝機能、腎機能、コレステロールなどの測定とともに、生活様式や既往症、また、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種の状況なども問診票で確認をして、広くPFAS、PFOAとの関係を分析するものと聞いています。本来、これは国や環境行政が率先して行うべきものだと思っています。高濃度汚染が検出されたほかの自治体とも連携をして、国に対して強く調査の実施や基準づくりを求めていると聞いています。おきたいとお思います。

次に、PFOAの汚染者責任についてです。

ダイキン工業株式会社では、敷地内の汚染が敷地外に拡染しないように、遮水壁工事を行ったり、住民や摂津市議会民生常任委員会の求めに応じて説明会を実施されたり、またはホームページでPFAS対策などについても公開をされています。しかし、現状、敷地内の汚染はどうなっているのか、これまでの汚染や公共下水道への排出量や濃度の推移などの客観的なデータなど、住民が知りたい情報は明らかにしていません。その対応は不十分だと言わなければならないと思っています。ダイキン工業株式会社に対し、情報開示をどのように求めているのか、改めてお伺いします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 先ほども申し上げましたとおり、市内化学メーカーへは、PFO

A対策連絡会議の場等を通じて、自主的な開示を大阪府ともども求めてまいりました。当該市内化学メーカーも、情報開示の一環として、PFOAに関する取組のホームページを立ち上げ、工場からの排水は、大阪府からの要請である暫定指針値50ナノグラム毎リットルの10倍の濃度を目安とした基準に従って浄化した地下水を中央水みらいセンターへ送水していることを明記されております。このように一定の情報開示は進んでおりますが、引き続き、できる限りの情報開示を求めてまいります。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 公共下水道への投入が暫定指針値50ナノグラム毎リットルの10倍の濃度を目安にするということは、処理水が500ナノグラム毎リットルですから、今なお敷地内の濃度は非常に高い状況にあるんじゃないか、そういうことが住民の中で非常に不安をかき立てているものだと申し上げておきたいとお思います。

ちょっと話は変わるんですけども、先日、ジャニーズ事務所の性加害問題の聞き取りで注目を集めました国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会の調査団が、企業の環境汚染としてPFAS汚染についても調査し、大阪でも聞き取りを行いました。この一連の調査のミッション終了声明で、調査団は、PFAS汚染について、国連のビジネスと人権に関する指導原則と汚染者負担の原則に従い、この問題に取り組む責任が事業者にあることを明らかにしておきたいとコメントいたしました。

そこで、このコメントに対する見解を伺う前に、この国連のビジネスと人権に関する指導原則とはどのようなものなのか、御認識をお伺いしておきたいとお思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 平成23年に国連において採択されたビジネスと人権に関する指導原則は、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスを三つの柱として、あらゆる国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重への取組を促すものとなっております。この指導原則を受けて、日本においても、令和2年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画が公表されております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 人権に関わるこの原則は、環境・気候変動に関する人権問題として捉えられていて、快適な生活を送る環境を保全する権利を脅かしているものとして、環境汚染は人権問題だと捉えられているものであります。ダイキン工業株式会社に対してこういう立場からも情報開示を求めるべきではないかと思いますが、見解を含めてお聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 法務省人権擁護局がまとめた「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書では、企業が配慮すべき主要な人権及び企業活動に関する人権に関するリスクを25項目挙げ、その中には環境・気候変動に関する人権問題も含まれております。企業が自らの事業活動において、地域住民のよい環境を享受し健康で快適な環境の保全を求める権利を奪うことがリスクとして挙げられておりますが、当該市内化学メーカーは、水環境の暫定指針値のみが定まっている中で、遮水壁の設置等の自主的な取組を進められております。今後もこの自主的な取組が促進されるよう、大阪府とともに促してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 自主的な取組についてはさらに応援していただきながら、情報開示も求めていただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。

先日、我が党の国会議員団、PFAS問題対策委員会が摂津市にこの問題で調査に来て、市長とも懇談をさせていただきました。一連の調査で私が印象に残ったのは、汚染地域の住民の方の率直な意見でした。紹介させていただきます。ダイキン工業株式会社が摂津市にあって、長い間お付き合いしてお世話になってきた。大変感謝している。しかし、今回の高濃度汚染についてきちんと情報を開示してくれていないのは非常に残念だ。ダイキン工業株式会社も、私たちと企業、個人という立場の違いはあっても、同じ摂津市民、企業市民としての役割、責任を果たしてほしいという御意見でした。本当に同感です。

企業の事業活動は地域や住民との共生が重要だと理解するものでありますが、人権問題も含めて共生社会という観点から、ダイキン工業株式会社の協力や汚染者責任を求めていきたいと思っています。市長のお考えについて改めてお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 この問題については、もう何度も言っていますし、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、やっぱり靴の上からかゆいところをかくというじれったさ、環境行政全般にわたって一番末端で市民に対応する基礎自治体にほとんどの権限が与えられていない、ここに問題がありまして、おっしゃっていることもそれなりにうなずくところはあるんです。ただ、ダイキン工業株式会社には、大阪府と三者協議の場で機

会あるごとに、市民の皆さんに不安を持たないように情報の開示をお願いします、そういう話は度々出ておりますので、何もしていないことはないです。それでも、市民の皆さんと同様に、企業市民の皆さんの健康、安心を守るのも我々基礎自治体の役割でございます。

そんな中において、また同じような話になりますけれども、根拠がはっきりしないところでなかなか踏み込めない問題があります。水についてははっきりと暫定の目標値が出ておりますけれども、その他についてはまだ暫定目標というのがありませんので、とにかく一刻も早く健康への影響等が解明されるよう国に対して口酸っぱく申し入れる、現在のところ、それ以上のことは考えておりません。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 基準がまだできていないけども、それは安全が確保されていないということですので、引き続き調査の徹底や、それから情報開示を求めていると思います。

太中浄水場の問題です。

今は安全だということですが、浄水場の周辺の地域の土壌調査、地下水の調査などモニタリングの予定はないのか、求めていく気持ちはないのか、お伺いします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現状、2号井戸のPFOS及びPFOA濃度は暫定目標値等を下回っておりますが、水環境中から暫定目標値等を超える値でPFOS及びPFOAが検出された場合には、その対応として、国の対応の手引書では必要に応じて追加調査を実施する旨が記載されております。具体的には、当該井戸から半径500メートル

程度を目安として調査可能な地点を選定すること等が挙げられておりますので、その際には、大阪府とも情報共有し、対応を検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 まずは実態調査、そして情報公開をよろしくお願いします。

終わります。

○福住礼子議長 安藤議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時42分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 増永和起

摂津市議会議員 三好義治

摂津市議会継続会会議録

令和5年9月27日

(第3日)

令和5年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年9月27日(水曜日)

午前10時 開議場
摂津市議会 議場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生活環境部理事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

松 本 暁 彦 議員
藤 浦 雅 彦 議員
香 川 良 平 議員
三 好 義 治 議員
南 野 直 司 議員
弘 豊 議員
森 西 正 議員

- 2, 議 案 第 59号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）
議 案 第 63号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 60号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議 案 第 64号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 62号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
3, 議 案 第 66号 工事請負契約締結の件
4, 議会議案 第 12号 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
5, 議会議案 第 13号 核兵器禁止条約第2回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書の件
議会議案 第 14号 PFOA等についての敷地内濃度の公表を求める意見書の件
議会議案 第 15号 大阪・関西万博における時間外労働の上限規制の適用を厳格に求める意見書の件
議会議案 第 16号 フリースクール等への公的支援に関する意見書の件

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程5まで

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、西谷議員及び塚本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 おはようございます。

それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

1、健都のエリアマネジメントについて。

これまで、本会議、そして委員会の場において、多様な団体が存在する健都では、それらをつなぐエリアマネジメント組織が必要不可欠だと幾度も提言してきました。今年3月に健都でエリアマネジメント組織が発足したとのことですが、その設立の経緯と意義、目的についてお聞かせください。

2、児童虐待防止の取組の進捗について。

前回の本会議にて児童虐待防止に関わる条例化を提言し、前向きに検討されていると認識しています。そこでまず、条例制定の取組状況についてお聞かせください。

3、PFOA対策の現状について。

最近、テレビ等でも取り上げられ、一層注目が集まっています。改めてPFOAに関する国の現状、取組について、どのようなものか、お聞かせください。

4、市民の命を有事から守る危機管理体制の構築について。

BCP作成、地域防災計画修正等はいまだにできず、また、訓練もされていない現状において、有事に市の危機管理業務が適切になされるか懸念しています。いずれに

しても、今災害が起きれば、現行の計画で行動しなければなりません。初動が重要です。そこで、有事の際の役割を本市全職員、そして部長級職員がしっかりと理解されているのか、お聞かせください。

5、生きる力を育むことについて。

(1) いじめ対策について。

生きる力を育むために、魅力的な学校づくりで、よりよい教育環境を児童・生徒に提供することが大切です。いじめはそのような環境を阻害するもので、その防止と発生時の迅速な対応が求められます。まずは市内小・中学校のいじめの現況についてお聞かせください。

(2) 教師不足について。

小・中学校講師について、ホームページ等での募集活動をよく目にします。また、学校現場と話をしても、教員不足の問題についてお聞きしています。そこで、本市の教員不足の現状はどのようなものか、お聞かせください。

(3) コト・モノ体験の重要性について。

まず、児童・生徒の学力向上の現状と課題についてお聞かせください。

6、新型コロナワクチンの健康被害に関する市の対応について。

まず、新型コロナワクチン接種の健康被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、令和5年秋開始接種の予約状況等についてお聞かせください。

以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 健都のエリアマネジメントを担う団体の設立経緯と意義、目的に

についての御質問にお答えいたします。

健都につきましては、新事業の創出や新たなライフスタイルの創造で国際級の複合医療産業拠点となるよう、関係機関とともに健康・医療のクラスター形成やまちづくりに取り組んでおります。

御質問の団体でございますが、これまで摂津市、吹田市の両市で取り組んできた健都ヘルスサポーター制度による健康のまちづくりや、新たな技術、製品の社会実装を支援する機能、大阪府が取り組んできた産学連携のコーディネート機能、国立循環器病研究センターが取り組んできたイノベーション加速プラットフォームなど共創の場の形成を支援する機能、これら三つの機能を集約し、一体的に運用を図ること、また、ほかのライフサイエンス産業拠点との連携を強化し、研究成果の社会実装をさらに推進することを目的として、一般社団法人健都共創推進機構が令和5年3月に設立されております。設立に当たりましては、機能集約後の運用や法人化後における健都の関係機関との関わりについて、国立循環器病研究センターや大阪府、吹田市とも協議を重ねてきており、実質的には今年度から法人としての事業を開始しております。

続きまして、令和5年秋開始接種についての御質問にお答えいたします。

9月20日から開始されました令和5年秋開始接種では、令和5年春開始接種を受けられた方のうち、接種から3か月が経過する約1万2,700人に新たな接種券を発送しております。

予約の受付状況につきましては、電話による予約受付開始時に一時的に混み合うこともございましたが、接種を実施する市内医療機関の御協力により予約枠を十分に確保できており、接種を希望される方の予約

をおおむね受け付けできている状況にございます。

なお、新たに生後6か月に到達した乳幼児については、接種の努力義務等の公的関与がなくなったことから、希望申請制として対応しております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 児童虐待防止に係る条例制定の取組状況についての御質問にお答えいたします。

児童虐待防止の取組は、行政のみならず、関係機関、団体、市民等がそれぞれの役割等を自覚しながら一体となって取り組むことが重要であると認識しております。そのためにも、本市における児童虐待防止に関する共通理念を定め、取り組むべき方向性等を明文化した条例の制定につきましては、非常に意義あるものと考えております。

現在、他市の児童虐待防止に関する条例制定の状況を調査・研究し、関係課と調整しながら素案の作成に取り組んでいるところでございます。今後、要保護児童対策地域協議会に参画している様々な機関にも御意見を伺った上で、本年度末の制定を目指しているところでございます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに関する国の現状及び取組についての御質問にお答えいたします。

これまで、環境省においては、PFOA等の土壤中の挙動予測、どのように効率的に除去できるかといった除去技術の開発等をテーマとした研究、また、農林水産省においては、水、土壌等、農業環境からの農作物へのPFOA等の移行に関する基礎研

究が行われてまいりましたが、大きな動きとして、令和5年1月にPFOA等に係る水質の目標値等の専門家会議、PFASに対する総合戦略検討専門家会議が国に設置され、学識経験者等の有識者による国内外の科学的知見等を踏まえた科学的根拠に基づく対応等の討議が行われております。この討議の中で、PFASに対する総合戦略検討専門家会議監修の下、国から、令和5年7月時点での科学的知見等に基づいたPFOS、PFOAに関するQ&A集が作成され、また、同専門家会議から国に対してPFASに関する今後の対応の方向性が示されております。今後、この対応の方向性が国において活用され、取組が推進されていくものと認識しております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 全職員が災害時における役割を理解しているかとの御質問にお答えいたします。

防災危機管理課では、毎年4月の新規採用職員に対する研修において、市で想定される災害や災害発生時の職員の役割等に関する講義を行っております。

また、出水期前の5月には、大雨警報が発表された場合等に参集して初期防災体制の業務を担う職員及び避難所の開設・運営に従事する職員を対象に、業務内容についての説明会を開催し、その後、各職員が業務に従事する場所において必要な事項を確認する訓練を実施しております。

さらに、本年は、固定資産税課と連携し、災害発生時に罹災証明書を速やかに交付できるよう、第16集会所をモデルに、基礎、壁、屋根の損傷等を確認する実地調査及び1次調査の際に使用する調査票の記入等を行う研修を実施いたしました。

また、応急対策業務をより円滑に実施していくためには、全ての班で班員それぞれの役割を理解し、互いに協力しながら業務を遂行していく必要があります。特に、災害対策本部の本部員となる部長級職員は、各部に属する班を統括していただく必要があります。当然のことながら有事の際の役割は御理解いただいていると認識しております。

今後、各部各課と丁寧に調整を行いつつ、地域防災計画の改訂等を進めていく予定ですが、改めて、部長級職員も含めて、全職員の役割の理解促進に努めてまいります。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 本市のいじめ問題に係る現状についての御質問にお答えいたします。

本市の小・中学校におけるいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和4年度の認知件数は、小学校で503件、中学校で152件でございます。これは、令和3年度と比べて、小学校で2.6倍、中学校で1.7倍となっております。

その要因といたしましては、いじめの定義が、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとされたことが教職員に周知され、それに基づき教職員が積極的に認知できるようになったことが考えられます。また、全国的にもいじめの認知件数は増加しており、約3年間続いたコロナ禍を経て、部活動や学校行事などの様々な活動が再開され、接触機会が増加したことが影響していると文部科学省の資料でも示されております。

続きまして、摂津市の教員不足の現状についての御質問にお答えいたします。

近年、男性教員の育児休業取得率が上昇してきており、現在、男女合わせて26名の教員が育児休業を取得しております。また、年度途中でメンタル不調等により病気休暇を取るケースもあり、9月1日時点で休んでいる教員の代わりになる講師が小学校では8名、中学校では2名不足している現状でございます。今後、産前産後休暇、育児休業等を予定している教員も複数名いることから、引き続き講師確保に努めるとともに、新たにメンタル不調等により病気休暇となる教員が増えることのないよう学校を支援してまいります。

続きまして、本市小・中学校の学力向上の現状や課題についての御質問にお答えいたします。

近年の本市小・中学校の学力の現状といたしましては、全国学力・学習状況調査結果の比較において、小学校では年々向上し、令和4年度、令和5年度と国語、算数ともに全国平均と、ほぼ同等の結果となっております。中学校では、全国学力・学習状況調査では横ばい傾向となっておりますが、大阪府チャレンジテストでは徐々に向上してきております。このように子供たちの学力が向上してきているのは、全校で子供たちが学び合い、分かる授業に向けた授業研究を進め、結果にもこだわり取り組まれてきた成果だと捉えております。

一方で、全国学力・学習状況調査の質問紙調査結果から見られる小・中学校共通の課題としては、依然として学校以外で勉強する時間が少ないことや、「自分にはよいところがある」と答える児童・生徒の割合が全国平均よりも低いことが挙げられます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式で

お願いいたします。

まず、健都のエリアマネジメントについて。

設立意義等について理解しました。まずもって、本市を含め、健都関連団体が協力しつつ、機構の設立を実現されたことを高く評価いたします。

さて、一般的にエリアマネジメント組織の課題としては予算確保が挙げられます。それはどうされたのか、また、現状の活動等はどうしているのか、併せてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

一般社団法人健都共創推進機構の運営資金につきましては、摂津市、吹田市の両市からの健都ヘルスサポーター制度等の運営に係る委託経費と国立循環器病研究センターからの資金で運営されております。

事業活動の現状といたしましては、健都ヘルスサポーター制度の運営として、サポーターへの情報発信や企画業務、実証事業の相談窓口として企業との調整も行うほか、産学連携のコーディネートとして、企業、大学等からの視察や連携相談に関する業務も行っております。また、これまで、大阪府と摂津市、吹田市の両市が別々に管理運営していた健都のポータルサイトを、一元管理が行えるよう新たなサイトに統合し、一般向けの情報と企業・研究機関向けのツールを分かりやすく整理するなど、健都内外に向けた情報発信力向上と産学官民の共創推進につながる成果も上げていると考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 運営資金や活動状況について理解しました。今後の伸び代に期待を感じるものです。

エリアマネジメント組織については、他の事例も踏まえ、その役割として、公共整備、戦略策定及び推進、クラスターの推進機能、シティプロモーション機能の四つが大きく挙げられます。そこで、同機構がそれらの役割にどう関わるのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

健都エリア全体としての戦略やプロモーションについての共有・調整を行う健都参画会議や、クラスター推進やイノベーションパークの企業誘致について協議を行う健都クラスター推進協議会に同機構が参画することについて、関係機関からの承認が得られたところでございます。今後、より一層健都における産学官民連携の取組において重要な役割を果たすことのできる体制が整ったものと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 健都のエリアマネジメントの従来の会議体に参加し、かつ、その実行をする重要なプレーヤーが誕生したと理解しました。健都は、ニプロやエア・ウォーターの参入など、着々と関連団体が増えつつあり、さらなる発展が期待され、同時にエリアマネジメントの重要性はさらに高まると思います。健都のさらなる発展は、市民にとって健康のまちづくりの充実につながるものと期待します。引き続き取り組まれるよう要望いたします。

次に、児童虐待防止について。

本年度末の制定を目指して進められていることを理解しました。答弁の中で、児童虐待防止に対する共通理念を定めるという言葉もありましたが、検討されている条例はどうあるべきか、お考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 児童虐待は、著しい人権侵害行為であり、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、最悪の場合、死に至らしめることもあるため、虐待は決して許されるものではないこと、また、行政及び関係機関・団体、市民等がオール摂津で子供を虐待から守り、子供の成長を支える大きな責務を担っていること、これらのことを条例を通じて再認識することが非常に重要であると考えております。したがって、条例には、子供を虐待から守るための様々な施策の基本となる事項とともに、関係機関や市民等の役割や責務といったことも明記する必要があると考えております。

虐待の背景には、経済的な困窮、子育てに対する不安、地域のつながりの希薄化等、様々ございますが、条例の制定を機に市が一丸となって虐待防止に取り組むことで、少しでも子供の最善の利益の確保につながり、健やかな成長に寄与することになればと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市が一体となって虐待防止に取り組むことに寄与するものという答弁ですが、前回の本会議でもオール摂津という言葉が出てきました。私は、地域共育で孤立家庭を防止して児童虐待を防ぐようにとずっと提言しています。オール摂津には、条例制定後、市民周知や市民の協力が必要ですが、どう取組に巻き込もうとお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 児童虐待防止の取組につきましては、市民の皆さんの日頃からの見守りも非常に重要と考えております。毎年11月の児童虐待防止キャンペーンの

際には、街頭啓発や講演会、広報せつつなどを通じて全市的な意識の向上に努めているところでございます。条例制定につきましては、広報せつつによる周知はもちろんのこと、児童虐待防止キャンペーン等、様々な機会を捉え、周知してまいりたいと考えております。

また、先ほども御答弁いたしましたように、虐待の背景には、子育てに対する不安や地域のつながりの希薄化等が考えられます。引き続き、子育て支援団体や関係機関等とも連携を図りながら、身近なところで子育て相談等ができる環境づくりにも取り組むなど、条例制定の意義でもあるオール摂津で虐待防止に取り組む機運の醸成に努めてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも多くの関係団体、市民を巻き込み、オール摂津で虐待防止を図られるよう、それにふさわしい条例を制定されるよう要望いたします。

次に、PFOA対策について。

国の状況は理解しました。討議は注視すべきものです。Q&A集は一つ進展したと思います。

さて、今年6月に民生常任委員会で行われたダイキン工業株式会社の視察で、PFOA対策として遮水壁設置に係る説明を受けましたが、市としては当該企業の取組をどう把握されているのか、見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市内化学メーカーの自主的な対策の進捗状況は、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場において報告がなされております。遮水壁の設置に関しましても、グラウンドエリアでテスト遮水壁を設置し、効果検証結果を踏

まえ、令和5年秋頃に先行エリアから遮水壁の設置工事に着手することを大阪府とも情報共有しております。今後、対策連絡会議を通じて、市内化学メーカーの遮水壁の設置の進捗状況、効果等を大阪府とともに確認してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 当該企業の遮水壁設置は、周辺地域のPFOA濃度低下につながる重要な取組と考えます。しっかりと確認をしていただければと思います。

次に、先日から質疑されている太中浄水場の2号井戸におけるPFOA濃度の高い値の原因について、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 太中浄水場は、地下水を水源とし、浄水場敷地内にある4本の井戸並びに敷地外にある2本の井戸から取水しております。地下水の流れは、地形的要因だけではなく、砂層などの透水層や粘土層などの不透水層が地下でどのように分布しているかも大きな関係があります。こうした地質状況の影響により、太中浄水場内の狭い範囲の中においても、2号井戸がほかの井戸よりPFOS及びPFOAを多く含んだ水脈を取り込んでいると考えられます。

しかし、各井戸の水質状況から地下水の流れを把握することは難しく、また、環境省が令和元年度から令和3年度にかけて全国の公共用水域及び地下水で実施したPFOS及びPFOAの調査では、19都府県において暫定目標値を超えている箇所があり、大阪府内でも各所から検出されていることから、どの場所から流れてきた地下水が要因であるかを特定することは困難であると考えております。

水道事業者といたしましては、安全で安定した水道水の供給に向けて、今後とも水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 2号井戸の濃度が高いことについて、特定困難であることは理解しました。隣の茨木市の地下水が指針値を超えた事例でも原因不明とされています。現状を踏まえ、検査をしっかりと行い、水質保全に努められるよう要望いたします。

最後に、今後、市としてPFOA問題にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市は、これまで、国から示された手引書に基づく対応や、水環境全体の暫定的な目標値しか基準がないことから、大阪府等を通じて、国に対して、早期に人の健康への影響について科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインの作成等を要望してまいりました。国の専門家会議が設置された経緯として、自治体からの目標値等の検討の対策を求める声があったことが明記されており、本市の要望の成果であると認識しております。

また、先ほども触れましたが、国においてPFOS、PFOAに関するQ&A集が作成され、公表しております。このQ&A集は、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信を行う観点から、科学的知見等に基づき国が初めて示した見解でございます。その情報を市のホームページに記載し、市民への正確な情報発信に努めております。今後も、国、大阪府等から新たに情報が得られた場合には、適宜、市のホームページを更新し、情報発信

に努めるとともに、PFASに関する今後の対応の方向性に基づいた国の対応状況を注視してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 国が動いた一つとして、本市要望の成果であると認識していることを理解いたしました。国においては暴露量調査などの言葉も出ております。対策を国、大阪府、そして当該企業に引き続き求め、連携すると同時に、風評被害等の混乱を引き起こさぬよう留意し、市民の不安解消のため、しっかりと引き続き取り組まれるよう要望いたします。

次に、危機管理体制について。

いろいろと取り組まれているとのことですが、部長級職員も含め、一部職員への対応と認識いたします。大阪北部地震では庁内対応がばらばらになったことを踏まえ、庁内一丸となるため、全ての職員が有事での役割を理解し、かつ高い防災意識が必要です。危機管理部署として全職員が自身の役割を認識し、かつ防災意識を向上させる機会は提供できているのでしょうか。また、新規採用時だけでなく、人事異動の際にも役割を把握させる必要がありますが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 職員に対する防災意識向上に向けた機会の提供につきましては、令和元年度に防災演習及び台風時の強風災害への対応研修を、令和2年度には感染症対策を考慮した避難所開設・運営訓練、段ボールベッド設営訓練及び震災総合訓練を実施してまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行後はこのような研修や訓練の機会を提供できておりませんでした。今年度は、平成16年に発生したスマトラ島沖大地震における復興活動、平成2

3年に発生した東日本大震災における被災地支援、本年2月に発生したトルコ・シリア地震における復興活動等に従事された方を講師としてお招きし、職員の防災意識向上を図るための研修を実施してまいります。また、訓練につきましては、職員の非常時参集訓練を実施してまいります。

人事異動への対応ですが、通常業務に関連して応急対策業務を担う場合は、通常業務の引継ぎ時に災害時の業務についても引き継いでいただくようお願いしており、各部各課において、異動してきた職員に対して担当する班の役割についてしっかりと伝えていただくようお願いしております。

また、災害発生時に迅速な参集が可能な職員については、避難所の開設・運営に係る業務をお願いしていることが多いため、異動があったとしても、毎年度実施しておる業務内容の説明会等を通じて、改めて御自身の役割を伝えているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 私が自衛隊在籍時の東日本大震災の災害派遣において、未曾有の大災害の中でも迅速に対応できていたのは、日頃から組織が整えられ、かつ職員の防災意識の高い団体であったと認識しています。特に消防組織が一番しっかりしておりました。組織は人です。防災における人づくりは極めて重要で、一朝一夕にはできず、継続的な取組が必要です。それは危機管理部署の重要な役割です。それにもかかわらず、昨今、大きな計画作成に注力するあまりか、訓練も含め止まったことは大変問題です。是正されるよう強く要望いたします。

しかし、なぜこのような事態が市役所で数年見逃されていたのでしょうか。私は、

危機管理のスペシャリストの不在がその一因と考えます。危機管理部署は、他の部署とは異なり、有事を前提とした職務であり、有事をどこまで深く考えられるかで業務への姿勢は大きく変わります。災害対応の経験があればもちろんのこと、より深い学び、研修が必要です。そこで、危機管理のスペシャリストの養成について、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 現在の人事異動における考え方といたしましては、様々な分野の業務経験を積むことで視野を広げ、合理的な判断や決断を行える職員を育成するために、3年を基本とした配属先の異動を行っております。また、異動があっても、業務は滞りなく継続させるために、摂津市職員事務引継規程に基づき、事務引継書を適正に作成し、業務引継ぎの強化に努めているところでございます。

一方で、本人の希望等を踏まえ、特定の分野に一定期間の配属を行い、より高い専門性を身につけていただくことを考慮した人事異動も必要と考えております。危機管理部門におきましても、基本的には同様の考え方で人事配置を行っておりますが、なかなか本市のように限られた職員数ではスペシャリストの養成について困難な面もございます。議員が御指摘のとおり、全職員が危機管理意識を持って災害に対応しなければならない現状におきましては、人事異動で多くの職員が防災危機管理課の業務を経験し、防災意識を高めていくことも大切と考えております。防災危機管理課の業務に関しては、確実に経験やノウハウを次の担当者に引継ぎができるよう指導していくことで、組織の能力を維持あるいは向上していくよう努めてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。
○松本暁彦議員 本市規模では難しいとのことですが、それであれば消防職員をもっと積極的に活用すべきと考えます。現場での活動や災害派遣を経験し、訓練の重要性も認識し、スペシャリストに最も近づける方々です。また、災害時の危機管理職員の派遣や研修も含め、スペシャリストまではいかなくとも、コアとなる職員もしっかりと養成されるよう要望いたします。計画作成も大事ですが、それを具現化するのが人である以上、人づくりをおろそかにされぬよう、危機管理部署は訓練の年度計画を立て、人事課とも連携して、市民の命を有事から守る危機管理体制の構築に一層取り組まれることを要望いたします。

これについては以上です。

次に、いじめ対策について。

いじめの現状は大変な数と認識します。この認知したいじめについて、把握した上で内容を分析し対応することが重要ですが、本市におけるいじめの内容の把握とその対応についてお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。
○安田教育総務部長 本市では、いじめ事案につきましても、子供が嫌な思いをしたことを確認した場合、いじめ防止対策推進法にある心身に苦痛を感じているものとし、法的ないじめとして認知しております。また、その中で、いじめ行為の重篤性や継続性、故意性などの要素が含まれるものを社会通念上のいじめとし、さらに、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるなどの場合には、法に定められた重大事態として分類し、3段階に分けて把握しております。

学校では、いじめの疑いがあるという情報を得た際には、スクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー等も参加していじめ対策委員会を開き、情報収集するとともに、共有し、いじめに該当するか否かの認定や対策の検討を行い、保護者とも連携しながら対応しております。教育委員会といたしましては、学校が社会通念上のいじめとして認知した場合やいじめ重大事態となる可能性がある場合については、すぐに教育委員会に報告することとし、必要に応じてスクールロイヤーなどの専門家とも連携し、助言を行うなどして学校とともに対応しております。

いずれにいたしましても、被害を受けた子供の立場に立ち、本市の子供たちがつらい思いをすることがないように丁寧な対応を心がけております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 いじめ認知とその対応について理解しました。

昨今、教職員の業務過多が報道にも上がっており、学校現場は多忙であることが指摘されている中で、いじめ問題の対応が負担になっているのではないかと懸念します。その点についてどう認識しているのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教員の業務といたしましては、授業を行うことや、そのための準備や評価、行事等の取組や組織運営に係る校務分掌等などに加え、問題行動などの生活指導面への対応がございます。その中でも、いじめへの対応は、子供から丁寧に話を聞き取ることや、子供の気持ちを理解しながら事実を確認する慎重さが求められます。近年、教員がアンテナを高くし、積極的にいじめを認知しており、御指摘のとおり、いじめへの対応が業務の中に占めるウェイトが大きくなっている状況がございます。

す。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 私もいじめに関して相談を受けたことがあります。私は、この現状に課題が大きく3点あると考えます。一つ目は、いじめ認知の保護者の重い受け止め、二つ目は、いじめ認知増加による対応時間の増加、三つ目は、ケースの複雑化と長期化です。これらにより、たとえ段階1、法的ないじめの場合でも慎重かつ丁寧な対応が必要で、教員への物理的・精神的負担は相当に増大します。もはやいじめ対応業務は逼迫した状況であると考えます。

その対策として、いじめ対応専従の職員、仮称いじめ対策支援サポーターの設置を提案いたします。法律を理解し、経験を持ち、教員も気軽に相談ができる職員が必要に応じて第三者の立場から保護者と学校を仲介し、早期かつ円滑ないじめ解決に寄与するものです。ぜひとも検討されるよう要望いたします。

この件については以上です。

次に、教師不足について。

育休や病欠等で教員が相当数不足していることを理解しました。では、教員の不足は子供たちにどのような影響を与えるのか、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教員の不足は、教員一人当たりの業務量の増加に伴い、教員が子供たちと向き合う時間が少なくなり、教員がゆとりを持って子供たちと接することができず、きめ細やかな対応が不十分となるおそれがございます。教員の欠員が生じた学校では、学習や学級運営、子供たちの安全配慮に影響が出ないよう、欠員となった教員が担当していた学級や授業、その他学校運営に関する様々な業務などを他の教員

が受け持ち、教員同士で連携しながら対応しているところがございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 教員不足は本市の子供たちの生きる力を育むことに影響を及ぼすもので、欠員の解消に努めていただきたいものですが、市は欠員解消に向けてどのように対応しているのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 講師の確保のため、大阪府の講師登録者への電話連絡のほか、ハローワークや民間業者等を通じ広く公募するなどして欠員の解消に努めております。また、教員OB・OGへの声かけや、教員に知り合いの紹介を依頼するなどにより、一定数の代替講師の任用につなげることができたところがございます。しかしながら、全国的な講師不足などがあり、欠員の解消にはつながっておらず、講師の確保に苦慮している状況でございます。

教育委員会といたしましても、市費会計年度任用職員や有償ボランティア等の支援人材を配置するなど、子供たちの支援を充実させ、できる限り影響が出ないよう努めております。引き続き、これまでの取組に加え、新たな方法を模索しながら欠員の解消に向けて尽力してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 欠員解消に向けて、求人募集などや市費会計年度任用職員などの支援人材を充てていることは理解をしました。それと併せて、大阪府に対して講師確保のために講師待遇の向上を求めるよう要望いたします。

しかしながら、本市だけでなく全国的に教員が不足している現状もあります。教員不足の背景にはどのようなものがあるのか、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。
○安田教育総務部長 全国的な教員不足は、教員を志望する者の減少が一因であると考えております。教員は、未来の社会を担う可能性あふれる子供たちの成長を支援し、その成長を間近で実感できる非常にやりがいのある仕事でございます。しかしながら、教員の魅力を発信するような情報が少なく、反対に長時間労働や教員業務の困難な部分のみが取り上げられ、社会問題になっていることが教員志望者の減少につながっているのではないかと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。
○松本暁彦議員 教員はすばらしい仕事と思います。今の風潮は残念なものであります。

慢性的な教員不足は、いじめ対応も含め、教員の負担をさらに悪化させます。教員が子供たちと接する時間を少しでも増やし、教員自身が魅力を一層認識し、情報発信することも大切であると考えます。総合的な教員支援の強化を要望いたします。また、大阪府に対して、小・中学校の教員確保策も含め、欠員対応の取組を強く要望されるよう、よろしく願いをいたします。

この件については以上です。

次に、コト・モノ体験について。

徐々に学力は向上しているものの、まだまだ課題が多いことを理解しました。課題克服のため、子供たちの生きる力を育むため、学力を高めるだけでなく、非認知能力を高めていく必要がありますが、どうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。
○安田教育総務部長 現行の学習指導要領では、これまで、子供たちの生きる力を育む要素として確かな学力としていた内容を、学力という言葉を使わず、資質・能力とし

て表現されております。この資質・能力には、これまでのいわゆる学力だけでなく、非認知能力の要素が含まれており、重要であると捉えております。

これまでも、協調性や忍耐力などといった非認知能力については、学級活動や学校行事等、様々な教育活動の中で育ててまいりました。これからの子供たちが変化の激しい社会の中、予測困難な時代を生き抜くためには、教科指導を中心に育まれる確かな学力だけでなく、学校教育活動全体でより一層非認知能力を育むことにも力を入れる必要があると考えております。

○福住礼子議長 松本議員。
○松本暁彦議員 非認知能力の向上の必要性について理解しました。

さて、先ほどの答弁にもあったように、令和4年度の学力調査の中で、本市の中学生は、全国、そして大阪府平均よりも自己肯定感が低い状況です。本市の中学生の自己肯定感が低いのは、学力調査等の成績が低いことが関係しているのではないのでしょうか。市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。
○安田教育総務部長 文部科学省の資料によりますと、全国学力・学習状況調査の結果分析では、「自分にはよいところがある」と肯定的に回答している生徒のほうが平均正答率が高い傾向にあることが示されております。

○福住礼子議長 松本議員。
○松本暁彦議員 傾向は理解しました。

自己肯定感を少しでも上げる取組が必要です。現状において、学力を高めていくだけでは、自己肯定感等の非認知能力を高めていくことは難しいと考えます。その中で、コト・モノの体験活動が子供たちの非認知能力を高めるために重要であると考え

ますが、市の見解をお聞かせください。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 令和5年3月に文部科学省が公表した平成13年に生まれた人の状況を継続的に調べる21世紀出生児縦断調査の特別報告によりますと、小学校高学年での自然体験、社会体験、文化的体験などの体験活動の機会は、自尊感情や我慢強さなどの非認知能力の育成に効果があるとされております。そのような結果を踏まえまして、様々な体験活動は、子供たちの非認知能力を高めることに効果が高く、重要であると捉えております。

- 福住礼子議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 コト・モノ体験が調査からも非認知能力を向上させると理解しました。

私自身、民間団体の児童向けの体験学習にボランティアで参加し、3日間の活動で、参加した児童のコミュニケーション力、考える力、自己効力感など、様々な非認知能力が大きく向上したのを目の当たりにしました。そのことを踏まえて、小・中学校においてコト・モノ体験活動を積極的に取り組む必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 本市では、これまで、社会的な体験活動として、中学校では企業等と連携した職種体験プログラムに代表されるキャリア教育に取り組んでまいりました。また、今年度からは、小学校でも地域の事業所や企業等と連携したキャリア教育を実施しております。今後は、宿泊行事や校外学習などを、子供たち自身が主体的に企画・運営に取り組むなどして様々な体験活動を充実させ、子供たちが協働し、地域や保護者、企業の方々など、身近なロール

モデルとなる大人とつながる機会を通して協働し、非認知能力の育成にも取り組めるよう、各学校を支援してまいります。

- 福住礼子議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 ぜひともコト・モノ体験活動に力を入れていただきたいと思います。非認知能力の向上は、結果として学力にも返ってきます。各行事でも、受動的ではなく主体的な活動にするよう指導を行う等、要望いたします。

その際には、教員の負担を減らし、かつ教員もまた学べるよう、民間活力を生かすべきです。当然費用もかかるため、そういった予算も増やすよう要望いたします。

この件については以上です。

最後に、新型コロナワクチンの健康被害について。

令和5年秋開始接種の予約状況等については理解しました。乳幼児に関しては申請制に変更されたのは評価いたします。

次に、新型コロナワクチンに関する予防接種健康被害救済制度と健康被害の状況について、最新の審議結果の内容も併せてお聞かせください。

- 福住礼子議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 お答えいたします。

新型コロナワクチンにかかわらず、予防接種につきましてもは感染症を予防するために重要なものですが、副反応による健康被害は、ごくまれであるものの、なくすことはできないことから、国により救済制度が設けられているところでございます。

新型コロナワクチン接種に係るものとしては、9月22日時点で、全国の自治体から国に8,929件の進達がなされ、国の専門審査部会において審査されたもののうち、認定が4,350件、否認が605件という結果になっております。また、

直近の審査部会においては、79件が審議され、認定が74件、否認が3件、保留が2件で、認定のうち請求内容別では、死亡一時金等が50件、医療費等や障害年金が24件となっております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 直近では10代の死亡認定も2件あります。新型コロナワクチン接種による健康被害が現在進行形で起きています。そこで、健康被害の周知方法、情報入手が困難な人への市の対応についてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 健康被害の周知方法につきましては、接種券発送の際に同封する厚生労働省の提供資材において、ワクチンの効果、副反応のリスク、予防接種健康被害救済制度についての情報を対象者にお知らせしているほか、市からの案内につきましても、接種における注意点をまとめた市ホームページを確認しやすいよう見直しを行っております。

また、同封物の確認に個人差が生じることも考えられるため、副反応を含め、使用するワクチンに関し、国が提供する説明書を市内医療機関に配布し、接種を受けられる方へ事前にお渡しいただくよう依頼しております。接種による感染・重症化予防の効果と副反応リスクを理解の上で接種いただけるよう取り組んでおります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 周知方法はまだまだ不十分と感じます。前回の本会議で提案した市の接種券案内に健康被害情報の具体的内容は記載されず、QRコードのみで、高齢者の多くはしっかりと見られているか疑問です。健康被害の情報は接種判断に極めて重要な情報であり、周知徹底すべきです。改

めて市の健康被害の認識についてどうお考えか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 新型コロナワクチンの接種後においては、一時的な発熱や接種部位の腫れ、痛みなどの副反応が比較的多く生じることが知られており、また、まれではございますが、副反応による健康被害が生じることがあるとされております。本市といたしましては、正確な情報を基に市民がワクチン接種について判断いただけるよう、市ホームページにおいて健康被害救済制度に関する情報を発信するとともに、国が公表する健康被害の認定状況等も確認しやすい構成としています。そのほか、市内医療機関でのワクチン接種に関する説明書の配布も含め、引き続き市民への情報提供、周知に取り組んでまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 まれと言われる副反応によって、9月22日時点で死亡認定269件を含む健康被害4,350件が認定され、約4,000件が審議待ちという状況です。薬害エイズの被害者1,400人以上、MMRワクチン接種による無菌性髄膜炎の被害者1,800人といった薬害の被害者を上回る数字であり、極めて異例な数字と言えます。改めて、市の救済制度申請件数の現状と、また、救済制度の利用促進のため、健康被害の状況を把握するために調査を行う必要があると考えますが、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 令和3年に新型コロナワクチン接種が開始されて以降、現在までの間、市における救済制度申請件数は5件でございます。新型コロナワクチン接種後の副反応やその疑いについては、救済制度

の申請受付分を市及び進達を受けた国が医師等の専門家による調査審議を行っているほか、国においては、副反応を疑う事例を医療機関から収集し、厚生労働省の審議会でも専門家の評価が行われております。市が新型コロナワクチンについての健康被害調査を独自に行う予定はございませんが、引き続き、国において公表される専門家による評価等を注視してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 本市でも健康被害の進達が増加しています。私がこの問題を最初に取り上げたのは昨年第2回定例会です。昨年6月23日時点では健康被害認定は849件でしたが、今や4,350件の認定があります。そして、高齢者だけでなく、10代から20代といった若い世代の健康な人も亡くなっています。私は、市民の命と健康を守る上で強い危機感を抱き、対応を提言してきました。まだまだ理事者側と危機感を共有できているとは言えず、私は力不足を感じるばかりです。とはいえど、市民を健康被害から守るために提言は続けなければなりません。

令和5年8月31日付の厚生労働省資料によると、秋接種用のファイザーワクチンXBB1.5は、これまでの健康被害を引き起している起源株ワクチンの同品質とされ、実験はマウスのみという実態です。接種が続く限り、健康被害が止まることはありません。

国資料では、昨年8月時点でインフルエンザよりも致死率、重症化率が低いとされ、それ以降、毒性が強まったという情報は知りません。あれば教えていただきたいと思えます。インフルエンザよりも毒性が低いものに対して、救済制度が始まって最多の死亡認定、最大の健康被害を起こして

いるワクチン接種は、安全性を追求すべき段階です。もはや重症化リスクの低い若い世代だけでなく高齢世代についてもデメリットしかないと考えます。健康被害に遭われた方、遺族の方の苦しみ、悲しみが、インターネット、そして一部報道でもあふれております。国の対応はおかしいと言わざるを得ません。市としても、国の救済制度があるからそれで十分というものではなく、現在、そして将来において大きな禍根を残すものと認識し、真摯に市民に寄り添い対応すべきですが、市長の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 松本議員の質問にお答えをいたします。

やっと新型コロナウイルス感染症の全ての規制が解かれて、一応平常の生活様式に戻ったと言われております。ただ、形だけは確かに戻りましたが、御指摘のように、新型コロナウイルス感染症の副作用と申しますか、影響があつちこつちで聞かれるわけでございます。

ただ、ワクチン接種につきましては、国の受託事務ということで、今後も、いろんな影響があるにせよ、市民の皆さんには通知をしていかなくはなりません。ただ、そのときに、非常に深刻な健康被害が出ておることは同時に丁寧にお知らせをしていく、これはやっぱり大切なことではないかと思っております。

今後もワクチン接種はまだ続いていくと思えますけれども、いずれにいたしましても、おっしゃったように、将来に禍根を残すことのないように、市としてどういう形が可能なのか、これは研究していく必要があるかと思えます。

以上でございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ありがとうございます。

この異常な健康被害の数字に関して、私は担当部署に各資料を全て提供させていただいております。市の姿勢が問われます。繰り返しますが、情報の周知徹底、そして健康被害に遭われた方のアフターフォローを徹底する、そう要望させていただきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○福住礼子議長 松本議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 物価高騰が続く中で、本市の施策であるセッピー割引券の取組が間もなく始まってまいります。大変市民の評判がよい、いい施策であると申し上げておきたいと思います。

国におきましては、燃油や電気代、ガス代の補助制度の継続が決定され、ガソリンなどの価格も下がってまいりました。また、現在は物価高騰対策を含めた経済対策の大型補正予算の作成中ですが、今後、地方での物価高騰対策のための地方創生臨時交付金が用意されると思います。どうか敏感に反応いただき、スピード感を持って対応されるようお願いいたします。

それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、令和6年度の予算編成が10月から開始されることをにらんで、我が党から近日提出予定の予算要望書から一部先取りをして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、防災対策についてですが、災害に強い行政となることの視点について

です。

先日来、洪水災害についての質問がありました。本市ではこれまでに市民に向けてSOS避難メソッドなどを推進してこられました。行政として災害対策本部を設置し、人命救助など陣頭指揮を取っていかねばならないと思いますが、沈んでしまう本庁舎の代替対策をどのように考えておられるのか、併せて、公用車が沈んで使い物にならなくなるようにするために、公用車移動避難計画はどうなっているのか、また、消防においても、同じように沈んでしまう消防本部の代替対策をどのように考えているか、そして、復旧に必要な消防車などの公用車の移動避難計画について、それぞれお答えいただきたいと思います。

次に、2番目、市民と行政との協働（共催）を目指した協働提案制度を創設し、活発な活動を展開するとともに（仮称）協働支援金制度を創設することについてです。

現在、本市には市民公益活動補助金制度が存続しますが、その制度を否定するものではなく、その制度に当てはまらない団体のミッションの実現を支援する制度の創設を意味するものでございます。最初に、その市民公益活動補助金制度の現状と課題について御答弁をお願いします。

次に、3番目、コミュニティソーシャルワーカーを適正配置することについてですが、以後、CSWと言わせていただきたいと思います。

以前にも質問いたしました、CSWの導入当時は中学校区に一人と定義をされておりました。発足当時は、市内で一人から段階的に増やして中学校区に一人の配置を目指されていたと思います。また、所属も、本庁職員であったものが、その後、事業の

委託によって社会福祉協議会の所属となり、現在、本市では3人のCSWが存在しています。まず初めに、本市のCSWの活動実態と社会情勢について御答弁をお願いしたいと思います。

次に、4番目、小中学校の給食費無償化の推進についてです。

令和5年6月13日に国において閣議決定されましたこども未来戦略方針には、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体において、取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとしています。その上で、小・中学校の給食実態状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとありました。ということで、令和6年度中に国の方針で学校給食の無償化に向けた取組が実施される可能性が高いこととなります。それを見越して、高槻市では令和5年8月から小・中学校での恒久的な給食費無償化が始まります。今、政令市、中核市が実施に踏み切っていますが、その流れは全市町村にやってくると思います。

まずは、本市における小・中学校給食費の無償化に係る経費について御答弁をお願いしたいと思います。

次に、5番目、学校健診に脊柱側弯症早期発見のためのモアレ検査を取り入れることについてです。

側弯症とは、本来なら正面から見ると真っすぐに並んでいる脊椎がねじれて左右に曲がっている病気のことです。発生頻度は1%前後であり、男子より女子に発生しやすいとされています。

側弯症の原因は様々なものが挙げられますが、最も多いのは、原因がはっきりし

ない突発性側弯症です。突発性側弯症は思春期の女子に多く発生することが知られています。そのほか、筋肉や神経の病気なども側弯症を引き起こすことが知られており、姿勢の悪さなども側弯症の原因になることがあります。発症すると、肩や腰の高さに左右差が生じる、胸の形が変化するなど様々な症状が現れます。背骨の曲がり方が緩やかな場合は少しの不快症状しか生じないこともありますが、曲がり強い場合は、慢性的な腰や背中痛み、心臓や肺の圧迫による機能低下を引き起こすことがあります。また、見た目にも深刻な影響を与えるため、必要に応じて背骨を真っすぐに矯正する装具の使用や手術などの治療も行います。

突発性側弯症は、軽度な場合は定期的な経過観察を行うだけでよいケースもあります。しかし、側弯症は、年齢が上がると背骨の曲がり方が進行することもあり、そのような場合には、骨が成長している段階の15歳以下の時点で背骨を真っすぐに矯正するための装具を装着する治療が行われます。一方、装具を用いても背骨の曲がり方が進行していく場合や進行していくことが予想される場合は、将来的な心臓や肺機能への影響、整容面なども考慮して背骨の形を矯正する手術を行うことがあります。

モアレ検査の導入についての質問は、過去に平成26年度及び令和2年度に我が党の同僚議員により質問されていますが、令和6年度の予算をにらんで、今回、私から質問をさせていただきます。

まずは、モアレ検査を取り入れる近隣市の状況について御答弁をお願いいたします。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部理

事。

(丹羽総務部理事 登壇)

- 丹羽総務部理事 洪水被害時に災害対策本部を開くための代替施設についての御質問にお答えいたします。

摂津市地域防災計画では、災害対策本部の設置場所として、市庁舎新館7階講堂、消防本部3階会議室、上下水道部大会議室、コミュニティプラザを候補に挙げております。しかし、安威川で想定する最大規模の氾濫が発生した場合、洪水浸水想定では、市庁舎は約3.5メートルまで浸水し、浸水期間は3日間継続するとされております。上下水道などのライフラインも使用が困難と想定されることから、市内で浸水しない公共施設へ一時的な災害対策本部の設置も検討していく必要があると考えております。

また、公用車の避難体制につきましても、災害時の輸送用車両基地としている市役所駐車場は、水害発生時は浸水するため、水害時の避難体制について検討する必要があると考えております。

今後、水害を想定したこれらの見直しについて検討を進め、地域防災計画へ反映させてまいります。

- 福住礼子議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

- 松田消防長 消防本部における警備本部機能の代替施設についての質問にお答えいたします。

消防本部におきましては、浸水被害が発生するレベルの災害時には、事前に非常招集体制を取り、消防本部内に警備本部を立ち上げて、総力を挙げて災害対応に従事いたします。

警備本部の機能移転についての代替施設等はなく、消防本部庁舎3階での業務を継

続するものといたします。消防庁舎の自家発電設備や非常用発電機により電力を確保した上で、消防無線を活用して指揮命令系統を維持し、災害対応を実施いたします。また、備蓄燃料や緊急消防援助隊出動時等の備蓄食料などが確保できておりますので、緊急応急対策に必要な日数の業務継続は可能であるものと考えております。

消防車両につきましても、このような事態の際には、事前招集した職員も含め、それぞれ小隊を編成して、ほぼ全車両が活動に従事しているものと考えられます。一定のタイミングで車両及び職員を浸水想定外の千里丘方面へ退避させる必要があるため、市の災害対策本部と綿密に連携を取り、しかるべき時期に下命することといたします。

- 福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

- 吉田生活環境部長 市民公益活動補助金制度の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

市民公益活動補助金制度につきましては、市民公益活動を積極的に行う団体が実施する事業に対し補助金を交付することにより、その事業を実施する団体の育成と市民公益活動の活性化を図ることを目的とするものでございます。

補助金制度には、市民公益活動を開始してから3年以内の団体が行う活動に関する事業を対象とする初期事業コースと、1年以上継続して市民公益活動を行っている団体が新たに行う活動に関する事業を対象とする発展事業コースがございます。補助金の額につきましては、初期事業コースが補助対象経費の10分の9以内で10万円が限度となります。発展事業コースにつきましては、1年目が補助対象経費の4分の3

以内、2年目が3分の2以内、3年目が2分の1以内で、それぞれ30万円が限度となっております。令和5年度におきましては、初期事業コースが1団体、発展事業コースが3団体、合計4団体が申請をされ、市民公益活動推進委員会による審査の結果、その4団体に対し補助金の交付決定を行ったところでございます。

市民公益活動補助金制度の課題ということでございます。特に問題なく制度を運用できていると考えておりますが、補助金を交付できる期間が最大3年を限度としておりますので、市民公益活動団体におかれては、その3年の間で収支を安定させ、補助金を受けなくなった後においても継続的に活動ができるよう工夫を凝らしていただく必要がございます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 コミュニティソーシャルワーカーの活動実態についての御質問にお答えいたします。

現在、摂津市社会福祉協議会に3名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、市民からの様々な相談への対応や制度のはざまにある方への支援、必要な機関へつなぐ役割も担っております。

令和4年度のコミュニティソーシャルワーカーへの相談件数としては202件、必要な支援制度へつなぐことを含め対応終結に至った件数は115件となっており、相談回数は延べ3,523回でございました。

これまでの推移や傾向としましては、相談件数の増減はあるものの、総じて高齢化の進展等に伴って相談内容の複雑化や多様化が進み、制度のはざまにある方の支援の必要性が大きくなっていると考えておりま

す。このような状況から、国において示されている自治体ごとの重層的支援体制の整備を通じ、関係機関とのネットワーク強化による相談支援の充実や支援の質のさらなる向上が求められていると認識しております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 小・中学校の給食費の無償化に係る経費についての御質問にお答えいたします。

給食費の無償化を実施するに際しては、現在、保護者に御負担いただいております賄材料費を公費で負担することになります。令和5年度予算ベースで申し上げますと、小学校で2億3,208万円、中学校では1食当たり320円、令和5年5月1日時点での生徒数で170日実施した場合、1億803万9,000円が賄材料費となります。現在、国の交付金等が示されておきませんので、全額市単費での実施となり、毎年3億4,011万9,000円が無償化にかかる経費として試算しております。

続きまして、学校健診にモアレ検査を取り入れている近隣市の状況についての御質問にお答えいたします。

モアレ検査は、体の背面の凹凸を測定し、その等高線を表示させ、左右対称性を確認する方法であり、脊柱側彎症の見落とし率が非常に低い検査として東京都などでも広く取り入れられております。

令和5年9月時点における近隣市、特に北摂地域における学校健診時でのモアレ検査の実施状況につきましては、高槻市と池田市において実施しております。いずれの市も、小学5年生、中学1年生を対象にモアレ検査が取り入れられております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目からは一問一答で行います。

1番目の防災対策についてですが、市庁舎における災害対策本部の代替先や公用車の避難計画については、今後検討を加えて地域防災計画に反映させるとのことですので、スピード感を持って十分な検討をお願いし、要望といたします。

また、災害受入拠点や災害ボランティアセンターにおいても、洪水災害時に沈まないところをあらかじめ予定しておいて、いざというときの準備をしておくことが重要だと思えます。

また、消防本部は、洪水災害時、水が引かない3日間、本部に籠城されるとのことですが、緊急消防援助隊の受入れ等を考えると、ちょっと無理があるのではないかと思います。やっぱり沈まない場所での仮設消防本部及び活動拠点の整備が必要であると思えますので、今後検討をお願いしたいと思えます。

また、消防車やはしご車、救急車などの車両を避難させる事前の計画も必要だと思いますので、併せて御検討をお願いいたします。

沈まない公共施設の一つが旧三宅小学校跡地です。先日、三宅地区の皆さんが三宅スポーツジャンボリーを開催され、連合会長の冒頭の挨拶で防災拠点を整備できるように強く訴えられておりました。森山市長も参加をされていたので聴かれたと思えます。地域の思いを強く受け止め、限られた沈まない公共施設ですので、災害拠点として将来的な展望を示されることを強く要望いたします。

2回目の質問といたしましては、災害対策に強い職員を育成する視点についてで

す。現在、市民向けの防災士資格取得補助制度を実施されていますが、市職員に対する推進はどのようにされているのか、御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 市職員の防災士の資格取得につきましては、平成30年の大阪北部地震や台風第21号を契機に市の施策として推奨しており、平成30年度及び令和元年度は1名ずつ、令和2年度以降は5名ずつ研修を受講し、現時点で17名の職員が防災士の資格を取得しております。引き続き職員の防災士の資格取得を推奨していくこととしており、防災士の資格を取得した職員には、庁内の防災のエキスパートとして災害発生時に率先して活躍していただきたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 庁内には現在17名の防災士がおられるということですが、これからも毎年度5名以上が取得されるように情熱を持って推進をお願いしたいと思えます。

また、防災士資格取得について、取得に当たってはみっちり学習をしますが、その後、だんだん意識が薄れていきます。防災士資格取得者を中心にして定期的な研修会を実施し、スキルアップに取り組んでいただき、いざというときに率先できるエキスパート職員の育成をお願いし、要望といたします。

3回目の質問といたしましては、市民を交えた防災の視点についてです。

近年問題視されているペット同伴の避難者に対応した防災計画の策定であります。昨日の答弁で市民用避難所運用マニュアル策定時に取りまとめていくとのことでした。環境省からもマニュアルが出されていますので、ペット同伴の避難所について

は、しっかり前向きに策定をお願いし、これは要望といたします。

また、地震災害時に備えて各自の自宅の家具の固定を徹底して行うことが大変重要だと思いますが、その取組について御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 御自宅の家具の固定につきましては、阪神・淡路大震災時に建物の中でけがをした人の約半数は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果もあるため、大変重要であると考えております。地震への備えとして、これまでも出前講座等を通じて、市民の皆様が御自宅の家具をしっかりと固定していただくよう啓発活動を行ってきております。さらに自主防災組織が主催される防災訓練でも啓発活動を行う等、家具の固定の重要性について周知徹底に努めてまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 自宅の家具固定については、その重要性を御答弁いただきました。その実態調査を抽出でもよいので行い、家具固定を全家庭に徹底すること。また、高齢者だけの世帯などの自分たちでできない家庭には、代わりに実施できる支援制度を創設するなどして、摂津市の本気度を上げて取り組んでいかれることを強く要望いたします。

次に、2番目、市民活動支援についてです。

市民公益活動補助金制度について説明をいただきましたが、初期事業の補助、3年間の発展事業コースを終えて独り立ちをしていく制度設計となっているということでございます。それには当てはまらない団体で、目的を持ちながらミッションの達成のために市と協働で事業を展開している団体

があります。その一つの団体が、今年、コミュニティプラザにおいて第5回目となる災害と防災せつ展を開催されました。この団体は、摂津市の防災力の強化と防災意識の啓発をミッションとして活動されておられます。

ただ、パネルを作成するための印刷代や設置するテープ代など最低の費用はかかっています。それは10万円とか30万円といった高額ではなく、総額でも5,000円程度です。その団体が好きでやっていることなので、それぐらいは自己負担で構わないのですが、花火に例えますと、華々しくないけれども、市では手が出しにくい事業を協働または共催事業として線香花火のように地道に長く取り組んでいく団体が後にも続いて出てくるように、この協働支援金制度の創設を強く要望しておきたいと思っております。これは要望です。

次に、3番目、CSWについてです。

先ほど、活動実態及び重層的支援体制の整備について御答弁をいただきましたが、重層的支援体制において、最前線部隊の柱として最も期待をされる一つがCSWであると思っております。現在、本市では社会福祉協議会に所属しており、常勤が1名、非常勤が2名であります。とても十分とは言えない状況であり、令和6年度予算において常勤5名体制とする必要があると思っておりますが、市のお考えについて御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

コミュニティソーシャルワーカーの適正配置についてでございますが、本市における重層的支援体制の整備に向け、庁内関係課や摂津市社会福祉協議会を構成団体とする摂津市相談支援体制推進ネットワーク会

議を令和5年5月に設置し、課題の整理や手法についての検討を始めております。現在は、大阪府の支援も受け、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の4部門と地域福祉を所管する保健福祉課及び摂津市社会福祉協議会で軸となる協議を行っており、この結果を踏まえ、次年度以降、体制や取組について他の関係課とも協議を予定しております。

コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、地域の身近な相談相手として、様々な困り事や福祉課題を拾い上げるなど伴走型の支援を実施しております。重層的支援体制の整備の柱として位置づけられている相談支援、参加支援、地域づくりを展開する上で重要な役割となることが想定されることから、今後、関係課との具体的な協議を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 非常に前向きな御答弁をいただいたと思います。早い時期でのCSWの体制強化をお願いしたいと思います。

今後の重層的支援体制の整備にも関わってくることでありますが、全てにスピード感を持って整備をお願いいたします。ひきこもり対策、孤立・孤独対策など、深刻化する問題によりやく真正面から取り組む体制の整備が始まりました。今年、私の知り合いであるひきこもりの40代男性が自殺をされたことを後で知りました。重層的支援体制の整備は、こうした人の命を救えるかもしれない重要な取組であるがために、重ねてスピード感を持って進められるように強くお願いしてこの質問を終わります。

次に、4番目、学校給食費の無償化についてですが、本市においても小学校から段階的に無償化を進めていく考えについての

御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校給食につきましては、学校給食法第11条で学校給食費は保護者の負担とすると規定されており、基本的にはこの法律の趣旨に沿った運用をしまいたいと考えております。

一方で、大阪府内でも無償化や一部補助を実施している自治体があることは認識しております。本市におきましても、物価高騰分については、保護者負担を一時的に軽減するため市負担とするなど取り組んでおりますが、近隣各市の状況、国の交付金の動向等に注視しながら今後の給食費についても検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 給食費について、物価高騰分を市負担としておられることについては高く評価したいと思います。

さて、今、給食費無償化予定のメッセージを出すことは、子育て世代に大きな励みとなり、その効果も大きいと思います。北摂各市の導入状況についてよくよく注視をし、国の動きにもしっかり注視をしながら、敏感な対応で、年度途中であっても給食費無償化実現に向けて取り組んでいただくように強く要望しておきたいと思えます。また、併せて、子育て負担軽減策となる2歳児以下の保育料の無償化も推進を要望しておきたいと思えます。

次に、5番目、モアレ検査の導入についてですが、脊柱側湾症の見落とし率が低い検査であると御答弁いただきました。これまでの検討の結果、そろそろ令和6年度から導入を検討されているように感じていますが、市としての見解をお答えいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校健診については、本市におきましても、平成28年度の学校保健法の改正により運動器検診が開始され、健康診断前に保護者より健康診断問診票を取得し、脊柱側弯症の疑いがある児童・生徒のスクリーニングをした上で、学校医の視診及び触診により検診を実施しているところでございます。脊柱側弯症については、予防する有効な手段がなく、早期発見することが治療において非常に重要であると認識しており、早期発見の確度を上げることが出来るモアレ検査についても引き続き検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 脊柱側弯症は、12歳前後の女子が多く発症し、脊椎が左右に湾曲する病気です。この病気は、初期であれば装具により矯正できることがあります。重症化すれば手術が必要となる病気であり、その後も病状が残ります。予防する有効な手段もなく、早期発見することが治療において非常に重要であると認識されています。早期発見の確度を上げることが出来るモアレ検査を取り入れるときが来ていると思います。費用もお聞きしますと100万円程度だということです。子供たちのためにも令和6年度より導入いただけますように強く要望いたします。

最後に、冒頭でも申し上げましたけれども、物価高騰はまだまだ続いており、給与水準が追いついていない状況の中で市民生活を圧迫している状況が続いています。令和6年度予算の中に本市独自の物価対策を盛り込んでいただきますように要望します。

また、現在取り組まれている国の補正予算において、市で実施するメニューが盛り込まれている場合は、速やかに対応いた

きますように要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○福住礼子議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、セッピープラチナプレミアム商品券についてでございます。

昨今の物価高騰等の影響から、市民生活、経済活動が疲弊する中、消費喚起による地域活性化、また、市民の家計への支援を目的とし、市内の店舗で使用できるプレミアム率150%のセッピープラチナプレミアム商品券の事業が令和4年度に実施されました。年齢や収入による制限がなく、全世帯を対象とした物価高騰支援という点において、非常に効果のあるものであったと感じますし、評価をいたします。

まず、1回目で、セッピープラチナプレミアム商品券事業の実績についてお聞かせください。

次に、受動喫煙防止対策について質問をいたします。

以前より市内の路上喫煙禁止地区において、喫煙がなくなること、受動喫煙防止の観点、環境美化の観点から喫煙所設置の必要性について質問をさせていただいております。隣の吹田市も同じような課題を抱えておりましたが、状況が変わりましたので、この機会に質問させていただきます。

吹田市は、JR岸辺駅の北口に卒煙支援ブースという名の喫煙所を設置されました。吹田市では、スモークフリーシティ(たばこの煙のないまち)・すいたを目指し、喫煙者を含めた全ての市民の健康を守

り、誰もがたばこによる健康への影響を受けることのない、健康で快適に暮らせるまちづくりを進めていますという政策です。駅周辺が路上喫煙禁止地区に指定されているながら、たばこ吸い放題、ごみ捨て放題、環境美化というよりも環境悪化が容認されているかと思うくらいのごみ、たばこのポイ捨てが多くありました。こういった現実と正面から向き合って、喫煙所の必要性を認識し、設置に至ったのかと私は思います。

まず、1回目で卒煙支援ブースの概要について御紹介ください。

次に、市民税1,500万円誤還付問題について質問いたします。

本定例会初日の説明では、10月中旬には債権額が確定するとのことであります。一刻も早く配当が行われることを望むのでありますが、配当が実施されるまでのスケジュールについてお聞かせください。

1回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 セッピープラチナプレミアム商品券の実績についての御質問にお答えいたします。

令和4年度に実施したこの事業は、これまでの商品券事業とは違い、全世帯を対象としたプレミアム率の高い事業であるため、市民や店舗の反響も大きく、最終的な参加店舗は384店舗となりました。購入申請は3万2,568件、75.9%で、販売総額は12万2,535冊、71.4%でございました。また、店舗に対する換金額は6億856万円でございました。

なお、事業を実施した当時は、新型コロナウイルス感染症の第7波から第8波と言

われる流行期であり、商品券の販売を開始した時期は大阪モデルの赤信号が発出されておりました。そのような中、ウェブまたは郵送による手続及びコンビニエンスストアでの払込みにより対面販売を行わなかったことは、適切な手法での実施であったと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 吹田市における卒煙支援ブースの設置は、喫煙者が集まる密閉型喫煙所を造ることで、たばこの煙や臭いが漏れにくくし、ブース内にデジタルディスプレイを設置し、医師による禁煙治療の紹介動画のほか、慢性閉塞性肺疾患等に罹患した人や禁煙を継続している人へのインタビュー動画を上映することで、喫煙者に対して禁煙を意識するきっかけづくりを行うものと承知しております。今年4月に健都内に位置するJR岸辺駅北口とJR吹田駅北口の2か所に供用が開始されております。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 債権額確定後の配当実施に至るまでのスケジュールについての御質問にお答えいたします。

現在、破産管財人による相手方の保有資産及び債務の確認が継続され、10月中旬に相手方に対する債権額が確定される予定となっております。債権額確定以降の配当総額からの債権割合に応じた案分計算及び配当実施につきましては、年内中の見込みとのことでございます。ただし、調査の進捗状況によりましては、時期がずれ込むこともあり得るとのことでございます。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、2回目以降は一

問一答方式にて質問をいたします。

セッピープラチナプレミアム商品券についてでございます。

販売総数が12万2,535冊で購入率71.4%であったとのことであります。この数字だけを見ていると、判断はなかなか難しいとは思いますが、しかし、約3割の商品券が売れ残っていることになりま。再販売をしてより多くの方に行き届けてこそ、この事業の効果が発揮されると考えております。再販売がなかったことは残念だと思えます。

昨年9月、第3回定例会の出口議員の一般質問で、生活環境部長は、11月中旬頃に購入申請世帯数や各世帯の購入札数、商品券の残数などの状況を把握し、12月初旬に未購入者に対し再度案内を行いながら再販売について検討を行う予定でございますと答弁をされております。再販売についてどのような検討を行ったのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、お答えさせていただきます。

本市といたしましては、より多くの市民に商品券を利用していただきたいの思いから、未申請の方へ購入を促すことを優先しながら再販売についても検討しておりました。具体的には、昨年11月15日時点での購入申請者数が2万9,568件で約69%であり、差分を販売することも考えられました。しかしながら、先ほど御答弁申し上げたとおり、対面販売ではなく、ウェブまたは郵送により申請し、コンビニでの振り込み後に商品券を郵送するという販売方法であります。郵便局とも協議した結果、年末年始が繁忙期と重なることや、1日に配達可能な数に限界があるなどの理由

から、市民の皆様のお手元に商品券が届いてから利用期限である令和5年1月31日までに十分な時間を確保できないと判断し、再販売は断念いたしました。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 再販売については一旦置いておきます。

商品券事業の経費についてお聞かせいただきたいと思っています。商品券発行にかかる印刷費等、この事業を行う上での事務費について教えてください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 事務費に関してでございますが、事務局の設置・運営に係る委託料は、コールセンター等も全て含めて9,113万2,599円であり、そのうち商品券の印刷製本費は約890万円でございます。結果的に5万冊近い商品券を使用しませんでした。紙などの材料費を除き、冊数に比例して費用がかかるものではなく、事業の内容や性質を考えますと必要な経費であったと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 当時、4万2,435世帯ありました。掛ける4冊で16万9,740冊は最低印刷していると思います。予備は入れていません。印刷費890万円から割ると、1冊当たり約52円、売れ残りが約5万冊なので約250万円もの印刷費が無駄にかかったという見方もできます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てておりますが、市の一般会計からも費用を捻出しているんです。市のお金を使っていることから無駄という声が出てきてもおかしくはありません。

再販売の話に戻りますが、断念した原因として、スケジュール的に無理があったと答弁をいただきました。申請から商品券が

届くまで1か月程度かかること、年末年始が郵便局の繁忙期と重なることなど理由を述べられておりましたが、そんなことは容易に予測できることであると思います。あらゆる角度から様々な想定をして臨まなければならないと考えます。計画が甘かったと言われても否定できないと思いますが、その点どうお考えか、答弁をお願いします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 スケジュールに関しまして言いますと、補正予算後、すぐにプロポーザル方式により委託事業者の募集を開始して、応募いただいた6者から事業者選定を経て、選定事業者と契約を締結できたのが7月27日になっております。その後、ウェブ申請が可能な特設ホームページ等を構築しながら、購入申請書等を作成して市民に送付を開始させていただいたのが8月22日ですので、スケジュール的にはできるだけ早くさせていただいたと考えております。

また、やはりこの事業の趣旨から考えますと、最優先に考えさせていただきましたのは、より多くの市民の方に利用していただくという考え方がございました。販売開始以降の状況を見させていただいて、御答弁させていただいております11月15日時点におきまして一定数の購入申請が続いておりましたので、未申請の方に購入を促すことを優先したものでございます。

再販売を行うと、既に購入された方の再申請も見込まれておりましたので、さらに配達日数が延びるなど新たな問題も生じることも想定されました。そのため、判断の時期を早めたとしても、冒頭申し上げましたように、より多くの市民の方に商品券を利用していただく目的から、再販売の実施

は難しかったのではないかと考えておりません。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 市民に再販売をしてほしいという思いを昨年、出口議員が一般質問させていただきました。その際、11月中旬に確認、12月初旬に未購入者に対して再度案内し、再販売について検討を行うといった前向きに聞こえる話をさせていただきました。しかし、結果として、検討時期が遅く、そもそも無理でしたという話でした。これは、そもそも再販売するに当たり計画が破綻していたのではないかと感じます。

今回の話を振り返り、どうやったら再販売をしていただけたのかと考えると、議案上程の際、再販売するのかを理事者に確認し、検討するというのは反対、今すぐやるかやらないか即断即決を求めて市側がやっていくと言うのであれば応援、賛成する、それしかないのかと私は感じました。繰り返しになりますが、我々議員は、市民の意見を聴き、本会議で伝え、理事者側の検討するという言葉を信頼しております。検討するという言葉を悪用するのはやめていただきたいと思います。理事者側がこういう行動を取るたびに、我々議員は市を疑い、即断即決を求めることになる。自分で自分の首を絞めていることを自覚していただきたいと思います。

この質問は以上です。

次に行きます。受動喫煙防止対策についてでございます。

吹田市は、健康・医療のまちづくりを進めている健都において、前までは喫煙所の設置は行わないという考えであり、摂津市と同じでありました。でも、あまりにも多い喫煙行為、ポイ捨ての状況から、受動喫煙、環境美化の対応をせなあかんと考えを

変え、方針を変えました。私は、これは英断だと思います。摂津市も見習うべきであると考えますが、市のお考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

吹田市の卒煙支援ブースにつきましては、ブースの設置が喫煙者の卒煙にどの程度つながるかといった観点から、その効果について随時確認を行うことといたしております。本市におきましては、全ての市民の健康づくりを推進する観点から、市内の公共的な空間において、市が喫煙のための新たなスペースを設置する予定はなく、引き続き、喫煙が本人に及ぼす健康への影響など、禁煙に関する啓発や指導等を継続的に実施してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 残念ながら喫煙所設置の予定はないということでもあります。

ここで、路上喫煙禁止地区内のたばこのポイ捨て状況についてお伺いしたいと思います。月1回ですか、美化ボランティアの方々が清掃活動をされているとお聞きしております。たばこの吸い殻ごみの状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市では、摂津市健康づくり推進条例に基づく路上喫煙禁止地区の指定に合わせて、同地区を摂津市環境の保全及び創造に関する条例に基づく環境美化推進地区に指定し、同地区において毎月第4火曜日に美化ボランティアの皆様と清掃活動を実施しております。ごみの種類としましては、空き缶やペットボトル等のほか、御質問のたばこの吸い殻ごみも見受けられます。拾ったごみの種類や量など清掃活動の結果を市のホームページに掲載

し、啓発を試みているところでございます。今後も、市民自らまちを美しくしたい気持ちを育み、ポイ捨ての防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 路上喫煙禁止地区内で相変わらずたばこの吸い殻ごみがあるということでもあります。平成29年12月にJR千里丘駅と阪急摂津市駅周辺及び両駅間の千里丘三島線が路上喫煙禁止地区に指定されてから約6年になります。状況が改善されていないのであれば、そろそろ次の手を打つべきであると考えます。

現在、摂津市では、路上喫煙禁止地区とされていながら、違反しても罰則がありません。近隣市と比べてみても、北摂6市で条例で過料を設定していない市は摂津市しかありません。抑止力強化のために罰則を設けることも検討する価値はあると思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

本市におきましては、全ての市民の健康づくりを推進することを目的とした健康づくり推進条例を制定し、路上喫煙禁止地区の指定を行っております。過料は行政上の義務の違反者に対する罰則ですが、本条例では、罰則をもって市民に義務を守らせるのではなく、市民が主体的に取り組むことを基本理念としております。自分自身の健康づくりの重要性や受動喫煙による周囲の人の健康への影響について理解が進むよう、引き続き周知啓発を行い、卒煙される方の増加と喫煙禁止場所における禁煙の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 残念ながら罰則は今のとこ

ろ考えていないということでもあります。喫煙所を造る気もなければ罰則を設ける気もない、受動喫煙の問題はあるが何もやらんと聞こえます。

改正健康増進法が施行され、受動喫煙防止の取組はマナーからルールに変わりました。ルールを決めるのは市であります。そのルールが守られていないのであれば、新たなルールを考えるべきではないでしょうか。禁止地区での喫煙により受動喫煙が防止できていない現状をどう思っているのか、吹田市のような完全密閉された喫煙所を設置して市民の健康を守っていく考えはないのか、市長のお考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 香川議員の質問にお答えをいたします。

前も言っていたと思いますけれども、たばこは法律で認められているんです。多額の税金を納めてもらっているんです。それから言いますと、たばこを吸うなと言われたら、たばこを吸う方にとっては割り切れないというか、どうも納得がいかない。それはそうやと私は思います。全国的にいろんな形で喫煙防止ということでいろんな条例がつけられております。我が市もつけておりますが、ほとんどと言っていいと思いますけれども、環境美化の観点からの条例ではないかと思っています。

たばこは、本当に健康にとって百害あって一利なしといいますか、悪いことばかりが報告されております。そういう意味で、当市では、全国的にも珍しいと思いますけれども、健康被害の観点から何とかたばこを吸わないでくれ、関係ない人まで被害を及ぼすという意味で条例をつけたわけでありまして。そういう意味からいいます

と、本来、国の法律をつくって税金まで取っていて、吸うなと言うこと自体がおかしいんです。いっそのこと、たばこがそんなに悪かったら、今後、国の法律でたばこを吸うなぐらいすればいいのに、何か知らんけれどもどっちつかずになつてる。私は、そんな中でも、健都イノベーションパークのまちをつくる時に、これを機に、国循を中心に吹田市と連携を密にして、日本一の健康づくりを世界に発信しようやないかとスタートを切ったわけでございます。その理念に基づいて条例をつくりましたので、おっしゃったような喫煙場所を造ることは考えておりません。

また、罰金を取ったらええやないかというお話ですが、何度も言いますけれども、法律で認められていて税金まで払っているのに、吸う人から罰金まで取って禁止をすることも考えておりません。

以上です。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 残念ながら喫煙所を設置するお考えはないということでもあります。でも、市長は、受動喫煙を防止はしていかんあかん、卒煙も促していくのも必要だと認識されているんです。

また吹田市の話になりますが、4月からスタートしたこの卒煙支援ブースは卒煙を促す様々な仕掛けがあります。御紹介します。実際、私も見てきました。

たばこは体に害だという映像がずっと流されているんです。その横に、「あなたの禁煙 吹田市が応援します」というポスターがあって、QRコードで禁煙チャレンジの申込みページに飛ぶようになっています。この禁煙チャレンジというのは、保険診療による禁煙治療費の自己負担額を吹田市単費で最大1万円公費助成する制度で

あります。禁煙チャレンジ届出者数は6月末時点で22名ありました。うち、卒煙支援ブースがきっかけで制度を知り、申込みをされた方は1名いらっしゃったそうです。市長が卒煙を促していくのは重要だと考えているのであれば、吹田市の取組をぜひ参考にしていただけたらと思います。今日はこれ以上聞きませんので、また一度ぜひ御検討してみてください。お願いいたします。

次に、市民税1,500万円誤還付問題についてです。

1回目で、実際に配当が実施されるのは早くて年内、進捗状況によってさらに遅れることもあるとのことでした。

2回目でお聞きしたいのが、配当見込額についてでございます。説明では550万円前後の配当を見込んでいるとお聞きしております。その前後というのが気になることでもあります。なぜ前後という表現なのか、御答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 現時点では決定した額ではございませんので、あくまでもこちらで知り得た情報を基に算出した見込額でございます。現在進行中でございますことから、この表現でお伝えをさせていただいたものでございます。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 要するに分からんということなんです。550万円以上になることもあれば、550万円を下回ることもあるということでもあります。配当の時期も分からなければ金額も分からない、この状況で一定の結果が出たとして議案第61号を出すのは時期尚早であったと感じます。

そして、その議案第61号については、配当の金額が550万円ということをお前提

で、市長、副市長の報酬カットの条例に賛成した議員もいらっしゃると思います。もしもその配当金額を大きく下回るようなことがあった場合、議員の賛否が変わることもあるかもしれません。やはりこういうときは確定した金額をきちっと示した上で議案上程をするのが筋だと私は思います。その点、どうお考えか、奥村副市長に答弁を求めます。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、御答弁申し上げます。

今回の給料月額削減につきましては、損害賠償責任を負うということではなく、市の代表者としての市長、事務方の責任者としての私におきまして、一定の道義的責任を果たさなければならないと考えてのことです。

また、削減の内容につきましては、配当確定額に左右される性質のものではないと考えております。令和3年7月から9月までの間、給料カットを行いました。最終結果を迎えるに当たり、再度、前回と同様の給与カットの条例を過日の本会議で提案し、御可決いただいたところであり、10月から12月までの間、削減をさせていただきます。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 次に、市長に聞きます。本会議初日終了後にMBSの取材を受けられました。もっと多く回収することはできないのかとの記者の問いに、市長はこう答えております。「だから、これから、今もずっと考えてきたし、裁判中も考えてきたけれど、これを一つの機に、もっともっと回収する方法を探っていきますよ」と答えております。具体的にどのような方法を考えておられるのか、答弁をお願いしま

す。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 現時点では相手方の破産手続が継続中でございます。今後、裁判所の決定に基づき適切な対応をしていきたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 今後において裁判所の決定に基づき適切な対応をする。MBSの取材での話からトーンダウンしているように感じます。道義的責任を負うとのことで報酬カットを行っております。私はこの問題に終止符が打たれたと思っておりました。しかし、取材ではもっと回収する方法を探っていきますと言っており、つまり何が言いたいかというと、この誤還付問題は終わった案件ではなく継続案件だと感じております。市長、そう理解してよろしいですか。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 未納額の回収方法を探っていくということでございます。先ほども言いましたが、現時点では相手方の破産手続が継続中でございますので、今後、裁判所の決定に基づき適切な対応をしてみたいと考えております。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 同じ答弁であります。私は継続案件であると理解しておきます。

森山市長、奥村副市長の退職金は二人合わせて2,652万円ございます。この退職金を一部カットして市民税誤還付の未回収分に充てるべきと思われる市民の方もいらっしゃると思います。市民からお預かりしている大事な税金が返ってこないわけでありまして。そう思われても仕方ありません。退職金をカットして市民税誤還付の未回収分に充てるという責任の取り方についても再度検討していただきたいと申し添

えて質問を終わります。

○福住礼子議長 香川議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時59分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、順位に従いまして一般質問をしていきたいと思っております。

まず、1点目につきましては、鳥飼地域の公共交通機関の確保についてですが、最初に、鳥飼まちづくりランドデザインと行政経営戦略との関係性について改めて聞いておきたいと思っております。

鳥飼まちづくりランドデザインを基に、アンケート調査、地域団体へのヒアリング、地元懇談会等を進めておりますけれど、現状の課題解決を求める意見が多く見受けられている中で、短期的に必要な課題に対する認識について伺いたいと思っております。

次に、事務処理ミス再発防止対策についてです。

これも何回となしに質問しておりますけれど、度重なる事務処理ミス防止のためには市役所の組織風土を改善しなければならないと思っております。人材育成、コンプライアンスの徹底などをどのように進められてきたのか、また、今後どのように進めようとしているのか、お聞かせください。

3点目、保育園の不適切保育実態について。

保育園は子供にとって安心で安全な場所であればならないにもかかわらず、身体的、心理的に傷つけられるおそれがありま

す。全国的にもマスコミの報道で保育園の虐待問題が取り上げられております。そういった中で、こども家庭庁が2023年5月に行った調査の結果、実際に市町村が確認したケースで、今年の4月から12月の不適切保育は全国の認可保育所で914件あったと報告されております。そのうち虐待と認定されたケースは90件に上っております。摂津市での不適切保育実態について聞かせていただきたいと思います。

まず1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインと行政経営戦略の関連性及び短期的に改善が必要な課題に対する認識についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、各行政分野の方向性、取組、目標を示した摂津市行政経営戦略の地域版として、子や孫の世代の将来を見据えた中長期的な視点から、将来予想という将来の目標を提示しつつ、それを実現するための現時点での地域の課題及び課題解決に向けたハードとソフトの両面からの取組の方向性について、長期、中期、短期と時間軸を定めながら取りまとめたものでございます。グランドデザインでは、特に急を要する地域の課題が出てきた場合についても、将来予想を具体化していく方向性に沿って課題解決に向けて迅速に取り組むこととしております。

現在、エリアごとにグランドデザインの説明会を開催しているところでございますが、議員からいただいた御意見については全庁で共有した上で、急を要する地域の課題に対しても、各所管課とさらに連携を密にしてしっかり対応してまいりたいと考え

ております。

続きまして、コンプライアンス基本方針及び職員育成行動基本計画における取組と取組内容の周知についての御質問にお答えいたします。

庁内で発生したコンプライアンスに係る案件につきましては、次・課長級で構成するコンプライアンス検討部会でその内容を確認、対応方針等の案を作成し、三役並びに部長級で構成するコンプライアンス推進本部で対応方針等を決定するとともに、庁内での共有を図ってきております。事務処理ミスにつきましても、このコンプライアンス案件の取扱いと同様に、コンプライアンス検討部会、コンプライアンス推進本部での議論に基づき再発防止に努めているところでございます。

令和5年度に開催されたコンプライアンス推進本部では、業務の手順書を策定すること、また、この策定については課長級の業績評価の目標に設定すること、及び、DV及びストーカー被害者等への行政としての支援措置に係る研修を行うことについて決定し、順次実施していくこととしております。

職員に対するコンプライアンス研修に関しましては、令和4年度に管理職を対象として実施し、令和5年度は課長代理級及び主幹を対象として10月に実施する予定としてございます。

職員育成行動基本計画に関しましては、令和4年度は職位ごとの標準職務遂行能力に基づく具体的な参考行動例を作成し、令和5年度はこれを基とした人事評価制度の見直しを行ったところでございます。具体的に申し上げますと、下位評価の拡充、コンプライアンスに係る項目の能力評価への導入、現行の研修内容の精査などでござい

ます。

以上の人事制度の見直しにつきまして、8月30日に人事制度説明会を実施し、全庁的に周知をしております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 保育所等における虐待等の不適切保育に係る対応に関する実態調査についての御質問にお答えいたします。

当該調査は、令和4年4月1日から同年12月31日までを対象期間としており、調査趣旨は、保育施設における虐待等の不適切な保育の通報等があった場合の市町村等における対応や体制、現場の実態について調査するものです。個別事案を把握して行政指導等につなげることに主眼を置くものではなく、調査結果を踏まえ、不適切な保育が施設内外への相談等を通じて早い段階で改善を促され、虐待を未然に防止できるような環境・体制づくりにつなげていくために行われたものでございます。

ただし、本調査で不適切な保育とされている定義が明確ではなく、その捉え方が自治体や施設により異なっており、数字の比較が難しい点がございます。本市における不適切な保育の事実が確認された件数としては24件でございました。

なお、本年5月にこども家庭庁より当該調査結果が公表されるとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが示されましたことから、市内全保育施設へ当ガイドラインの周知を行ったところでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 2回目以降は一問一答でお願いしたいと思います。

鳥飼地域の公共交通機関の確保につい

て。

これも昨日からいろんな議員から質問がありますけど、鳥飼グランドデザインの策定をしていただいて未来の展望を見ていることは非常にいいことだと市民の皆さんも理解していただいています。ただ、前から言っているように、現実の課題として、特にコロナ明けで鳥飼北部の人の交通の足の確保については本当に切実な悩みであります。私のところにも連絡が来るのが、病院に行きたいけども、タクシーを予約してもなかなかタクシーが来てくれない、家からバス停まで歩くのになかなか距離があって行けない、今は御近所の方に頼んでからやっているのが実態やと。そういったことで、昨日の質問の答弁にもありましたけども、改めて公共交通機関の今の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 鳥飼まちづくりグランドデザインの具体化への取組についての考え方につきましては、建設部としても情報を共有しております。グランドデザインを策定する段階におきましても、道路や交通に関する多くの意見をいただいております。鳥飼地域各エリアの現状や課題も認識いたしております。グランドデザインにも示されておりますとおり、特に公共交通の課題解決に向けては、鳥飼地域各エリアのみでの対応は限られており、交通事業者を含め、周辺地域と連携し、一体的に検討を進めていく必要があると考えております。

このため、現在、本市では、これからの摂津市全体における公共交通を考えていくため、庁内職員による公共交通あり方検討会の中で、専門家指導の下、持続可能な交通サービス等の検討を進めております。今後、さらに摂津市の地域公共交通計画策定

に向けた議論を行い、具体化していくためには、国や大阪府、交通事業者などの協力をいただく必要があります、地域公共交通活性化推進法に基づく法定協議会を今年度内に設立するべく、現在、その立ち上げ準備を行っているところです。

また、グランドデザイン周知のための説明会やエリア説明会においても、道路交通課職員が毎回参加しており、地域の様々な道路や交通に関する課題や御提案につきましては、できる限り対応に努めております。交通規制や府道に関する事項など、所管外に関する意見等については、正確に回答するためには関係機関との調整等が必要であり、その場での対応が難しい場合もございますが、住民の皆様の見解は真摯に受け止め、適切に対応してまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 公共交通機関については、答弁をいただいて、これから取り組むことは理解できるんですが、地域の方々は待たなしの困っている状況で、今、地域の皆さん方でそれぞれマイカーで協力していこうという機運が高まり出しました。これに対して私も全面的に協力していこうと思っているんですが、行政として指導的立場で何かできないか、お答えいただきたいと思えます。世の中ではライドシェアの取組も言われておりますが、こういった関連について御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 鳥飼地域の特に高齢者の方が、渋滞による路線バスの遅れや便数、タクシーがなかなか来ないことなどで買物や病院等への移動に不便を感じておられることは認識いたしております。

御指摘のライドシェアは、車の利用希望者がスマホなどのアプリを通じて配車を依

頼すると、端末のGPS機能を通じて近くのライドシェア提供ドライバーを呼び出し、有料で送迎してもらう仕組みです。利用希望者は、迅速・手軽に自動車を利用でき、一般ドライバーにとっても空いた時間などで収入を得ることができるという利点があり、アメリカや東南アジアで急速に拡大しています。

しかしながら、日本国内におきましては、道路運送法第78条で、自家用自動車は、以下の場合を除き、有償での運送の用に供してはならないと定められており、その除外要件の一つ目は、災害等の緊急を要する場合、二つ目は、国土交通大臣に自家用有償旅客運送の登録をした場合、三つ目は、公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合とされております。

また、二つ目の国土交通大臣に登録する自家用有償旅客運送の種類といたしましては、道路運送法施行規則第51条で、交通空白地有償運送というバス・タクシー事業者のサービス提供の困難な地域での運送と、福祉有償運送という単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等に対する運送の2種類のみが定められております。これに該当する場合以外は、法により自家用車の有償運送は禁じられております。

以上のように、自家用車での有償運送は非常に限定的であり、現行法制度ではライドシェアを実施することは非常に難しいと考えております。しかしながら、地域の皆様の直面する交通に係る課題も承知しております。ライドシェアに限らず、多様な公共交通の在り方について、先進事例を積極的に研究し、摂津市において実現可能な、そして持続可能な公共交通について今後も検討してまいります。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 前向きな答弁をいただいていることは十分理解できるんですが、より具体的に参考事例でいくと、ライドシェアは法の規制で非常に厳しい部分がある。今たまたま手元にあるのが、各地域でやられる支え合い交通とか、今課題になっている自家用有償旅客運送は規制が厳しいんです。それを、養父市では地域の皆さんがたまたま買物に行くから乗せていこうということが波及していて、「やぶくる」というシステムがあるんです。ただ、法律的にも非常にハードルも高い部分が1点あるのと、事故を起こしたら誰が補償してくれるんやと、こういったことで地域が一步を踏み込めない状況があるんです。私も勉強しますが、また調べていただいて、要望として何とか利便性を高められることにつながりたいと思います。

それから、福祉の観点で、昨日の嶋野議員の質問で重々答弁は理解できました。ただ、シルバー人材センターで車両4台、それから介護保険制度の訪問型サービスDで車両2台と聞いたんですが、需要面で、行政として今どのように捉まえて、将来的にどうしようとされているのか、改めてお聞かせいただけますか。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

本市では、市内及び近隣市への通院等、一人で外出することが困難な車椅子を利用する65歳以上の市民の方で、基本チェックリスト該当者または要支援1以上の要介護認定をお持ちの方には、月4回まで無料で福祉車両により移送する高齢者移送サービスを、シルバー人材センターへの委託により車両4台体制で実施しております。また、介護保険制度の取組として、外出支援

を目的に、基本チェックリスト該当者または要支援1・2の要介護認定をお持ちの方に対して、市内での買物や通院、つどい場等の介護予防活動へ送迎する訪問型サービスDを、NPO法人への補助により車両2台体制で実施しております。高齢者移送サービスは、令和4年度末で登録者数390名となっており、月200回程度、主に通院等の利用となっております。また、訪問型サービスDは、月60回程度、通院を目的とする午前中の時間帯での利用を中心に、買物やつどい場等の介護予防活動への参加を目的とする利用となっております。

福祉施策の観点からこれらの取組を行っているところでございますが、第9期せつ高齡者かがやきプランの策定に向けて実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査におきましては、公共交通に関するニーズは依然として高い状況でございます。また、安威川以南圏域にお住まいの方におかれましては、公共交通機関への移動が不便だと感じる、市役所に行きたいときの移動手段がないなどのお声も頂戴しており、今後、高齢者のさらなる増加が予想される中、高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題であると認識しております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 それぞれ質問して答弁を聞いていたら何か動いているような感じがするんですが、ただ、実際に現場に行ってみると、なかなか現実に動いていない状況なんです。

福渡副市長、ちょっと耳が痛いかも分かりませんが、鳥飼グランドデザインとか摂津市行政経営戦略とかを何か隠れみのにしながら、これを達成した後にいろいろと実現していきますということで、どうも課題が先送りになっているん違うかという感

がするんですが、この点について、職員に対する指導なんかはどのようにされているんですか。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 まず、公共交通機関の移動手段の話なんですけれども、鳥飼地域を含めまして、市内の高齢者の通院や買物などに必要な移動手段の確保については大変重要な課題であると認識しております。

これまで、建設部長と保健福祉部長が言っていたほかに、鳥飼地域の路線バスを補完する公共施設巡回バスを平成18年より運行させ、以降、第五中学校前とかスポーツ広場などにバス停を増設したり経路を変更する等、利便性を高めるようにしてきております。また、平成30年10月からは2台運行体制として、さらなる利便性の拡充に努めてきたということもございます。ただ、公共交通は、先ほど議員がお話しされていたとおり、解決するにはなかなか時間がかかるものでございます。建設部長が先ほど申し上げましたとおり、今、関係機関と連携した摂津市としての地域公共交通計画をつくらうということで包括的な話を進めているところでございます。

また、福祉施策としても、先ほど保健福祉部長の答弁でありましたように、できることはやってきておるところで、さらにそれを拡充すべく検討を進めているところでございます。

先送りしているという御指摘もございましたけれども、行政としていろんな施策を展開していくためには、皆様からの税金をお預かりしている身でございますので、議会にお諮りしたりとか、パブリックコメント等で市民の御意見をお聴きしたりとか、透明性とか公平性を確保しながら実施していく必要がございます。どうしても実施す

るまでには時間がかかることも御理解いただきたいと思っております。

地域の皆様の切実な課題につきましても、鳥飼グランドデザインにおきましても、中期、長期、短期ということで、実現していくために必要な時間の目安を意識しながら対策については考えていきたいと考えてございます。これからも透明性、公平性、それから妥当性を確保しつつ、それでもできるだけ早急に市民の皆様の様々な御意見、御要望に応えていけるように職員を指導していき、市民の皆様から信頼される職員の育成にも努めてまいりたいと考えてございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この点については、それぞれの課題で市民から聞いたことをすぐに返しておかないと市民との信頼関係がなくなる。そういったことを意識しながら取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、事務処理ミスの再発防止対策についてです。これも6月の専決案件でも質疑しましたが、やはりよく考えると、僕はそれぞれの個人の職員は優秀な人がそろっていると思っております。しかしながら、組織としてなかなか機能できていないやろうと。管理職も多忙ですけれども、やはり管理監督をしていく上での能力を蓄えておかなあかんと。その中で、管理職に登用するときの登用基準、それから管理職になった以降の研修の在り方、この点についてはどうされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 管理職に関する御質問にお答えいたします。

まず、これまで管理職に対する研修としたしましては、コンプライアンス研修、労

務管理研修、新任課長級昇任者研修などを実施してきております。これらの研修につきましては、管理職としてのいわゆるイロハのようなものでございます。管理職は、人を管理するのではなく、業務を管理し、円滑に遂行していく職位ですので、これら研修で得た知識を活用し、実際の業務に合わせて工夫し、業務が円滑に実施できるように職場環境を整える能力を育成していくことが重要と考えております。

次に、職員育成行動基本計画でございますが、ここでは、行政経営組織管理、危機管理、折衝・交渉、他者との対話、組織育成、政策構想の各項について、管理職に求められる能力等を定めるとともに、これらの管理職として必要な能力を評価する基準として、それぞれに参考行動例を設けました。参考行動例は、積極的に部下に役割を与えつつ業務運営と管理を行うことができている、自らの考えを部下が理解しやすいように説明することができるとともに、部下の意見に耳を傾ける柔軟性も持っているなどであり、管理職に求められる行動がイメージしやすい記載に心がけたものでございます。このような参考行動例などをよく理解していただき、管理職自らの行動を見詰め直し、多くの職員から求められる管理職になっていただくことを期待しております。

また、管理職に係る昇任につきましては、直近2年間の能力評価及び直近1年間の業績評価の結果を基に、適材適所の観点により、職員の人数を考慮の上、昇任候補者の決定に至っております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 いろいろ取り組んでいただいていることは理解いたしました。これから継続してやっていただければと思いま

す。

しかしながら、こういった事務処理ミスは、管理職だけではなく、冒頭申し上げていますように、それぞれ職員間のコミュニケーション不足からつながってきていると私は痛感しております。だから、朝礼もやってください、そして連絡を密にしながら、報連相を確実にやりなさい、と常々言うてきているんです。その中でも第三者委員会で仲間を売るような行為がありました。それ以降、この風通しというのはいまだにやはり疑心暗鬼になっているのではないかと。令和3年第4回定例会でも質問しましたが、そのとき福渡副市長がしっかりと取り組んでいきますと答弁されました。その間の取組状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 令和3年第4回定例会以降の取組についてお答えいたします。

令和4年度からは、特に行政における書類管理を厳重に行わなければならないとの認識の下、人事課の書類管理について、鍵のかかる部屋を二つ用意し、そこのキャビネット等に鍵をかけて保管するように徹底させました。さらに、令和4年10月には、公益通報制度における外部窓口を設置することにより、不正が起きにくい職場環境を構築しております。

また、令和5年度下半期からは、全職員に対し実施している能力評価について、コンプライアンス基本方針に基づき、その評価項目に公務員倫理と法の遵守、個人情報保護、市民が疑念、不信感を抱くような行為の禁止などを導入することとしております。

議員からお話のありました職場環境の改善に関しましても、先ほど市長公室長から

お答えさせていただきましたとおり、職員育成行動基本計画に基づき、管理職が率先して職場環境の改善に取り組むこととしております。また、職員が多く職場を経験し成長していけるよう、人事異動の考え方も変更しまして、職員一人一人が自身の能力を十分発揮することができる環境づくりをしてまいりました。

地方公務員が職務上知り得た情報を漏えいすることは、地方公務員法に違反する行為でございます。漏えいする、しない以前に、まずは漏えいの疑念を抱かせるような事態の発生も徹底して防止していかなければならないと考えてございます。二度と情報漏えいの疑念を抱かせることがないように、全職員が改めて市役所で取り扱っている情報の重要性を正しく理解し、全職員が適切な情報管理を行えるように徹底してまいりたいと考えております。

- 福住礼子議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 私も指摘型の質問は本当はしたくないんです。やっぱり職員がみんな仕事に従事して、モチベーションを高めながら明るく元気で市民サービスができる、こういった職場環境づくりは非常に重要やと思います。

ただ、その中で、私がもう1点気になるのが、部長級、次長級、課長級の昇任昇格について、どうも今は年功序列型ではないかと思っております。やっぱり能力主義に切り替えるべきだと思うんですけど、この点について市長の考え方はどうでしょうか。

- 福住礼子議長 市長。
- 森山市長 三好義治議員の質問にお答えいたします。

市長公室長、福渡副市長等々からもる話がありましたが、いろんな取組をしてま

いりました。

先ほどの御質問でございますけれども、お話しされました能力主義については十分に理解をしております。部長級、次長級などの管理職へ昇任していくためには、当然、マネジメント能力や高いコミュニケーション能力等が求められるのはもちろんのことです。部下や同僚から信頼と尊敬を得る能力も大変重要で必要な能力と考えております。当然、能力主義といいましょうか、業務を円滑に遂行できる人材を登用することは当然のことと考えておりますけれども、組織全体を効果的に運営していくことができる人材の配置も重要と考えております。

現在、職員を育てていく人事を行っておりますが、職員それぞれが自身の能力や特性を正しく認識し、最大限にその能力や特性を発揮できるような職場環境づくりをするよう指導しているところでございます。職員のやる気を大切に、組織全体として最高のパフォーマンスが発揮できる昇任、そして人員配置に今後も努めてまいります。

以上です。

- 福住礼子議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 市長まで答弁いただきました。どうもありがとうございます。しっかりと私も見守っていきますので、ミスのない、そして明るい職場づくり、明るい市役所づくりを目指していきましょう。

続きまして、保育園の不適切保育実施について。

全国の令和4年の実態調査については分かりました。しかしながら、この摂津市で、それ以前の令和2年2月に民間保育施設において不適切保育の事案がありましたけど、どのような事案であったのか教えていただきたいと思っております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 議員が御指摘の事案につきましては、園の保護者から本市に連絡がありました。速やかに当該施設の施設長等に事実確認を行い、対応等について協議を行うとともに、大阪府に対して情報提供を行ったものでございます。内容といたしましては、5月に策定されたガイドラインにございます、いわゆる不適切保育に間違いなく該当するものであったと認識しております。

当該施設の対応として、当該事案の内容、謝罪、今後の当該クラスの運営及び今後の対応策等について説明するため、関係する保護者への説明会を2回開催いたしております。この際、本市の職員も同席をしております。その後、施設から全保護者宛てに、当該事案に係る経緯、原因、今後の対応策等について、コロナ禍であったことから文書による説明を行ったものでございます。

なお、当該施設の施設長、主任をはじめ、本事案に関係した職員の方々については、当該法人より相応の処分がなされたと伺っております。

また、当該施設におきまして、令和2年2月下旬から3月初旬及び6月から翌年2月にかけて、臨床心理士の巡回による子供のケア及び保護者へのカウンセリングを実施したところでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 当時、保育園で18名の園児が大変な目に遭ってしまして、これを質問するきっかけは、その当時の園児がまだに後遺症で悩まされると。当時は、バナナを口に押し込まれて歯ぎしりが治らない、工作をしていたらトイレにも行かせてもらえない、こういったことがウェブで上

がってきているんです。そういったことに対して、コロナ禍で2回しか説明会が開催できなかったと保護者から聞いておりますけど、当時は保育士2名が解雇されたと聞いております。第三者委員会で保護者に説明をしたと言われているんですが、その第三者委員会も評議員のメンバーだけでやられたと聞いております。この点については教育委員会としてどのような認識をされていますか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 社会福祉事業に関する苦情処理のスキームなんですけれども、社会福祉法に基づき国で指針等も示されております。議員が御指摘の第三者委員につきましては、社会福祉法の第82条において、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない旨の規定に基づいて設置をされているものでございます。

第三者委員の設置につきましては、苦情解決に当たり、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進するものです。当該事案におきましても、保護者からの要望があったことから、当該法人の関係者に加えまして第三者委員が保護者説明会に出席したものでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 その当時はそれで事が終わったと思うんですが、現在、先ほども言いましたように、後遺症が残って、その保護者からどうしたらいいんだろうという声が上がってまいりました。こういった後遺症が出た場合に、保育所の窓口としてどういう対応をされるのか。先ほどからいろいろ議論がありましたけど、これは虐待と同じ

ことを起こされておったんです。これに対しては遡及はできないものでしょうか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 議員から御指摘がございました後遺症でございますけども、恐らく、まず第一に因果関係が証明されるかどうかにかかっていると認識しております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 冷たい答弁で、事実関係はそうかも分かりませんが、ボイスレコーダーも含め、保護者関係からの実証も取れる状況でございます。これについては、ここで質問するよりも、改めてまた現場で話していきたいと思えます。

こういった不適切保育に関して、それ以降、この1園だけでなしに、今回は調査した結果24園が上がってきたんです。市は、今、こういった民間保育所に対する指導体制はどのようにされて、監査関係はどうされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 先ほども御答弁いたしましたように、本年5月にこども家庭庁が策定いたしました保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインというものがございます。これは既に市内保育施設へ周知をしておるんですけども、当ガイドラインの中には保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャートが示されております。保育所等におきましては、子供の人権擁護の観点から望ましいと考えられる関わりができていないのか、日々の保育について定期的に振り返りを行うこと等が重要である旨、また、不適切な保育と確認した場合には、市町村等へ速やかに情報提供、相談、今後の

対応について協議する旨が記載をされております。今後につきましても本ガイドラインに基づき対応していくこととなりますので、様々な機会を捉えて市内の各保育施設に対し再度周知を行ってまいりたいと考えております。

また、この事案発生以後ですけれども、市内の公私立の各保育施設に対しまして、副園長、主任等を対象とした公私立主任保育士等会議にて、研修を実施してきたところでございます。平成30年度以降で申し上げますと、平成30年度に2回、令和元年度に1回、令和4年度に2回実施しております。ただ、令和2年度、令和3年度につきましてはコロナ禍であり、新型コロナウイルス感染症の対応についての協議が中心となってまいりましたので、実質的な研修はできておりません。また、令和5年6月におきましても、不適切な保育を課題とした研修を行い、注意喚起を行っているところでございます。

それに加えまして、本市では就学前教育・保育実践の手引きというものを策定しております。この中で、どういう保育の在り方が正しいか、子供にとって適切かという観点でも、この手引を実践するための研修等も実施しているところでございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 こういったことを調べていて、何か不思議だと思っているのは、次世代育成部長が答弁いただいたのはこども家庭庁の取組のガイドラインです。教育委員会としてこういう課題は取り扱えない状況なんですか。これについてお答えいただきたいんです。時間がないからもう1点が、こういったこども家庭庁の件については、教育委員会の案件ではなくて、今、庁内だったら指揮命令系統の中で誰がトップとし

て指揮を執られているのか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 先ほど少し答弁漏れがございました。御質問いただいた観点とも関係すると思います。監査の関係なんですけれども、こういった保育施設等に関する監査でございますが、基本的には都道府県が実施する施設監査、それと市町村が実施する確認指導監査がございます。保育の内容等につきましては、基本的には都道府県が実施する施設監査の中で確認していくことになると思います。

就学前施設全般につきましては、現在、教育委員会の次世代育成部が所管しております。平成23年だったと思いますが、それ以降、福祉の関係が機構改革等で教育委員会に上がってきて、事務委任もしくは補助執行という形になるんですけど、現在の取扱いとしてはあくまでも補助執行という形を取っておりますので、最終的にその権限は市長に属することになっていると認識しております。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 これで終わります。

○福住礼子議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

1点目の選挙における投票しやすい環境づくりと配慮についてでございます。

投票所におきまして、高齢者の方や障害のある方など、投票支援を様々な形で実施していただいておりますけれども、本市の取組、支援内容について、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

次に、2点目の健康づくりについてでございます。

摂津市と吹田市の両市にまたがる北大阪健康医療都市（健都）には、令和元年度、国立循環器病研究センターが移転、また、国立健康・栄養研究所が令和4年度に移転されるなど、JR岸辺駅周辺や公園、そして市民が集う場を整備し、実証フィールドとして活用することで、健康・医療をコンセプトとしたまちぐるみでの健康増進、地域活性化を推進されております。改めて、健都の産学官民連携による摂津市民への健康づくりについてお聞かせいただきたいと思っております。

1回目を終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

(石原選挙管理委員会事務局長 登壇)

○石原選挙管理委員会事務局長 投票支援が必要な方に対する本市の対応についての御質問にお答えいたします。

これまで、投票所においては、高齢者や障害のある方などの投票を支援するため、投票所出入口の段差解消のためのスロープ設置や車椅子用の記載台の配置、併せて投票所に車椅子や歩行補助づえの配備など、環境整備に努めてまいりました。また、選挙人が投票の際に何か困っておられる様子が見受けられる場合には、声かけを行い、選挙人に代わり候補者氏名などを投票用紙に記載する代理投票や点字による投票などについても、選挙人に寄り添った丁寧な対応を行っております。今後も引き続き、有権者がより投票しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 健都の産学官民連携に

よる市民の健康づくりについての御質問にお答えいたします。

これまでに、国立循環器病研究センターとは、心筋梗塞で亡くなる人を減らすSTOP MIキャンペーンや、脳卒中を疑うときの三つのテスト、CheckFASTといった循環器疾患の発症予防等に関するキャンペーンや市民公開講座を実施するほか、健都内企業とは、健都ヘルスサポーターを対象としたヘルスケア関連の実証事業を市内で実施いたしております。また、国立健康・栄養研究所とは、移転前からフレイル調査や予防講座、動画による啓発を実施し、令和5年3月移転に伴い、連携協定を締結した後は、専門職2名の職員派遣を行い、研究成果を市民の健康づくりに生かせるよう、現在は連携事業の協議を進めているところでございます。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目をさせていただきます。

1点目の選挙における投票しやすい環境づくりと配慮についてでございます。

投票所のバリアフリー対策や困っておられる方への声かけ、そして代理投票や点字による投票など、高齢者の方や障害のある方などにしっかりと寄り添った支援内容について事務局長から御答弁をいただきました。

ここでもう1点お聞かせいただきたいのは（パネルを示す）、これは愛媛県の四国中央市の例なんですけども、この4月に行われました統一地方選挙から、高齢者の方や障害のある方などを手助けする投票支援カードを導入されました。これはちょっと拡大しておりますけども、投票支援カードはA4判で、投票に際して手伝ってほしい内容にチェックを入れて、入場整理券と一

緒に係員に手渡すことでスムーズに投票ができる仕組みになっております。具体的には、投票用紙に代わりに書いてほしい、候補者名を読んでほしい、投票者名を書いた紙を見て書いてほしいなど6項目が記載されており、市ホームページからダウンロードして印刷ができ、投票所に行く前に自宅で記入ができるといったものでございます。

四国中央市選挙管理委員会の方によりますと、病気やけがなどで投票用紙に文字を記入することが困難な人を支援する代理投票制度は今までもありましたけども、高齢者の方や障害のある方など、意思の疎通が難しい場合があり、スムーズに投票できないケースもあったことから導入されたということでございます。これまで、四国中央市の市内46か所の障害者施設や市役所、公民館などに投票支援カードを配布して周知を図り、期日前投票所や当日の投票所にも投票支援カードを準備した結果、28名の方が支援カードで投票されたということでございます。ちなみに、愛媛県の四国中央市の人口は約8万2,600人で、摂津市とほぼ同人口でございます。

この投票支援カードの導入について、市の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 選挙管理委員会事務局長。

○石原選挙管理委員会事務局長 議員から御説明がございましたように、投票支援カードは、高齢や障害があるなど投票行動に対する不安がある有権者、また、口頭でのコミュニケーションが苦手な有権者が、投票所でサポートしてもらいたい内容を事前にカードに記載し、職員に提示することで安心して投票することにつながるツールの一つであると認識しております。仮にこの投

票支援カードを導入した場合、投票受付時に選挙人が要望しているサポート内容を把握することができるため、円滑に投票いただけるような支援を提供することができ、投票環境の向上に一定寄与するものと考えます。今後、他市の導入事例や実績などを参考にしながら、投票支援カードの導入について検討してまいります。

- 福住礼子議長 南野議員。
- 南野直司議員 事務局長から他市の導入事例や実績などを参考にしながら投票支援カードの導入について検討してまいりますと御答弁をいただきました。できれば、まだ解散になっておりませんし、次の衆議院選挙があるかどうか決まっておりますが、次の選挙から導入していただけるよう御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。要望とさせていただきます。

もう1点お聞かせいただきたいのは、期日前投票所の充実でございます。

本市の期日前投票所としては、現在、市役所、そしてゆうゆうホール鳥飼西、そしてフォルテ301の3か所で実施していただいております。安威川以南地域にもう1か所増やすことについて、具体的には別府コミュニティセンターなのでございますけれども、市の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

- 福住礼子議長 選挙管理委員会事務局長。
- 石原選挙管理委員会事務局長 期日前投票所については、令和元年度までは市役所とゆうゆうホール鳥飼西の2か所で実施してまいりました。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として分散投票を促すこともあり、新たにフォルテ301を期日前投票所として開設しております。あわせて、令和3年度には、ゆうゆうホール鳥飼西とフォルテ301の開設期間

を、それまでの2日間から4日間への延長を行っております。このような取組の結果、期日前投票所は、選挙の情勢や天候などに左右される面もありますが、投票の利便性向上に一定寄与しているものと認識しております。ただし、全体の投票率向上には必ずしもつながらない面も見受けられます。

また、期日前投票所の増設につきましては、大きくは費用面と人員の確保の課題が挙げられます。費用面では、二重投票を防止する観点から、市役所とオンラインでつないだ投票システムを新たに一式導入するコストや、投票従事者などに関わる人件費増加が必要となります。人員の確保の面では、投票管理者、職務代理者や投票立会人を新たに選任する必要があり、受付や投票用紙交付係などの投票事務従事者も相当数必要となります。

このような課題がある中で、期日前投票所の増設につきましては、引き続き、地域ごとの投票率の傾向や、期日前投票者数と選挙当日の投票者数との相関性、費用対効果など様々な角度から分析を行い、他市の状況も踏まえながら投票環境全体の改善に向けての取組について研究してまいります。

- 福住礼子議長 南野議員。
- 南野直司議員 期日前投票所の増設につきましては、大きく費用面と人員の確保の厳しいハードル、課題があると事務局長から御答弁をいただきました。しかし、近年の働き方や生活スタイルの多様化など、自身の仕事の状況などに合わせて曜日を選んで身近な投票所で投票できる期日前投票は、利便性のよさからますますニーズが高まり、利用者が増加傾向にあると認識します。現在、安威川以北に市役所とフォルテ

301がありますけども、安威川以南にも2か所、ゆうゆうホール鳥飼西と併せて第四中学校区に一つ、バランスの取れた全部で4か所ということで、どうか設置について検討いただきますよう、これは要望としておきますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、健康づくりについてでございます。

健都の産学官民連携による市民の健康づくりにつきまして、部長から様々御答弁をいただきました。

国立健康・栄養研究所との連携についてでございますけども、移転前からフレイル調査や予防講座などを実施していただき、今年の3月に連携協定を締結され、専門職2名の職員の派遣を行い、研究成果を市民の健康づくりに生かせるよう協議を進めていただいております。例えば、摂津市の子供たちの給食を通した健康と栄養をはじめ、小さな子供からおじいちゃん、おばあちゃんまで、誰もが生き生きと元気で暮らせる摂津市のまちづくりの今後の展開に大きく期待をしたいと思います。

そして、併せて、見学会も行かせていただきましたけども、健都イノベーションパークに移転をされましたエア・ウォーター、あるいはニプロ等の企業ともしっかりと連携を図っていただきますよう、よろしくお願ひします。期待をしておきます。

また、もう1点、この際、お聞かせいただきたいと思ひますけども、市民の健康づくりとして実施していただいておりますまちごとフィットネス！ヘルシータウン事業について、私も何度かウォーキングに参加させていただきましたけども、改めて概要とイベントの実施状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業についての御質問にお答えいたします。

市民の健康づくりとして、歩くことなど運動を習慣化することを目的に、市内各所へ健康器具の設置とウォーキングコースの設定をし、そのコースマップは市内施設にて配布しております。あわせて、同コースを活用した市民参加型イベント「うきうきせつつウォーキング」を実施しております。今年度は、これまで3回実施し、計255名の参加者がございました。実施に当たっては、市民団体の協力の下、設置されている健康器具や歴史スポットの案内も行い、イベント後も興味を持ってウォーキングを継続してもらえるよう取り組んでいるところでございます。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 今年度におきましては、3回実施していただきまして、非常に多くの方が参加されているということでありませう。また、この10月2日には大正川河川敷コースのうきうきせつつウォーキングが実施されます。天気予報では今のところ晴れということで、私も行けたら参加させていただいて皆さんと一緒にウォーキングしたいと思います。

コースに設置されている健康器具や歴史スポットの案内も、健歩会の皆さんの御協力の下、行っていただき、ウォーキング後も興味を持ってウォーキングを継続してもらえるような取組をしていますと御答弁いただきました。これは（資料を示す）、当日にうきうきせつつウォーキング当日用ということで配付していただいております。これにはそのコースの文化財、あるいは歴史が掲載されております。この資料には、

川辺とわがまち北コース、平和公園であったり弥栄の樟であったり味舌天満宮の説明が掲載されております。この当日用の資料の中にQRコードなどを入れていただいで、全ての10コースの歴史が分かるような工夫もしていただければ、おうちでそのQRコードとスマートフォンで文化財の歴史が分かるということで、多くの方が参加していただけるとと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここでもう1点お聞かせいただきたいと思ひますけども、ウォーキングの市民への周知方法と多くの方が参加していただけるような工夫についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

周知方法につきましては、市ホームページ、広報紙へのお知らせ掲載や各公共施設へのチラシ配架、また、全戸配布の健康づくり年間日程表にも掲載し、周知を行っております。健康づくり年間日程表のQRコードからは、「摂津市ウォーキングコース&おすすめ健康器具」や「ウォーキングであなたも変わる！」など健康動画を配信し、その効果をお知らせさせていただいております。

また、市の事業の健幸マイレージのポイント付与だけでなく、大阪府の健康づくり支援事業アスマイルについてもポイント付与対象とし、多くの方に御参加いただけるよう取り組んでおります。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 様々な形で市民の方へ周知していただいております。また、健幸マイレージ100ポイント、そして、アスマイル500ポイントもつくということで、私は、このうきうきせつつウォーキングと

いった取組は、摂津市を代表する本当にすばらしい魅力ある取組だと思ひますので、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

摂津市の公式LINEに現在メニューは六つあり、ワクチン予約、摂津市のホームページ、子育てねっと、シティプロモーション、ごみの出し方、道路・公園の破損情報でありますけども、ワクチンもずっと続いていくわけではないと思ひます。そういったときに、できれば健康づくりということでメニューにどんと入れて、どうかこういう周知を全市民の方へしていただきたすようお願ひし、質問を終わります。

○福住礼子議長 南野議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、安心安全な学校給食についてです。

第1に、小学校給食についてであります。これは議案で今回補正予算で債務負担行為も組まれております。来年度以降の5年間の民間委託がまた議論されてきます。そこで、現在の小学校給食の民間委託の状況について伺ひます。

第2に、デリバリー選択制中学校給食につきましても次の約3年間の債務負担行為が組まれております。この現状と課題についてもお聞きしておきたいと思ひます。

第3に、2026年開始の全員喫食の中学校給食についてであります。

これは、中学校給食センターの建設に向けて今計画が動き出しておりますけれども、進捗状況について伺ひます。

第4に、学校給食費の値上げ据置きと無

償化の検討実施についてであります。

こちらは、先ほど藤浦議員の質問でも同様の趣旨のものがありましたけれども、まずは、物価高騰の影響による賄材料費の増加、それと保護者負担について伺いたいと思います。

次に、学童保育事業についてであります。

こちらでも今回、議案で学童保育サービスの様々な変更について、条例も含めて出ておりますけれども、最初に、これまでの学童保育サービスの拡充の取組についてお伺いしておきます。

次に、気候危機打開へ市が率先してすべき取組についてです。

今年の夏も地球が沸騰しているとも言われるような本当に厳しい猛暑で、異常気象と言われるような台風、大雨も訪れています。かと思えば、9月に入ってから台風はまだ一つしか来ていないという、なかなか例年と比べても読めないような状況が続いているかと思えます。全国、また世界各地で、この気候危機打開へ今アクションを起こしていかないといけないという動きが進んでいる中、摂津市としてもゼロカーボンシティ宣言が行われております。この宣言後、この間取り組まれている地球温暖化防止の施策についてお伺いしておきます。

そして、次に、自殺予防対策と心の健康についてであります。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響、また物価高騰等々、様々な市民の皆さんからの相談事をお受けしております。その中で、なかなか厳しい相談と申しますか、中には死にたいと口にするような方が多くいらっしゃり、メンタルに課題を抱えているような方々の相談を最近よく受けることを実感しております。そうしたこと

もありまして、コロナ禍におけるここ数年の自殺者の推移をまずお聞きしておきたいと思えます。

1回目の質問は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 小学校給食の民間委託の状況についての御質問にお答えいたします。

小学校給食については、現在5校で委託を実施しております。具体的には、味舌小学校、摂津小学校、三宅柳田小学校の3校、千里丘小学校と鳥飼西小学校の2校という二つのグループに分け、それぞれ別の専門業者に委託をしております。現在の委託期間が令和5年度末までとなっているため、令和6年度以降の委託について、令和5年9月1日よりプロポーザル方式での公募を開始しているところでございます。委託期間は5年間とし、委託をする学校の変更はございませんが、担当エリア内の行き来をしやすいするため、グループ分けについて、味舌小学校、摂津小学校、千里丘小学校をAグループ、三宅柳田小学校、鳥飼西小学校をBグループと変更しております。

続きまして、デリバリー選択制中学校給食の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

中学校給食の委託期間が令和5年度末までとなっているため、令和6年度以降の委託について、令和5年9月1日よりプロポーザル方式での公募を開始しているところでございます。委託期間は令和8年12月末までと予定しておりますが、これは令和8年度の3学期から給食センターの実施を目指しているためでございます。

また、喫食率につきましては、年々少しずつではありますが増加しており、令和4年度の喫食率は6.8%、令和5年度の1学期では8.8%となっております。今後につきましても、工夫を凝らし、喫食率の向上を図りたいと考えております。

続きまして、中学校給食センター計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

中学校給食センターのハード面につきましては、これまでの御質問に御答弁させていただいたとおり、地域住民への説明等を重ねているところでございます。一方、給食センターは全員喫食のための一つの方式でございます。全員喫食をいかに進めていくかというソフト面につきましても令和4年度より着手しており、令和5年9月には、中学校の校長や教頭、栄養教諭、教員、保護者などから構成する中学校給食検討委員会を立ち上げ、中学校において今後どのように全員喫食を進めていくのかを協議しているところでございます。給食の経験がない教員が給食指導やアレルギー対応などを行っていくことなど、様々な課題について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、物価高騰の影響による賄材料費の増加と保護者負担についての御質問にお答えいたします。

物価高騰の影響で、令和5年度は、小学校給食においては前年度より月額250円、中学校給食においては1食20円の増額をし、増額分については市の負担とさせていただきます。給食の献立については、お米よりもパンのほうが1食単価が高くなることから、2学期からは提供回数の見直しを行っております。また、食材によっては、栄養価を保ちつつ、なるべく安

価な食材に代替をするなど、物価高騰の状況を注視しながら保護者の負担が増えないように努めてまいります。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 学童保育事業におけるこれまでのサービス拡充の取組についてお答えいたします。

学童保育は、児童の放課後の大切な居場所であり、保護者にとっても、保育所等と同様に、労働と子育てを両立するために欠かせない事業です。近年、女性の就業割合の向上や核家族化の進行により学童保育需要は年々増加する傾向にございます。

本市におきましては、これまで民間委託も導入しながらサービスの向上に努めてまいりました。具体的に申し上げますと、平成20年度から月1回の土曜日保育を開始し、今年度からは毎週土曜日に拡大をいたしました。また、令和2年度からは午後7時までの延長保育を実施しており、その結果として、土曜日及び延長保育については大阪府内の平均レベルのサービスを提供することができている状況でございます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 地球温暖化防止の施策についての御質問にお答えいたします。

本市では、令和4年2月にゼロカーボンシティを表明し、その実現に向け、同年3月に摂津市地球温暖化対策地域計画を策定し、緩和策と適応策に分け、取組を進めているところでございます。

同計画では、基本方針として、省エネルギーの推進をはじめ5項目の内容を掲げており、施策の中でも、計画全体の着実な推進をリードする重点施策を8項目設定しております。重点施策の取組の一環として、

今年度から住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置補助制度を創設し、温室効果ガス排出量の約2割を占める家庭部門からの排出削減に努めているところでございます。

様々な取組も進めておりますが、計画の中には市民、事業者にも取り組んでいただきたい内容も含まれておりますので、関係各所と連携し、2030年度に温室効果ガス排出削減目標である2013年度比46%削減の達成に向け、施策を展開してまいります。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 コロナ禍における自殺者の推移についての御質問にお答えいたします。

大阪府の自殺者数は、平成10年に2,000人を超え、一気に3割の増加後、若干の変動はあるものの、横ばい状態で推移していましたが、平成23年より減少傾向となり、2,000人を下回りました。令和2年は、新型コロナウイルス感染症の拡大といった要素があり、全国の自殺者数は11年ぶりに増加しました。同様に大阪府でも、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、それまで減少していた自殺者数が令和2年に増加に転じました。令和3年は前年より減少しましたが、令和4年は前年より112人増の1,488人となり、増加に転じた令和2年より多い状況でございます。

自殺死亡率、つまり人口10万人当たりの自殺者数は、令和元年の14.0人から令和4年には16.9人に増加しており、全国的にも同様の傾向が見られることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響はあるものと考えております。

なお、自殺の原因、動機の分析では、健康問題、経済・生活問題、家庭問題が上位を占めている状況でございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目から一問一答でお願いいたします。

小学校給食の民間委託に関わっては、我々の会派はやっぱり直営でやるべきじゃないかと言いつけてきましたし、その中身についてもいろいろと議論していかないといけないんじゃないかとも申し上げてまいりました。今回、今後5年間の業者選定をこれから行っていくわけですけれども、基本的な考え方、それから、現在の委託業者の評価についてお伺いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 業者選定につきましては、学校給食における実績や、調理師、栄養士の有資格者の保有状況、配置予定職員の経験、学校給食への考え方、衛生管理やアレルギー対応等の実績、食育への協力など、価格の競争だけではなく、多方面から総合的に評価し選定するため、プロポーザル方式で行わせていただきます。

また、委託事業者の評価につきましては、年1回の委託検証として、衛生管理状況、調理作業、配缶・配膳及び下膳作業、洗浄、子供への声かけなどを観察し、給食の試食後に委託検証会議を行っております。現在のところ、特に問題はなく適正に業務を遂行していただいているところでございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 現在のところ、特に問題なくやれているということでありますけれども、引き続き業者選定を行っていく際に、やっぱりいろいろと気をつけないといけないこともあると思います。また、引継ぎ等々に

おきまして、業者から業者への引継ぎではないと思うんです。栄養士であったり調理師であったり、市の職員がきちんとそこに張りついてやらないといけない仕事も多いと思いますので、しっかりと取り組んでいただくようにもお願いしておきたいと思えます。

それと、文教上下水道常任委員会の中でも一定議論というか、質疑もされたことではあるんですけども、この間、報道で出されているように、身近な大阪府立摂津支援学校で委託業者の倒産・撤退が起きてしまっていることもあります。摂津市では以前にそうしたことも経験していますが、その点についてのリスク認識についても改めて聞いておきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 最近の報道にございました給食の委託業者の倒産や撤退等についてのリスクは認識しております。また、御指摘のとおり、本市におきましては、過去に委託業者の従業員への賃金未払いということがあり、保証業者に委託を移行した経験がございます。

対策といたしましては、現在公募している小・中学校給食の委託については、業者選定の参加のための提出書類として、直近3事業年度に係る決算書類等や過去2か年の納税証明書などを提出いただき、経営状況等について税理士等による評価を実施いたします。特に小学校給食においては、業務の履行が継続できなくなった場合、代行業務契約を継続して行うことができる業者を契約保証人として定めることを参加要件の一つとしております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 今回報道で起きていることは、本当はあってはならないことだと思ってお

ります。急激な物価高騰であったりとか、また、大阪府がしていた契約の中身はどうだったのか、いろいろ担当の職員とも話もしてきましたが、引き続き、摂津市の小学校でそういったことが絶対ないようにお願いしておきたいと思えます。

それと、小学校の給食に関わってなんですけれども、「あしやのきゅうしょく」という劇映画が昨年放映されたのを御存じでしょうか。私は先日見る機会があったんです。芦屋市が市制施行80周年を記念してつくられた映画らしいんですけども、小学校の安全・安心でおいしい給食にやっばり誇りを持っていらっしゃるそうで、摂津市にも共通するところがあると思って見させてもらいました。子供のアレルギー対応であったりとか、また、宗教上の理由でお肉を食べられない外国籍をルーツに持つ子供にもみんなと一緒に食べられる給食を出したいと、赴任してきた若い栄養士が奮闘し、子供たちとともに成長していく、そんな姿を描いた映画ではあったんです。その中で、30年前の阪神・淡路大震災のときに、学校の体育館に集まってきていた被災者の皆さんに給食調理場を利用して炊き出しも行った、そのときに関わっていた調理師とか地元の業者とかが今も学校給食を支えていくために地域力で頑張っていることも描かれていたりしていました。

そういったことを見ていると、摂津市でも今後中学校給食にも取り組んでいく、また、やっぱりいろいろと給食の中で課題がある。ぜひ参考にしてもらえたらとも思いましたし、委託ありきでないところで市の職員力もつけていってもらえたらとも思っています。

次に、中学校給食についてです。

デリバリー選択制方式で喫食率は徐々に

上がってきているとは言いますけれども、やっぱりまだまだ1割に満たない状況であります。今後、中身の改善も含めてということをして1回目の答弁の中で部長はおっしゃっていましたが、令和8年度までの3年弱、委託業者の選定についてどのようにお考えか、お聞きしておきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 業者選定につきましては、小学校給食と同じく、中学校給食等デリバリー給食の実績や財務健全状況、有資格者の保有状況、学校給食への考え方、衛生管理やアレルギー対応等の実績のほか、調理工場の視察や実際のお弁当のサンプルなども審査し、価格の競争だけではなく、多方面から総合的に評価し選定するため、プロポーザル方式で行わせていただきます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 先ほどもちらっと言いましたけれども、今、給食業界はやっぱり民間でも大変厳しい状況にあるそうです。そんな中で、今回、新たな公募ですけれども、前回のときは応募が1者のみという状況で、なかなか選びようがないということだったのかとも思っております。今回応募してくる事業者のめど、また、仮に事業者が見つからない場合はどうなのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 中学校給食の調理業務等委託業者の公募につきましては、既に締切りをしており、複数の応募がございました。今後、工場視察や業者ヒアリング等を経て最適な業者を選定してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 前回よりは応募してくれるところが複数あったということでもあります。次の給食センターの質問に移るわけですが、給食センターができるまでの間の子供たちの安全で安心して提供できる給食、これもしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

ただ、給食センターの建設に向けて、この間も様々な議員から質問がありました。給食センターの完成が間に合わないことが仮にあったとすると、そういった場合のことは想定しているのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 現在は令和8年度中の実施を目指して様々な検討を行っているところでございます。令和8年度中の実施が延びることがあるとすれば、その期間を確定し、委託業者の契約について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 延びるとすれば、また引き続きデリバリーになるということだと思えます。私もそんなことはあってはならないと思えますけれども、万が一間に合わないことも想定されるんだとしたら、私は、以前から言っている自校方式、そういう声もやはり市民の方からも耳にします。今はセンターで作っていくという方向性で確認して取り組んでいっているということですから、しっかりと間に合わすように取り組んでいただけたらと思えます。

続いて、ハード面ではセンターを造るということでもやられています。ソフト面で、先ほども、今月、つまり9月に入って中学校給食検討委員会を立ち上げましたということで、これから議論も深めていくんだと思えます。私はソフト面での議論が今の時

期はすごく大事なんじゃないのかと思って
おります。今年度、基本計画を策定してい
くとスケジュールではお聞きしておしま
したので、その中身についてお伺いしてお
きたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 中学校給食基本計画
については、中学校給食全員喫食の基本的な
考え方や方針、実施方式、給食センターの
施設構想、事業手法などについて定めるも
のでございます。上半期は、先ほど申しま
した中学校給食検討委員会のほかに、中学
校給食の実施に向け、給食トレーや食器、
アレルギー対応等、栄養士や栄養教諭など
により詳細な実施内容を協議してまいりま
した。下半期につきましては、給食センタ
ー候補地における施設整備構想や配送ルー
ト等について委託調査を行うとともに、計
画案の策定を行ってまいりたいと考えてお
ります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 中学校は、以前言われたよう
に、学校現場で給食の体験をしていない先
生たちも給食指導の経験がないと思いま
す。以前に給食をやる、やらないの議論の
ときにも、そこがすごく意識的な壁もある
とおっしゃっていたんじゃないかというこ
を思えば、やはり令和8年といったらあ
と3年ですから、今からしっかりと現場の
中での議論を深めていっていただきたいと
も思います。

あわせて、その中心になって給食の意義
や、また指導の仕方なりを議論していくの
に、栄養士とか栄養教諭の役割が本当に重
要なんじゃないのかと、先ほど紹介した映
画も見て私は思ったりしているんです。
今、摂津市で栄養教諭や栄養士がどれだけ
配置されているのかも担当から聞いており

ますけれども、やっぱり数が少ないと率直
に思いました。例えば新任の人が来たら、
入替えみたいな形で前の人がいなくなって
新任の人が来る、産休や育休の代わりに入
っている、そういう状況の中で十分な仕事
ができるのかとも思うわけです。3年後に
はセンターができるわけで、そうなって中
学校給食が開始すれば、栄養教諭も人数が
これだけ配置できるというのが決まるそう
ですけれども、やっぱり始まる前の段階か
ら繰上げで入ってもらうことも必要なんじ
ゃないのかと思いますので、ぜひ検討もし
ていただけたらと思います。

次に、学校給食費の問題についてです。

給食費を無償化する自治体が増えてき
ていることは先ほど藤浦議員からも言われ
ております。私も調べましたら、大阪府内
で今年度で小学校では13市町村、中学校
では15市町村で、多くのところがやられ
ています。交付金頼みだけでなく、恒久的
にやろうと方針を上げているところも今多
く出てきているそうであります。そういっ
た点からして、本市も検討するべきではな
いのかと思いますし、また、料金値上げに
ついては据え置くべきではないかと思いま
すけれども、答弁を求めたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 先ほどの藤浦議員と同
じ答弁となりますが、学校給食費は学校給
食法により保護者負担となっております。
学校給食の無償化につきましては、今後の
国や大阪府の動向等を注視してまいりたい
と考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 国や大阪府の動向だけでなし
に、やっぱり近隣の状況もしっかり見て摂
津市でも取り組んでいただけたらと、これ
は強く要望しておきたいと思います。

次に、学童保育事業についてです。

入室年齢の拡大について今後進めていかれる予定となっておりますけれども、その中身についてお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 学童保育室への入室年齢の拡大につきましては、令和6年度は、まずは保育室と指導員の確保が可能な鳥飼地区の四つの学童保育室において、4年生への保育の実施を検討しております。令和7年度以降につきましては、先行実施する鳥飼地区の入室状況などの検証をしながら、保育室と指導員の確保が可能な学童保育室へ順次拡大し、千里丘小学校の新校舎が完成予定である令和10年3月31日を目標に、全学童保育室において高学年保育を実施してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 今回、四つの学童保育室で対象年齢を拡大するという点については評価するところです。ただ、ほかの地域の親御さんとかに聞いてみると、やっぱりスケジュールが遅過ぎるという御指摘を受けたりもしています。教室の確保、それから指導員の確保、いろいろ課題があるとは聞いておりますけれども、ぜひ早いスケジュール感で取り組んでいただきたいと思います。

そこで、学童保育の教室の増設についてはこの間順次取り組んでいますが、指導員確保についてのめどや取組、課題についてお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 指導員の確保につきましては、なかなか思うように取組が進んでおりませんが、これまで、広報せつつや市ホームページへの掲載をはじめ、ハロー

ワークへの求人募集や有料求人誌への掲載など、様々な媒体を活用し募集を行ってまいりました。応募自体が少ない状況にあり、今年度は週5勤務の指導員を4人採用いたしましたが、求める人数には達していません。その要因といたしましては、基本となる勤務時間が午後からの13時30分から17時30分までと短い上に、土曜日や学校の長期休業期間は朝からの勤務になるなど、勤務時間が不規則な点にあるものと思われまます。今後は、処遇面での検討を加え、少しでも多くの方に応募いただけるよう努めてまいります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 次に、民間委託について聞きたいと思うんですけども、指導員確保にも課題があって、今回、撰津小学校で民間委託をするスケジュールだということですが、保護者への説明、また反応はどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 民間委託の拡大につきましては、8月下旬に保護者会の会員らで構成する撰津市学童保育連絡協議会の役員の方々に対して説明いたしましたが、否定的な意見はございませんでした。今後、民間委託を予定している学童保育室の保護者に対して説明会を開催するとともに、御意見をお伺いし、丁寧に対応してまいりたいと考えております。さらに、年内には事業者の選定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 当該学童保育室の保護者にまだ説明がされていない、これからだとお聞きして、私はちょっとびっくりしています。5年前に最初に委託を始めていきますというときには反対の声が多くあった中で、1

年先送りして、その間、繰り返し繰り返し懇談も行って中身を伝えていったことを思えば、今回はちょっと乱暴なんじゃないのかと思います。仮に当該学童保育室の保護者から反対の声があったときには、年内にもう契約を済ませてしまうということではなしに、先ほど言われたように丁寧に対応してもらいたいと思います。

次に、4月からの保育料値上げについて、この根拠についても伺っておきたいと思います。

- 福住礼子議長 次世代育成部長。
- 大橋次世代育成部長 学童保育料につきましては、20年以上据え置いており、大阪府内では非常に低い水準になっております。保育料が現在の4,500円になった平成12年度の入室児童数は376人で、運営に係る経費は8,435万円で行っていました。令和5年度の入室児童数は1,044人に増加し、令和3年度の決算ベースの運営経費は2億5,032万円と約3倍に増大しております。この運営経費に加えまして、保育室を建設するための多額の施設整備費用も発生しており、今後、高学年保育を実施していくためには、指導員の確保や保育室の整備のためにさらなる経費が必要となってまいります。

保育料の考え方につきましては、基本的に国の指針では運営経費のおおむね2分の1を利用者が負担するものとなっておりますが、現実的には指針どおりの引上げは難しく、大阪府内の平均保育料並みの6,000円に改定をお願いするものでございます。

- 福住礼子議長 弘議員。
- 弘豊議員 多額の経費がかかっているということですがけれども、今、いろんな形で子育て世代の親の費用負担を軽くしていこう

という流れが強まっている中で、保育料を値上げしていくことはやっぱり避けていくべきなんじゃないのかと思います。

あわせて、おやつ代1,700円を保護者会で集めていると聞いています。そういったおやつ代、それから、終日保育の際は昼食も用意しないといけないけれども、持参できない、家から持ってこれない子供がいるとお聞きしました。こういったことを把握しているでしょうか。

- 福住礼子議長 次世代育成部長。
- 大橋次世代育成部長 御指摘のような児童がいることにつきましては、指導員から報告があり、認識をしているところでございます。
- 福住礼子議長 弘議員。
- 弘豊議員 これは文教上下水道常任委員会の中でも意見が出ましたけれども、おやつ代は利用料に含むことはできないのか、また、終日保育のときの昼食も提供できないのか、これはぜひ検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、地球温暖化対策ですけれども、市としてのアクションがもっと必要なんじゃないのかと思っています。今の時点で46%の目標というのは低いと思うんですけれども、市としてもっと具体的な取組ができないのか、お聞いします。

- 福住礼子議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 自然のエネルギーとして自然界に常に存在する再生可能エネルギーの導入につきましては、本市の地形的特徴からは、風力・水力発電に適した山間部が存在しないことから、太陽光の有効利用が最優先であると考えております。計画においても、施策の方向性として、再生可能エネルギー等の導入促進には市有施設への太陽光発電、蓄電池等の導入を掲げており

ます。

今年度は温水プールに太陽光発電設備を設置する予定であります。今後、太陽光発電設備の導入には初期費用がネックになっている部分がございますので、短期的に多くの太陽光発電設備を導入する手法として、初期費用がかからないPPAモデル等についても調査・研究してまいりたいと考えております。

また、今後新たに設置が予定される市有施設につきましては、快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーをゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ビル化の検討を関係部署とともに情報共有しております。今後も計画に基づき再生可能エネルギー等の導入を促進してまいります。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 様々な事業に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、一つ提案として、エネルギー消費の少ない省エネ家電に対する助成金を出している自治体があるかと聞いています。摂津市でも検討されないのか、見解をお伺いします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 他の自治体において省エネ家電への切替えに対する補助事業を実施していることは承知しております。

本市の計画においても、施策として省エネルギー機器の導入促進を掲げて、事業として高効率機器の導入促進を行うこととなっております。令和5年度から、高効率機器の導入促進の一環として、都市ガスやLPガスを素に電気をつくり出す家庭用燃料電池システムの設置に係る補助を開始しておりますが、さらなる施策の展開として、御提案があった内容も含め、他市事例を参考に調査・研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 ぜひ実現をお願いしておきたいと思っております。

時間がなくなりましたので、4点目の質問はまた別の機会に改めてやりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○福住礼子議長 弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後3時17分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 最後になります。重なるところがありますが、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

新鳥飼公民館のエレベーター設置についてであります。

今後、超高齢社会を迎えるに当たり、新鳥飼公民館のエレベーター設置計画はあるのか、お聞きをしたいと思います。

続いて、ごみステーションのカゴについてです。

以前も質問をさせていただきましたけれども、まず、資源ごみの収集状況についてお聞きをします。

続きまして、台風7号における対応についてです。

直撃を免れた8月15日の台風7号の状況をお聞きします。

続きまして、太中浄水場2号井戸の運転停止についてです。

今回の運転停止した経緯についてお聞き

をしたいと思います。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。

まず、河川防災ステーションについてですが、現在の進捗状況についてお聞きをします。

続きまして、府道大阪高槻線についてですけれども、当市計画道路廃止以降、歩道の未整備区間における取組についてお聞きをします。

続いて、学校統廃合についてです。多くの議員も質問されましたけれども、改めて進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

1回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 新鳥飼公民館のエレベーター設置についての御質問にお答えいたします。

公民館は、地域における生涯学習活動の拠点となる重要な施設であり、誰もが公民館を利用できる環境を整備することが重要と考えております。特に、エレベーターの設置につきましては、障害のある方や高齢者の方にとって垂直移動の大切な手段であり、その必要性は認識しているところでございます。しかしながら、既存施設へのエレベーターの設置は、エレベーター棟の建設等多額の経費が見込まれますことから、老朽化対策や施設の置かれている状況等も見極めながら、施設の効果的なバリアフリー化について研究してまいります。

なお、新鳥飼公民館につきましては、鳥飼体育館と兼用で車椅子利用者のためのスロープが設置されていることから、現在、スロープを活用いただいているところでござ

います。

続きまして、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合についての御質問にお答えいたします。

令和4年度に摂津市立小中学校通学区域等審議会が取りまとめられました答申を踏まえ、令和5年4月の教育委員会定例会にて、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画骨子案を作成し、鳥飼小学校・鳥飼東小学校区の就学児、未就学児の保護者を対象とした説明会を計4回実施いたしました。その後、鳥飼小学校・鳥飼東小学校区の自治会長、第五中学校区の青少年指導員の方を対象に、また、7月末から8月上旬に対象者を限定しない説明会をそれぞれ実施いたしました。

今後につきましては、説明会等でいただいた御意見を踏まえ、教育委員会で鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置計画(案)を作成し、10月にパブリックコメントを実施する予定といたしております。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 資源ごみの収集の状況についての御質問にお答えします。

本市のごみ収集は、茨木市との広域ごみ処理が始まった4月以降、普通ごみ、複雑ごみは原則戸別収集で、資源ごみ、指定ごみにつきましては地域の収集場所に排出していただくステーション収集としており、その数は市内におよそ2,000か所ございます。

ステーション収集に当たっては、各ステーションを管理する自治会や地域住民の方などに、3種類の折り畳み式資源回収かごのほか、資源専用ネットを貸与し、それらを使用して資源ごみ、指定ごみの排出をお願いしており、折り畳み式資源回収かごや

資源専用ネットにつきましても、自治会や地域住民の方などで管理していただいております。

近年、どの地域も高齢化が進み、高齢者の方から、折り畳み式資源回収かごについて、かごが大きく、また重く、準備や後片づけが大変、また、固くて折り畳むのが大変といった御意見や、軽いかごにしてほしいとの御要望をお聞きしているところでございます。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 台風7号の状況についての御質問にお答えいたします。

台風第7号は、8月15日午前5時前に、中心気圧975ヘクトパスカル、最大風速30メートル毎秒、瞬間最大風速45メートル毎秒の規模で和歌山県に上陸した後、近畿地方を北上しました。

本市の気象状況といたしましては、8月14日21時5分に暴風警報が発令され、翌15日午前0時56分に大雨警報が発令されましたが、同日16時14分に警報が大雨・強風注意報に切り替わり、その後、台風第7号は17日15時に温帯低気圧に変わっております。

本市における瞬間最大風速は、消防本部観測値で25.5メートル毎秒となっており、河川の水位は、淀川の枚方水位観測所で、氾濫注意水位4.5メートルに対し、最大水位はマイナス0.23メートル、安威川の千歳橋で、氾濫注意水位3.25メートルに対し、最大水位は0.99メートルとなっておりました。

○福住礼子議長 上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 太中浄水場2号井戸の運転停止の経緯についての御質問にお答え

いたします。

太中浄水場の6本の井戸は、地下50メートルより深い位置にある地下水をくみ上げる深井戸でございます。また、くみ上げられた水は、定期的に水質検査を実施し、安全な水道水の供給に努めているところでございます。

PFOS及びPFOAにつきましては、厚生労働省が令和2年に水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目に位置づけ、暫定目標値が1リットル当たり50ナノグラムに定められたことから、本市におきましても、太中浄水場の井戸混合水を令和2年度より年3回検査しております。検査結果につきましては、これまで1リットル当たり7.7ナノグラムから14ナノグラムの間を推移しておりましたが、令和5年5月の検査において1リットル当たり15ナノグラムと、毎年僅かに増加傾向が見られたため、8月8日の検査で、井戸混合水に加えて各井戸で採水した計7検体の検査をしたところ、2号井戸から採水した検体が1リットル当たり45ナノグラムとほかの井戸より高い値を示したため、同月18日に2号井戸からの取水を停止したところでございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼地区河川防災ステーションの進捗についての御質問にお答えいたします。

昨年度に住民の皆様からいただいた御意見等を踏まえた検討結果について、本年5月21日に国と合同で住民説明会を開催いたしました。今年度は、既存の水路や堤防横の道路の取扱いについて、住民の皆様の見解を踏まえ、国と協議を進めております。また、並行して用地買収に着手してお

り、国と市と合同で関係地権者との交渉を進めております。引き続き、国とも協議しながら、河川防災ステーションが早期に完成できるよう努めてまいります。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 府道大阪高槻線の都市計画道路廃止以降、歩道未整備区間における取組についての御質問にお答えいたします。

府道大阪高槻線につきましては、大阪府において、平成23年3月策定の都市計画道路見直しの基本方針に基づき、都市計画決定後、長期にわたり事業未着手となっている大阪府内の路線についての見直しが行われ、交通容量に対する交通処理等の計画の必要性や30年先の事業の実現性などを検証した結果、平成26年2月に府道大阪高槻線の都市計画道路計画が全線廃止されました。その際、大阪府からは、都市計画事業としては廃止するが、引き続き交通安全対策を進めるとのことでした。

しかしながら、現在におきましても歩道幅員が確保できていない区間や段差解消などの交通安全上の問題は依然として残されたままであることから、道路管理者である大阪府茨木土木事務所と市との間で毎年実施している市長と土木事務所長が意見交換する場で直接要望するほか、大阪府市長会や北摂市長会、大阪府議団要望など、様々な機会を通じて継続して強く要望しております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答でよろしくをお願いします。

新鳥飼公民館のエレベーター設置についてですけれども、新鳥飼公民館の利用者は高齢者が多いと聞いております。高齢者の方の利用が多いのであれば、新鳥飼公民館

にエレベーターが必要であると思うんですけども、今後、設置の考えはないのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 新鳥飼公民館をはじめ、公民館の今後の在り方につきましては、地域課題の解決のための活動につなげていく役割、地域コミュニティーの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割も考慮するとともに、摂津市公共施設等総合管理計画を踏まえ、検討していく必要がございます。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、既存施設へのエレベーター棟の設置は多額の経費が見込まれますことから、エレベーター設置につきましては、今後の公民館の在り方を見据えた上で検討を行う必要があると考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 味生公民館はコミュニティセンターとしてエレベーター設置を進められようとしていますけれども、新鳥飼公民館は、先ほどの答弁で今後の公民館の在り方を見据えた上でということであります。高齢化社会、バリアフリーの観点から、エレベーターが今必要だと思うんですけども、これは鳥飼東公民館も同様であります。今必要な人は、しまいに公民館を利用したくてもできないことになりますので、まずエレベーター設置を考えていただきませうように要望したいと思います。

続いて、ごみステーションのカゴについてです。

高齢化によって資源回収のかご出しが困難になっているケースについてですけれども、他の自治体の状況は把握しているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 本市では、ステーション収集の際に、折り畳み式資源回収かごや資源専用ネットの使用をお願いしております。近隣市においても、本市と同様に折り畳み式回収かごを貸与しており、かごの軽量化等の要望について苦慮している自治体もございます。

一方、各自治体によっては、ごみの分別・収集方法が異なるため、希望される場合のみ折り畳み式回収かごを貸与する自治体や、排出者自身でかごを用意してもらう自治体、かごを利用しない自治体もございます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 今後、資源回収かごについてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 折り畳み式資源回収かごについて、重たい、扱いづらいなどの御意見をいただいていることから、資源回収かごの改善については一定対応が必要であることは認識しております。現在、小型の資源回収かごや買物かご型の代用品を準備し、要望があれば、ステーションの状況も踏まえた中で取替えの対応をさせていただいております。

資源回収かごの改善につきましては、耐久性やサイズ、コストなどのほか、強風時に飛ばされない、また、破損しにくい等の条件もあり、課題が多くございますことから、本市の実情に合った資源回収かごについて検討してまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 私でさえ資源回収かごは重たくて、しかも何個も出さなければならぬのは大変です。高齢で腰が曲がっている方やつえをついている方などはけがをする危

険があります。高齢の方に代わって隣の方といっても、同じようにまたその方も高齢で、またその隣の方も同じように高齢であります。代わって若い人がといっても、若い人がおらない状況でありますので、先ほど答弁がありましたように資源回収かごの改善を検討するということでもありますけれども、根本的な改善は資源ごみの戸別収集だと思いますので、その点も検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続いて、台風7号における対応についてですけれども、広域の判断や、市民がどういった行動を取るべきだったのかについてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 台風が近畿地方に接近すると予想される場合は、市民の皆様には、テレビやラジオ、インターネット等を通じて気象情報や河川水位情報などの防災情報を収集いただくとともに、いざということ想定して、水害発生時の御自宅等の被災状況、御自身の命を守る避難行動などについて御確認をいただきたいと考えております。

また、暴風対策といたしましては、御自宅の窓ガラスを飛来物から守るため、雨戸を閉め、屋外で飛ばされそうなものは屋内に収納する等の事前の準備を行っていただくとともに、不要不急の外出を控えていただきたいと考えております。

市としては、暴風警報の発令が予測される場合は、5か所の公共施設を自主避難所として開設し、その旨を市ホームページや市公式LINE、登録制の防災情報メール等でお知らせいたします。御自宅で避難に不安がある場合には、自主避難所が開設されたお知らせを見ていただきましたら、警

報が発令される前に自主避難所へ避難いただきたいと考えております。

水害対策としては、河川水位が危険な状況になる可能性がある場合は、市から広域避難を推奨するお知らせを出すこととしており、その場合は早めに広域避難を開始していただきたいと考えておりますが、今回の台風第7号の接近中はそのような状況には至りませんでした。

災害はいつ発生するか分かりません。市民の皆様が災害リスクを正しく理解し、適切な避難行動を取ることができるよう、市としては、平時より必要な気象情報等の入手方法、活用方法等の周知を徹底するとともに、災害の発生可能性がある場合は、正確な情報を適時発信してまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、市内で被害の大きかった平成30年の台風21号ではどのような状況だったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 平成30年の台風第21号は、上陸時の中心気圧が950ヘクトパスカルであり、本年の中心気圧975ヘクトパスカルの台風第7号と同様に、非常に風が強く、本市では雨が少ない台風でございました。

また、平成30年の台風21号でも、暴風警報が発令されていたため、本市としては、自主避難所を開設するとともに、開設したことを、さきの答弁でも御説明しましたLINEを除いて、本市のホームページ等により市民の皆様にお知らせしております。水害に関しては、本年の台風第7号と同様に、安威川の千歳橋で避難判断水位まで上昇することはなく、避難指示等を発令する状況には至っておりませんでした。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 今回でも多くの議員から質問があり、市は、広域避難を推奨とおっしゃっていますけれども、本州に上陸してから近い距離での情報で避難等の行動を取ると身に危険が及ぶ可能性が高くなると思うんです。本州に上陸する以前、太平洋上の段階で判断しなければならないと思うんです。特にスマホをお持ちでない方とかSNSを利用していない方にはどのように早期に正確な情報を提供するのか、安威川や淀川が氾濫したときのハザードマップは各戸に配布されていますけれども、それよりも用水路など内水氾濫の場合は市民にどのようにお伝えをするのかということころは、多くの議員から質問があつてこれから検討を考えていくということであります。その点も検討を今後考えていただきますように要望とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

続いて、太中浄水場2号井戸の運転停止についてですけれども、2号井戸の運転停止による取水量の減少にはどのような対応をするのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 太中浄水場では、浄水した自己水に大阪広域水道企業団から受水した水を加えて市内に給水しております。太中浄水場の6本の井戸からは、1日平均約7,000立方メートルの水を取水しておりましたが、2号井戸停止により取水量が1日平均約600立方メートル減少いたします。取水量の減少分につきましては、大阪広域水道企業団からの受水量を増量することにより安定的な水道水の供給を確保いたします。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 安藤議員への御答弁があったとおりに、2号井戸の停止によって太中浄水場の水道水は安全性を高めているとのことでもありますけれども、今後、他の井戸からもPFOS及びPFOAの数値が暫定目標値を超えるおそれがあれば、その井戸を停止するのか、お聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 上下水道部といたしましても、市民に安全で安心な水道水を供給することが最大の責務であると認識しております。今後も、井戸ごとの水質検査を継続実施する中で、PFOS及びPFOAの暫定目標値を超えるおそれのある井戸があれば、今回と同様にその井戸の運転を停止し、水質の確保に努めてまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 引き続き水質検査をして、必要であれば、ほかの井戸の取水も停止し、水質確保に努めるということでもありますけれども、市長に今回の件について見解をお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

報道等々によりますと、全国的に川の水、そして地下水等々を浄水して水道水に充てているところがございますが、暫定目標値を超え、使用を停止しているところもたくさんあるようでございます。摂津市におきましても、御指摘のように一部地下水を水道水に充てております。深いところで200メートルぐらいの深さの地下水でございます。そういうことで、我々の目も手も届かないところにあるんですけれども、それだけに、PFOAのみならず、いろんな化学物質について定期的に点検をしておるところでございます。

今回、そのうちの2号井戸について、今までとは違った変化が見えたわけでございます。暫定目標値内ではありますけれども、水は市民の命でございます。即止めるということで止めることにいたしました。今後、さらに今まで以上にチェック機会の頻度を上げてまして、より安全・安心な水の確保にしっかり努めないかん、そういった思いでございます。

以上です。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 市長から御答弁をいただきました。太中浄水場のほかの井戸の運転停止につながらなければいいとは思いますが、市民の安全・安心の水をまず一番に考えていただいて、要望とさせていただきます。

続いて、鳥飼まちづくりランドデザインについてです。

まず、河川防災ステーションについてですが、完成に向けて、地権者の中でも山星屋の用地交渉の進捗状況についてお聞きをしたいと思います。

また、次回の住民説明会はどのような内容で、いつ頃を検討しているのか、お聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

河川防災ステーション事業用地の大部分を占めます山星屋様の土地の重要性につきましては、本市といたしましても認識いたしております。しかしながら、山星屋様を含め、用地交渉の進捗状況につきましては、個別の事案となり、お答えを差し控させていただきます。

先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、現在、既存の水路や堤防横の道路の取

扱いについて国と協議をしております。今回の説明会は、これらの取扱い等の具体的な案ができたタイミングと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 山星屋には本市から売ってほしいという話でありますから、時間がかかって山星屋が待てなくて河川防災ステーションが頓挫することにならないように、この辺はぜひともよろしくお願ひしたいと思いますので要望とさせていただきます。

続いて、府道大阪高槻線についてですが、鳥飼まちづくりグランドデザインにおける府道大阪高槻線の位置づけについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインにつきましては、摂津市行政経営戦略の地域版として、鳥飼地域における将来像を示しながら、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すこととして策定されました。

その中で、府道大阪高槻線は、歩道の凸凹、段差等の自転車通行、歩行における危険な箇所もあり、高齢者や子供をはじめ、居住者にとって危険で利用しづらい状況であることを課題としております。これらの課題の解決に向けた取組の方向性については、自転車通行や歩行における危険な箇所を改良し、居住者が安心・安全に歩行等ができる環境整備に取り組むとしております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 都市計画道路の廃止の際に、大阪府からは、都市計画道路としては廃止にするが、交通安全対策を進めるとの条件で、本市はしぶしぶ承諾したと私は思っているんです。その際に、私は大阪府が今後

の対策はしますという約束をしていた認識があるんですけども、市長はずっと関わりを持っておられますので、市長にその点を含めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 御案内のとおりですけども、摂津市内の主要インフラといひますか、ほとんどのインフラは大阪府の管理下にあるかと思ひます。そういうことでは、大阪府政とは切っても切り離せない、また、いろいろお世話になっております。

そんな中、ある日突然ではありませぬけれども、大阪府内のいろんな道路、インフラの都市計画決定の見直しが表明されました。もう私は大阪府議会議員を離れていたときなので、少しえっと思っただんですが、立場が立場で、直接談判するような立場でもなかつたんですけども、ちょうどそのときに大阪府市長会の会長職にありましたので、大阪府の都市計画審議会に出向きました。やっぱり言うことを言うとかんといかんぞと思っ、確かに何十年もたった都市計画をそのままほったらかしにしておくのはよくない、見直しはどこでもあり得ると。ただ、これだけの大きな見直し、あるいは廃止を表明する以上は、それなりの覚悟を持っているんやろなという話をしたと思ひます。そのときに、交通安全対策で優先順位が都市計画決定のときより下回ることはありませぬとの話を当局から受けたのを思い出しております。それにしては、その後はもう一つでありまして、もうそのときの職員はおらんかも分らんけれども、あのとき言うてたことを大阪府として真剣に覚悟を持ってやっているんかいということは今でも感じております。

これは、ルール上といひますか、少しハ

ードルの高い話で、許されることかどうか分からないけれども、全部をどうせえこうせえじゃなくて、市内の府道のここはというところについては、私は摂津市の予算を投入してでもやりたいんやと、摂津市の覚悟を持ってでも、もう一度私が直接担当部に話に行きたいと思っています。今はそれ以上でもそれ以下でもございません。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 市長から強いお言葉をいただきました。私も、茨木土木事務所に直接道路に関して要望なりとか話をさせていただいて、実際に現場に出られている方とかと話をするんですけども、今までの摂津市との話は知らないという方がたくさんおられるんです。ぜひとも市長には、大阪府の職員全ての方が摂津市との間の話が分かるように、そういう約束、話があったことを分かってもらえるように進めていただきたいと思います。

先日、大阪高槻線を片側2車線にして拡幅して、1車線をバス優先道にしてはどうかという声があったんです。なるほどと思ったんですけども、都市計画道路として廃止になっているしと思いながら、鳥飼グランドデザインにおいて都市計画道路として復活を求めていくことはできないのかとか、そういうことも検討いただきたいと思いますので、要望としますのでよろしくお願いします。

続いて、学校統廃合についてですけれども、説明会での意見についてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 鳥飼小学校・鳥飼東小学校区の就学児、未就学児の保護者を対象とした説明会では、計70名の方に御参加いただき、様々な御意見を頂戴いたしまし

た。その中でも最も関心が高い項目といたしましては、通学路の安全や通学距離など児童の通学に関することでもございました。また、学童保育やPTAの在り方、人口減少への対策等についての御質問もいただいております。一方、自治会長や青少年指導員の皆様からは、保護者の皆様と同様に児童の通学に関する内容が多くございましたが、統合後の跡地に関する質問や要望もいただいております。いただいた御意見等につきましては、庁内の関係課で構成するワーキンググループで共有し、検討を進めているところでございます。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 昨日からの答弁とか以前からの答弁で私は納得がいていないんです。それは、全国的に人口減少となるから、児童数、生徒数、人口が減るのは仕方がないという答弁で、私は、全国的に人口が減少しても、それに逆らったの形をつくれればいいと思っているんです。目先は児童数、生徒、人口が減少するけれども、鳥飼グランドデザインをすれば、児童数、生徒数、人口が増加して、再び鳥飼東小学校が再開できるような施策を考えていくべきではないのかと思うんです。鳥飼地域の児童数、生徒数、人口が減少しても仕方がないという意見を市民の皆さんが思っているのかと思うんです。市民はやっぱり増やしたい、増えたらいいと思っているはずなので、人口が全国的に減るからという今までの答弁はやめていただきたいと思います。

○福住礼子議長 森西議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第59号など5件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分について、9月8日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

○福住礼子議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第62号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件、議案第63号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第64号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、以上4件について、9月7日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第62号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○福住礼子議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分及び議案第60号、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上2件について、9月7日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上、報告とします。

○福住礼子議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議案第59号、議案第62号、議案第63号についての反対討論を行います。

初めに、議案第59号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第5号)についてです。

この予算案では、学童保育事業について、摂津小学校の6クラスを来年度から民間委託に切り替えるための債務負担行為の設定と引継事業の予算が計上されています。現在の3校5クラスの委託が始まって今年で4年目です。事業者の選定において、保育事業などの実績のある市内社会福祉法人及び学校法人に限定していることもあり、現場では大きな問題もなく、保護者の皆さんにはおおむね高評価をいただいているとの報告を受けました。この間、2回の事業者選定の公募において手を挙げる事業者が少なく、指導員確保の課題、また、

保育事業における慢性的な保育士不足の状況からしても、民間事業者に頼り切った今回の提案には疑問を拭えません。5年前には民間委託を開始することに抵抗感があった保護者会の理解を得るためにと繰り返し丁寧に協議を重ねてきたプロセスを振り返ってみても、今回の提案は乱暴で拙速と言わざるを得ません。

学童保育事業の運営主体や指導員は、子供、保護者、学校、地域との関係を重視し、安定性、継続性が求められます。3年ごとに事業者が変わる可能性もあるのが民間委託です。学童保育運営指針と照らしても、やはり直営を基本に検討し直すことを求めています。

また、学校給食調理業務の民間委託も、小学校給食が5年間、デリバリー選択制の中学校給食が給食センター完成までの約3年間、債務負担行為で上がっています。おいしい給食を全ての子供たちに安全・安心に届ける上でも、調理業務を含めて公が責任を持って進めていくのが基本だと我々は考えています。委託業者が撤退し、給食が滞ってしまう事案が身近な府立摂津支援学校で起きました。物価高騰の影響も含め、様々な要因が重なり合っていることですが、こうした委託業者の撤退は、摂津市では以前にも経験していることですし、改めてリスク認識を強く持つことが必要です。

また、業者選定で事業者が新しくなるたびに、引継業務などで栄養士や調理師の役割も大きくなりますが、現状の栄養士の体制、現業不補充路線の下、給食調理員の体制も心配です。

今後の中学校給食センターの開始に向けて、安全・安心のおいしい学校給食を続けていく上でも、委託ありきではなく、根幹を担う栄養士や調理員などの人材を確保・

育成していくことを強く求めます。

次に、議案第62号、摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

今回の条例では、学童保育室の入室年齢を小学3年生までから4年生以上に拡大することが盛り込まれました。大阪府内各市と比べても、また、自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に照らしても、その実施は大変遅れていたものです。しかも、全小学校一斉実施ではなく、当面、鳥飼地域の四つの小学校に限定されたことは不十分だと言わなければなりません。

また、同時に示された現行4,500円から6,000円の利用料の上げは到底認められません。低所得の非課税世帯への減免制度はあるものの、その対象は全体の1割にも満たないとのこと。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響で繰り返し子育て世帯に給付金などが実施されている背景には、子育てや教育費の経済的負担が少子化の要素の一つに挙げられているからです。多くの自治体で学校給食費の無償化や子ども医療費の無償化の流れのある今日、学童保育においても負担の軽減こそ求められていると考えます。一般質問で述べたように、土曜や夏休みなど終日利用の際にお弁当を持ってこられない子供、おやつ代月1,700円を持ってこられない子供が現にいるわけです。利用料上げは中止し、学童給食の検討や一層の負担軽減の取組を求めます。

議案第63号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

今回の条例では、指導員不足を補うための措置として、研修を2年以内に受講する

予定があれば未修了であっても構わないという要件の緩和が盛り込まれています。これは国の基準の緩和に沿うものであって、摂津市ではそういったことは想定していないとのことでした。しかしながら、こういった要件緩和が、指導員の地位向上や、その指導員や支援員の求められている資質、専門性を阻害する要因になりかねないとも言えます。安易な要件緩和はやはり抑制的でなければならぬと申し上げ、以上、反対討論とします。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

議案第59号及び議案第63号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第60号及び議案第64号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

議案第62号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程3、議案第66号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 議案第66号、工事請負契約締結の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案参考資料1ページから7ページを御参照ください。

本議案は、摂津学童保育室増設工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津学童保育室増設工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約金額は2億944万円でございます。

契約の相手方は、大和リース株式会社大阪本店、住所は、大阪府中央区北浜東4番33号、代表者は、本店長、堀越良一でございます。

工事の内容につきましては、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、屋外付帯工事一式で、摂津小学校における学童保育室入室希望者の増加及び入室対象学年の拡大実施を鑑み、増設するものでございます。

以上、議案第66号、工事請負契約締結の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好義治議員。

○三好義治議員 議案第66号、ただいま上程されている案件について質疑していきたいと思います。

まず、この増設工事に関わるものは、実は私は初めて伺うんですけど、その中で、なぜこの時期にこのタイミングで工事請負契約が上がってきたのかを伺いたいと思います。

さらに、随意契約の中での公募型プロポーザル方式を取られた背景です。実際に当

初予算を見ますと、令和5年度に実施設計が組み込まれて、実施設計の後、即こういう契約案件になっていると理解をしているんですが、その辺についての理由をお聞かせいただきたいと思います。

2者によって最終審査が行われて、ここに名前を書いていますのでそのまま言いますが、実際に大和リース株式会社が随意契約者となられておりますが、この提案額、要は契約額が消費税込みで2億944万円となっております。これに対する提案額はそれぞれ幾らぐらいやったのかという内容と、それから、この建物を見ますと、構造図としてプレハブ構造のような感がしてならないんですが、この構造についても聞かせていただきたいと思います。

さらに、増設工事ということで、今、児童・生徒に対しては、校内に対しても安全・安心の治安関係を重視しております。この図面を見ますと、全て入室は屋外階段になっておって、治安関係はどのように配慮されているのか。さらに、省エネの観点からも、室内階段で入り口を1か所にして省エネを図っていくのが今の時代です。そういったところで、6室ある中で、治安的な問題でも全て屋外から入り口に入る、さらに、省エネの観点からこういった建物構造にしたのはどういった理由なのか聞かせていただきたいと思います。

それと、増設の説明で、現在の建物が建設された後の学童保育はそのまま残した状態でやられるのか、この見積りの中に入っているのか、こういったことについてなど多岐にわたりますが、何せこれは初めてなので、せっかくの機会ですから御質疑をさせていただきます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 御答弁申し上げます。

す。

まず、タイミングのお話でございますけれども、当初予算におきまして、摂津小学校の学童保育室と三宅柳田小学校の学童保育室の工事を想定しておりまして、本来でしたら、4月以降、プロポーザルに関する取組を進めて、この第3回定例会の初日に工事案件として提出をすべきところであったと思います。ただ、上半期の子育て支援課の政策的な業務が多く国の突然の給付金等もございましたし、アンケートの調査だけでも、子供の実態調査であったり、ひとり親の実態調査もあり、かなり多忙を極めたために、どうしても初日に間に合わず、追加議案になってしまったということで、そこは大変申し訳なかったと思っております。

公募型プロポーザルなんですが、学童保育室につきましては、先ほど議員からもありましたけど、基本的にプレハブ構造としております。規模はかなり小さいですけども、以前にも味舌小学校、千里丘小学校で同様のプレハブの工事を公募型プロポーザルで実施しています。プレハブでございますので、設計・施工監理の一括方式ですることによって工期の短縮であったり、ある意味プレハブに特化した設計業者のノウハウが活かされる中で実施してきた経緯がございます。今回の摂津小学校についても同様に公募型プロポーザル方式を採用しております。ただ、建築コストの高騰等もございまして、金額的にはかなりのものとなり、議会の案件となっているということでございます。

2億944万円の契約額なんですが、プロポーザルの段階では、これに500万円程度上乗せの当初予算額と同額で提案がございまして、プロポーザルで第1優先業者

を決定して、その後、随意契約の中でコストの精査をしてみたいんですけども、最終的には2億944万円になったということでございます。

プレハブ構造につきましては、先ほども御答弁申し上げましたように、学童保育室はこれまで摂津小学校以外もプレハブを設置しておりまして、他市の学童保育室についても校内の運動場等にプレハブで設置しているものが多くなっているのが現状でございます。

治安関係なんですけど、今回は現状の保育室の部分と重ね合わせての答弁になるんですけども、現在、摂津小学校の学童保育室につきましては、正門を入ってすぐの校舎外のところに2教室ございまして、そのほかに校舎内の4教室を借り受けて6教室で実施しているところでございます。この状況の中でかなり入室希望が増えておりまして、1年生から3年生までの対応でも、現在の6教室ではなかなかしんどい部分が出てきております。4年生以上の学年延長を見据えますと、やはり全く足りない状況がございます。ただ、校舎を平成28年、平成29年で増築しておりまして、建設場所がどうしても限られ、増築した新校舎の公園寄りしかスペースがございまして、現在砂場があるんですけども、砂場を移設して、そこに2階建ての6教室を建てるしかスペースがなかったのが現状でございます。その中で、入り口等については提案の中でそういう形になったということでございます。

この6教室ができた後なんですけども、基本的には、この6教室プラス校舎外にある2教室の8教室が学童の専用棟ということになると思います。8教室でどこまで運用できるかということはあるんですけども、

将来的には6年生までの延長も視野に入れておりますので、そうならば校舎内の教室も借りながら運用していくことになるかと考えております。この校舎内、校舎外というのは、摂津小学校だけではなくて、ほかの千里丘小学校等でもそういう状況になっておりまして、なかなか全ての学童児童を専用棟もしくは校舎内で受け入れるのは難しい状況にあるのが現状でございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 学童保育室の増設理由については理解しているんです。今回は契約の関係ですから、これに絞って話を伺いたいと思います。

まず、主な工事内容で、先ほど言っている屋外の附帯工事一式で、外構工事になると思うんです。先ほどプレハブ構造ですという回答が来たんですけど、プレハブ構造の中でも、省エネの観点はどうですか、治安の観点はどうですかということについては回答がなかったと思うんです。

先ほど、治安の観点で、現行でいけば、外の学童保育室がプレハブ構造で、あと、教室側に学童保育室を置いていると。校舎側は入り口が1か所やから、施錠等も含めて治安関係も十分に安全・安心な学童保育室になるんですけど、こういった屋外式で、6室それぞれ一個ずつ扉を開けなければならない構造が、これまでの安全・安心の教室とか校内での安全・安心の確保につながっているのかということを知りたいんです。従来がそうやからではないんです。従来がそうやったから、今、正門で受付員を入れているんですけど、さらに今回も時間を延長されるんです。

それと、もう一つ、省エネの観点といたら、やっぱり入り口を1か所にして、こういう屋外廊下でなしに、入室して、扉を

1か所閉めたら空調が効く、こういった構造にするのが省エネの観点と違うんですか。基本的に言えば、もともと建築確認申請が要らなかったときには、プレハブ構造で基礎が要らなくて建築確認申請が要らない。しかしながら、今は基礎工事も要るから、材料のことだけやから、ALCでやろうが鉄筋コンクリートでやろうが、基礎さえできればそんなに工期は変わらないと思うんです。こういったことを改めて説明いただけますか。

それと、先ほどの実施設計は今年度予算やったんですね。実施設計がいつ終わって、この契約がいつやってきたのか、もう1回具体的に教えていただけますか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 御答弁申し上げます。

まず、治安の観点でございます。恐らく土曜日であったり長期の休業期間中の学校が休みのときの正門からの動線のお話であろうと思うんですけれども、現在、正門から入ってすぐのところに2教室がございます。そこには当然既に学童指導員を配置しておることになるわけなんですけれども、そこから運動場を通過して新しい学童専用棟までの間をどうするかについては、今後、治安の観点、安全性の観点を含めて少し検討させていただきたいと思っております。

おっしゃっていただいた省エネの観点については、私の認識不足で大変申し訳ないんですが、空調関係も含めて入り口を1か所にしてということでございます。基本的には、今後、学年が1年生から6年生まで拡大する中で、それぞれのクラスに担任補助がいますので、あまり異年齢、異学年の入り口を一つにするのはどうなのかと個人的には思っているところでございます。

あと、実施設計でございますけれども、これは設計・施工監理の一括の方式でございまして、議会の承認をいただいて設計に入っていくことになります。設計の前段階として、昨年度、学校の敷地内に学校以外の構造物を建てることになっていまして、建築基準法の問題であったりある程度精査・調査しておりますので、それで対応していくということで考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 最後がちよっと聞き取りにくかったんですけども、実施設計については、当初予算で学童保育室増設工事実施設計委託料というのが2,552万円計上されているんです。だから、この予算を見てから私は今質疑しているんです。工事監理委託料も660万円計上されております。学童保育室の増設工事が3億1,878万円で、要は、予算もあるんやったら、本来は治安と省エネも考慮した建築構造でやるべきと違うのかというのが質疑の趣旨なんです。決して足を引っ張ろうとは思っていないので。ただし、実施設計イコール即工事契約が着手できるんやったら、今後の摂津市における工事関係に関しても、スピード感を持って工事に着手いただけるんやったら、まずこういう手順を見本としてからやっていったらいいと思うんです。

今うなずいてくれているけど、まず、省エネの観点とか、それから治安の観点は、今どうせえということもないんやけど、屋外階段やから、これで消防法上、建築確認申請が通るんやったら、今、屋外階段になっているのを、2階に行く階段のところには扉をつけるとか、このままやったら子供は雨ざらしで靴を脱がなあかんです。外壁をくぐってから治安をよくするために1か

所で施錠ができるとか、空調もそうやってできるように、そういったきめ細かな配慮もしていただけたらどうかと思うんですけど、こういった部分的な変更はこの中でいけるんですか。

もう私は3回目の質疑やから最終的に言うんですけども、子供の安全・安心な学童保育、行きたくなるような学童保育にさせていただき、保護者が安心できるものにしていただく、また、SDGsの中で省エネの観点を常に置いておく、こういったことの中で検討はできますか。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 まず、予算の関係ですけれども、予算書に上がっております設計工事と工事監理、これはいずれも摂津小学校と三宅柳田小学校の両校の分がまとめて入っているということでございます。ですから、摂津小学校の分だけではございません。

省エネとか治安の関係の学童児童のための配慮ですが、基本的には、現状、この随意契約を締結するに当たって、プロポーザル以後、ある程度詰めた状況の中での数字となりますので、どこまで変更できるかは今お答えしにくいんですけども、変更契約ということになるかもしれません。ただ、もう一度おっしゃっていただいた安全面だったり省エネ面のところを業者と一度検討させていただきたいと思います。

(「議事進行」と三好義治議員呼ぶ)

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 当初予算で実施設計予算が計上されている約2,500万円は、私も三宅柳田小学校と摂津小学校の学童保育というぐらいは認識しております。そのうち、この実施設計予算で摂津小学校の学童保育の実施設計を行って即契約が結ばれ

る、それをこの短期間でやられたことについての背景を聞いているんです。今までやったら、基本設計1年間、実施設計1年間、次に契約で3年間かかっていたんです。だから、こういう手法があるんやったらぜひとも教えとってもらいたいと思いました。

議事進行を出したのは、三宅柳田小学校が入っているのは分かっています。ただし、この実施設計について、いつ終わって契約に至ったか、改めて教えてください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 今回の公募型プロポーザル契約につきましては、先ほども申し上げましたように設計・施工監理の一括方式でございまして、これから議案として可決いただきました段階で設計に入るということでございまして、過去、千里丘小学校、味舌小学校でも、もちろん先ほど申し上げましたように議会の議決はございませんけれども、同様の方式でやっていた経緯はございます。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第66号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第12号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、ただいま上程となりました議会議案第12号、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議員等が逮捕、勾留等の身体を拘束される処分を受けたときには、その期間に係る議員報酬及び期末手当の支給を一時停止し、判決の確定をもって支給または不支給とするため、本条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について説明させていただきます。

第5条は、議員報酬の支給の一時停止に関するもので、一時停止の期間や判決確定後の支給または不支給について規定しております。

第8条は、期末手当の支給の一時停止に関するもので、議員報酬の支給の一時停止と同様の取扱いとするため、第5条を準用することを規定しております。

第10条は、端数計算に関するもので、1円未満の端数を切り捨てることを規定しております。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行することを規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入り

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、大阪維新の会市議会団を代表いたしまして、議会議案第12号に対する賛成の立場からの討論を行います。

2021年、元東京都議による無免許運転による人身事故に端を発する長期欠席は、議員という身分が長期欠席をしても報酬を受けることができている問題として大きく取り上げられました。この問題を受け、議員の報酬とは一体何をもって、何の対価として得ているのか、盛んに議論されることとなりました。

遡れば、2016年に池田市議会議員が詐欺の容疑で逮捕・起訴され、報酬を不支給とする条例改正が行われており、長野県では、2021年に刑事事件の容疑者となっている議員の報酬が支払われるなど、市民の代表たる議員とその報酬に関して、身分によって報酬が固定化されることへの批判や問題が頻出しております。

本条例改正案は、他市にない細かな規定まで盛り込んでおり、先進的事例として誇るべきものであると考えます。摂津市議会においても、市民の代表としての責務、責

任を果たすことによって報酬を得ているという自覚が必要であり、いま一度、自ら襟を正し、議会の品格を守ることで、諸先輩方の築いてきた本市議会の改革を前進させるという観点から、このたび上程されました議案は非常に重要であると考えます。

以上、議会議案第12号に対する賛成討論とさせていただきます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

議会議案第12号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第13号など7件を議題とします。

お諮りします。

本7件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終

わります。

議会議案第13号、議会議案第14号、議、議会議案第15号、議会議案第16号、議会議案第17号、議会議案第18号及び議会議案第19号を一括採決します。

本7件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本7件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後4時38分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

福住礼子

摂津市議会議員

西谷知美

摂津市議会議員

塚本崇

摂津市議会継続会会議録

令和5年9月28日

(第4日)

令和5年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年9月28日（木曜日）

午後3時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤薫	4 番	野口博
5 番	村上英明	6 番	水谷毅
7 番	南野直司	8 番	森西正
9 番	弘豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
副市長	福渡隆	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総務部長	山口猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消防長	松田俊也
総務部理事	丹羽和人	生活環境部理事	西川聡

1 出席した議会事務局職員

事務局長	荒井陽子	事務局次長	大西健一
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 議長辞職許可の件
 - 2, 議 選 第 1 号 議長選挙の件
 - 3, 副議長辞職許可の件
 - 4, 議 選 第 2 号 副議長選挙の件
 - 5, 議 案 第 6 7 号 監査委員の選任について同意を求める件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 5 まで

(午後2時59分 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び三好俊範議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時1分 再開)

○光好博幸副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、福住議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

福住議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 議長退任に当たりまして御挨拶を申し上げます。

皆様の御推挙をいただきまして、微力ながらではございますが、議長として1年間、大役を務めさせていただくことができました。ひとえに、本当に議員の皆様、そして職員の皆様の御協力と支えによって果たせたと、心より感謝を申し上げます。

就任当時はまだ新型コロナウイルス感染症の流行という状況でありましたけども、徐々に一旦止まっていた市の行事であったり活動が再開を果たしてまいりました。そんな中で市に活気が戻り、そして地域に笑顔が戻ってきた、そういったことを実感する後半でもありました。また、一方では、高齢化が本当に深刻な状況で進んでいることも実感する、そんな後半でもありました。その間、皆様には、本当に定例会、また委員会において活発な意見を交換していただいて、これからもそうした議論を重ねながら、私自身もしっかりと市のため、そして市民の皆様のためにお役に立てるよう努めてまいりますので、どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。1年間、本当にありがとうございました。

(拍手)

○光好博幸副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

水谷議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました水谷議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○光好博幸副議長 異議なしと認め、水谷議員が議長に当選されました。

水谷議員が議長におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 このたびは、御推挙を賜り、誠にありがとうございました。1年間、大変お世話になりますけれども、どうぞ議員の皆さん、よろしく願い申し上げます。

アフターコロナの中、まだまだたくさんの課題もあり、市民の皆さんのニーズも高まっておりますが、誠意と情熱を持って全力を尽くして頑張っております。議員の皆様、そして職員の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、新任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○光好博幸副議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時4分 休憩)

(午後3時6分 再開)

○水谷毅議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、光好副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げる

ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

光好副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 副議長退任に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

思い返しますと、ちょうど1年前、この場に立ったことを本当に昨日のこのように思い出します。その際、皆様方の温かい御推挙を賜りまして、この副議長という大役を仰せつかり、何とか今日まで1年間務めることができました。これもひとえに、ここにおられます議員の皆さんをはじめ、市職員の皆さん、そして市民の皆さんの御理解と御協力があったからこそだと感じております。この場をお借りし、お礼申し上げます。本当にありがとうございました。

この1年間を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する世界情勢の混迷が続き、国内に目を向けますと、このロシア、ウクライナ両国の争いにより物価が高騰し、円安も進みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響もまだまだ続き、事業やイベントも中止を余儀なくされる状況が続きましたけれども、5類移行を機に何とか日常を取り戻してきたのではないかと感じているところでございます。

摂津市におきましても、徐々にではあります。事業や各種イベントが再開され、また、この夏には、摂津まつりも昨年引き続き通常どおり開催されました。加えて、自治会におきましても各夏祭りが開催され、にぎわいが取り戻されつつあったのではないかと感じております。しかしながら、この3年半の影響もあり、少なからずひずみが生じているのではないかと私は感じているところでございます。

また、議会運営におきましても、我々議員は、執行機関をチェックする立場において、常に緊張感のある関係性を維持し、議論し、そして提言していかなければなりません。そういった意味では、我々自身が成長し、そして質の向上にも努めていかなければならない、そう感じている次第でございます。その一方で、執行機関の皆様におかれましては、いま一度、原点、基本に立ち返り、的確かつ適正な業務執行に努めていただきたい、そう切に感じているところでございます。

これからは、新議長であります水谷議員、そして新副議長を支える立場として、この副議長という経験を生かしながらしつかりと努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

○水谷毅議長 挨拶が終わりました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

松本議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました松本議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、松本議員が副議長に当選されました。

松本議員が議長におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。松本議員。

（松本暁彦議員 登壇）

○松本暁彦議員 このたびは、御推挙をいただき誠にありがとうございます。

まだまだ若輩者ではございますが、皆様の御期待に沿えますよう、水谷議長をしつかりとお支えし、議会の円滑な運営に1年間全力で取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様、職員の皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○水谷毅議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第67号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第67号を議題とします。

本件の除斥に該当する野口議員の退席を求めます。

(野口博議員退席)

○水谷毅議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第67号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、増永和起氏の辞職に伴いまして、野口博氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○水谷毅議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第67号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(野口博議員着席)

○水谷毅議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時14分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 福住礼子

摂津市議会旧副議長 光好博幸

摂津市議会新議長 水谷毅

摂津市議会議員 出口こうじ

摂津市議会議員 三好俊範

摂津市議会継続会会議録

令和5年9月29日

(第5日)

令和5年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年9月29日（金曜日）
午後3時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤薫	4 番	野口博
5 番	村上英明	6 番	水谷毅
7 番	南野直司	8 番	森西正
9 番	弘豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
副市長	福渡隆	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総務部長	山口猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消防長	松田俊也
総務部理事	丹羽和人	生活環境部理事	西川聡

1 出席した議会事務局職員

事務局長	荒井陽子	事務局次長	大西健一
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後2時59分 開議)

○水谷毅議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び松本議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、野口議員及び松本議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したい旨の願い出があり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように

決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

安藤議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました安藤議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、安藤議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

安藤議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで令和5年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時3分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 水 谷 毅

摂津市議会議員 香 川 良 平

摂津市議会議員 松 本 暁 彦

☆ 添 付 資 料

令和5年第3回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
9 / 6	水	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
7	木		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
8	金		総務建設常任委員会（301会議室） (常任委員会予備日) (一般質問届出締切 12:00)	10:00
9	⊕			
10	⊕			
11	月		(常任委員会予備日)	
12	火			
13	水			
14	木			
15	金			
16	⊕			
17	⊕			
18	⊕			(敬老の日)
19	火			
20	水			
21	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
22	金			
23	⊕			(秋分の日)
24	⊕			
25	月			
26	火	本会議（第2日）	一般質問	10:00
27	水	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
28	木	本会議（第4日）	役員選出	15:00
29	金	本会議（第5日）	役員選出 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和5年第3回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 認定第 1 号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第 5 号 令和4年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 59 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分

〈文教上下水道常任委員会〉

- 認定第 1 号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第 2 号 令和4年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定第 3 号 令和4年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
- 議案第 59 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第 62 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 63 号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 64 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 認定第 1 号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第 4 号 令和4年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第 6 号 令和4年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第 7 号 令和4年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第 8 号 令和4年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 59 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第 60 号 令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

〈議会運営委員会〉

- 認定第 1 号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定第 1 号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

令和5年 第3回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 塚本崇議員	2番 西谷知美議員	3番 村上英明議員
4番 水谷毅議員	5番 野口博議員	6番 嶋野浩一郎議員
7番 三好俊範議員	8番 安藤薫議員	9番 松本暁彦議員
10番 藤浦雅彦議員	11番 香川良平議員	12番 三好義治議員
13番 南野直司議員	14番 弘豊議員	15番 森西正議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 塚本崇議員

- 1 AIの活用について
- 2 ビブリオバトルについて
- 3 公共交通のあり方検討会について
- 4 第10回市政モニターアンケートについて

2番 西谷知美議員

- 1 鳥飼まちづくりランドデザインについて
- 2 市民が住んでよかったと思える市政運営について
 - (1) 給食センター用地について
 - (2) PFOA対策について
 - (3) NIMBY（ニンビー）を防止することについて
- 3 中間支援組織の設置について

3番 村上英明議員

- 1 鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合について
- 2 災害時における避難情報の通知等について
- 3 公共施設のトイレ洋式化について

4番 水谷毅議員

- 1 自治会など地域力の向上について
- 2 大阪高槻線の歩道整備について
- 3 市内道路の路面標示復元について
- 4 新型コロナの感染対策について
- 5 待機児童解消について

5番 野口博議員

- 1 摂津市の財政状況と市民の暮らしについて
- 2 摂津市の職場環境の改善について
- 3 摂津市の南海トラフ地震対策について
- 4 生活福祉資金・緊急小口資金貸付の申請の簡素化について

6番 嶋野浩一郎議員

- 1 多世代での同居・近居の支援について
- 2 豪雨災害の防止について
- 3 自治会の活性化について
- 4 教科「日本語」について

7番 三好俊範議員

- 1 市の計画立案能力の低さについて
 - (1) 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合について
 - (2) 千里丘小学校の改築について
 - (3) 正雀駅前広場について
 - (4) 防災ステーションの活用について
 - (5) 鶴野の公園について
 - (6) 予算について

8番 安藤薫議員

- 1 鳥飼地域のまちづくりと学校統合について
 - (1) 学校統合が人口減少に拍車をかけないか
 - (2) 地域コミュニティの拠点として
 - (3) 防災の拠点の観点として
- 2 PFOA汚染問題について
 - (1) 自治体として市民の健康と環境を守る責任について
 - (2) 汚染者の責任について
 - (3) 太中浄水場2号井戸において高濃度のPFOAが検出されたことについて

9番 松本暁彦議員

- 1 健都のエリアマネジメントについて
- 2 児童虐待防止の取組の進捗について
- 3 PFOA対策の現状について
- 4 市民の命を有事から守る危機管理体制の構築について
- 5 生きる力を育むことについて
 - (1) いじめ対策について
 - (2) 教師不足について
 - (3) コト・モノ体験の重要性について
- 6 新型コロナワクチンの健康被害に関する市の対応について

10番 藤浦雅彦議員

- 1 防災対策について
- 2 市民と行政との協働（共催）を目指した協働提案制度を創設し、活発な活動を展開するとともに（仮称）協働支援金制度を創設することについて
- 3 コミュニティソーシャルワーカーを適正配置（中学校区に1人）することについて
- 4 小中学校の給食費無償化の推進について
- 5 学校健診に脊柱側弯症早期発見のためのモアレ検査を取り入れることについて

11番 香川良平議員

- 1 セッピープラチナプレミアム商品券について
- 2 受動喫煙防止対策について
- 3 市民税1,500万円誤還付問題について

12番 三好義治議員

- 1 鳥飼地域の公共交通機関確保について
- 2 事務処理ミス再発防止対策について
- 3 保育園の不適切保育実態について

13番 南野直司議員

- 1 選挙における投票しやすい環境づくりと配慮について
- 2 健康づくりについて

14番 弘豊議員

- 1 安心安全な学校給食について
 - (1) 小学校給食について
 - (2) 現在の中学校給食について
 - (3) 2026年開始の全員喫食の中学校給食について
 - (4) 学校給食費の値上げ据え置きと無償化の検討実施について
- 2 学童保育事業について
- 3 気候危機打開へ市が率先してすべき取組について
- 4 自殺予防対策と心の健康について

15番 森西正議員

- 1 新鳥飼公民館のエレベーター設置について
- 2 ごみステーションのカゴについて
- 3 台風7号における対応について
- 4 太中浄水場2号井戸の運転停止について
- 5 鳥飼まちづくりランドデザインについて
 - (1) 河川防災ステーションについて
 - (2) 府道大阪高槻線について
 - (3) 学校統廃合について

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
総務建設 常任委員会	三好 義治	安藤 薫	野口 博 香川 良平	南野 直司 嶋野浩一朗	塚本 崇
文教上下水道 常任委員会	村上 英明	出口こうじ	藤浦 雅彦 松本 暁彦	弘 豊	西谷 知美
民生常任委員会	増永 和起	光好 博幸	福住 礼子 三好 俊範	水谷 毅	森西 正

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員		
議会運営委員会	村上 英明	光好 博幸	増永 和起	西谷 知美	塚本 崇

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員		
駅前等再開発 特別委員会	塚本 崇	弘 豊	南野 直司	三好 義治	嶋野浩一朗

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(令和5年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期終了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 7 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9月6日	報告)
報告 第 8 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	9月6日	承認
認定 第 1 号	令和 4 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	令和 4 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	令和 4 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	令和 4 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	令和 4 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	令和 4 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	令和 4 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	令和 4 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月6日	閉会中の 継続審査
議案 第 59 号	令和 5 年度摂津市一般会計補正予算 (第 5 号)	9月27日	可決
議案 第 60 号	令和 5 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9月27日	可決
議案 第 61 号	摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月6日	可決
議案 第 62 号	摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件	9月27日	可決
議案 第 63 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9月27日	可決
議案 第 64 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	9月27日	可決
議案 第 65 号	動産取得に関する件	9月6日	可決
議案 第 66 号	工事請負契約締結の件	9月27日	可決
議案 第 67 号	監査委員の選任について同意を求める件	9月28日	同意
議会議案 第 12 号	摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月27日	可決
議会議案 第 13 号	核兵器禁止条約第 2 回締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 14 号	PFOA等についての敷地内濃度の公表を求める意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 15 号	大阪・関西万博における時間外労働の上限規制の適用を厳格に求める意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 16 号	フリースクール等への公的支援に関する意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 17 号	ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 18 号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の件	9月27日	可決
議会議案 第 19 号	再審法改正を求める意見書の件	9月27日	可決
	議長辞職許可の件	9月28日	可決
議選 第 1 号	議長選挙の件	9月28日	決定
	副議長辞職許可の件	9月28日	可決

議選 第 2 号	副議長選挙の件	9月28日	決定
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月29日	選任
	特別委員会委員選任の件	9月29日	選任
議選 第 3 号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月29日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月29日	閉会中の 継続調査